

拓殖大学論集

政治・経済・法律研究

第 16 巻 第 2 号

2014 年 3 月
野口忠彦教授退任記念号

論 文

政党構造についての比較分析枠組のデザイン

—政党の機能と構造についての比較分析枠組のデザインのために—

.....野口 忠彦 (1)

「代表なければ課税なし no taxation without representation」の 3 つの意味 — 1 —

.....野口 忠彦 (37)

イギリスにおける問題解決型裁判所の展開

～ 2 つの地域司法センターの評価をめぐって～守山 正 (55)

クルアーンの解剖 ～一神教と人間～立花 亨 (79)

The Relationship Between Ministerial Status and Candidate 浅野 正彦

Success in Japanese District Elections, 1967-2009Dennis Patterson (115)

地域の持続的発展可能性を高める経済活性化手法に関する比較研究

.....山本 尚史 (131)

枯渇資源における環境クズネッツ曲線の理論的導出

—有限の資源制約が存在する場合の内生的成長理論を用いて—宮永 輝 (151)

貿易・投資構造からみた中国と中東産油国との経済的結合度の深化.....茂木 創 (169)

国際行政としての EU の政策類型とその運用実態

—政策類型の組み合わせによる集権化—原田 徹 (185)

退職教員の挨拶・略歴・研究業績

お世話になった皆様に心より筆舌に尽くし難い感謝を捧げると共に

拓殖大学の更なる発展を祈念します野口 忠彦 (211)

拓殖大学 研究所紀要 投稿規則 (215)

「政治・経済・法律研究」執筆要領 (218)

政党構造についての比較分析枠組のデザイン

——政党の機能と構造についての比較分析枠組のデザインのために——

野 口 忠 彦

目 次

はじめに

1 アメリカにおけるプレ政党構造論

i キーによる「断片的アプローチ」

ii ゴールドマンによる「断片的アプローチ」および「選挙人における政党」という用語と認識の嚆矢

iii 「断片的アプローチ」の基礎：アメリカにおける古典的政党組織論

2 ソーラフの政党構造論：相互作用している3つの要素からなる1つの政治的構造としての政党

3 政党構造の比較分析枠組のデザイン

4 ソーラフによる「政党機能論」と「政党機能についての比較分析枠組」の確認

5 「政党の機能と構造についての比較枠組」のデザイン

むすび

はじめに

いうまでもなく、「デモクラシー democracy」には直接的なそれと、間接的なそれとがある。その後者は「代表デモクラシー representative democracy」である。前者の要素を全く含んでいないということではないが、「デモクラシー」は、近代以来「代表デモクラシー」である。本来、「代表 representation」と「デモクラシー」は必ずしも結びついていなければならないものではない。たしかに、「代表」でない「デモクラシー」も、「デモクラシー」でない「代表」も理論的にも考えられうるし、現に存在したし、している。¹しかしながら、近代以来今日に至るまで、現実のデモクラシーは「代表」デモクラシーである。近代以来今日に至るまで、理論的のみならず実際的にも、「代表」なくしてデモクラシーはその存立と存続が恐らく不可能であった。ここにおいて、「代表」はデモクラシーにとって欠くことのできないものとなっている。たとえば、ジェイムズ・ミル James Mill も『エンスイクロペディア・ブリタニカ』第5版のために1867年から1923年にかけて書かれた一連のエッセイの1つにおいて、「理論的と实际的との両面における全ての困難事の解決策たる代表制 the system of representation²」と指摘している。また、カール・レーヴェンシュタイン Karl Loewenstein の、1957年に刊行された『政治権力と政治過程 *Political Power and the Political Process*』によれば、「代表技術の発明あるいは発見は、西洋のおよび西洋を通じて世界の政治的進展にとって、蒸気、電気、燃焼エンジン、原子力のような技術的発明が人間の技術的進展にとってそうであったのとおなじくらい、決定的であった。³」

さらに今日、「代表」デモクラシーにとって、「代表」がデモクラシーにとってそうであるのとおなじくらい、決定的であり重要であり、あるいは欠くことができないものがある。それは「政党 political parties」である。シグマンド・ノイマン Sigmund Neumann は、1956年に、自ら編集している『現代政党 *Modern Political Parties*』の「なぜ政党を研究するのか」と題するいわば序章を「政党は現代政治の生命線である。」という言葉で書き始め、政党を「われわれの政治生活における」「決定的勢力」であるとも「政党は実に決定的に重要である。⁴」とも指摘している。たしかに、フォード Henry Jones Ford が1898年に刊行した『アメリカにおける政治の出現と発展 *The Rise and Growth of American Politics*』においてように「政党は政治と同じくらい古い⁵」存在であるが、政治学者としてのみならず歴史学者としても名高いクリントン・ロシター Clinton Rossiter も、1962年にその著『アメリカにおける政党と政治 *Parties and Politics In America*』の冒頭で、「デモクラシーなければアメリカなく、政治なければデモクラシーなく、政党なければ政治なし・・・⁶」と喝破している。また、シャトシュナイダー E. E. Schattschneider も、1942年に、その著『政党政治 *Party Government*』を捧げた主題たる「政党がデモクラシーを創造した」ということと「近・現代デモクラシー modern democracy が政党による以外は考えられない⁷」ということを深く認識している。いうまでもなく、政党に対する反対論、慨嘆、あるいは否認論などは、少なからずある。⁸しかし、「代表デモクラシー」が近代に成立して以来、特に今日、現実には、「政党」なくして「代表デモクラシー」が存在することも、さらには存続することも共に不可能である。このことは、夙に1891年に、モース Anson Morse によって、*Annals of the American Academy of Political and Social Science* に掲載された「政治制度における政党の地位 The place of party in the political system」においてなされた政党に対する「過去の無視への弁解が何であれ、その継続への確かな根拠はありえない。わたくしたちは今日政党政治の下に暮らしている。⁸」との、また1921年に、J. ブライス James Bryce によって『近代デモクラシー諸国 *Modern Democracies*』においてなされた、「歴史は党派的精神 party spirit」によって生じさせられた危害で満ちている・・・⁹」しかし、「政党は不可避的である。代表政治が政党なしにいかにか作動しえるかを、示した者はいない。⁹」との、両言明においても明らかである。要するに、近代以来、「デモクラシー」にとって、「代表」が不可欠であるように、特に現代の「代表デモクラシー」にとって、「政党」は不可欠なのである。

それはなぜか。それは「政党」が「政党」でなくては果たすことができない機能を果たしているからに他ならないからと考えられる。そこで、そのような機能とは何か、さらにはそのような機能を果たしている構造とは何かを分析することによって明らかにし、正しく認識することが必要になる。加えて、それらは比較することによって、より明らかにされる。そこで、現代代表デモクラシーにおける政党の「機能」とその「機能」を果たしている「構造」とは何かということが問題になる。そこで、その問題に、具体的にイギリスとアメリカ¹⁰の政党について、「機能」とその「機能」を果たしている「構造」の点から比較分析することによってアプローチしたい。

そのために、イギリスとアメリカの「政党」の機能と、その「機能」を果たす「構造」についての比較分析枠組がまず必要とされる。したがって、「政党の機能と構造についての比較分析枠組のデザイン」が本稿の目的である。しかし、「政党の機能についての比較分析枠組のデザイン」については既に発表済み¹⁾なので、本稿では、「政党の構造についての比較分析枠組のデザイン」を試み、次に、発表済みの「政党の機能についての比較分析枠組のデザイン」の結果を確認し、その後で、「政党の機能と構造についての比較分析枠組のデザイン」を試みる。

なお、以上は、既に発表済みの「政党の比較機能分析枠組のデザイン」の「はじめに」において書かれたものを、さらに拡充すると共に、本稿用に加筆補正したものであることを、お断りしておく。また念のためにいえば、「4」については、資料などの拡充はあるが、前述のように既に発表済みのものを本稿用に加筆補正したものである。したがって、本稿のオリジナルは、「序」と「2」以外の部分となる。ただし、「序」と「4」も元の通りそのままではない。

また、本稿において「政党」というのは主要な政党 major political parties が中心であること、および訳書のある引用文は必ずしも訳書の通りとは限らないこともお断りしておく。

注

- 1 周知のように、「代表」でないデモクラシーは、直接デモクラシーであり、例えば、古典期ギリシアのポリス・アテネなどで行われていた。また、デモクラシーでない「代表」は、たとえば、イギリスにおける初期代表制における「代表」である。なお、後者については、以下の拙稿をみること。野口忠彦、「イギリスにおける国民代表の政治社会的基礎の崩壊」、『行動科学研究』，吉村正先生追悼号，Vol. 18 No. 1, 1984 (第22号)，東海大学基礎社会科学研究所，1985年3月，127頁～128頁。；野口忠彦、「イギリスにおける国民代表制の成立過程」、『政治科学研究』II，政治科学研究所，昭和55年7月。
- 2 James Mill, *Essay on Government, Jurisprudence, Liberty of Press, and Law of Nations*, written for The Supplement to the Encyclopaedia Britannica, reprint ed. ([London : J. Innes, 1825], New York : Augustus M. Kelley, 1967), p.16.
- 3 Karl Loewenstein, *Political Power and the Political Process* (Chicago : University of Chicago Press, 1957), p.40. ; カール・レヴェンシュタイン，阿部照哉，山川雄己共訳，『現代憲法論：政治権力と統治過程』，有信堂，昭和42年，54頁。ただし，この訳書は，アメリカ版初版（1957）のドイツ語訳に著者が加筆した *Verfassungslehre* (Tübingen : J.C.B.Mohr, 1959). から翻訳されたものである（「訳者まえがき」をみること）。
- 4 Sigmund Neumann, "Why Study Political Parties ?" *Modern Political Parties*, ed. Sigmund Neumann (Chicago : University of Chicago Press, 1956), p.1.
- 5 Henry Jones Ford, *The Rise and Growth of American Politics* (New York : Macmillan, 1898), p.294.
- 6 Clinton Rossiter, *Parties and Politics in America* (Ithaca, New York: Cornell University Press, 1962), p.1. ; クリントン・ロシター，後藤一郎，内田満共訳，『アメリカの政党と政治』，日本外政学会，昭和39年，3頁。
- 7 E. E. Schattschneider, *Party Government* (New York : Holt, Rinehart and Winston, 1942), p.1. ; E.E. シャットシュナイダー，間登志夫訳，『政党政治論』，法律文化社，1964年，1頁。
- 8 1733年～1734年にかけて，ボーリングブロー克 Henry St. John Bolingbroke は『政党論 Dissertation of parties 』を公にしたが，そのうちで，かれは政党を政治機構の一部にするような制度に「反対し」，それを腐敗と同一視した。かれとほぼ同じころに，デヴィッド・ヒューム David Hume

も『政党一般について Of the Parties in General と『イギリスの政党について of the Parties of Great Britain 』との二つの論文を書き、その一つにおいて、かれは利害からの政党、性情からの政党と原則からの政党とを区別し、そして特に抽象的思索の原則からの政党は、単に現代に知られているものであつて、おそらくは、今まで人生のうちに現れた最も法外な説明のつかない現象であると論じたが、しかし、かれはただこの奇怪な現象を「慨嘆」しただけであつたといわれる。〔吉村正、『現代政治の機能と構造（新版）』、前野書店、昭和59年、79頁。；吉村正、「緒言」、吉村正編著、『今日の政党』、有信堂、昭和31年、3頁。〕さらに、政党否認論としては、たとえば次のようなものがある。M. Ostrogorski, trans. Frederick Clark, *Democracy and the Organization of Political Parties*, 2vols. (New York : Macmillan, 1902). ; Charles C. P. Clark, *The Commonwealth Reconstructed* (New York : A. S. Barnes, 1878). ; Albert Stickney, *A True Republic* (New York : Harper, 1879). ; Albert Stickney, *Democratic Government* (New York : Harper, 1885). ; Albert Stickney, *The Political Problem* (New York : Harper, 1890). ; Albert Stickney, *Organized Democracy* (Boston : Houghton Mifflin, 1906). ; James S. Brown, *Partisan Politics : The Evil and Remedy* (Philadelphia : J.B. Lippincott, 1897). なお、次の書もみる。Austin Ranney, *The Doctrine of Responsible Party Government ; Its Origins and Present State* (University of Illinois Press, 1954), Part Three. ; 吉村正、『政党政治と政党リーダー』、前野書店、昭和51年、第一部一。

- 9 Anson Morse, "The place of party in the political system", *Annals of the American Academy of Political and Social Science*, November, 1981, p.301.
- 10 James Bryce, *Modern Democracies* (New York : Macmillan, 1921.) 2 Vols. I : 119.
- 11 イギリスとアメリカを選んだのは、一つには、「代表デモクラシー」はまずイギリス、アメリカ、およびフランスにおいて成立したが、それらのデモクラシーが採用した「代表」にはフランスのタイプが含まれるイギリスとアメリカの二つのタイプがあつたことにもよる。

つまり、近代において、イギリス、アメリカ、およびフランスにおいて先ず成立した「代表」デモクラシーにおける「代表」は「国民代表」であつた。ただし、イギリスにおいては、観念的には、議会が全国民を代表しているので、そのメンバーである代表者（庶民院議員）は全国民を代表すると考えられていたが、実際的には、代表者はどの選挙区において選出されようが、議会においては、自らの良心に従い、討議を通して、1つの全体としてのイギリス国民あるいはその利益を代表するというものであつた。つまり、各議員は全国民あるいはその利益を代表し、その結果として、1つの全体としての代表者である議会も全国民あるいはその利益を代表するというものであつた。この点に関しては、フランスにおける代表者もほぼ同じであつた。しかし、アメリカにおいては、下院議員は当初は人口3万人、その後には国勢調査の結果に基づき決定された選挙区、上院議員は当初各州の選挙人の人数の多い院で、後には直接州民によって選出されたが、いずれにしても代表者たる両院議員は両院において、それぞれの選挙区たるセクションあるいはその利益を、動態的に代表し合い、その結果、議会（両院）においては、ある特定のセクションが代表され過ぎたりされな過ぎたりすることなく、比較的均衡してアメリカ全国民が代表されるというものであつた。（これについては、次の拙稿をみる。野口忠彦、「イギリスにおける国民代表観念の成立」、『政治科学研究』Ⅰ、国際動向出版社、昭和54年。；野口忠彦、「イギリスにおける国民代表制の成立」、『政治科学研究』Ⅱ、国際動向出版社、昭和55年。；野口忠彦、「欧大陸における国民代表国民代表観念および国民代表制の成立」、『政治科学研究』Ⅲ、国際動向出版社、昭和56年。）

また、イギリスとアメリカを選んだのは、もう一つには、同じ伝統的な「代表デモクラシー」国でも、イギリスは、「議院内閣制」を採用しているが、アメリカは「大統領制」を採用していることにもよるし、加えて、現在とは別にして、両国がかつては二大政党制でもあつたことにもよる。

- 12 野口忠彦、「政党の機能についての比較分析枠組のデザイン —— 代表研究の立場から —— 」、『拓殖大学論集』第193・194合併号、拓殖大学政治経済研究所、平成3年12月。

1 アメリカにおける政党構造についての比較分析枠組のデザイン

Ⅰ アメリカにおけるプレ政党構造論

ⅰ キイによる「断片的アプローチ」

政党についての研究者数が多いことについてはもちろん、政党についての研究業績の質的にも優れ量的にも多いのはアメリカであろうし、特に政党の構造論はアメリカにおいて成立した。そこで、本稿も、アメリカにおける政党構造論の成立を、そこに至る系譜も含めて明らかにする。

ポンパー Gerald M. Pomper は、1992年刊行の著『熱情と関心：アメリカデモクラシーの政党概念 *Passion & Interests: Political Party Concepts of American Democracy*』において、「キイ V. O. Key, Jr. に由来する政党研究における最も一般的な概念枠組は……。¹」というが、それは政党研究における最も一般的な概念枠組は「キイに由来する」ともいえることを意味している。このキイの「概念枠組」について、シュレジンガー Joseph A. Schulesinger は1984年5月に発表の「政党組織の理論について On the Theory of Party Organization」において、以下のように主張している。

……。分析の支配的、模範的な様式は、私が断片的アプローチ piecemeal approach と称するか、あるいは、キイが「選挙人-における-政党 party-in-the-electorate」, 「政府における政党 party in government」, および「政党組織 party organization」と呼ぶところのものを扱うひと続きの諸章である〔キイ V. O. Key, Jr. (1964). 『政治, 政党, および圧力団体 *Politics, Parties, and Pressure Groups*』第5版, (New York: Thomas Y. Crowell. pp.163-65.)。]²

この引用からも分かるように、本稿が「断片的アプローチ」というのは、シュレジンジャーに従ったのである。この「断片的アプローチ」については、その特徴として、政党を3つの断片的グループに分けて、その3つの断片的グループからなる1組にしていることであろう。しかもその3つの断片的グループのうち、「政党組織」は一般的な名称であるし、「政府における政党」も「政党組織」ほどではないにしても一般的であるし、「政党組織」ほど古くからではないにしても、後述のように比較的古くから用いられている。これらに比較して当時としては新しいし、何よりも特徴的であるのは「選挙人-における-政党」という用語とその認識である。「選挙人」は、キイにとって、もともと「アメリカの政治過程における政党制 the party system の機能を説明すること³」という目的に資するものであった。シュレジンガーが引用したのは『政治, 政党, および圧力団体』の第5版であるが、それ以前の初版(1942年)においては、第三部 選挙人と選挙方法 Part III The Electorate and Electoral Methods の第17章⁴, 第2版(1950年刊)に

においても第3部選挙人と選挙の方法 Part Three The Electorate and Electoral Methods の第16章⁵、第3版（1953年刊）においては第4部政党と選挙人 Part Four Party and the Electorate の21章⁶、および第4版（1958年刊）においては、第4部政党と選挙人 Part Four : Party and the Electorate の第22章⁷で、いずれにおいても「選挙人 The Electorate」というタイトルを設けている。しかも、その第3版（1953年刊）の第2部 政党制 Part Two Party System 冒頭において、「いくつかの点で、圧力団体 a pressure group は明らかに単純な統一体 entity である。」という文で始まるパラグラフに続くパラグラフで、以下のように論じている。

政党は、少なくともアメリカのシーンにおいて、特殊な種類の「グループ」である傾向がある。おそらく、慣例によってのみ、政党は「グループ」として示されるかもしれない。その構成員たちの間で、帰属意識、共有された関係の意識、同じ方向への行動への推進力は、少なくとも時々、ほとんど認識されないかもしれない。

おそらく、「政党」について話すことの根本的困難さの1つは、その用語が「集団」および「近似集団」の多くのタイプへの区別なしに適応されるということである。論議は「政党」という語彙の用法に関する何らかの予備的区別によって容易にされる。1つの全体としての投票者の団体 the body 内において、諸グループは自らを政党のメンバーとみなす人々から構成される。デモクラット党の「グループ」およびリパブリカン党の「グループ」は選挙期間だけ動員されるが、しかし、選挙の間の期間においては、各グループ構成員たちは——あるいは、かれらの多くは——公的争点への特徴的な点において、およびかれらの党員の忠誠心を主張する場合には、再び行動する。「選挙人 - における - 政党 party-in-the-electorate¹」の意味における政党は無定型のグループである。・・・。

もう一つの意味において、政党という用語は多かれ少なかれ職業的な政治的活動家のグループ professional political group に適用されるかもしれない。・・・もちろん、実際に職業的政治的グループは、「選挙人における政党」がそうであるように、通常は多くのサブグループから成り立っているが、しかし、ある目的のために、およびある場合において、その各々は単一の大きなグループとみなされるかもしれない。

時々政党は政府内におけるグループを意味する。・・・大統領、代議院および元老院の両院におけるかれの政党のグループ、および行政諸省の長を含んでいる「政府における政党」が時々存在するかもしれない。わたくしたちは、政府の行為への責任を持たされうるそのようなグループがあたかも存在しうるかのように、常に語る傾向がある。

そして、政党という用語が使われるもう一つの意味がある。しばしば、それは、選挙人 - における - 政党、職業的な政治的グループ、立法部 - における - 政党 party -in-the-legislature、および政府における政党を1つに包む統一体 an unity を意味する。・・・。真実には、その用語のこの全 - 包含的な all-encompassing 用法は、多かれ少なかれ密接に相互

作用し、またおそらく時々一つである政党と呼ばれるグループの全てのタイプへの、その正当な適用性を持っている。しかも、分析的ならびに操作的との両面において、政党という用語は大抵グループの幾つかのタイプを意味したに違いなく、；かつ、その用語が使われる意味を相対的に明らかにすることは有用である。

上述のパラグラフの特徴に沿って本書全体を構成する企てはないけれども、しかも本書の第2部を構成する以下の5章は、「選挙人 - における - 政党」について主に焦点を合わせる。これらの全ての章においてその論じ方はその用語の全ての意味における政党に触れるが、強調は、全般的に、私たちが政党と呼ぶ選挙人における大なるグループの本質ならびに行動に置く。後の章において、強調はその他の意味のうちの幾つかに変えられる。

注1 そのフレイズはラルフ M. ゴールドマン Ralph M. Goldman のものである。これらのパラグラフにおける区別は正確には同一ではないが、ゴールドマンはかれの『政党委員長と政党派閥, 1789年～1900年 *Party Chairmen and Party Faction, 1789-1900.*』(Chicago : University of Chicago, Ph. D. dissertation, Ms, 1951), 第17章 「全国レベル政党組織の多様性」 ch. 17, “The Multicity of National Level Party Organizations” における政党の用法の間で有用な区別をなした。⁸

このような記述は、第4版の第2部においても注1と最後の部分を除けばほとんど変わらない。第4版においては「そのフレイズはラルフ M. ゴールドマン Ralph M. Goldman のものである。」まではかわらず、その後は、ただ「かれの『政党委員長と政党派閥, 1789年～1900年 *Party Chairmen and Party Faction, 1789-1900.* .』(Chicago : University of Chicago, Ph. D. dissertation, Ms, 1951), 第17章 ch. 17 をみよ。⁹」となっている。また、最後の部分は、以下の通りである。

・・・第2部を構成している章は「選挙人 - における - 政党」についての多量のデータを含むけれども、それらの主要な目的はアメリカの政治過程における政党制の機能を説明することである。¹⁰

さらに、このような記述は第5版においても、第4版と、全く同じではないが、ほとんど変わらず論旨に違いはないが、第5版では第4版の注の部分“Ph. D. dissertation, Ms, 1951Ph.”の前に“Unpublished¹¹”が挿入されている。これは“Ms,”だけでも十分であろうし、その挿入の意図も不明であるが、単に引用論文が未公開であることを知らせたかったものと思われる。

かくして、明らかなことは、第3版にせよ第4版にせよ第5版にせよ、この第2部の「主要な目的は、アメリカの政治過程における政党制の機能を説明することである。」が、「政党」という語彙は、たとえば、「選挙人 - における - 政党」、「職業的な政治的グループ」、「立法部 - における

- 政党」，および「政府における政党」などのように，色々な意味で使われる場合もあるが，それらを一つに包む「統一体 an unity」という意味でもあるということになる。このような「それらを一つに包む「統一体 an unity」という」認識は，ポンパーのいう「政党研究の最も一般的な概念枠組」あるいはシュレジンジャーのいう「断片的アプローチ」とみられうる。また，「政党組織 Party Organization」については，「選挙人」についてと同様に，初版から第4版までそれぞれ章を設けて記述されている¹²にもかかわらず，「選挙人-における-政党」の「選挙人」とは違って，政党という「統一体 an unity」の色々な意味の中に入れられてはいない。つまり，「政党組織」は「選挙人における政党」が用いられている第3版，第4版，および，第5版では「選挙人」（「選挙人-における-政党」）と同じ範疇あるいはレベルでの存在と認識されるに至っていない。しかも，「選挙人-における-政党」という用語も認識もゴールドマンによっている。たしかに，「選挙人-における-政党」が本書に現れたのはゴールドマンの論文提出（1951年）後の第3版（1953年）からで，もちろん，「選挙人-における-政党」という記述は初版にも，第2版にもない。

ただしポンパーのいう「政党研究の最も一般的な概念枠組」あるいはシュレジンジャーのいう「断片的アプローチ」は，既述のようにポンパーもシュレジンジャーも，引用したのはキイの『政治，政党，および圧力団体』の第5版であるが，引用された箇所は事実上その第3版から始められ第5版までほとんど変えられていない。

しかも，「選挙人-における-政党」，「職業的な政治的グループ」，「立法部-における-政党」，および「政府における政党」などのように，色々な意味で使われる場合もあるが，それらを1つに包む「統一体」という意味では「断片的アプローチ」と呼ぶことは可能であろうが，その「断片」が「選挙人-における-政党」，「政府における政党」，および「政党組織」の3つとまでは整理あるいは洗練されてはいない。そのような整理あるいは洗練については，「2」において明らかにすることにして，ここでは，「断片的アプローチ」および「選挙人-における-政党」という用語の嚆矢についてみる。

ii ゴールドマンによる「断片的アプローチ」および「選挙人-における-政党」という用語と認識の嚆矢

上述のようなキイの「断片的アプローチ」において「政党組織」や「政府における政党」という用語も認識も先在するが，それらと比較して，新しくしかも特徴的な「選挙人-における-政党」という用語の表記とその認識にとどまらず，「断片的アプローチ」も共にその嚆矢はキイによっても示唆されているゴールドマン Ralph M. Goldman の1951年にシカゴ大学に提出された博士論文である『政党委員長と政党派閥，1789年～1900年：執行部の責任と軋轢解決の理論 *Party Chairmen and Party Faction, 1789-1900. : A Theory of Executive Responsibility and Conflict Resolution*¹²』にあると，筆者にはみられる。

ゴールドマンはこの論文の第4部第XVII章、全国的レベル政党組織の多様性 Part XVII The Multiplicity of National Level Party Organizations において、以下のように記述している。

・・・。「全国レベルの政党」は、

- (a) 元老院 - における - 政党 the party-in-the-Senate,
- (b) 代議院 - における - 政党 the party-in-the-House,
- (c) 全国大会 the national convention,
- (d) 大統領選挙運動組織 the presidential campaign organization,
- (e) 選挙人 - における - 政党 the party-in-the-electorate,
- (f) 全国委員会 the national Committee, および
- (g) 全国委員会委員長 the National Chairman

と呼ばれるかもしれないそれらの半 - 全国的組織の集まり the collection of those semi-national organization と称する。これらは、責任の構造を全国的政党のリーダーへ適用することにおいて政治的分析によって与えられた手立てたるべき特殊な組織的ユニット the specific organizational units である。すべてのこれらの半 - 自動的ユニットは政党組織における予備選挙に参加する、すなわち、そのリーダーを政府の職員の管理者に就かせる。しかしながら、各ユニットはこの予備選挙の目的の様々な段階に集中する。¹³ (ただし、原文においては (a) から (g) まで続けて列挙されているが、それぞれを1行毎に分けて表記したのは筆者による。)

このように、ゴールドマンは「政党」を (a) から (g) まで列挙した「半 - 全国的組織の集まり」であるとも、「特殊な組織的ユニット」であるともしている。もちろん、これらの「半 - 全国的組織」は「断片」とみられるので、政党を「半 - 全国的組織の集まり the collection」であるとも、「特殊な組織的ユニット」であるとするゴールドマンのこのアプローチは「断片的アプローチ」の嚆矢であるとみられる。しかも (e) 「選挙人 - における - 政党 the party-in-the-electorate」という用語も認識も恐らくキイも示唆しているようにゴールドマンのこの論文が嚆矢であろう。

もちろん、(a) 元老院 - における - 政党、(b) 代議院 - における - 政党、は「政府における政党」に、そして、(c) 全国大会、(d) 大統領選挙運動組織、(f) 全国委員会、および (g) 全国委員会委員長は「政党組織」にそれぞれまとめられうる。しかし、「政府における政党」についてはともかく、「政党組織」についての認識があったものとも理解されうるが、「政党組織」を「半 - 全国的組織の集まり」あるいは「特殊な組織的ユニット」を構成する「半 - 全国的組織」であるとは認識してはいないようである。つまり、「政党組織」を「断片」ともみなしてはいないし、同じレベルあるいは範疇にあるとはみられていない、この点に関しては、既にみたキイの見解とほとんど変わらない。

たしかに、政党を「半-全国的組織の集まり」であるとも、「特殊な組織的ユニット」であるとするゴールドマンのアプローチは「断片的アプローチ」の嚆矢であるにとどまらず、(e)「選挙人-における-政党」という名称も認識もそれらの嚆矢であるとみられるが、残念ながら、これらについては、この論文提出当初は、タイプライターで打たれた提出論文を直接読んだ者しか知ることができなかった。また1991年以降はそのコピーされ製本されたものが入手可能になったが、それには不鮮明で読むのに苦勞する箇所も少なくない。

この「第4部 第XVII章において、(a) から (g) まで列挙された「半-全国的組織」の記述があり、「選挙人-における-政党」については662頁から663頁に渡って既述されているが、「選挙人-における-政党」という用語や認識が新しくかつ特徴的であるのに、「選挙人」そのものについては一般的に用いられる用語であるためにか、また、そこでは「選挙人-における-政党」についても、たとえば「元老院-における-政党」や「代議院-における-政党」などと同様に自明のことと考えられているためにか、あるいは「選挙人-における-政党」という認識そのものがゴールドマンによって初めて創始されたということ、その認識とその意義の重要性なども、ゴールドマン自身によって意識されていなかったためにもよってか、またその章のテーマが「全国的レベル政党組織の多様性」であるためにか、いずれにしても、たとえば「元老院-における-政党」や「代議院-における-政党」などがそれら自身についての記述がないのと同様に「選挙人」とか「選挙人-における-政党」そのものについての記述はない。

iii 「断片的アプローチ」の基礎：アメリカにおける古典的政党研究

では、「政党組織」および「政府における政党」についてはどうかといえば、政党について、「断片的アプローチ」が生じる以前には、どちらかといえば、専ら「組織」についてのアプローチがなされていた。その意味で、アメリカにおいて、「政党組織」への接近は古典的な政党研究の1つであるともみられうる。たとえば、生まれながらのニュー Yorker であるバーンハイム A. C. Bernheim は、1888年に「ニューヨーク市における政党組織とそれらの公職への指名権 Party Organization and Their Nominations to Public Office in New York City¹⁴」論を公にしているし、1891年のモース Anson D. Morse による「政治制度における政党の地位 The Place of Party in the Political System」の「I. 組織」において、次のように記されている。

・・・。アメリカ諸植民地は、それらが政治的組織一式の多くを母国から受け入れたように、政党の制度を母国から受け入れた。しかし、それらの掌中において合衆国の形成後著しい発展を遂げ、そして今日アメリカの政党-制は他ではみられない組織の完成を示している。¹⁵

また、1898年にフォード Henry Jones Ford はその著『アメリカ政治の起源と発展』の「第3部 政治の機関 Part III The Organs of Government」の「第XXIII章 政党組織」において、

以下のように記述している。

政党は政治と同じくらい古く、政府の機関を作動させることにおいて政党の作動は自由な制度を持っている全ての諸国においてみられるが；しかし特別な権威としての政党は、それ自身の特殊な機関を通してその決定を表明しているし、その方向における傾向はイギリスにおいて示されているが、しかも合衆国は世界にただ一つの例を提供している。¹⁶

なるほど、アメリカにおける古典的ともいえる政党についての研究、特にアメリカ政党組織の研究はアメリカ政党組織の独自性を示しているが、それについては別稿で扱いたい。ここでは、「政党組織」という用語とそれについての認識が、いつとは特定できないほど古くからあるものと理解できる。

しかも、この注 16 に引用したのと同じ論文の他の箇所において、下掲の記述が見出される。

権力 power, 換言すれば政府 the government における政党は自由に解任できる。¹⁷

この「権力における政党 Party in the power」というのは便宜上そう訳したもので、いうまでもなく「与党」あるいは「政権党」と訳され、これも一般的な用語とみられる。しかし、「政府における政党 Party in the government」は、当時においてどれほど一般的に用いられていたかどうかは不明であるが、「政党組織」ほどではないにしても、一般的に用いられた用語とみられ、少なくとも、この時既に使われていたことは確かである。

このように、「断片的アプローチ」とされる、諸「断片」のうち、比較的新しくて特徴的な「選挙人 - における - 政党」という用語も認識もゴールドマンによるものであるが、「政党組織」は比較的古くか一般的に用いられてものであるし、「政府における政党」という用語も認識も「政党組織」ほどではないにしても、ある程度古くから、ある程度一般的に用いられていたものと思われる。

要するに、「選挙人 - における - 政党」を別にして、「政党組織」や「政府における政党」は政党の古典的研究において既に用いられている用語であり、認識である。

2 ソーラフの政党構造論：相互作用している 3 つの要素から成る 1 つの政治的構造としての政党

キイ自身も『政治、政党、および圧力団体』の第 3 版から、「政党組織」を「政党構造」と認識していたものとも理解される¹⁸が、それはただ「政党組織」だけが「政党構造」と認識されていたものと理解される。しかし、そのような認識とは異なっており、ソーラフ Frank J.Sorauf は 1967 年に発表した「政党と政治分析 Political Parties and Political Analysis」(以下において、

これを単に「論文」とも称す)において、政党を「3つの要素から」あるいは「3部からなる1つの組織あるいは構造」という新しい認識を以下のように提示している。

平易さと明快さのために、政党は3部からなる1つの組織あるいは構造 a tripartite organization or structure として考えられうる。それは3つの要素 three elements から成っている。

1. 厳密な意味での組織 *The organization proper*.
2. 公職における政党 *The Party in office*.
3. 選挙人 - における - 政党 *The-party -in-the-electorate*.¹⁹ (ただし、これらの3要素の後にそれぞれ個別説明的記述が付けられているが、それらは省略した。)

これらの3要素は、シュレジンガーによってキイの「断片的アプローチ」と称される3つの断片、すなわち「政党組織」、「政府における政党」、および「選挙人における政党」とほぼ同一である。もちろん「公職における政党」は表現が異なるが「政府における政党」とほぼ同一である。しかも、「選挙人 - における - 政党」については、次のような注がつけられている。

この用語はキイ V.O. Key Jr. によって、『政治、政党、および圧力団体 *Politics, Parties, and Pressure Groups* 』(New York, 1964)において、ポピュラーにされた;かれは、さらに、その起源がゴールドマン Ralph Goldman にあると考えている。²⁰

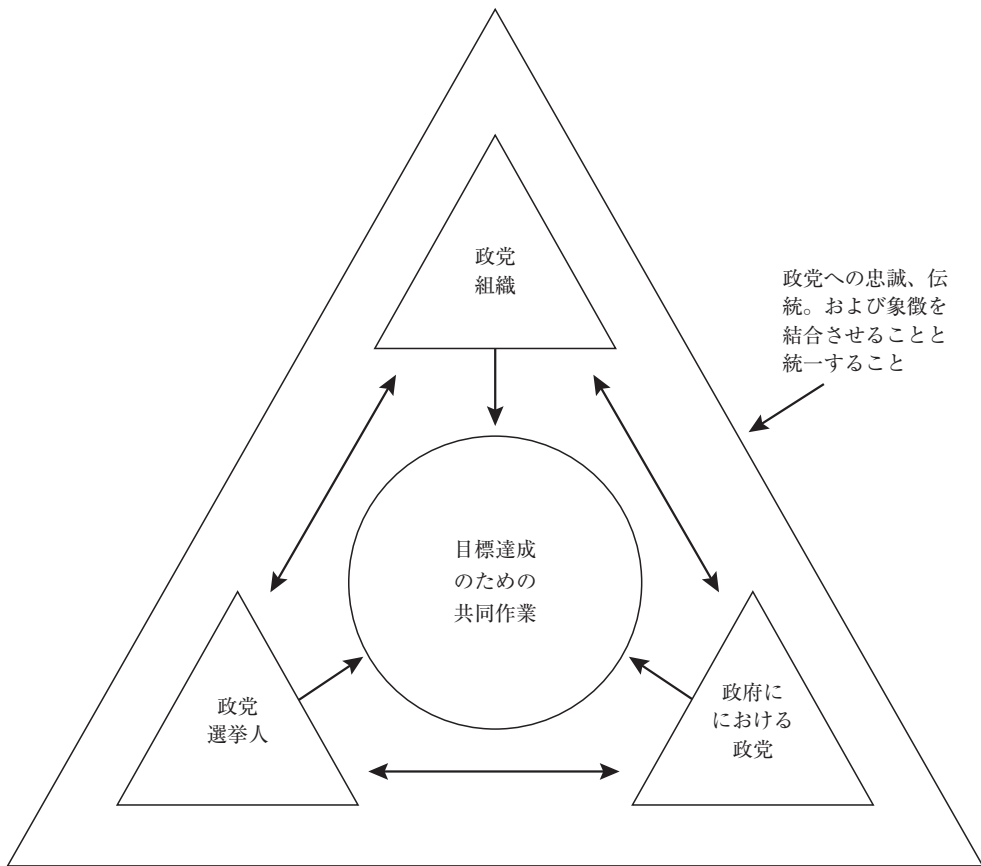
そして、ソーラフは、1968年刊の『アメリカにおける政党政治 *Party Politics In America* 』(第1版:初版)において、さらに図も加えて、以下のように記している。

おそらく、アメリカの主要な政党について相互作用のある3部からなる1つのシステム a tri-partite system , 1つの大きくて不可解な3つの頭を持った政治的巨人 a great and enigmatic three headed political giant として考えることはより正しいであろう。一つの構造として、それは3つの別個の要素を包含している (図2)。

1. 政党組織 *The party organization*.
2. 公職における政党 *The party in office*.
3. 選挙人における政党 *The party in the electorate*.²¹ (ただし、これらの3要素それぞれの後に付けられた個別説明的記述は省略した。)

この最初に示されたパラグラフの記述に続く個別説明的記述においては「2. 公職における政党 *The Party in office*.」および「3. 「選挙人における政党 *The Party in the electorate*.」と表記され、

図2 3-部分からなる政党 The Tri-Part Political Party



図においては「政府における政党 Party In Government」および「政党選挙人 Party Electorate」と表記されているが、両者はもちろん同じ意味であると解される。ただし、このように記述と図では違う表記をする意図は不明である。

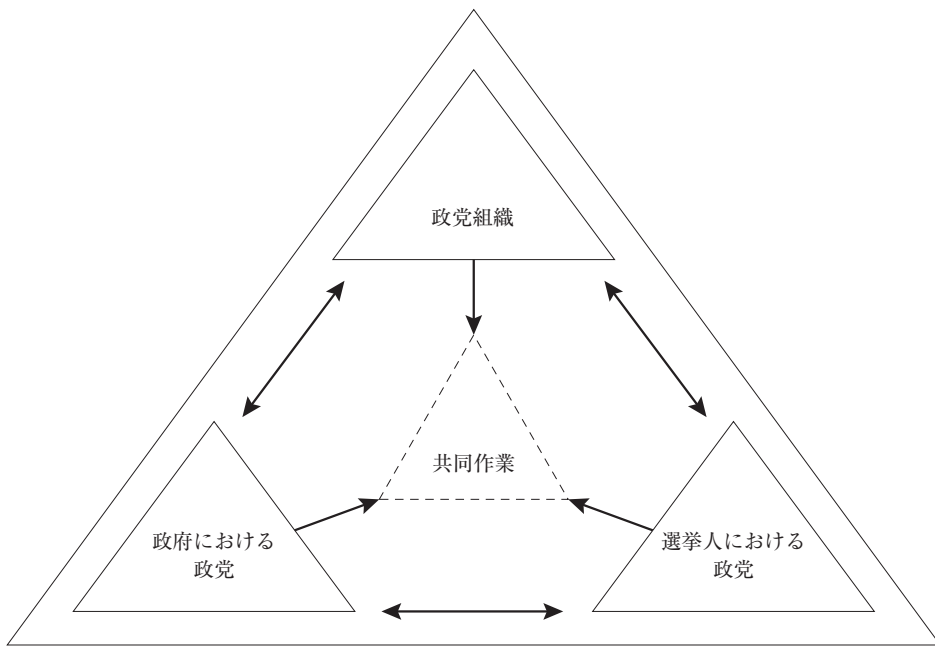
ソーラフは1972年刊の同著第2版においては、「社会構造としての政党 The Political Party as a Social Structure」として認識し、「大きな組織あるいは社会構造は様々な役割、責任、活動の様式、および相互的関係を持った人々である。」としたうえで、以下のように記述している。

アメリカの主要な政党は実をいえば3つの頭を持った - 政治的巨人 three-headed political giant , 全てのこれらの個人々人を包含する相互作用のある3つの部分からなるシステムである。政治的構造として政党は政党組織 a party organization, 公職における政党 a party in office, および選挙人 a party in the electorate における政党を含んでいる (図1)。

政党組織 The Party Organization

公職における政党 The Party in Office

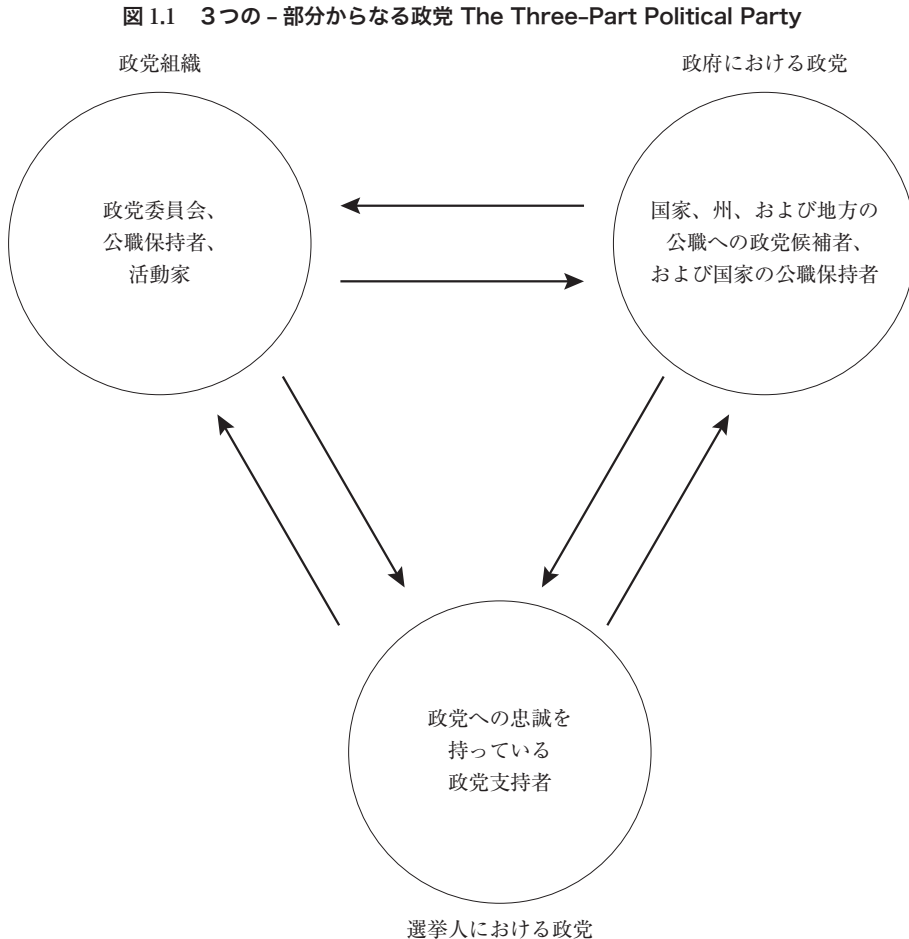
図1 3つの-部分から成る政党 The Three-Part Political Party



選挙人における政党 The Party in the Electorate²²（ただし、これらの3要素それぞれの後に付けられた個別説明的記述は省略した。）

ここでは政党が社会構造の1つと認識されている点に留意される必要がある。また、図において、初版では「政党選挙人」と表記されていたのに、それがこの版では「選挙人における政党」という表記に変えられ、記述と図において統一表記となっている。しかし、記述では「公職における政党」が図では「政府における政党」と表記されている点は初版と変わっていないし、同様にそうされる意図も不明である。ただし、図において、初版においては線で円が描かれていた「共同作業」の部分が点線で描かれた3角形に変えられている。1976年の同著第3版においては、上記引用の部分においては、記述においても（「論文」と「第1版」における「公職における政党」が）「政府における政党」とされ、記述においても図においても同じ表記になった点と、図について、タイトルが「3つの-パーティからなる政党 The Three-Party Political Party」に変えられ、その表示において、第2版のそれにおいては中心部の点線で描かれていた「共同作業」の3角形が6角形に変えられるなど、多少の違いはあるが、図に付けられた4つの名称すなわち3つの部分（「パーティ」）と中心部の名称については第2版におけるそれらと全く変わりはない。²³ 1980年の同著第4版においては、記述の部分は第3版のそれと変わらず、図においては、そのタイトルが第2版の「3つの-部分からなる政党 The Three-Part Political Party」に戻り、図の描き方が変えられ、「3つの-部分」は、第3版までは大きな三角形の中に小さな三角形が

3つ描かれていたものが、単に3つの円に変えられ、第3版まで図の中央にあった「共同作業」が削除され、しかも、「3つの－部分」の名称がそれぞれが太字にされ、さらに、その「3つの－部分」それぞれの具体例が円の中に記され下の「図1.1」のように変えられている。²⁴ 1984年の同著第5版においては、図のタイトルが斜体字された以外、記述も個別説明的記述の見出しも図も第4版と全く同じである。²⁵



ところが、1988年刊の第6版は書名のタイトルは変わっていないが、著者がソーラフとベック Paul Allen Beck との共著に、また、出版社も変わり、しかも2社になった。しかし、当該の記述もそれに続く個別説明的記述も図（タイトルも含めて）も変えられず、第5版と同じままである。²⁶ 1992年刊の同書第7版においては、著者名も書名のタイトルも、変わっていないが、（出版社は1社になり、）当該の記述とそれに続く個別的記述について以下のように変えられているし、「・・・」で省略した部分も新たにつけ加えられている。

アメリカの主要な政党は、実をいえば、候補者や政党の大義のために働く政党リーダーや公職者や何千もの匿名の活動家、政党の候補者に投票する人々、および政党のラベルで公職に選出された男性や女性を含む相互作用している3つの頭を持った政治的巨人—3つの部分から成る政党システムである。政治的構造として、政党は、政党組織、公職における政党、および選挙人における政党から成る幾分扱いにくい結合体として考えられるかもしれない(図1.1をみよ。)²・・・。

政党組織

政府における政党

選挙人における政党 (これらの3要素それぞれの後に付けられた個別説明的記述は省略した。)

注2 政党についてのこの概念はそれをその古典的な教科書『政治、政党、および圧力団体 *Politics, Parties, and Pressure Groups*』(New York: Thomas Crowell. 1964), pp.163-65. を構成するために用いているキイ V. O. Key, Jr. のものである。

ここでは、当該の記述においては「公職における政党」と、その文章に続く個別説明的記述の見出しにおいては「政府における政党」とそれぞれ異なった表記をしているが、その両者は同じ意味と解される。ただし、そうした理由は分からない。図については、そのタイトルが太字の斜体字から標準字体に戻された以外、全く変化がない。²⁷ ただし、ここで、また、記述においては「政府における政党」とされ図においては「政府における政党」という表記の違いが認められる。

1997年刊の第8版については、書名のタイトルは、もちろん、変わらないままであるが、著者についてはソーラフが抜け、ベックの単著となり、出版社も変わった。当該の記述と図のある箇所のタイトルが第1版においては「構造としての政党 The Political Party as a Structure²⁸」であり、政党についての「構造」としての基本的認識は変わらないものの、その表明は、第2版以後当該の記述と図のある直前の箇所の見出しとしてなされ、第2版から第7版までは、「社会的構造としての政党 The Party as A Social Structure²⁹」となり、この第8版においては、「政党の3部からなることの概念化のために Toward a Tripartite Conceptualization of Political Party³⁰」となっている。これは政党を、当初、著者によって、どちらかといえば、「1つの社会的構造」とみることに重きが置かれていたものであるが、この版が出版される頃になると、(著者の変更もあったが、)著者にとって、そのようにみることはむしろ当然になり、その構造の内容が「3部からなる」とみることに幾分か重きが置かれるようになったと理解される。したがって、当該の記述にもそのような概念化が反映され、以下のように変えられてもいる。

要約すれば、アメリカの主要な政党は、政党のリーダーと公職者、候補者や政党の大義のために働く何千もの無名活動家、政党の候補者に忠実に投票する人々、および政党のラベル

に基づき公職に選出された男性や女性を包含する相互作用している3つの部分からなるシステムとして最良に概念化される。単純には、政党は政党組織、政府における政党、および選挙人における政党からなる幾分扱いにくい結合体である（図1.1をみよ。）。・・・⁵

政党組織

政府における政党

選挙人における政党（これらの3要素それぞれに付けられた個別説明的既述は省略した。）

注5 政党の3つの部分からなるというこの概念は、それを自らの政党についての古典的な教科書『政治、政党、および圧力団体』を構成するために用いているキイのものである。キイは選挙人-における-政党という概念をラルフ M. ゴールドマンの『政党委員長と政党派閥、1789年～1900年』（シカゴ：シカゴ大学 Ph. D. 論文、1951年）、第17章に帰している。

ここで、引用した記述の最初のパラグラフにおける記述においては「政府における政党」と表記されそのパラグラフに続く個別説明的記述の見出しにおいては「政府における政党」と表記されているが、この両者は同じことを意味するものと解される。しかし、このようにこの両者をそれぞれ別個の表記をする理由は分からない。ただし、図はそのタイトルも含めて変えられず第7版と同じままである。³¹ 2001年刊の第9版はベックにハーシェイ Marjorie Randon Hershey が加わり共著となっている。そして、当該記述直前の箇所に付けられた見出しの「政党の3部からなることの概念化のために」という認識表明は変わっていないが、当該の記述は以下のようになり、文章においても、また政党の3つの部分が斜体字で表示されもして、第8版のそれよりはやり易い。

要するに、アメリカの主要政党は最も正確には3つの相互作用している部分を持っているものとしてみられる。これらの3つは候補者や政党の大義のために働く政党リーダーと多数の活動家を含む政党組織；政党のラベルのもとに公職に選出された男性と女性からなる政府における政党、および選挙人における政党あるいは政党の候補者に忠実に投票するそれらの市民たちである（図1.1をみよ。）。・・・⁵

この「注5」は第8版のそれと全く同じであるので省略する。また、図もタイトルが太字にされた以外は第8版と同じである。³² 2003年刊の第10版は第9版同様共著であるが、当該の記述の前につけられている説明的な政党についての認識表明が「政党の3-部から成ることの定義 A Three-Part Definition of Parties」と変えられ「3-部から成る政党」がより強調されている。この説明的な政党についての認識の表明は第13版までは変えられず付けられている。当該の記述については以下の通りである。

要するに、われわれはアメリカの主要な政党を3つの相互作用をしている部分を持っているものとして最も正確にみることができる。これらの3つは：**政党組織**，そしてそれは政党の大義や候補者のために働く政党リーダーや多数の活動家を含む，；**政府における政党**，そしてそれは政党のラベルの下で公職に立候補した公職を保持する男性と女性からなる，；および**選挙人における政党**，あるいは自らを政党の支持者と考えるそれらの市民，である（図1.1をみよ。）。・・・²

この記述は第9版において斜体字であった3つの部分の文字が斜体字のまま太字に変えられ文章構成も少し変えられているものの、内容的には第9版のそれと全く変えられていないが、表示的にはいくらか分かり易くなった感はある。また注（の数字は別にして）は第9版のそれと全く同じであるので省略する。図もそれまでのものと全く同じであるが、そのタイトルは変えられていて「アメリカ政党の3つの部分 The Three Part Political Parties」となっている。³³ 2005年の第11版は、ベックが抜け、ハーシェイの単著となったが、当該の記述も図（そのタイトルを含めて）も第10版におけるそれらと同じで変えられていない。³⁴ 2007年の第12版も図のタイトルが太字にされた以外当該の記述も図も第11版におけるそれらと同じで変えられていない。³⁵ 2009年刊の第13版は、当該の記述において、「**選挙人における政党**，あるいは自らを政党の支持者と考えるそれらの市民，」という部分の「自らを政党の支持者と考える」が「政党への所属を表明する」に変えられ、図において、円の描き方が多少変えられ（立体化？され）、図のタイトルが標準体になった以外に変化はない。³⁶ 2011年刊の第14版は、当該の記述の前につけられている説明的な政党についての認識表明は「政党の3つの部分 The Three Parts of Political Parties」とされ、政党が3つの部分（構成要素）からなっていることをより明確にした。それは第10版からこの第14版まで続いている図のタイトルと合致している。そして、当該の記述やそこにおける引用文、および図において、全く変化はなく、全ての点で、第13版におけるそれらと同じである。³⁷ しかも、この第14版には本書の最初の著者でミネソタ大学の名誉教授となっているソーラフの本書への思いが込められた序文がつけられている。

かくして、この『アメリカにおける政党政治』は、現在まで、もちろん、書名のタイトルは変わらずに、第1巻から第14版まで出版されているが、それを、発行年、単著か共著かの形態、および著書についてまとめれば次の「表1」の通りである。ただし、それには、ソーラフによって1967年に発表された論文「政党と政治分析 Political Parties and Political Analysis」も加えた。

この「表1」が示しているように、初版（第1版）から第5版まではソーラフの単著であり、第6版と第7版はベックとの共著となり、ソーラフの名前が記載されているのは第6版と第7版までで、第8版と第9版は著者名からソーラフの名前がなくなりベックの単著となり、第9版と第10版はベックとハーシェイとの共著、第11版から第14版まではハーシェイの単著と変化した。なお、ソーラフの名前が記載されているのは第7版までで、第14版において、ソーラフ

表 1 論文と『アメリカにおける政党政治』の発行年と著者

版（発行年）	形態	著者
論文（1967年）	単著	ソーラフ
第1版（1968年）	単著	ソーラフ
第2版（1972年）	〃	〃
第3版（1976年）	〃	〃
第4版（1980年）	〃	〃
第5版（1984年）	〃	〃
第6版（1988年）	共著	ソーラフとベック
第7版（1992年）	〃	〃
第8版（1996年）	単著	ベック
第9版（2001年）	共著	ベックとハーシェイ
第10版（2003年）	〃	〃
第11版（2005年）	単著	ハーシェイ
第12版（2007年）	〃	〃
第13版（2009年）	〃	〃
第14版（2011年）	〃	〃（ソーラフの序文）

の名は序文において現れるが、第8版からは著者名からソーラフの名前がなくなっている。

次に、当該の記述の параグラフの直前の箇所の見出しにおいて表明された政党についての1つの認識、あるいは、その目的を示すフレーズについてみる。それらについては以下の「表2」の通りである。

表 2：表明された政党についての1 認識あるいはその目的

版（出版年）	フレーズ
論文（1967年）	3つの要素 three elements（ないし）3部からなる1つの組織あるいは構造 a tripartite organization or structure
第1版（1968年）	構造としての政党 The Political Party as a Structure
第2版（1972年）	社会的構造としての政党 The Party as A Social Structure
第3版（1976年）	〃
第4版（1980年）	〃
第5版（1984年）	〃
第6版（1988年）	〃
第7版（1992年）	〃
第8版（1997年）	政党の3部からなることの概念化のために Toward a Tripartite Conceptualization of Political Party
第9版（2001年）	〃
第10版（2003年）	政党の3-部からなることの定義 A Three-Part Definition of Parties
第11版（2005年）	〃
第12版（2007年）	〃
第13版（2009年）	〃
第14版（2011年）	政党の3つの部分 The Three Parts of Political Parties

この「表2」は当該の記述の直前に付けられている箇所の見出しとして付けられている著者の政党についての基礎的認識の1つを示しているフレイズで、第1版では「構造としての政党」、第2版では「社会的構造としての政党」となり、それが続き、第8版で「政党の3部からなることの概念化のために」として、いわば目的を示し、第10版で「政党の3部からなる定義」をなし、第14版で「政党の3つの部分」、つまり、政党が「3つの部分」から成り立っていること示し、結局、出発点たる「論文」における表現こそ異なるが同じ意味の「3つの要素、(ないし)3部からなる1つの組織あるいは構造」としての政党に帰着している。もちろん、これらのフレイズは、その時々時代的な学問的傾向あるいは業績の結果も反映されているか、さらに、それらが考慮に入れられた上であるにしても、それを表明するに当たってのその時々著者の表現における多少の重心の置き方の違いも反映されているかして、結果として、その表明には多少の違いが現れているのかもしれない。しかし、基本的には違っているといえるほどのものはなく、基礎的認識では何ら変化はない。しかも、政党構造の構成要素である「3つの要素」についても、表記の違いはあるにしても、意味が変わるほどの違いがあるものではなく、似たり寄ったりの表現である。

第2版において、「おそらく、アメリカの主要な政党について相互作用のある3部からなる1つのシステム a tri-partite system, 1つの大きくて不可解な3つの頭を持った政治的巨人 a great and enigmatic three headed political giant として考えることはより正しいであろう。1つの構造として、それは3つの別個の要素を包含している。」という認識が示されているが、表現による多少の違いがあるとしても、これは「論文」から「第14版」に至るまで貫かれている政党についての基本的認識である。そして、政党が「3つの別個の要素を包含している。」ことは上掲の「表2」をみても明らかであるが、その「3つの別個の要素」それぞれについての、表記の違いはもちろんあり、その「3つの別個の要素」それぞれの表記は、次の「表3」のようになる。

この「表3」が示しているように、政党の「3つの部分」、「3つの要素、(ないし)3部」については、表記が異なっているものの、その意味内容的には違いはない。「選挙人における政党」については、字体や表記方法は別にして、初めから一貫して変化はない。「政党組織」は当初(「論文」と「第1版」)「厳密な意味での組織」であったが第2版からそれになった。「政府における政党」は、第2版までは記述の中でもそれに続く個別的記述においても「公職における政党」であった。そして、第3版からは、最初のパラグラフにおける記述においては「公職における政党」、それに続く個別説明的記述の見出しにおいては「政府における政党」と、両者において異なる表記となり、それは第7版まで続く。第8版で、最初のパラグラフにおける記述においても「政府における政党」になり、最初のパラグラフにおける記述とそれに続く個別説明的記述の見出しとの表記が一致して整合性のあるものとなり、この両者における「政府における政党」という統一表記は第14版まで続いている。このように、両者における表記統一がされてい

表3 政党の3つの要素についての表記

版（出版年）	表 示
論文（1967年）	平易さと明快さのために、政党は3部からなる1つの組織あるいは構造として3つの要素からなっている。 1. 厳密な意味での組織 <i>The organization proper.</i> 2. 公職における政党 <i>The Party in office.</i> 3. 選挙人に - おける - 政党 <i>The-party -in-the-electorate.</i>
第1版（1968年）	構造として、政党は3つの別個の要素を包含している。 1. 厳密な意味での組織 <i>The organization proper.</i> 2. 公職における政党 <i>The Party in office.</i> 3. 選挙人に - おける - 政党 <i>The-party -in-the-electorate.</i>
第2版（1972年）	(当該の記述の最初のパラグラフにおいて) 政党組織 a party organization, 公職における政党 a party in office, および選挙人 a party in the electorate (続く個別説明的記述の見出しにおいて) 政党組織 The Party Organization 公職における政党 The Party in Office 選挙人における政党 The Party in the Electorate
第3版（1976年）	(当該の記述の最初のパラグラフで) 政党組織 a party organization, 公職における政党 a party in office, および選挙人 a party in the electorate (続く個別説明的記述の見出しにおいて) 政党組織 The Party Organization 公職における政党 The Party in Office 選挙人における政党 The Party in the Electorate
第4版（1980年）	〃
第5版（1984年）	(当該の記述の最初のパラグラフで) 政党組織 a party organization, 公職における政党 a party in office, および選挙人 a party in the electorate (続く個別説明的記述の見出しにおいて) 政党組織 The Party Organization 政府における政党 The Party in Government 選挙人における政党 The Party in the Electorate
第6版（1988年）	〃
第7版（1992年）	(当該の記述の最初のパラグラフで) 政党組織 a party organization, 公職における政党 a party in office, および選挙人 a party in the electorate (続く個別説明的記述の見出しにおいて) 政党組織 The Party Organization 公職における政党 The Party in Government 選挙人における政党 The Party in the Electorate
第8版（1997年）	(当該の記述の最初のパラグラフで) 政党組織 a party organization, 政府における政党 a party in of government, および選挙人 a party in the electorate (続く個別説明的記述の見出しにおいて) 政党組織 政府における政党 選挙人における政党

第9版（2001年）	(当該の記述の中で) <i>政党組織 the party organization, 政府における政党 the party in the government, 選挙人における政党 the party in the electorate</i> (続く個別説明的記述の見出しにおいて) 政党組織 The Party Organization 公職における政党 The Party in Government 選挙人における政党 The Party in the Electorate
第10版（2003年）	(当該の記述の中で) <i>政党組織 the party organization, 政府における政党 the party in the government, 選挙人における政党 the party in the electorate</i> (続く個別説明的記述の見出しにおいて) 政党組織 政府における政党 選挙人における政党
第11版（2005年）	”
第12版（2007年）	”
第13版（2009年）	”
第14版（2011年）	”

初めから第14版まで変えられていないのは「選挙人における政党」だけであり、「政党組織」は第2版から、「政府における政党」は第8版から両者における表記統一がなされ、第14版に至っている。

もちろん、「図」について、そのタイトルにも変化がある。それは下の「表4」の示す通りである。

表4 「図」のタイトルの変化

版（発行年）	「図」のタイトル
第1版（1968年）	3-部からなる政党 The Tri-Part Political Party
第2版（1972年）	3つの-部分からなる政党 The Three-Part Political Party
第3版（1976年）	3つのパーティからなる政党 The Three-Party Political Party
第4版（1980年）	3つの-部分からなる政党 The Three- Part Political Party
第5版（1984年）	3つの-部分からなる政党 <i>The Three- Part Political Party</i>
第6版（1988年）	” 注意：上、太字のままイタ
第7版（1992年）	3つの-部分からなる政党。 The three- part political party.
第8版（1997年）	”
第9版（2001年）	3つの-部分からなる政党 The Three- Part Political Party.
第10版（2003年）	アメリカ政党の3つの部分 The Three Parts of American Political Parties.
第11版（2005年）	”
第12版（2007年）	アメリカ政党の3つの部分 The Three Parts of American Political Parties.
第13版（2009年）	”
第14版（2011年）	”

この「図4」において、そのタイトルは、字体は考慮しないでみれば、第1版が「3-部からなる政党 The Tri-Part Political Party」、第2版が「3つの-部分からなる政党 The Three-Part Political Party」、第3版が「3つの-パーティからなる政党 The Three-Party Political Party」、第4版が「3つの-部分からなる政党 The Three- Part Political Party」に戻り、第10版(2003年)は「アメリカ政党の3つの部分 The Three Parts of American Political Parties」となり、第14版まで変えられていない。つまり、表現は4通りある。しかし、政党は3つの要素から成っているという意味では、最後者以外、それぞれ同じであろう。最後者だけは「アメリカ政党の3つの部分」といい「3つの部分」が強調された感じはある。また、「アメリカ政党」といい「アメリカ」も付け加えられてはいるが、それは本書のタイトルから分かる。したがって、表記の違い、あるいは、表記におけるニュアンスないし強調の程度の違いはあるものの、政党は3つの構造要素から成っている、あるいは、政党の構造要素は3つであることになる。

同じく図について、その示す「3つの構造要素」それぞれの表記は次の「表5」の示す通りである。

表5 図における「3つの構造要素」それぞれの表記

版(発行年)	3構造要素それぞれの表記
論文(1967年)	図はない
第1版(1968年)	政党組織, 政府における政党 政党選挙人
第2版(1972年)	政党組織, 政府における政党 選挙人における政党
第3版(1976年)	政党組織, 政府における政党 選挙人における政党
第4版(1980年)	〃
第5版(1984年)	〃
第6版(1988年)	〃
第7版(1992年)	〃
第8版(1996年)	〃
第9版(2001年)	〃
第10版(2003年)	〃
第11版(2005年)	〃
第12版(2007年)	〃
第13版(2009年)	〃
第14版(2011年)	〃

この「表5」も示しているように、図における3構造要素の表記については、字体や表記方法などは無視して、それらの用語そのものだけについてみれば、「政党組織」と「政府における政党」は共に初版以来変わらず、「選挙人における政党」は初版においては「政党選挙人」とされたが「第2版」において、「選挙人における政党」とされ、その後は変えられてない。このように、図における3構造要素それぞれの表記は、記述におけるそれらと比較すれば、変化は少なく、第2版から第14版まで全く変えられていない。

また、「図」中の3つの要素についての表示は 記述の中と同じであるものが多いし、それが当然であると考えられるが、その両者における違いがある例は、次の「表6」の通りである。

表6：記述と図における表記の違い

版（発行年）	記述における表記	図における表記
第2版（1972年）	公職における政党 a party in office	政府における政党 Party In Government
第7版（年）	〃	〃

たしかに、「表5」が示しているように、第2版、および第7版におけるように、記述においては「公職における政党」と表記され、図においては「政府における政党」と表記されるような不統一は見出される。ちなみに、第1版（1968年）では、記述において政党の3要素が具体的に挙げられず、続く説明的個別的説明の見出しにおいて「公職における政党 *The party in office.*」とされ、図においては「政府における政党」とされている。また、第7版におけるように、当該の記述においては「公職における政党」と表記されているのに、それに続く個別説明的記述の見出しにおいては「政府における政党」と表記されるような例もある。もちろん、いずれにしても、なぜそのようにされるのか、その意図は不明であるが、「公職における政党」と「政府における政党」ではなるほど表記は異なるが、意味内容には相違がないものと解される。

かくして、まず第1に、『アメリカにおける政党政治』は14版まで発行年を基準にして37年間、改訂があり著者が変わったとしても同じタイトルで刊行され続けられたことは驚異であり、しかも、当該の記述とそれに続く説明的記述の見出しおよび図においては、たとえ表記上あるいは表現上の違いがあったとしても、基本的な違いがないことは、「論文」を入れれば当該の記述は発行年を基準にして44年間にも渡って、基本的な変化がないことはさらなる驚異である。

要するに、ソーラフは政党を「政党組織」、「政府における政党」、および、「選挙人における政党」という、それぞれが相互作用をしている3つの要素からなる1つの社会的あるいは政治的構造とみている、と解される。そしてそれを図示すれば、たとえば、第4版のそれ（15頁）になる。

ただし、「図」において、「第1版」から「第3版」の「図」の中央に描かれていた「共同作業」の部分が「第4版」から削除されているが、それは「構造」に関わるよりはむしろ「機能」に関わるとみられるので、削除されたことは当然と思われるが、3構造要素が重複する部分も考えられるので、それらを図に入れないことは、たしかに、半面において、分かり易いかもれないが、他の半面において、正確さの点で問題があるともみられる。

3 政党構造の比較分析枠組のデザイン

以上の考察から、基本的にはソーラフの「論文」およびソーラフによって始められ著者の変更があるとはいえ現在第14版まで続いて刊行されている『アメリカにおける政党政治』における

政党構造についての認識を基に、政党構造の比較分析枠組をデザインしたい。その政党構造についての認識は、ソーラフによって始められたもので、その後においても基本的に変化がないということはソーラフによるものとみてよさそうである。ソーラフは政党を「政党組織」、「政府における政党」、および「選挙人における政党」という相互作用している別個の3つの構造要素から成る1つの社会的あるいは政治的構造とみている。

そこで、本稿は、基本的かつ簡潔的には、ソーラフの政党構造認識に従い、政党を「政党組織」、「政府における政党」、および「選挙人における政党」という相互作用している3つの構造要素から成る1つの政治的構造とみる。ただし、当然に、その3つの要素が重複する部分もあると考えられるので、その点については考慮に入れる必要があると思われる。そこで、それらの重複部分を入れて考えれば、政党を「政党組織」、「政府における政党」、および「選挙人における政党」という相互作用している3つの構造要素から成る1つの政治的構造とみる点では、変わりがないが、その3要素は、一方で、それぞれ他の2要素の1つと「重複する部分」を含み、さらに、もう一方で、3要素のそれぞれが他の2要素と重複する部分、つまり3要素の重複する部分を含み、結果として、7つの構造要素に細分されることになる。これらの2つの認識を図示すれば以下の「図Ⅰ」と「図Ⅱ」になり、前者は「簡潔的表示」と、後者は「詳細的表示」とする。

ただし、以下の通りとする。

O = 政党組織

G = 政府における政党

E = 選挙人における政党

OG = 政党組織と政府における政党との重複部分

OE = 政党組織と選挙人における政党との重複部分

GE = 政府における政党と選挙人における政党との重複部分

OGE = 政党組織、政府における、政党選挙人における政党の3要素が重複している部分

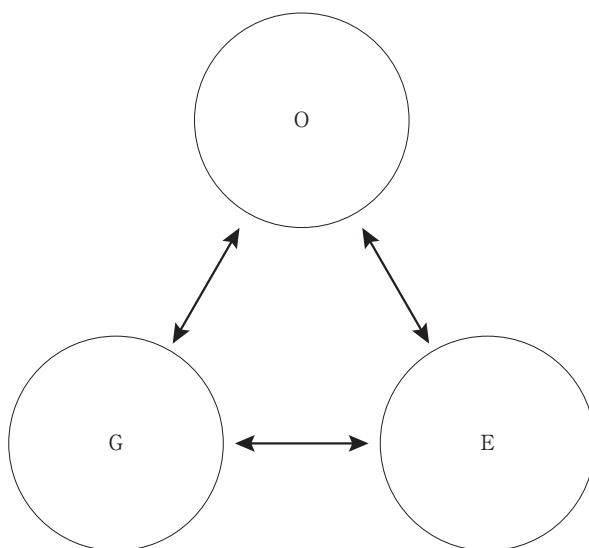
また、どこまで数式化できるかは不明であるが、現段階では、1つの政治的構造としての政党をXとすれば以下のように表すこともできる。

簡潔的表示 $X = \{O, G, E\}$

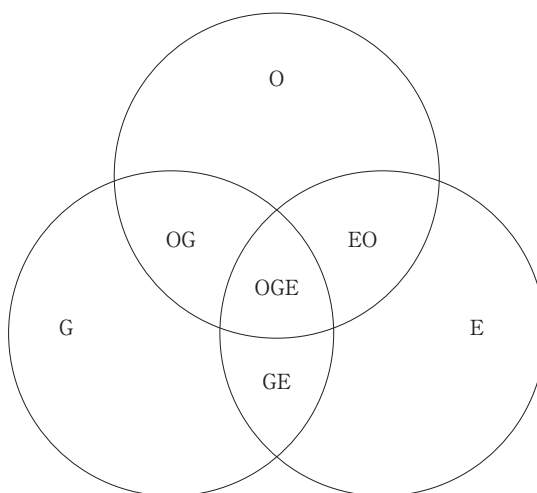
詳細的表示 $X = \{O, G, E, OG, EO, GE, OGE\}$

要するに、本稿は、ソーラフに従い、政党を相互作用している3つの要素から成る1つの政治的構造という基本的認識の下に、その3つの要素たる「政党組織」、「政府における政党」、および「選挙人における政党」を手掛かり（分析手段）として、政党構造の比較分析枠組をデザインする。つまり、「政党組織」、「政府における政党」、および「選挙人における政党」という構造要素からなる1つの政治的構造として政党構造の比較分析枠組とする。もちろん、比較分析におい

図Ⅰ 簡潔的表示：3つの要素から成る1つの政党



図Ⅱ 詳細的表示：7つの要素から成る1つの政党



では、3つの構造要素を中心に分析し、その中でそれぞれの重複部分や、さらに3つの要素が重なっている部分についても分析することにする。ただし、『アメリカにおける政党政治』の第4版から図においても3要素の具体例が示されているが、それらの中には、たとえば、全国「政党委員会」のようにアメリカにおいて特徴的存在と思われる例もある。また、「政府における政党」という場合の「政府」という語彙は同じであっても、その具体的な例はイギリスとアメリカとは異なる。つまり、「政府における政党」というとき、イギリスでは議会の下院：庶民院における多数党が内閣を担当（組織）している政党であるが、アメリカにおいては大統領を出している政党であって、その政党が必ずしも両院において多数派を形成しているとは限らないということ

になる。しかも、イギリスにおいて総理大臣と閣僚は全員が議員であり、もちろん、貴族院議員には選挙がないが、庶民院議員は選挙で選ばれるのに、アメリカにおいては、大統領と各閣僚は議員ではなく、大統領だけが間接選挙で選ばれる。そこで、要素の具体的な例は、実際に比較分析を行っていく上で決定されるべきであると思われるので、この段階においては3要素の具体例はまだ決定しないことにする。

4 ソーラフによる「政党機能論」と「政党機能についての比較分析枠組」の確認

ソーラフの政党機能論について、詳しくは拙稿「政党の機能についての比較分析枠組のデザイン」を読んでいただきたい。ただここではその論稿の「三 政党の機能についての比較分析枠組のデザイン」において既に明らかにされた見解を、確認するととどめる。それは以下の通りである。ただし、内容はほぼ同じであるが、全く同じでもない。また、引用の形式もとらない。

この「政党の機能についての比較分析枠組のデザイン」の「一」と「二」において明らかにされたように、政党の分析には、そのスタイルにおいて、機能のレベルあるいはレベルの決定基準を明らかにすること、および同じレベルにおける機能のアイテム間の重要性の程度の明確化つまりアイテムのランク付けがなされることの2点が必要であると思われる。この第一点の機能のレベルもしくはレベルを決定する基準については、ソーラフの見解が非常に有効である。ソーラフによって提示された、政党の果たす機能には潜在機能と顕在機能という2つのレベルの機能があり、政党の機能分析にとって重要であるのは、政党が意図して果たす第一次的もしくは直接的な顕在機能であるという見解である。なぜなら、潜在機能は政党によって必ずしも意図されないかもしれない顕在機能の結果たる二次的であり間接的な機能に寄与する機能であると思われるからである。つまり、全政治システムやその機能、あるいは全政治システムにおける政党の機能を問題にするならばそれに関わる潜在機能を対象にしなければならないかもしれないが、何よりも政党の機能を対象とする本稿では、専ら顕在機能を対象にすればよいということである。

また、顕在機能のアイテムについてもソーラフに従い、ソーラフの挙げる3つのアイテムが挙げられる。それはアメリカ政党の機能についての諸家の見解あるいは機能のリストやそのアイテムがいかに関係しているか、それらの中で、表現方法などではもちろん多少の違いはあるもののソーラフというところの顕在機能に分類されるアイテムをみても、ソーラフが顕在機能のアイテムとして挙げる3点は比較的当をえていると思われるし、(後述の理由によっても、) 政党の機能分析に有効であると判断されるからである。その3点は以下のように整理される。

- 選挙機能 : E 機能
- 政治機能 : G 機能
- 争点開陳機能 : I 機能

選挙機能とは、政党の候補者を指名し、(その候補者を当選させるための) 選挙運動を行う機

能である。政治機能とは行政部と立法部において選挙で当選した人々などが果たす機能である。そして争点開陳機能とは詳しくは争点開陳，争点形成，教育，宣伝機能というべきものを「争点開陳」で簡略化したもので，政党として，イデオロギー，政策，および争点などについての見解を明らかにし，それらを開陳し論議を行い，かつ形成し，また政治教育や宣伝などを行う機能である。

いうまでもなく，この第2点めの機能のアイテム間の重要性の程度の明確化つまりアイテムのランク付けがなされることについては，もちろんそれはなされるべきではあるが，実際に比較分析する場合のことなので，ここでは留意するにとどめる。

なお，ここで1つの懸念が浮かぶかもしれない。それはアメリカという1国の分析に使われた枠組が果たして，イギリスとアメリカという2国間の比較分析に有効であるかという懸念である。この懸念は，一方において，有効であると思われる政党の機能についての比較分析あるいはその枠組がソーラフの見解以外には見当たらないばかりかアーモンドとパウエル Gabriel A. Almond and G.Birmingham Powell, Jr. による『今日の比較政治学 *Comparative Politics Today : An World View*,』第4版 (Glenview, Ill. : Scot,Foresman /Little,Brown College Division, 1988). において提示されているような政党機能のアイテムによる分析は本稿の目的にかなうような結果をもたらすものではないということ（拙稿「政党の機能についての比較分析枠組のデザイン」の「二 諸家の見解の検討」の最後で明らかにしたように，かれらの挙げた機能のアイテムは潜在機能のアイテムに他ならず，政党の直接的なあるいは一次的ないわば顕在機能を扱うものではないということからも推察されうること）からも幾分か払拭され，他方においては，政党を「活動の寄り集まりとして AS A CONGERIES OF ACTIVITY³⁸」みるソーラフの次のような指摘によって，ほぼ払拭されよう。

・・・あらゆるデモクラシー国の競争的政党は，様々な程度で主な活動の3つのセットを果たす。・・・どんな特殊な政党もこれらの個々の活動のセットのそれぞれを果たす重要性の程度はそれらの諸国内および諸国間で異なるが，しかし，それらのどの活動のセットについてもその必要性を完全に免れる政党はない。そして，本当に，ある2つの国の政党がそれらの活動におく様々な程度の重要性および優先順位において，それらの間の基礎的な相違の幾つかを，人は見出すかもしれない。³⁹

最後は，このような機能のセットの重要性の程度が1つの国においてどう異なるのか，つまり，機能のアイテム間のランク付けの問題がある。それは，もちろん，その対象によって異なるし，それをどのように分析するかは，なお問題であるが，実際にイギリスとアメリカの政党の機能の比較分析を行ううちに解決されるべき課題としたい。だが，どの国を対象としたとしても，ランク付けの範囲つまり機能の関係の範囲は E,G, および I という機能の要素つまりアイテム間の関係

の全てであることになる。そこで、どこまで数式化できるかは不明であるが、現段階では、政党の果たす機能を Y とすれば、それは E,G, および I からなる 1 つの集合と考えられ、次のように定式化することも可能であろう。

$$Y = \{E, G, I\}$$

このような、3 つの機能の要素それぞれと、それらの間の関係（機能の内部関係）、あるいは機能をはたす 3 つの構造要素それぞれとそれらの間の関係（構造の内部関係）の分析は、単にイギリスとアメリカの政党の機能についての比較分析のみならず、デモクラシー諸国の政党の機能の比較分析にも等しく役に立つものと考えられる。

5 「政党の機能と構造についての比較枠組」のデザイン

以上においてみたような政党の E,G, および I という 3 つの要素から成る機能 Y とその機能を果たす O, G, および E という 3 つの要素から成る構造 X は相互作用をしていて、ほぼ同時にその相互作用をなすうちに、機能と構造は形成されるものと考えられる。なお、E は機能の要素にも構造の要素にもあるので、機能の要素と構造の要素とが明確に分かるように、機能の要素にはその前に“F”を構造要素にはその前に“S”を付けることにする。従って、それらは次のようになる。

$$X = \{SO, SG, SE\}$$

$$Y = \{FE, FG, FI\}$$

これは、イギリスとアメリカの政党について機能と構造の点から比較分析をする場合の分析枠組である。もちろん、この分析枠組はこの両国以外のデモクラシー諸国の政党についての比較分析にも有効であるものと思われる。ただし、これはある段階での機能と構造との関係においてであって、当然に、政党が存在している国の存在環境つまり、政党の構造と機能とにほぼ同時に影響を与え合うあるいは相互作用する一定環境も考慮に入れねばならない。そこで、このような政党の機能と構造および政党環境が比較分析の枠組ということになる。

このような政党の機能と構造および政党の存在環境は時間軸に沿ってあるいは発展段階的に考えれば、理論的には次の通りであるとみられる。すなわち、一方において、機能からみれば、一国において（つまり、ある段階で政党の機能と構造とにほぼ同時に影響を与え合いあるいは相互作用し、前の段階の機能と構造および環境から影響を受けて環境が決定され、また次の段階の機能と構造および環境に影響を与える一定の環境下において）、ある段階の政党の機能は構造と環境と相互作用し、前の段階の機能と構造および環境の影響を受け一定の内部関係（機能の要素間の関係）を形成し、構造の内部関係（構造要素間の関係）および環境はそれに対応して形成するものと考えられ、また、他方において、構造からみれば、同様に、一国において（つまり、ある段階で政党の機能と構造にほぼ同時に影響を与え合いあるいは相互作用し、前の段階の機能

と構造および環境から影響を受けて環境が決定され、また次の段階の機能と構造および環境に影響を与える一定の環境下において)、ある段階の政党の構造は機能と環境と相互関係し、前の段階の機能と構造および環境から影響を受け一定の内部関係(構造要素間の関係)を形成し、機能の内部関係(機能の要素間の関係)および環境はそれに対応して形成するものと考えられる。そして、さらに、環境からみれば、機能と構造と相互作用し、前の段階の機能と構造および環境から影響を受け環境が決定される。しかも、一国において(つまり、政党の機能と構造にほぼ同時に影響を与え合っているいは同時に影響を与え合うあるいは相互作用し、次の段階の機能と構造および環境に影響を与える一定環境下において)、機能と構造および環境はほぼ同時に相互作用するものと考えられる。ようするに、一国において、政党の機能と構造は、同時に相互作用をすることによって、それぞれが形成され、機能は次の段階の機能や構造および環境にも影響を与え、同様に、構造も次の段階の構造や機能および環境に影響を与え、環境も次の段階の機能と構造および環境に影響を与えるものと考えられ、政党の機能と構造と環境とを時間軸に沿ってあるいは発展段階的に展望すれば、それは次掲の「図Ⅲ」のようになろう。また記述において「同時的」というのは文字通り「瞬時的」な「同時的」なそれから一定の「段階」内における幅のある「段階内的」な範囲における「同時的」(同時期的)なそれまでを含むものとする。

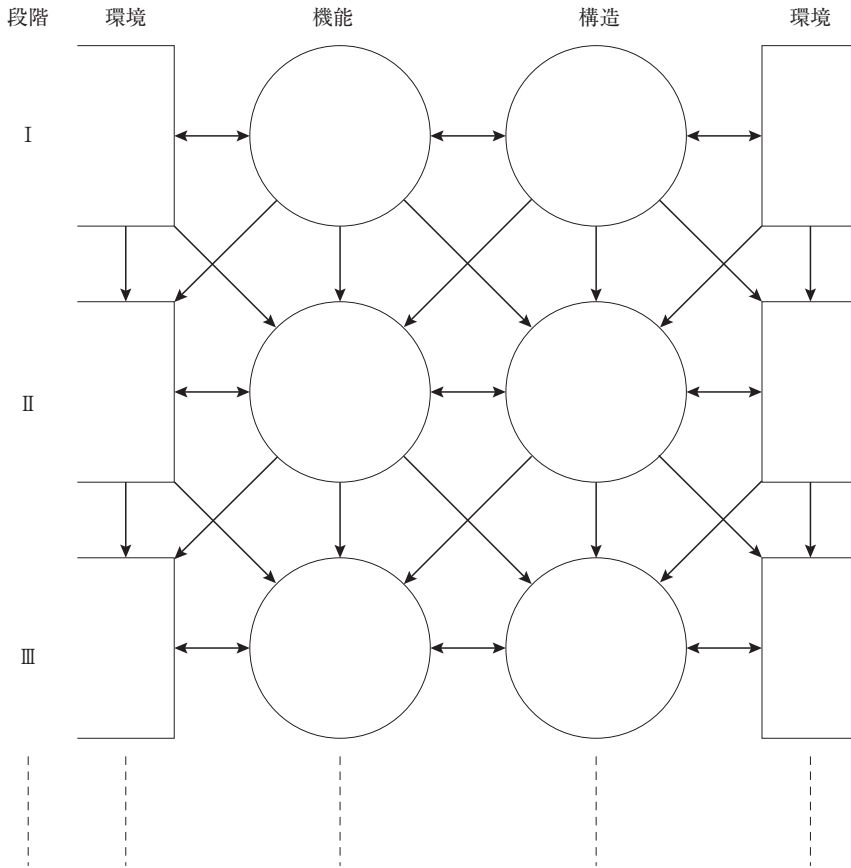
そこで、イギリスとアメリカの政党について機能と構造の点から比較分析をする場合、当然にどの段階(いつの時代)の両国政党の機能と構造を比較するかという問題もあるが、長期的展望においては時間軸に沿って、あるいは発展段階的視野の下に分析をすることにしたいが、取り敢えず発展段階をある程度視野に入れた上で一定の段階(時代)を定めて分析する。その場合、一定の段階を決める基準が必要になろう。もちろん、どんな段階に決定されようとも、それは既述の分析枠組にそって行うことになる。つまり、ある段階での、イギリスとアメリカの政党を機能と構造の点から、政党の存在環境も考慮に入れて、比較分析を行う。

念のためにいえば、たしかに、すでに明らかなように、このような構造論はシュレジンジャーのいう「断片的アプローチ」の、あるいはポンパーのいう「一般的な概念的枠組」の1つあるいは洗練された1形態である。そうであるとすれば、当然にポンパーの次のような評価と批判が相当するとも考えられうる。

「組織としての政党」、「選挙人としての政党」、および「政府における政党」を区別する政党研究において最も一般的な概念的枠組は、キイ V.O.Key に由来する。この枠組みは政党の活動を記述することにおいて確かに有用である；しかしながら、それは経験的に有効でない相違を間違って含意し、そして批判的理論的問題を無視する。⁴⁰

ここにおいて、「この枠組みは政党の活動を記述することにおいて確かに有用である」と評価しながらも、「それは経験的に有効でない相違を間違って含意し」ているとして批判している。

図Ⅲ 一国における機能と構造との発展段階的關係



そして、たとえば、「合衆国にはその各々が1つの別個の政党の概念を、(政党組織を)組織すること、選挙を行うこと、政治を行うことに従事している別個の政党概念にふさわしい種類の3つの別個の政党はない。」あるいは「アメリカの政党はこれらの3つの型にはまった形態のごちゃ混ぜ状態 a jumbleであり、それらは、大統領の指名が例示するように容易に分離されえない。」とポンパーはいう。なるほど、この前者については、「別個の政党の概念」というのは「断片から成る」政党(構造)ということになり、本稿の採用する概念枠組のからいえば、「3つの構造要素」に当たるもので、「組織すること、選挙を行うこと、政治を行うこと」というのは、機能のことで、本稿の採用する概念枠組からいえば、「3つの機能の要素」にあたり、ポンパーのいう「組織すること」と本稿の「争点開陳機能」とは異なっているので、採用する概念枠組の機能(の要素)の一部が異なっているし、「1つの別個の政党の概念を、(政党組織を)組織すること、選挙を行うこと、政治を行うことに従事している別個の政党概念にふさわしい3つの別個の種類の政党」というのは「組織すること、選挙を行うこと、政治を行うこと」という機能を果たしている「断片から成る」政党(構造)「にふさわしい種類の」「断片から成る」政党(構造)となり、

「機能を果たしている」「断片からなる」政党（構造）に「ふさわしい種類」の「断片からなる」政党（構造）となり、それは、一定の機能を果たしている「断片から成る」政党（構造）に「ふさわしい種類」の「断片から成る」政党（構造）が想定されていることになる。少なくとも、本稿の採用する概念枠組における機能の要素は一部ではあるがポンパーのいうそれとは異なるし、本稿の採用する概念枠組にはそのような想定はない。

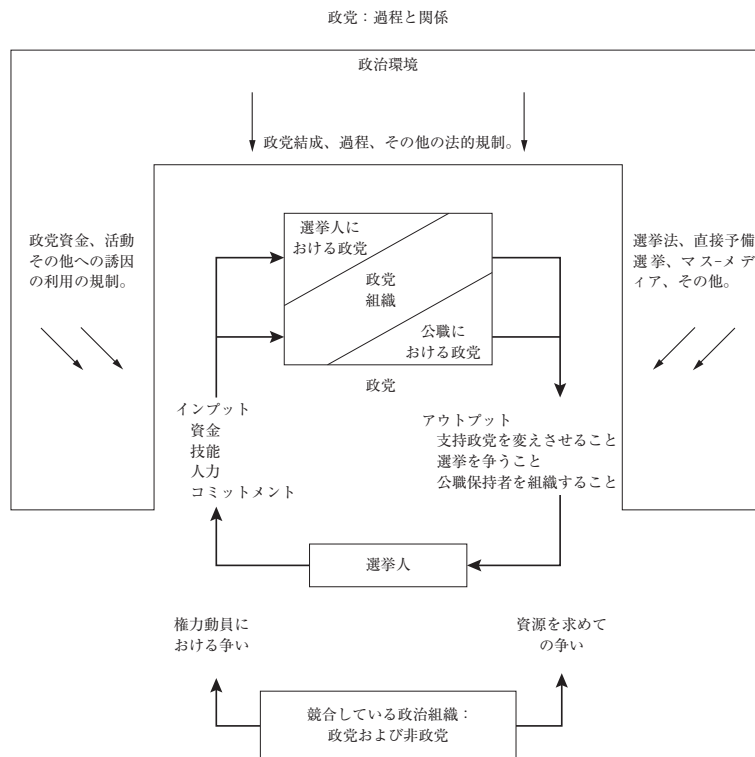
また、その後者についていえば、「容易に分離されえない」からといって、それを分離、つまり「断片化」しないで良いことにはならないであろう。たとえ困難なことであるにしても、必要であれば断片を「分離」しなければならぬまい。ただし、本稿の採用する分析枠組は、3つの構造要素の重複する部分のあることは考慮に入れられており、それらの分析についても対応可能である。

くわえて、たしかに、「機能と構造」というとき、思いつかれるかも知れないある指摘がある。それは、ある機能に対応する構造を想定しているという点で、ポンパーのいう前者と似ている点もあるソーラのシステム論的な「機能主義 functionalism」についての1つの危険の指摘もある。⁴¹しかし、本稿の採用した分析枠組は既述のように、機能の枠組についてはそのまま、また、構造の枠組については基本的に、ソーラのそれを踏襲しているもので、システム論的な「機能主義」とっていないので、この危険の指摘も当たらない。

注

- 1 Gerald M. Pomper, *Passion & Interests : Political Party Concepts of American Democracy* (Lawrence, Kansas : Kansas University Press, 1992. p.4. この「・・・」の部分以下の通りである。「組織としての政党 party as an organization」の間で、「選挙人としての政党 party as an electorate」、および「政府に於ける政党 party in government」を区別する。」
- 2 Joseph A. Shuleginger, “On the Theory of Party Organization”, *The Journal of Politics*, Vol.46, No.2, May 1984, p.371.
- 3 V. O. Key, Jr. *Politics, Parties, and Pressure Groups* , Fourth Ed. (New York : Thomas Y. Crowell, 1958) , p.182.
- 4 V. O. Key, Jr. *Politics, Parties, and Pressure Groups* , First Ed. (New York : Thomas Y. Crowell, 1942) , pp.525-569.
- 5 V. O. Key, Jr. *Politics, Parties, and Pressure Groups* , Second Ed. (New York : Thomas Y. Crowell, [1947] , 1950) , pp.493-525.
- 6 V. O. Key, Jr. *Politics, Parties, and Pressure Groups* , Third Ed. (New York : Thomas Y. Crowell, [1952] , 1953) , pp.599-629.
- 7 V. O. Key, Jr. *Politics, Parties, and Pressure Groups* , Fourth Ed. pp.644-671.
- 8 V. O. Key, Jr. *Politics, Parties, and Pressure Groups* , Third Ed. pp.181-182.
- 9 V. O. Key, Jr. *Politics, Parties, and Pressure Groups* , Fourth Ed. pp.180-182.
- 10 V. O. Key, Jr. *Politics, Parties, and Pressure Groups* , Fourth Ed. p.181.
- 11 V. O. Key, Jr. *Politics, Parties, and Pressure Groups* , Fifth Ed. (New York : Thomas Y. Crowell, [1964] , 1966), p.164.
- 12 V. O. Key, Jr. *Politics, Parties, and Pressure Groups* , Third Ed. pp.337-374. ; V. O. Key, Jr. *Politics, Parties, and Pressure Groups* , Fourth Ed. pp.345-380. ; V. O. Key, Jr. *Politics, Parties, and Pressure*

- Groups* , Fifth Ed., pp.314-346.
- 13 Ralph M. Goldman, *Party Chairmen and Party Faction, 1789-1900. : A Theory of Executive Responsibility and Conflict Resolution* (Chicago : University of Chicago, Ph. D. dissertation, Ms, 1951, Printed by Digital Xerographic Process, Ann Arbor, Michigan : U M I, A Bell & Howell, 1999) .
 - 14 A. C. Bernheim, “Party Organization and Their Nominations to Public Office in New York City” (1884). これは以下の書に収録されている。Ed. Susan E. Scarrow, *Perspectives on Political Parties : Classic Readings* (New York : Palgrave Macmillan, 2002), p.p.227-232.
 - 15 Anson D. Morse, “The Place of Party in the Political System”, *Annals of the American Academy* (Philadelphia : American Academy of Political and Social Science, November, 1891) , p.18 [306] .
 - 16 Henry Jones Ford , *The Rise and Growth of American Politics : A Sketch of Constitutional Development* (New York : Macmillan, 1898), p.294.
 - 17 Anson D. Morse, “The Place of Party in the Political System”, p.20 [308] .
 - 18 V. O. Key, Jr. *Politics, Parties, and Pressure Groups* , Third Ed. Part Three Party Structure and Procedure, Ch. 12 Party Organization . ; V. O. Key, Jr. *Politics, Parties, and Pressure Groups* , Fourth Ed. Part Three Party Structure and Procedure, Ch. 12 Party Organization.ch. ; V. O. Key, Jr. *Politics, Parties, and Pressure Groups* , Fifth Ed. Part III Party Structure and Procedure, Ch. 12 Party Organization.
 - 19 Frank J.Sorauf, “Political Parties and Political Analysis”, Ed. William Nisbet Chambers and Walter Dean Burnham, *the american party systems : stages of political development* (New York : Oxford University Press, 1967), p.37. ちなみに、ソーラフは政党をプロセスと関係の視点から下図のように考えている。



資料：Frank J.Sorauf, “Political Parties and Political Analysis”, p.45.

- 20 Frank J. Sorauf, “Political Parties and Political Analysis” p.38, N.5.
- 21 Frank J. Sorauf, *Party Politics In America*, First ed. (Boston : Little, Brown, 1968), pp.10-11.
- 22 Frank J. Sorauf, *Party Politics In America*, Second ed. (Boston : Little, Brown, 1972), pp.9-10.
- 23 Frank J. Sorauf, *Party Politics In America*, Third ed. (Boston : Little, Brown, 1976), pp.9-10.
- 24 Frank J. Sorauf, *Party Politics In America*, Fourth ed. (Boston : Little, Brown, 1980), pp.8-9.
- 25 Frank J. Sorauf, *Party Politics In America*, Fifth ed. (Boston : Little, Brown, 1984), pp.8-10.
- 26 Frank J. Sorauf and Paul Allen Beck, *Party Politics In America*, Sixth ed. (New York : Harper Collins, 1988), pp.9-11. ; Frank J. Sorauf and Paul Allen Beck, *Party Politics In America*, Sixth ed. (Greenview, Illinois : Scott, Foresman, 1988), pp.9-11.
- 27 Frank J. Sorauf and Paul Allen Beck, *Party Politics In America*, Seventh ed. (New York : Harper Collins, 1988), pp.10-12.
- 28 Frank J. Sorauf, *Party Politics In America*, First ed. p.9.
- 29 Frank J. Sorauf, *Party Politics In America*, Second ed. p.9. ; Frank J. Sorauf, *Party Politics In America*, Third ed. p.9. ; Frank J. Sorauf, *Party Politics In America*, Fourth ed. p.9. ; Frank J. Sorauf, *Party Politics In America*, Fourth ed. p.8. ; Frank J. Sorauf, *Party Politics In America*, Fifth ed. (New York : Harper Collins), p.8. ; Frank J. Sorauf and Paul Allen Beck, *Party Politics In America*, Sixth ed. (New York : Harper Collins), p.8. ; Frank J. Sorauf and Paul Allen Beck, *Party Politics In America*, Sixth ed. (Greenview, Illinois : Scott, Foresman), p.8. Frank J. Sorauf and Paul Allen Beck, *Party Politics In America*, Seventh ed. p.9.
- 30 Paul Allen Beck, *Party Politics In America*, Eighth ed. (New York : Longman, 1997), p.9.
- 31 Paul Allen Beck, *Party Politics In America*, Eighth ed. pp. 11-12, 400.
- 32 Paul Allen Beck and Marjorie Randon Hershey, *Party Politics In America*, Ninth ed. (New York : Longman, 2001), pp.7, 9-10, 338.
- 33 Paul Allen Beck and Marjorie Randon Hershey, *Party Politics In America*, Tenth ed. Longman Classics in Political Science (New York : Longman, 2003), pp.7 8-10, 337.
- 34 Marjorie Randon Hershey, *Party Politics In America*, Eleventh ed. Longman Classics in Political Science (New York : Longman, 2005), pp.6-9, 317.
- 35 Marjorie Randon Hershey, *Party Politics In America*, Twelfth ed. Longman Classics in Political Science (New York : Longman, 2007), pp.6-9, 328.
- 36 Marjorie Randon Hershey, *Party Politics In America*, Thirteenth ed. Longman Classics in Political Science (New York : Persons Education, Longman, 2009), pp.6-9, 318.
- 37 Marjorie Randon Hershey, Foreword by Frank Sorauf *Party Politics In America*, Fourteenth ed. Longman Classics in Political Science (New York : Longman, 2011), pp.6-9, 317.
- 38 Frank J. Sorauf, *Party Politics In America*, First ed., p.12. ただし、これは“THE PARTY AS A CONGERIES OF ACTIVITIES”という見出しにあり、それは第2版 (p.12.), 第3版 (p.12.), と変わらず、第4版では“THE PARTY AS A CLUSTER OF ACTIVITIES” (p.10.), 第5版 (p.11), 第6版は両社版とも (p.12.), 第7版 (p.13.), 第8版 (p.14.), 第9版“THE PARTY AS A SET OF ACTIVITIES” (p.11.) と表現は異なるが、その意味内容における差異はない。しかし、この後は次のように変えられている。第10版“THE RESULTS OF PARTY ACTIVITY” (p.12.), 第11版“THE EFFECTS OF PARTY ACTIVITY” (p.11.), (p.13.), 第12版 (p.11.); 第13版 (p.11.), 第14版 (p.11.)。
- 39 Frank J. Sorauf, *Party Politics In America*, First ed. p.13. ただし、第2版においては引用した最後の文において「重要性」が削除され、次のように変えられている。「そして、ある2つの国の政党がそれらの活動におく優先順位の様々な程度を観察することによって、それらの間の基礎的な相違の

幾つかを、人は見出すかもしれない。」(p.12.)。第3版においては第2版と同じ(p.12.)で、第4版では、「ある特殊な政党がこれらの個々の活動のそれぞれにおく強調の程度は諸国の内と間で変化するが、しかし、それらのどれからもの必要を完全に免れる政党はない。」(p.11.)となり、第5版では第4版と同じ(p.11.)で、第6版は両社版とも第4版と同じ(pp. 12～13.)で、第7版も第4版と同じ(pp. 13～14.)で、第8版も第4版と同じ(p. 14.)で、第9版も第4版と同じ(p. 11.)で、第10版においては見出しも変えられたこと(注38をみること。)や、アメリカの政党のみに特化されたこともあり、これまでのような記述は見出せない(pp. 12～13.)。これは、第11版においても(pp. 11～12.)、第12版においても(pp. 11～12.)、第13版においても(pp. 11～12.)、第14版においても(pp. 11～12.) 全て同じである。

40 Gerald M. Pomper, *Passion & Interests : Political Party Concepts of American Democracy*, p.4.

41 ちなみに、その指摘はソーラフによるもので、次の通りである。

・・・ある機能主義の危険の1つは、システムの本質を仮定すれば、それが機能 a.b.c. などが果たされなければならないという想定で始まり、；それが、それから、いわば、それらの機能およびそれらを果たす構造の探求に進む、ということである。人はそれから一部には不正手段および推論によって、政治システムの行為者——この場合においては政党——に到達する。この結果は、しばしば政党それ自身の不完全な知識である。(Frank J.Sorauf, “Political Parties and Political Analysis”, p.54.)

念のためにいえば、いうまでもなく、既述のように、政党についての本稿が採用している機能とは、ソーラフいうところの明白に意図された第一次的な顕在機能であって、システム論における機能とは、ソーラフいうところの顕在機能の結果としての必ずしも意図されない第二次的な潜在的機能に他ならない。

むすび

恩師吉村正は生涯現役であり、政党の発展段階の研究中に急逝した。その時吉村が取りかかっていたのは、確かに「政党リーダー」についての研究であった。吉村は、政党の発展段階という広い視野の中で、まず「政党リーダーを中心とする段階」を設定してその段階に取り組んでいたのである。おそらく、それは、政党の発展段階について、幾つかの段階を設定なされていたことであつたと思われる。その第1段階として「政党リーダーを中心とする段階」を想定されていたことは侍していた筆者も何回か耳にした覚えがあるし、その次の段階としてはうろ覚えであるが、たしか「組織を中心とした時代」という構想を洩らされた記憶はある。もしかしたら、その次の段階のことも当然に構想されていて、その段階についてのお話をされたかも知れないのに、その構想の重大さに気がつかずつい聞き逃していたのかもしれない。今になって、お話をしっかりと伺っておけばよかったと悔やまれるばかりである。

次に予定している論稿においては、吉村の政党についての発展段階的展望を踏襲し、そのような展望の下に、ある段階のアメリカとイギリス両国における政党を機能と構造の視点から比較分析することにした。そこで、まずその第一歩として、取り敢えず、具体的な時期は別として、現代の両国政党について機能と構造の視点から、本稿で明らかにした分析枠組を用いて比較分析

をしたい。筆者としてできることはせいぜいそれまでであろう。それにしても、その場合、ある段階の相互作用している機能、構造および環境だけにとどまらず、「図Ⅲ 一国における機能と構造との発展段階的關係」（31頁）において示したような、それらのそれぞれが、前段階のそれぞれから影響を受け、また、次の段階のそれぞれに影響を与えていることまでを考慮に入れて、分析することは有用であろう。できることならば、現段階の両国の政党について機能と構造の点から比較分析を終えたうえで、両国に限られるが、吉村が想定していたように、吉村に従い、「リーダーを中心とする段階」、「組織を中心とする段階」、・・・と発展段階を追うか逆に遡るかして分析したいと思っはいるが、もしそこまでできるならば望外の幸せとなろう。

いずれにしても、本稿で、デザインを試みた「政党の機能と構造についての比較分析枠組」は空間的には2国間に限られず、それ以上の国家間でも、時間的にも一定の時代のみに限られず、ある時代と他の時代との、さらにはそれ以上の時代間でも適応可能であると思われる。

付記

本稿執筆中に、Marjorie Randon Hershey, *Party Politics in America*, Fifteenth Edition (New Jersey: Person, 2013) が発行されていることを知り、注文したが、その書が届けられたのは2校終了後であったので、参考にできなかった。

原稿受付 2013年10月29日

「代表なければ課税なし no taxation without representation」の3つの意味 — 1 —

野 口 忠 彦

目 次

はじめに

I 「代表なければ課税なし」についてのわが国における認識

II 「代表なければ課税なし」の顕在的意味：イギリス本国とアメリカ植民地における意味（以上本稿）

III 「代表なければ課税なし」の潜在的意味：近代代表デモクラシーの特色とその限界を示す意味
むすび

はじめに

「代表なければ課税なし no taxation without representation」について、その言葉はイギリス本国の憲法上の原則を意味するものであったが、その「代表なければ課税なし」をイギリス領アメリカ植民地人は独立革命に発展するイギリス本国への反抗において掲げた。この「代表なければ課税なし」という言葉は同じであるが、イギリス本国とアメリカ植民地とにおいてでは、その意味内容は、それぞれ異なっていた。このことは、イギリス本国と植民地におけるその言葉の意味を比較すれば、明らかであるが、必ずしも意識されているとはみられない場合も多いし、一般的ではないかも知れない。また、イギリス本国とアメリカ植民地におけるその言葉の意味はいわば顕在的意味である。しかも、その「代表なければ課税なし」という同じ言葉は、さらにもう1つの意味を持っていたものとみられる。これはいわばその潜在的意味であり、近代デモクラシーの初期において、その特徴を示すと共に限界を示す言葉であった。

そこで、本稿はまず「代表なければ課税なし」についてのわが国における認識を確認し、そうすることによって、「代表なければ課税なし」という同じ言葉であるが、イギリスとアメリカ植民地とにおいてその同じ言葉がそれぞれ異なる意味を持っていたことを確認すると共に、アメリカ植民地におけるその言葉はイギリス本国におけるそれに由来することも確認し、さらに、それらのいわば顕在的意味とは異なる、潜在的意味を持っていたことを明らかにすると共に、その潜在的意味については、三大市民革命を契機として誕生したイギリス、アメリカ、およびフランスにおける近代デモクラシーを例に明らかにする。なお、訳書のある訳語については必ずしも訳書通りでないこともあることをお断りしておく。

Ⅰ 「代表なければ課税なし」 についてのわが国における認識

「代表なければ課税なし」¹no taxation without representation」といえば、それについて、私はかつて学生時代の頃かその後かに読んだことがある²上に、さらに、その大分後になるが、拙稿の中でも触れたことがある。³そのようなこともあって、「代表なければ課税なし」については、まずイギリスにおける光榮（名譽）革命 Glorious Revolution 後確立された憲法上の一大原則であり、後に、その同じ言葉を、たとえ意味の違いがあったにせよ、イギリス領アメリカ植民地人の独立革命へと発展する端緒となったイギリス本国に対する抗議運動において掲げられたものと理解するのがごく当たり前のことと思っていた。

しかし、私の周りにも、それは「アメリカの独立革命の時掲げられたスローガンですよ」などという人も少なからずいれば、「米国独立戦争のときのモットー⁴」などという説明を加えている、というよりは、そういう説明しかしていないといった方がよい辞典類も確かにある。⁵それでは、本歌取の歌なのに本歌取であることやその本歌を示していない説明のようで、適切な説明とはいえず、片手落ちの感も否めない。私の知る限り、その言葉を載せている英和辞典で、その言葉がイギリス起源であるとか、もともとはイギリスにおける憲法上の一大原則をあらわす言葉であったというような説明をしているものは見当たらない。

さすがに、先学高木八尺は、おそらくわが国におけるアメリカ独立革命史についての最初の網羅的かつ非常に詳細な「日本にけるアメリカ研究の古典と呼ばれるにふさわしい著作⁵」『米国政治史序説』（昭和6年）において、アメリカ植民地人によって叫ばれた“no taxation without representation”について、注1の③に掲げた3つの訳語を示していて、その言葉や思想が、イギリス本国の憲法上の一大原則に由来するものであることを、つまり、「イギリス臣民⁶」としてのアメリカ植民地人の反抗の立場を示し、その言葉の意味がイギリス本国のそれとは異なることを含むことを認識していたと思われるが、そのことは明示されず、イギリスにおけるその言葉の意味を知っている者が読めば分かるが、その言葉の意味がイギリス本国のそれとは異なるアメリカ植民地人独自の意味を、次のように明らかにしている。

当時の北米植民地人の観念によれば植民地人は国王に対して忠誠の義務を負ひ、又英本国議会に対しては、植民地人は代表を送らず又實際上これを送るは不可能である。而して自ら又は代表により同意を与えずして租税を負うことなきは英国人の基礎的権利の一なる故に植民地人は課税については本国議会の権限には服せず、植民地には植民地の議会ありて、専ら植民地人に対する課税の権を有す、となされたのである。かゝる理論に抛り、英国臣民の権利の中最も重要なもの、侵害を防ぎ又引続き将来起こるべき同様の危険を根絶せん為めに『代表なくして課税せらるゝ事なし』No taxation without representation の主張が熱烈に唱

えられた。⁷

ここに、『代表なくして課税せらるゝ事なし』No taxation without representation」の意味するところは、(臣民として)「植民地人は国王に対して忠誠の義務を負ひ、」「英本国議会に対しては、植民地人は代表を送らず」「自ら又は代表により同意を与えずして租税を負うことなきは英国人の基礎的権利の一なる故に植民地人は課税については本国議会の権限には服せず、植民地には植民地の議会ありて、専ら植民地人に対する課税の権を有す、」ということと理解されうる。

次世代の藤原守胤はおそらく「歴大な力作」⁸『アメリカ建国史論』、上下、(昭和15年)において、「代表なければ課税なし」“no taxation without representation”の叫び⁹があげられたゆえんを解明した後で、まず「代表なければ課税なし」のイギリス本国におけるその原則の成立を次のように明らかにしている。

アングロサクソン民族に於いては、国家は本人自身又は彼の代表者によって与えられる所有者の承諾なくしては課税又は徴税の形で如何なる財産も取り上げ得ぬとの観念は、大憲章と共に古くから存した。而してそれは王政復古期に於ける、就中1689年の国会主権の確立と共に国王は国会の承諾なくしては課税し得ぬと云う形で憲法上の一大原則として確立された。¹⁰

ここにおいて、「代表なければ課税なし」はイギリスにおいて1688年(～1689年)の光榮革命によって確立された憲法上の一大原則であり、その意味も「国会の承諾なくしては課税し得ぬ」ことであることが分かる。しかも、その数頁後の記述からも、それは「権利券状¹¹」(権利の章典)によってであると理解しうる。その上、アメリカにおいては、「代表なくして課税なし」の意味はイギリス本国におけるその意味とは違った意味があったことが以下のように明らかにされている。

扨て植民地人にとっては、「代表なければ課税なし」の叫びは、大西洋の彼岸の国会ではなく彼ら自身の議会の承諾を得ずして課税し得ない事を意味した。彼らはかう主張した。自分等も英国臣民である以上、承諾なくして課税され得ない英国国民の憲法上の権利を、当然享有すべきだ。果たして然らば、彼等の現実に代表されぬ国会が、彼等に課税し得る訳がないと。¹²

したがって、アメリカ植民地人はイギリス本国の憲法上の基本原則を掲げてはいたが、(イギリス臣民としての立場ではあったが、)その意味については本国におけるそれとは明らかに異なる植民地人独自の解釈をしていたことが明確にされている。また、他の著作『アメリカ革命史論』(昭

和24年)においても、次のように同じ見解が示されている。

「代表なければ課税なし」の原則は、イギリス憲法史上においては、大憲章と、もにふるくから存在する憲法的格律ではあった。しかし国会主権の確立された当時においては、それはイギリスでは実際には単に国王は国会の承認なくしては合法的に課税できない、ということの意味するにすぎなかった。¹³

さて、植民地側の「代表なければ課税なし」の主張は、むろん国会に代表を送るための主張でないことは、印紙税法会議の決議(第4項、第5項)にうたわれた通りである。それは彼らの現実に代表される植民地議会の課税専権の主張であったのである。¹⁴

また、『アメリカの民主政治』(昭和35年)においても、次のように、同じ見解が繰り返し示されている。

イギリスの根本法における「代表なければ課税なし」という抽象的原理は、このように現実には、本国側では国会による課税を意味し、植民地側では植民地議会による課税専権を意味し、両者のあいだには全く妥協の余地がなかった。¹⁵

『アメリカ建国史論』について、全体的な評価は筆者のないうところではないが、「代表なければ課税なし」を巡る論議の点のみからみても、さらには、例えば、「代表なければ課税なし」を巡る論議における光荣革命やその弁護人ジョン・ロック John Locke の理論についての所論¹⁶をみても、「学生時代占部百太郎に師事してイギリス憲政史を学んだ藤原守胤は¹⁷、齊藤真によって「私の個人的な関心に基づいていえば、この力作をして今日においてもその学術的意義を失わしめないでいるのは、この比較憲政史的関心の故であるといつてよいであろう。¹⁸」といわれる片鱗がうかがえるし、上に引用の他の著作についても同じことがいえよう。特に、アメリカ植民地のことについての論議であっても、その本国イギリスからの解明は肯綮に中ろう。それは次のような藤原守胤の視座によるものであろう。すなわち、「植民地時代のアメリカは、英帝国の一部分として、その帝國的支配に服して成長した。植民地アメリカの真相は、この帝國的背景を無視しては十分把握できるものではない。著者も、視野を常に英帝国に広げて、英帝国という全体的角度から、植民地アメリカを観測したのである。¹⁹」

さらに藤原の次世代の齊藤真は、『アメリカ革命史研究』(1992年:平成4年)において、「代表なければ課税なし」を巡る論議に限ってではあるが、筆者のみたところでは、高木、藤原の2人の先学の見解を踏まえて、さらなる論究をなす。

植民地側にとって、本国議会が植民地に対して課税することは、その目的が何であれ、お

よそ前例のないことであり、もしここで本国議会の植民地に対する課税を認めるならば、それは自今課税権として限りなく行使される可能性をもつ。ここに植民地人としては、本国による課税という権力行為に対し、その権利性を、その憲法上の合法的妥当性を否定することによって、本国権力を抑制しておかなければならない。そのとき、代表なければ課税なし、とのイギリス憲法の原則、ないし原則と思われたものが活用されてくる。より具体的には、本国議会への植民地代表の不在、否、不可能性を鍵として、イギリス憲法論とイギリス帝国構造論とが結び合わされ、本国権力抑制の理論的根拠とされる。²⁰（そして、）

イギリス議会が帝国全体の議会として機能することを植民地側が否定した時、帝国は法的に解体せざるをえないのではないか。植民地人は、長年帝国内存在として、自覚していたし、軍事的、経済的にイギリス帝国の受益者であった。彼らは、七年戦争終了後、最大限の自由、自治の獲得を望みつつも、帝国外的存在となることを望まなかった。イギリス議会の権利、権力を否定した時、何が植民地をしてなお法的に帝国内存在たらしめつつけるのか。植民地側はそれを国王の権威、権力にありとしたのである⁽¹⁵⁾。²¹

注

(15) イギリス本国とアメリカ諸植民地との関係に対し、イギリス憲法の解釈、あるいはイギリス帝国構造論の見地から接近することには、第一次大戦後のイギリス帝国の改変（コモンウェルス）との関係もあり、1920年代のアメリカ学会において深い関心がもたれた。中でも Charles H. McIlwain, *The American Revolution: A Constitutional Interpretation* (1924, New York, 1961) および Randolph G. Adames, *Political Ideas of the American Revolution Contributions to the Problem of Imperial Organization, 1765-1775* (1922, 3rd edition with Commentary by Merrill Jensen, New York, 1958) は半ば古典というべきものである。日本でも、この両書を紹介しつつ、アメリカ革命とイギリス憲法との関係についての研究が、高木八尺『米国政治史序説』（有斐閣、1931年）において（『高木八尺著作集』I、190—206頁）、また藤原守胤『アメリカ建国私論』（有斐閣、1940年）において紹介されている。（この両書については、第15章「戦前日本におけるアメリカ建国史研究」で詳しく紹介してある。）

これらの3世代にわたる3先学のアメリカ植民地における独立革命に至る反抗において掲げられた「代表なければ課税なし」についての見解は、それぞれ正鵠を射ているものとみられる。特に藤原守胤の所論は、イギリス本国における事情までというよりは、イギリス本国からみて、かなり詳しく考察されていることは特筆に値する。

次は、教科書における“no taxation without representation”についての所論についてみる。吉村正は「新制大学に於ける一般教育 General Education としての政治学の教科書用」に書かれたも

のである²²」その著『現代政治の解明』(昭和27年)において、それを、「第二章 自由＝民主主義政治体制起源と発達」の「一 イギリスに於ける民主主義の確立」および「二 アメリカに於ける民主主義の定礎」において明らかにしている。

イギリスにおいては、光栄革命において、権利の章典 Bill of Rights が発布されたと述べ、その13項目が列挙される(省略)。²³ その中の重要な意義をもつ幾つかのものは、既に1215年、国王ジョンの時に発布された「大憲章」Magna Carta、1628年の「権利の請願」Petition of Rights 等によって、人民にある程度の自由が与えられていたことを述べ²⁴、続いて以下のように論ずる。

・・・。国王が何事かをなすには金銭を必要としたが、「(4) (権利の章典の中の重要な意義をもつものの一つ「議会の同意なく大権に託して、王の使用のため金銭を徴収することは不法なること。²⁵」)によって、議会の同意がなければ、それを徴収し得ないことになったので、国王は金銭を要する事柄については、議会の同意がない限り、行い得ないこと、なった。即ち財布の紐は議会に握られること、なった。そしてこれからして、その後イギリスに於いては『代表さる、ことなくして、課税さる、ことなし』no taxation without representation といふ原則が確立されることになった。²⁶

さらに、アメリカ植民地においては、「独立革命は砂糖条例 Sugar Act、通貨条例 Currency Act、印紙条例 Stamp Act、タウンシェンド諸法 Townshend Acts、1773年の Tea Act 等によるイギリス本国の苛斂誅求と」、その後の「高圧政策に対するアメリカ植民地の反抗を直接の原因として起こったものである²⁷」ことを述べ、続いて以下のように論ずる。

初め植民地人は彼等がイギリス国王から与えられた特許状の基づき、国王には忠誠の義務を負うてゐるけれども、イギリス本国議会の直接管轄下に在るものでないことを理由としたり、イギリス国臣民の権利に関する憲法上の原則に基づいて、個人の基本的権利に基づき、植民地人は当然に保証さるべく、殊に『代表さる、ことなくして課税さる、ことなし』といふ英国人の基本的権利に基づき、植民地人は課税につき本国議会の権限に服すべきものでないことを理由としたり、又イギリス帝国の構成内に於ける植民地に関する理論に基づき、イギリス本国議会は課税及び内政の一切につき立法の権限を有するものでないことを理由としたりして、本国の政策に抗議した。略言すれば、植民地人はイギリス憲法の下に於ける英国人としての権利に基づいて抗争したのであった。²⁸

この所論において、“no taxation without representation”のイギリス本国における成立も、具体的に権利の章典の条項にもあたって確認され、その意味についても、国王は「議会の同意がない

限り金銭を徴収し得ない」こととされている。同じ言葉が、アメリカにおいては、植民地人は課税につき本国議会の権限に服すべきものでないこととして、本国におけるそれとは異なった解釈の下に主張されたことが分かる。これはイギリス本国とアメリカ植民地の両方について非常にバランスの取れた所論である。『現代政治の解明』はその後改訂版も出され、さらに装いも新たに『現代政治の機能と構造』となっており（注1の⑤参照）、それに、この所論（多少の字句の変更はあるものの、基本的には変化はない）も収められている。

次は『政治学事典』における記述である。『政治学事典』（平凡社刊、昭和29年）において、「代表なくして租税なし（no taxation without representative）²⁹」の項目は担当者の氏名が不記載である。そこでは「代表」に当たる原語は representation ではなくて representative であるということについては、説明がなされるべきである。これについては気にかかるので、「関係項目参照」に挙げられている項目、「租税」、「租税承諾権」、「予算議定権」、「アメリカ合衆国の独立」をみると、「代表なくして租税なし」に該当の言葉について、「租税」においては「代表なくして課税無し³⁰」、「租税承諾権」においては該当語句なし³¹、「予算議定権」においても該当語句なし³²、「アメリカ合衆国の独立」においては「代表なきところ課税なし³³」という結果で、しかも原語は示されていない。その他、「予算制度」の項目に「代表なければ租税なし³⁴」、「租税法律主義」の項目に「代表なくして課税なし³⁵」という言葉はあるが、原語は示されていない。

「代表なくして租税なし（no taxation without representative）」の項目においては、「代表なくして租税なし」は「具体的には議会における人民の代表の承認をえて政府ははじめて課税するという原則で」、「このような課税原理の要求は、1628年の「権利請願」に見られるように、すでに絶対王制下において主張されたが、1688年権利の宣言1789年人権宣言など」によって確立された³⁶という。これについては、「権利の宣言」によって確立されたという見解については「権利の章典」との関係を含めてもう少し丁寧に納得のいく説明が必要であるといわざるをえないし、「1789年人権宣言」で確立されたということについても、人権宣言の中で謳われていたというならばともかく、どう確立されたというのであろうか。別項目でアメリカにおける場合が触れられている³⁷とはいえ、ここでは、同じ言葉でもアメリカ植民地においては、本国と異なった解釈がなされていた、あるいは、本国とは異なった意味があったことは触れられるべきである。（もしかしたら、この項目担当者は、自分の著書あるいは論文でこれらのことを明らかにしているのかもしれないが、担当者の名前が分からないこともあり、筆者の調べた限りでは、分からなかった。）

また、「租税承諾権」の項目には、イギリスのマグナカルタ1215年にも「‘国王は議会の協賛をへるにあらざれば課税するをえない。’という納税協賛権を意味する条項がある。³⁸」という。

唯一「関係項目参照」に挙げられている項目の中で、担当者が明示されている「アメリカ合衆国の独立」において、担当の斉藤真は、以下のようにいう。

植民地人が自己の立場を確保し擁護するために訴えた第一の主張は‘イギリス人民の権利’である。すなわち、イギリス帝国を一元的帝国として、イギリス本国において保証されている個人の基本的権利は当然植民地人にも保証さるべきであるとなした。‘代表なきところ課税なし’の標語はそのスローガンにほかならない。³⁹

ここでは「代表なきところ課税なし」は元々イギリス本国の原則であったことは示されているが、イギリス本国において確立された憲法上の一大原則ということまでは書かれていない。また、イギリス本国におけるその言葉の意味を知っている者がその訳語を見ればイギリス本国におけるその言葉の意味と違うことが分からないわけではないが、イギリスとアメリカ両国における意味の違い、あるいは意味の違いの存在が明示されてはいない。もちろん、この担当者の担当項目を考慮すればこれらのことは問題とはされない。このような齊藤真の所論は、既に見た、『アメリカ革命史研究』における「代表なければ課税なし」論に進展する萌芽と見られもする。(注1⑥aも参照)

『現代政治学事典』(ブレーン出版、1991年：平成4年)においても「代表なくして課税なし no taxation without representation」の項目はあるが、これも担当者は記載されておらず、次のように既述されている。

政府は、議会において、市民の代表の承認がなければ課税をおこなうことはできないとする原則。市民革命のイデオロギーの一つ。』アメリカ独立の際にパトリック・ヘンリー (Henry Patrick) が印紙条例に反対した言葉として有名。歴史的には負担の原則として、英国議会在がチャールズ1世 (Charles I) に提出した1628年の「権利の請願」において既に認められ、その後「権利の宣言」(1688年)や「人権宣言」(1789年)で確立された。『政治学事典』(平凡社刊)。⁴⁰

これについては、「市民革命のイデオロギーの一つ」というが、「市民革命」といえば、イギリス、アメリカ、フランスにおける「三大市民革命」がまず思い浮かぶが、その中の一つにおいてなのか、二つにおいてなのか、全てにおいてなのか、あるいは、さらにそれら以外においてもなのか、具体的に示されるべきであるし、「イデオロギー」だけであったのか、「イデオロギー」でもあったのか、(「イデオロギー」という表現もはっきりさせた上で使われるべきでもあるが)より正確な表現が望まれる。さらに、「権利の宣言」(1688年)で確立されたことについても、ここで「1688年権利の宣言」によって確立されたということは上にみた『政治学事典』(平凡社刊)における「代表なくして租税なし (no taxation without representative)」の項目の見解を踏襲している。これについては、『政治学事典』(平凡社刊)についてと全く同じことがいえる。すなわち、「権利の宣言」によって確立されたという見解については「権利の章典」との関係を含め

でももう少し丁寧に納得のいく説明が必要であるといわざるをえないし、「1789年人権宣言」で確立されたということについても、人権宣言の中で謳われていたというならばともかく、どう確立されたというのであろうか。

この項目において、何よりも欠けているのは、アメリカ植民地人が「代表なければ課税なし」を主張するのは、立場は同じイギリス臣民としてではあるが、その言葉の意味がイギリス本国におけるそれとは違っていることが、全く示されていないことである。なお「代表なくして課税なし (no taxation without representation)」という言葉は「アメリカ独立の際にパトリック・ヘンリー (Henry Patrick) が印紙条例に反対した言葉として有名」というが、それがいつどこでいわれたのかも、また、その典拠も示されていない。それらについては全て示されるべきである。(もしかしたら、この項目担当者は、自分の著書あるいは論文でこれらのことを明らかにしているのかもしれないが、担当者の名前が分からないし、参考文献も挙げられていないので、調べようもない。)

なお、『政治学事典』(弘文堂、平成12年)には「代表なければ課税なし」の項目は記載されていない。⁴¹

注

- 1 この訳語については、誰が最初に用いたか不明であるが、たとえば、藤原守胤、『アメリカ建国史論』上下、上巻、(有斐閣、昭和15年)、147頁；松本重治、「「ヴァージニア決議」と「アメリカにおける植民地人の権利と不満に関する宣言」解説」、アメリカ学会訳編、『原典アメリカ史』第2巻——革命と建国——、(岩波書店、1951年：昭和26年)、80頁においても使われている。なお、“no taxation without representation”について、その他、たとえば以下のような訳語もある。

- ① 「彼等(植民地の人民)は本国議会に其代議士を出さざる以上は、その議会の決議によって課税せらゝの理由無しとて、これに反対、此くの如き課税は暴虐なりと絶叫するに至れり。」(太字は筆者による。また後述を参照すること。)

岡村多計志訳、フゴー・ミュンステルベルヒ、『米国民』、(大日本文明協会、明治44年)、26頁。

- ② 「無代表、無納税」

近衛文麿、「英国憲政の変化」[William Sharp Mckechnie, *The New Democracy and the Constitution*, (London: Murray, 1912) の大意]、『日本読書協会甲種会報』、第一八号、大日本読書協会事務所、大正11年2月、204頁。

- ③ 「代表なければ得税なし」、「代表を出さずして租税を負ふことなし」、「代表なくして課税せらゝことなし」

高木八尺、『米國政治史序説』、(有斐閣、昭和6年)、202頁、244頁。

- ④ 「代表なき所に課税なし」

名原廣三郎・高木八尺訳、ファランド著、『アメリカ発展史』上巻、岩波新書82、(岩波書店、昭和16年)、40頁。

- ⑤ 「代表さるゝことなくして、課税さるゝことなし」

吉村正、『現代政治の解明』、(前野書店、昭和27年)、35～36頁、42頁；『現代政治の解明』、第2版、(前野書店、昭和28年)、35～36頁、42頁；『現代政治の解明(増補版)』、(前野書店、昭和29年)、35～36頁、42頁；『現代政治の解明(改訂増補版)』、(前野書店、昭和32年)、35～36頁、42頁。なお、同じ著者による次の書もみること。『現代政治の機能

と構造（上巻）』（前野書店、昭和35年）、47頁、53頁；『現代政治の機能と構造』（前野書店、昭和38年）、47頁、53頁；『現代政治の機能と構造（改訂版）』（前野書店、昭和43年）、47頁、53頁；『現代政治の機能と構造（増補版）』（前野書店、昭和47年）67頁、73頁；『現代政治の機能と構造（新訂版）』（前野書店、昭和55年）、69頁、75頁；『現代政治の機能と構造（新版）』（前野書店、昭和57年、）、59頁、67頁。ちなみに、この（新版）は第9刷（1989年：昭和64年）まで出版されている。

⑥

a 「代表なきところ課税なし」

斉藤真，【アメリカ革命】：【アメリカ合衆国の成立】の項，中村哲，丸山真男，辻清明編集，『政治学事典』，平凡社，昭和29年，18頁。ただし，近著では「代表なければ課税なし」と訳している。斉藤真，『アメリカ革命史研究』，東京大学出版会，1992年，平成4年，76頁。

b 「代表なくして課税なし」

【租税】；【租税転嫁】；【代表なくして課税なし】の項，『政治学事典』，821頁，823頁，866頁。

c 「代表なければ租税なし」

【租税国家】，【予算議定権】の項，同821頁，1343頁。

⑦ 「選挙権なければ納税義務なし」

佐々木達〔編〕，『新コンサイス英和辞典』，（昭和50年，三省堂），976頁。

⑧ 「代議権なければ納税義務なし」

岩崎民平〔監修〕，『現代英和辞典』，（研究社，1976年：昭和51年，[1973年]），1082頁；小稲義男他〔編集〕，『英和大辞典』，（研究社，1980年：昭和56年），1794頁；松田徳一郎〔監修〕，『リーダーズ英和辞典』，（研究社，1984年：昭和59年），1836頁；小西友七〔編集主幹〕，『ジーニアス英和辞典』，（大修館書店，1991年：平成3年），1411頁；小西友七〔編集主幹〕，『アクティブジーニアス英和辞典』，（大修館書店，1999年：平成11年），1231頁。

⑨ 「代表なくして課税なし」

【代表なくして課税なし】の項，伊手健一他編集，『現代政治学事典』，ブレーン出版，1991年：平成3年，633頁。

これらの中で，①岡村訳については，原文をみて初めて“no taxation without representation”が含まれていることが分かったが，訳文のみでは原文につけられている引用符もないだけではなく，分かりにくい。（ここには，その言葉の訳語を含む文を掲げた。）ただし，これは，私の知る限り“no taxation without representation”，の最初の訳である。②近衛訳「無代表，無納税」は，恐らくこの言葉のわが国における最初の明確な訳語であろう。なお，この「大意」は，近衛の著作を追っていて，平成19年に知ったものであるが，今日においてはあまり知られていないようである。③高木訳「代表なければ得税なし」，「代表を出さずして租税を負ふことなし」，「代表なくして課税せらるゝ事なし」については，「植民地人は英本国に在ると同様な英国臣民の憲法上の権利 all the inherent right and liberties of his natural born subjects を主張の根拠としたのである。」（203頁，注8）あるいは「Resolution of the Stamp Act Congress，殊にその一五項。印紙条例会議の所謂“Declaration of the rights and grievances of the colonists in America”は植民地人が英国憲法によりて認めらるゝ、英国人の権利を明白に主張せる著例であって其第三項「人民は自ら又は代表者により，承諾を与ふるに非れば課税せらるべからずとは，国民の自由の為，不可欠の要件であり，又英国人の疑うべからざる権利 The undoubted rights of Englishmen である」の規定の如きは最も明なる此の思想の表明といふことが出来る。Mac Donald Select Charter pp.315-5」（202頁）とはいふものの，両国における意味の違いについては触れられていないので確かではないが，もしかしたら，「代表なければ得税無し」をイギリス本国における，「代表を出さずして租税を負ふことなし」と「代表なくして課税せ

らる、事なし」をアメリカ植民地における訳として示したのかもしれないが、アメリカにおける訳の違いについては、訳し分けることについて、何か意味があるのか、ないのか、あるとすれば、どんな意味があるのか等、全く分からない。③名原・高木訳「代表なき所に課税無し」は、明らかにアメリカ植民地側にたった訳語であるとみられる。だがこの訳語には問題もある。というのは、この原書を見ると、[この訳書には、「Max Farrand 著 “Development of the United States” 1918」の翻訳（3頁）とあり、出版社が示されていないが、この原書は、この共訳者の一人名原訳で既に出版されたことのあることが明らかにされており（3頁）、それには出版社も示されているので、その原書をみた。]その原書には “taxation without representation” [Max Farrand, *The Development of the United States from Colonies to a World Power* (Boston and New York : Houghton Mifflin, The Riverside Press, 1918), p.38.] とある。これには “taxation” の前に “no” が入っていないが、訳者達が “taxation” の前に “no” が入っているものと読み違えたか、“no” がないのは誤植か何かによるものと判断し “no” を補って訳したのかの、(恐らく、後者であると思われるが、) いずれかによるものと考えられる。しかし、訳注には何の断りもないこと、その翌年に出版された原書のアメリカ版とイギリス版（こちらにはブライスの序文が寄せられている）をみても原文に “no” が入っていないことには変わりがないこと [Max Farrand, *The Development of the United States from Colonies to a World Power* (Boston and New York : Houghton Mifflin, The Riverside Press, 1919), p.38. ; Max Farrand, with a Preface by Viscount Bryce, *The Development of the United States from Colonies to a World Power* (London : T.C. & E.C. Jack, 1919), p.34.] から、この原文通りに訳せば、「代表なしの課税」、訳者達流に訳せば「代表無き所に課税」となること、しかもこの訳者達の一人による、同じ原書の旧訳である名原廣三郎訳、エム・ファランド著、『米国発達史概説』（文化生活研究会、大正15年）、では「課税があつて選挙権が無い」（53頁）と訳していること、この言葉が含まれている原文は “There is, therefore, ground for saying that taxation without representation was an excuse rather than the cause of the Revolution.”（1918年版38頁；アメリカ版38頁；イギリス版34頁）であり、訳文は「故に、「代表なき所に課税なし」との抗議は、革命の原因ではなく、口実であつたといつても、根拠のない議論でなかつた。」（共訳書40頁、）、「故に課税があつて選挙権が無いと云ふのは、革命の口実であつて原因ではないといつても論拠のない話ではない。」（旧訳書53頁）。これらの両訳を比較すれば、原文通りの旧訳の方が原文により忠実であるだけでなく、意味内容的にも無理がない。もし原文が正しいとすれば、この共訳の訳語は誤訳となる。その場合、この訳語は正確には “no taxation without representation” の訳語といえない。とはいえ、原文に “no” が入っていないのを承知の上で、それは誤植によるものなどと判断して、“no” を補って訳した場合、この訳語は “no taxation without representation” の訳語であることになる。しかも、その可能性も全くないわけではないので掲げた。筆者には、上記の3つの版に加えて、同じ著者によって既に1909年に出版された *The Yale Review*, Volume Seven-teenth に掲載の “THE WEST AND THE PRINCIPLES OF THE REVOLUTION” においても同様に “Taxation without Representation” (p.55, p.56.) として “no” がつけられていないこと、とくに、p.56におけるそれはほとんど同じような文であること、 “taxation without representation was an excuse rather than the cause of the Revolution.” は、そのまま Randolph G. Adams, *Political Ideas of The American Revolution, Third Ed.*, (New York : Barnes & Noble, 1958), pp.90-91. に引用されていることなどから考えても、また、当時 “taxation without representation” という表現も使われていたこと [例えば、J. Mark Jacobson, *The Development of Amerikan Thought* (New York : The Century, 1932) p.94. : Selected and Edited by S. E. Morison, *Sources and Documents Illustrating the American Revolution 1764-1788 and the formation of the Federal Constitution* (Oxford University Press, 1923). の index (p.377) には10件以上が記載されているし、当然にわが国における独立革命の研究者によっても使われている（たとえば、藤原守胤、『アメリカ建国史論』、上巻、489頁、下巻、151頁、225頁。とくに、「代表なしの課税」を使った言葉として「代表なしの課税は僭主政治である “taxation without representation is tyranny” と「自

由を、さもなくば死を」と叫んだことでも有名なパトリック・ヘンリー Patrick Henry が言明していたことも知られている。[Alfred de Grazia, *Public and Republic* (New York : p.73. ただし、次の書からの引用 Randorpha G. Adams, Alfred A. Knobe, 1951), *Political Ideas of The American Revolution* (New York : Barnes & Noble, 1958), provides in chap.4] このようなことなどによっても、原書の誤植の可能性は少ないと筆者には思われるのであるが、どちらが正しいのかについては、原著者（故人）のみが判断できることであって、今となつては、決定的な判断は難しい。④吉村訳「代表さる、ことなくして、課税さる、ことなし」あるいは「代表されることなくして課税されることがない」は、この原則の成立を視野に入れた明快な訳語である。⑤『新コンサイス英和辞典』の「選挙権なければ納税義務なし」および⑥『現代英和辞典』等の「代議権なければ納税義務なし」の両訳は、どちらかといえばアメリカ植民地における場合の訳語といえる。これでは、イギリス本国におけるこの言葉の成立やその意味を認識できず、片手落ちといわざるを得ない。

なお、“no taxation without representation”について、筆者は初めの頃は「代表なければ課税なし」という訳語をそれほど深く考えずに使っていたが、よく考えてみれば、この訳語が少し拙い感じがしないわけでもないが、「代表なければ課税なし」という訳語のままでも差し支えがないかと考えるようになった。それに、アメリカ植民地で使われたこの言葉はイギリス本国における憲法上の一大原則を示す言葉であったこと、そのことから植民地人のイギリス本国における臣民と同じ「臣民」としての反抗の立場を理解するためにも、訳し分けするのも一つの方法であるが、もちろん、意味の違いがあったことは明示しなければならないが、訳し分けをする必要がないというよりは、この言葉はイギリス本国における憲法上の一大原則を示す言葉であったことを示すためにも、むしろ訳し分けをすべきではないと、筆者には思われる。

このように、訳語の微妙さについて痛感するとき、思い浮かぶのは「アメリカ合衆国」という訳語である。“The United States of America”は、最初、私的にはおそらくトーマス・ペイン (Thomas Paine) によって、公的には「連合の規約 (Articles of Confederation)」において使われたが、「アメリカ合衆国 “The United States of America” は文字通り「連合せる States」、つまり合衆国 (合州国) であり、アメリカは States によって構成されていた。連合の規約を改正するために集合した人たちは、憲法を制定し、各 States が批准し、憲法が発効し、憲法成立後は、「アメリカ合衆国」は States ではなくて、人民によって構成されている。「合衆国」は元来「連合せる諸 State」(「合州国」) の意味であったが憲法成立後は「合衆国」という語彙は変わらずそのままであるが、人民 (衆人) によって構成されている国の意味にも解釈可能である。とすれば、「合衆国」は実に妙訳ということになる。このあたりのいきさつについては、後日、資料も踏まえて稿を改めて考察したい。

- 2 吉村正, 『現代政治の解明 (増補版)』, (前野書店, 昭和29年), 35—36頁, 42頁。
- 3 野口忠彦, 「イギリスにおける国民代表制の成立過程」, 『政治科学研究』II, (国際動向出版社, 昭和55年), 95頁; 野口忠彦, 「アメリカにおける多元的でセクショナルな動態 - 均衡の代表の成立」, 『行動科学研究』第23号, (東海大学基礎社会科学研究所, 1986年: 昭和60年3月), 21頁; 野口忠彦, 「イギリスにおける「庶民」及び「国民」とは何であったのか」 - 「代表」研究の立場から -, 『拓殖大学論集』第215号 (拓殖大学研究所, 平成7年11月) 10—11頁, 注(7)。
- 4 岩崎, 『現代英和』, 1082頁: 松田, 『リーダーズ英和辞典』, 1836頁。また、小西友七, 『アクティブジュニア英和辞典』は「アメリカ独立戦争をする前の標語」という(1231頁)。たしかに、前述のように、この言葉が叫ばれたのは、イギリス臣民として、イギリス本国の憲法原則を掲げている点で、アメリカ植民地人がイギリスから分離独立を図ろうという意図や態度は見出せないが、結果として独立革命に至る出発点となった点から反抗時期は広い意味で独立革命の範疇に入れられるであろうし、「独立戦争をする前」とする見方も可能である。
- 5 斉藤真, 『アメリカ革命史研究』, 494頁。
- 6 高木八尺, 『米国政治史序説』, 203頁注8。
- 7 高木八尺, 『米国政治史序説』, 244頁〜255頁。

- 8 齊藤真,『アメリカ革命史研究』, 498頁。
- 9 藤原守胤,『アメリカ建国史論』, 下巻, 145頁。
- 10 藤原守胤,『アメリカ建国史論』, 下巻, 146頁。
- 11 藤原守胤,『アメリカ建国史論』, 下巻, 151頁。
- 12 藤原守胤,『アメリカ建国史論』, 下巻, 147頁。
- 13 藤原守胤,『アメリカ革命史論』, 慶応出版社, 昭和24年, 63頁。
- 14 藤原守胤,『アメリカ革命史論』, 下巻, 64頁。
- 15 藤原守胤,『アメリカの民主政治』, 慶応通信, 昭和35年, 49頁。
- 16 藤原守胤,『アメリカ建国史論』, 下巻, 153-154頁。
- 17 齊藤真,『アメリカ革命史研究』, 497頁。
- 18 齊藤真,『アメリカ革命史研究』, 499頁。
- 19 藤原守胤,『アメリカ建国史論』, 上巻, 2頁。
- 20 齊藤真,『アメリカ革命史研究』, 76頁。
- 21 齊藤真,『アメリカ革命史研究』, 81頁。
- 22 吉村正,『現代政治の解明』, 1頁。
- 23 吉村正,『現代政治の解明』, 33頁。
- 24 吉村正,『現代政治の解明』, 35頁。
- 25 吉村正,『現代政治の解明』, 34頁。
- 26 吉村正,『現代政治の解明』, 35-36頁
- 27 吉村正,『現代政治の解明』, 42頁。
- 28 吉村正,『現代政治の解明』, 42頁。
- 29 中村哲他編集,『政治学事典』, 平凡社, 昭和29年, 866頁。
- 30 中村哲他編集,『政治学事典』, 821頁。
- 31 中村哲他編集,『政治学事典』, 821頁。
- 32 中村哲他編集,『政治学事典』, 1342-1343頁。
- 33 中村哲他編集,『政治学事典』, 13頁。
- 34 中村哲他編集,『政治学事典』, 1343頁。
- 35 中村哲他編集,『政治学事典』, 823頁。
- 36 中村哲他編集,『政治学事典』, 866頁。
- 37 中村哲他編集,『政治学事典』, 13頁。
- 38 中村哲他編集,『政治学事典』, 821頁。
- 39 中村哲他編集,『政治学事典』, 13頁。
- 40 伊手健一他編集,『現代政治学事典』, ブレーン出版, 1991年, 633頁。ここで, (「代表なくして課税なし no taxation without representation」は,)「アメリカ独立の際にパトリック・ヘンリー(Henry Patrick)が印紙条例に反対した言葉として有名。」とあるが, これについてはもう少し丁寧な説明が望まれるし, 典拠が示されていないので確認のしようがない。後に, 鷲尾友春も, その著『20のテーマで読み解くアメリカの歴史—1492-2010—』(ミネルヴァ書房, 2013年: 平成25年, 78頁)において「代表なくして課税なし」という有名な言葉は, ボストンの教会のジョナサン・メイヒュー牧師が説教で使ったのが最初だとつたえられる」ことを明らかにしているが, これについても, 典拠が示されず, 確認のしようがない。
- 41 伊手健一他編集,『現代政治学事典』, 633頁。
- 42 猪口孝他編集,『政治学事典』, 弘文堂, 平成12年。

Ⅱ 「代表なければ課税なし」の顕在的意味：イギリス本国とアメリカ植民地における意味

①イギリス本国における「代表なければ課税なし」の意味

以上において明らかなように、「代表なければ課税なし」という言葉は、たしかに、アメリカ植民地人によって、アメリカ独立革命へと発展する端緒となったイギリス本国への反抗において掲げられた言葉には違いはないが、アメリカ植民地においてよりも先に、まずイギリス本国において確立された憲法上の一大原則であった。そのことは、たとえば、藤原守胤の『アメリカ建国史論』における緒論（Ⅰ，注10に引用）においても吉村正の『現代政治の解明』における緒論（Ⅰ，注26に引用）においても明らかであるが、主にその後者によれば、元々はイギリス本国において1215年の大憲章 Magna Charta 以来の伝統を持ち、1689年の権利の章典の中の重要な意義をもつものの一つ「議会の同意なく大権に託して、王の使用のため金銭を徴収することは不法なること」によって、議会の同意がなければ、それを徴収し得ないことになったので、国王は金銭を要する事柄については、議会の同意がない限り、行い得ないことになった。そしてこれからして、その後イギリスにおいては「代表されることなくして、課税されることなし」という原則が確立されることになった。

ただし、これには、議会在全王国（全国民）の代表者であるという認識が前提とされる。この点については、発表済みの拙稿において既に明らかにしたことがあるが、ここでも必要であるので、それとほぼ同じことではあるが、以下に再論する。すなわち、国民代表の起源については、国民代表と深い関係のある議会主権と共に、かなり古く、チューダー朝の最後の女王（統治者）エリザベス1世 Elizabeth I の時代まで遡って求められうる。エリザベス女王に仕えたトーマス・スミス卿 Sir Thomas Smith は、著作後18年目、没後6年目の1583年に刊行されたイギリス政治についての古典的な書 *De Republica Anglorum* において、次のように記している。

・・・，そして、イギリスの議会は、頭と胴体の両者たる全王国の権力を代表しているし、また持っている。なぜなら、あらゆるイギリス人は、・・・イギリスの君主（かれが国王であれ、女王であれ）から最も身分の低い人々に至るまで、本人自らかあるいは代理権を持つ代理人達 *procurators and attorneys* によるかのいずれかによって、そこに出席しているものと思われるからである。而して議会の同意はあらゆる人々の同意であると看做される。¹

ここで重要であるのは、最初の1文である。エドワーズ J. G. Edwards によれば、イギリス議会が持つ「頭と胴体の両者たる全王国の権力」は「最高の、しかも絶対的な権力²」と解せられ、

そのうえ、この「スミスのドクトリンはイギリスの一般的な法律家達の確立された伝統に一致する。」とされ、それは必ずしもスミスのみに特徴的な独自のドクトリンでもなく、当時としては一般的な法律家達の確立された伝統であったことが示された上で、それに続けて、「歴史的には、議会の法的主権が、1つのルートだけからではなくて、2つのルートから生じていること」が示唆されている³。このスミスのドクトリンは「議会主権」論の起源であるとみられうる。たしかに、エドワーズは、「議会主権」といわず、「議会の法的主権」に限定しているが、それはエドワーズの1解釈に過ぎない。「議会の法的主権」という解釈は、今日においてもなお存在しているが、それは、「議会主権」の法的側面のみに限定した1側面のみにについての1解釈でもあるとみられる。歴史的には、ここでいわれている「議会主権」は、「政治的」というのであればともかく、必ずしも「法的主権」のみに限定されているとも解せられないし、限定される必要もない。国王の存在しない時はあっても、議会の存在しない時はなかったともみられるように、当時の議会が今日の議会にまで発展し、今日においても「議会主権」は「法的主権」に限定されることなく、「議会主権」であることには変わりがないとみられる。何よりも、スミス自身は、*De Republica Anglorum* からの上記引用において、「法的主権」に限定せず、「イギリス議会は、・・・全王国の権力を代表しているし、また持っている。」と記述しているだけである。

ここで「全王国の権力」を共通にして、「代表している」という語彙に着目すれば「国民代表」の起源論とも、「持っている」に着目すれば、「議会主権」の起源論にとともみられうる。ここで、「国民代表」と「議会主権」との両起源論が同時に、同位的に、かつ同価的に出現したとみられることは「国民代表」と「議会主権」の両論にとって、かなり示唆的なものがあると受け取るのは、筆者だけであろうか。少なくとも両論は互いに影響力を持つものと思われる。つまり、ただ「持っている」だけでは、たとえば、フランスの1791年の憲法上の「主権」も示唆しているように、「全王国の権力を」必ずしも行使しうるとは限らない。「全王国の権力を」「代表している」という理由で、一つの全体としての「代表者」たる「議会」が「全王国の権力」を行使していることを示している。そして、それは「全王国の権力を」「持っている」（権力保持者つまり「主権者」である）ということを示すと共に、「全王国の権力を」「代表している」ので、つまり「全王国代表者」なので、「全王国の権力を」（「主権」を）行使しうるという理由も示しているものと解される。しかも、このような、スミスのドクトリンはその当時のイギリスの現実を捉えていたものであるから、スミスのドクトリンとそれによって捉えられた現実は、発展性のあるもので、後の「デモクラシー」化にも対応しうるものがあったとも見られうる。ここで筆者が指摘しておきたいことは、「議会主権」について、とくに、近代「代表デモクラシー」下の「議会主権」については、「代表デモクラシー」の政治運営の基本原則たる代表制議会主義、三権分立主義、および法治主義の影響も考慮されなければならないが、なかでも代表制議会主義の中核をなす「国民代表」は、「議会主権」の起源論当初から考慮なされるべき存在であり、「国民代表」と「議会主権」とは切っても切れない関係にあったことである。あるいは「国民代表」によって「議会主権」は実質的に

「主権」を行使しえた、つまり、実現可能となったとさえみられうることである。

なによりも、この「国民代表」と「議会主権」との両起源論とも解されることが出来る *De Republica Anglorum* の著者が、エリザベス女王に仕えたトーマス・スミス卿であることは、イギリスにおいて、国王至上法 Act of Supremacy : Supreme Act を制定し、イギリス国教会 Anglican Church を創設し、単に世俗（政治）界の長であるにとどまらず、イギリスにおいて特徴的であるともみられうる宗教界の長も兼ね、絶対王政を確立したとみられるヘンリィ 8 世 Henry VIII の後継者の中でも、群を抜く絶大な権力を振るい絶対王政の頂点に達したとさえみられるエリザベス女王の時代に、このような「議会主権」の起源が、既に認識されていたということの意味する。「議会主権」ということは、イギリスにおいては、1つの全体としての代表者たる「議会」が「全王国の権力を代表しているし、また持っている」ので、国王（女王）といえどもその権力は、必ずしも絶対的でなく、勅令といえども議会（両院）の承認を必要とすることもあった。それは、たとえば、1576年に、ボダン Jean Bodin によって、「イギリス法のマキシム la maxime des loix d'Angleterre」として、国家の基礎に影響を与える勅令は、それらがイギリス議会によって承認されない限り効力を発しないということはいつでも観察される⁴と認識されている。そして、その件へは「イギリスの慣習 Costume d'Angleterre」といういうタイトルが付けられている。⁵

なお、イギリスでは、とくに、「議会主権」というときの「議会」は、貴族院 House of Lords : Upper Chamber と庶民院 House of Commons : Lower Chamber との二部構成ではなくて、「議会における国王（女王）King (Queen) in Parliament」という言葉もあるように「議会」には「国王（女王）」も含まれ、したがって、三部構成である。ただし、「議会主権」は、1688年～1689年の光栄（名誉）革命 Glorious Revolution⁶において、1689年早くに、「仮議会 convention Parliament」（それは、国王による通常の方法において招集されなかったもので、そう呼ばれた）は、ジェイムズ James が退位したこと、およびウィリアム William とメアリー Mary が共同の主権者として王位 the throne as joint sovereigns についたことを宣言した。⁷ 時から、国王の地位は確定するが、議会によって王位継承が認められたことによっても、同時に、相対的に、国王の権力は衰え始め、やがて、「国王は君臨すれども統治せず The King (Queen) Reigns, but he (she) does not rule」という言葉がほぼ実体化した⁸。かくして、光栄革命を境にして、議会の上下両院は完全にはないがほぼ実質的に「主権者」とすると共に「全王国の代表者」（「全国民の代表者」）になりはじめたものとみられる。

ここに、「代表なければ課税なし」とは「課税には（「全王国の代表者」あるいは「全国民の代表者」である）議会の承認が必要である」ことを意味し、従って、国王といえども議会の承認なしに課税することはできないことを意味する。当然に、「代表なければ」といわれたのは、議会が「全王国」（全国民）を「代表していた」から、つまり議会が「全王国」（「全国民」）の「代表者」であったからにほかならない。

②アメリカ植民地における「代表なければ課税なし」の意味

イギリス本国における意味とは別に、アメリカ植民地においては、全く同じ「代表なければ課税なし」という言葉には、その言葉がイギリス本国における憲法上の一大原則であることを認めた上で、用いられ方には2つの場合があった。

その1つは次の通りである。たとえば、高木八尺の『米国政治史序説』によれば、イギリス本国議会に対して、「植民地人は代表を送らず又實際上これを送るは不可能である。而して自ら又は代表により同意を与えずして租税を負うことなきは英国人の基礎的権利の一なる故に植民地人は課税については本国議会の権限には服せず、」（I，注7）となされた。要するに、本国の憲法上の一大原則「代表なければ課税なし」を根拠として、植民地人は本国議会に代表を送っていないので代表されていないし、だから、本国議会による課税は本国の憲法上の一大原則「代表なければ課税なし」に反する、ということになる。

そのもう1つは次の通りである。たとえば、藤原守胤が『アメリカ建国史論』においていうように、アメリカ植民地植民地側の「代表なければ課税なし」の主張は、むろん国会に代表を送るための主張でなくて、「彼らの現実に代表される植民地議会の課税専権の主張であったのである。」（I，注14）つまり、植民地人が代表されているのは、イギリス本国の議会ではなくて植民地議会であり、植民地人への課税権は植民地人が代表されている植民地議会にある。だから本国議会による植民地人への課税は不当である。

このように、植民地人が掲げた「代表なければ課税なし」は本国の憲法上の一大原則であったが、その具体的な用いられ方には2つの場合があり、その1つは「植民地人は本国議会に代表を送っていないので代表されていない」ので、本国議会による課税は「代表なければ課税なし」に反するという用いられ方である。そのもう1つは「植民地人への課税権は植民地人が代表されている植民地議会にある」ので、本国議会による課税は「代表なければ課税なし」に反するという用いられ方である。このように、「代表なければ課税なし」の用いられ方には2通りあった。

しかし、「代表なければ課税なし」の意味は1つであった。つまり、植民地人は“no taxation without representation”を文字通りに解釈し、「代表なければ課税なし」、あるいは「代表されていなければ課税されない」という意味で用いていた。だから、植民地人は本国議会によって「代表されていないので課税されない」ので本国議会による植民地人への課税は「代表なければ課税なし」に反するという主張になり、植民地人には植民地人が代表されている「植民地議会に課税権がある」。だから本国議会による植民地人への課税は「代表なければ課税なし」に反するという主張にもなった。結局どちらの場合においても、本国議会による植民地人への課税は本国における憲法上の一大原則「代表なければ課税なし」に反することになる。

注

- 1 Thomas Smith, *De Republica Anglorum : An Discourse on the Commonwealth of England*, ed. L. Alston, with preface by F. W. Maitland ([London : Ano Domoni, 1583] , Cambridge : Cambridge University Press, 1906), p.49.
- 2 J. G. Edwards, “The Plena Potestas of English Parliamentary Representatives”, *Historical Studies of the English Parliament*, 2 vols., ed. E. B. Fryde & Edward Miller (Cambridge : Cambridge University Press, 1970), 1 : 148. ; Karl Loewenstein, *British Cabinet Government* (London : Oxford University Press, 1967), p.47. ; K・レーヴェンシュタイン, 阿部照哉訳『イギリスの政治―議会制民主主義の歴史―』, 潮新書, 潮出版社, 1967年, 57頁。
- 3 J. G. Edwards, “The Plena Potestas of English Parliamentary Representatives” 2 : 149. ちなみに, この2つのルートというのは “the character of Parliament as a high court” と “ the plena potestas of the representatives of the Commons” であるという。(2 : 149.)
- 4 Jean Bodin, *Les Six Livres de Republique*, 1 : 210 ; *The Six Books of the Commonweale*, Written by Jean Bodin, Out of the French and Latine Copies, done into English by Richard Knolles, 1 : C. VIII (pp.101-102.); Jean Bodin, *On Sovereignty* —Four chapters from *The Six Books of the Commonwealth* — ed. and trans. Jurian H.Francin, 1 : C.8, 381 (p. 28.).
- 5 Jean Bodin, *Les Six Livres de Republique*, 1 : 210.
- 6 なお, 「光栄 *Glorious*」たる所以は「無血」革命であるからということとはよく知られている。「無血」革命であったことは, たしかに, 「ジェイムズ James がみずからに実質的に支持がないことを見出し, そして国外に逃亡したからである」[Reference Services, Central Office of Information *Parliament* (London : H M S O, 1991), p.140.] が, たとえば, イギリスで12歳〜14歳用の Schools Pack, *The Glorious Revolution 1688-1689* に収められている *The Glorious Revolution 1688-1689* においては, 次のように記述されている。「“glorious”という語は大きな戦いや有名な勝利を記述するために時々用いられるが, しかし, 1688年はそれとは全く違う。実に, それは平和的に起こり, 少なくともイングランドにおいては一滴の流血 Bloodshed もほとんどなかったということは, それについての最も光栄なこと glorious thing である。」[Schools Pack, *The Glorious Revolution 1688-1689*, Produced by the Education Unit, Public Information Office, House of Commons Library (Portsmouth : Grosvenor Press, 1988), p.2] しかし, トレヴェリアンの見解は, それにとどまらない。すなわち, 次のように論じている。「この革命の真の “glory 光栄” は, 成功に必要なであった暴力が最小限におさえられたことではなく, 光栄革命体制が以後のイングランド人諸世代のために発見した暴力回避の方法にある。・・・イングランド人の流血を伴わなかったということはイングランドの真の光栄である。」[George Macaulay Trevelyan, *The English Revolution 1688-1689* (Oxford : Oxford University Press, [1938], 1979), p. 4. ; G.M.トレヴェリアン, 松村超訳, 『イングランド革命』, みすず書房, 1978年, 3頁〜4頁。]
- 7 Reference Services, Central Office of Information *Parliament*, p.141.
- 8 この点については, 以下の書もみること。Karl Loewenstein, *Blitish Cabinet Government* (London : Oxford University, 1967), p.74. ; カール・レーヴェンシュタイン, 阿部照哉訳『イギリスの政治』, 潮出版社, 1967年。87頁。

原稿受付 2013年11月1日

イギリスにおける問題解決型裁判所の展開

～2つの地域司法センターの評価をめぐる～

守 山 正

1. はじめに

こんにち刑事司法分野のキーワードの一つは、とりわけ英米では‘community’であり、なかでも‘community justice’（しばしば「地域司法」と訳される）¹が強調されている。その背景には、従来、国家機関としての刑事司法組織が必ずしも地域の利益に配慮してこなかったという批判や反省があり、その反動として‘community justice’が盛んに喧伝されている。つまり、地域住民の刑事司法機関に対する不信感を払拭するために、これらの機関への信頼という正統性（legitimacy）の担保に関わる問題が議論されている。要するに、住民の間には、警察や裁判所、刑務所、保護観察所といった機関が十分機能してしないから、犯罪その他の行為をうまく処理できず、地域の治安が維持されていないという認識が強い。事実、近年、とみに軽微な犯罪や反社会的行動、秩序違反行為への対応が批判されている。このような事情もあって、わが国に比し、英米では公的機関に対する信頼が著しく低いのが一般である。他方、地域司法（community justice）の概念自体は必ずしも明瞭にされておらず、このような動きに対しては、国家刑罰の規律を乱すものとして警戒感がないわけでもない。それでも、近年、修復的司法（restorative justice）などにみられるように、犯罪者の被害者や地域社会への賠償といった潮流は、当然ながら「地域に根ざした司法（community-based justice）」として司法の運用にも大きな影響をもたらしている。

その地域司法の実践の一つは、英米などで展開されているコミュニティ裁判所（community court）である²。従来の通常裁判所は国家刑罰の適用という側面から全国的に公平性、画一性を基本として加害者の視点から運用され、しかもきわめて官僚的、閉鎖的で形骸化しているのに対し

1 ‘community justice’は「地域司法」とでも訳すべきであるが、わが国には定訳はみられない。イギリスなどには、community justiceの表れとしてcommunity sentence（地域刑、わが国の保護観察制度に近いが、刑罰の一つに位置づけられている）や修復的司法などが国の制度として導入されているが、わが国には基本的には大陸法の系譜から、これらの制度が存在しないため、単純に比較したり、導入を検討したりするのは困難である。

2 世界最初のコミュニティ裁判所はアメリカ・ニューヨーク市のミッドタウン地域司法センターではあるが、実績を挙げて著名なのは、むしろ同市ブルックリン地区にあるレッド・HOOK地域司法センター（Red Hook Community Justice Center）で2000年の創設である。イギリスの北リバプール地域司法センター（North Liverpool Justice Centre）はレッド・HOOKをモデルとしている。これについては後述する。

て、コミュニティ裁判所は判決結果や成り行きを地域で共有するといった開放的な裁判所を目指しており、①地域密着として、犯罪者個人の処遇だけでなく地域に固有の問題を柔軟に解決すること、②最終的には地域の安全を確保し地域に利益を還元する裁判所であること、③独特の組織運営を行っていることが特徴である。実際、アメリカなどの国々では、薬物裁判所 (drug court)、10代裁判所 (teen court)³、DV 裁判所 (domestic violence court)、精神衛生裁判所 (mental health court) など通常裁判所とは異なる種々の問題別裁判所が多数設置され、個別に問題解決を図っている。イギリス (本稿では全て、法管轄を同じくする「イングランドとウェールズ」を意味する) では、この種の裁判機関としては、2005 年初めて北リバプールに 'North Liverpool 地域司法センター' が創設され、次いでサルフォードにも 'Salford 地域司法センター' 同様の施設が設置された。これらの動向については他誌ですでに紹介したが⁴、最初のコミュニティ裁判所の創設から 10 年近くが経過し、この種の裁判所の成否を問う評価研究 (evaluation research) が相次いで実施され、その成果が公表されていることから、本稿ではこの評価について分析を試みる。すなわち、筆者の現地 (北リバプール地域司法センター) 訪問の経験とこれら二つのコミュニティ裁判所の評価研究の結果や知見に基づいて、果たして今後、地域司法はどうあるべきかにつき検討したいと考える。

2. 地域司法とコミュニティ裁判所

(1) 地域司法の意義

前述のとおり、この用語自体、明瞭な定義があるわけではないが、一応、地域社会において犯罪者に対し問題解決型の司法機能を提供しつつ、犯罪者管理⁵に対する、さらに総合的なアプローチを目指す制度といえることができる。従来の通常裁判所が「回転ドア司法 (revolving door

3 非行少年の審判や処遇は、非行を理解できる同年代の少年による方が成人よりも効果的とする考えが 1970 年前後からアメリカで広まり、現在、全米ほとんどの州で実施されている。要するに、少年司法のダイバージョン (非公的処理) の一つとして、非行事件をティーン・コートで扱い、その審理に弁護士役、検察官役、陪審役を同じ子どもが果たす仕組みである。詳しくは、山口直也『ティーンコートへ少年が少年を立ち直らせる裁判』(現代人文社、1999 年) 参照。

4 守山 正「地域に根ざした刑事政策～community justice の時代」犯罪と非行 164 号 (2011 年) 6～29 頁参照。この論文では、従来の刑事政策の展開が全国一律、画一的、官僚的に行われてきた点を分析し、わが国においても、地域によって犯罪の問題性が異なることから、世界の潮流に鑑みて、問題解決 (problem-solving) 型に移行し、地域住民の満足という点にも配慮すべきとの提言を行った。

5 従来、犯罪者の対処として「犯罪者処遇 (offender treatment)」という用語が主流であったが、21 世紀に入り、イギリスでは地域において犯罪者を監視する機能の強化が図られ、刑務所や保護観察における総合的な対応を犯罪者管理 (offender management) と呼称するようになり、全国犯罪者管理庁 (the National Offender Management Service, NOMS) にみられるように、国の機関の名称にも用いられている (Peter Joyce, Criminal Justice, An Introduction to Crime and the Criminal Justice System, 2006, p.404.)。

justice)」と呼ばれるのに対して、問題解決型裁判所は、しばしば‘one stop shop’⁶ 裁判所などとも呼ばれる。その理由は、前者が次々と犯罪者に有罪判決を下して、事件を処理するのに対して、後者はいわゆる多機関協働体制⁷を採用し、警察、検察庁、裁判所、少年保護機関、刑務所、保護観察所が地域代表の住民を交えて協働し、犯罪事件の処理を図るからである。実際、裁判所内に共同で事務所を構え、犯罪者がここに来れば何でもサービスを受けられるということから、‘one stop shop’の名が付いた。言い換えると、犯罪は単に犯罪者個人の問題だけでなく、地域が抱える問題が関係しており、それに取り組むには、個々の機関がばらばらに対応するよりは情報や対応を共有して取り組む方が効率的であり、また地域問題の解決という意味でも地域社会の理解が得られやすいと考えられたのである。

イギリスではこれらの理念の下に刑事司法改革が進められており、検察庁、YOT (Youth Offending Team, 若年者犯罪対策チーム)、修復的司法部局、犯罪者管理庁 (NOMS) などの機関の活性化も目指されている。刑事司法機関の運用が国民の感覚から遊離すればその信頼感も薄れ、結局は政府不信にも繋がり、引いては国民の遵法意識の低下にもなりかねないからである。まさしく、コミュニティ裁判所は1997年以降、労働党政権肝いりの刑事司法制度形骸化の打開策であった。

他方、もう一つの意義は、先に述べた正統性、いわゆる‘legitimacy’の問題に関係するが、司法機関、つまり裁判所と住民との関係改善である。実態から言えば、裁判所に対する信頼を回復することである。そのためには、司法の運用につき住民参加が求められる。コミュニティ裁判所では陪審制は採用されていないが、判決や刑罰の執行については住民の意見を聴取し、とくに刑罰としての犯罪者の地域への賠償・貢献について議論する形式をとる。この形式は確かに修復的司法と類似するが、犯罪者対被害者という構造をとらず、むしろ犯罪者と地域社会の共生が特徴である。つまり、犯罪は地域社会全体の問題として理解され、これに対して地域社会全体が取り組むのである。

もっとも「地域司法」の語は、犯罪者・被害者・潜在的被害者への働きかけ（施設内処遇、社会内処遇、修復的司法、被害者保護などが想定される）の諸策、つまり刑事司法機関の活性化も犯罪予防、地域安全などと絡んで目論まれている⁸。しばしば‘community justice’というと「修復的司法（リストラティブ・ジャスティス）」に限定して議論される場合があるが⁹、ここでは広

6 ‘one-stop-shop’とは、もともとわが国などにも見られた「よろず屋」であり、「何でも屋」という意味ではあるが、コミュニティ裁判所の文脈では関係機関が集合する多機関協働体制の下、1ヶ所の裁判所で犯罪者に全てのサービスを提供する、といった意味で用いられていると思われる。

7 イギリスの多機関協働体制の状況については、守山 正「諸機関協働体制と刑事政策～イギリスの状況を中心に」罪と罰（日本刑事政策研究会）44巻2号（2007年）16頁以下参照。近年の刑事司法機関のあり方として、イギリスでは官庁の横断的縦断的な協働体制が当然のスタイルになりつつある。

8 Jane Winstone and Francis Pakes (eds.), Community Justice: Issues for Probation and Criminal Justice, 2005, p.1.

9 Todd Clear and David Karp, The Community Justice Ideal: Preventing Crime and Achieving Justice, 1999.

義に、したがって「地域に根ざした刑事政策」と同義と理解したい。他方、「地域 (community)」の強調は中央集権的ではなく、地域住民の間に意思疎通が図られた空間を基盤としており、その施策も地域住民のニーズに適合すべきとしたものであって、この考えはしばしば国家、中央政府の政策との齟齬が問題となる場面である。欧米諸国の場合、地域概念は、学校、自治体、宗教組織などから構成され、地域の紐帯を強め、インフォーマルな社会統制が機能する空間的構成と理解できる。このような人的ネットワークで構成された組織が司法領域にも影響を及ぼすのが、まさしく地域司法なのである。このように考えてくると、この原理は、①地域自体が刑事司法の終極の消費者であり、刑事司法制度がサービスを提供する相手は、犯罪者でも被害者でもなく、地域社会そのものということになる。②したがって、刑事司法の目的を達成するには、地域ぐるみの協働関係が必要である。③地域が満足しうるのは、問題解決型である。つまり、地域住民が求めるのは刑事司法機関による事件処理ではなく、地域内の個別問題の解決ということになる。

(2) コミュニティ裁判所の先駆

これらを背景として生まれたのが、まさしく「コミュニティ裁判所」である。この裁判所の特徴は、地域における種々の刑事司法活動の拠点（ハブ）として機能するものであり、「生活の質」を脅かす犯罪（‘quality of life’ crime）、つまり軽微な犯罪や秩序違反に関係する家事事件、刑事事件、民事事件を扱う。その作用も単に判決を言い渡すだけでなく、和解、賠償、コミュニティ・サービス命令、薬物治療命令、教育プログラム受講命令など、個別具体的な指示を行う。これこそまさしく問題解決型の地域裁判所である。

本稿は、イギリスのコミュニティ裁判所の評価に主眼をおくが、以下ではまずは、この起源であるアメリカの制度を概観し、コミュニティ裁判所の誕生の背景とイギリスへの移入について論じる。

① ミッドタウン・コミュニティ裁判所 (The Midtown Community Court)

世界初のコミュニティ裁判所はミッドタウン・コミュニティ裁判所とされる¹⁰。その開設は1993年でアメリカ合衆国ニューヨーク市マンハッタン島のタイムズ・スクウェア近くに設置された。この背景には、この地域で多発する売春、万引き、薬物所持、無賃乗車、無許可アルコール販売、反社会的行動など、重大な犯罪ではないが、地域住民を悩ます比較的軽微な犯罪の問題が存在したことにある。このような状況は1970年代から継続した事態であって、ニューヨークの犯罪事情を悪化させる原因でもあった。そこで、1980年代になると、警察はゼロ・トレランス（非寛容取締）¹¹活動を導入したが、たんに多くの若者を短期間拘禁し、その後釈放するだけで、

10 この裁判所の詳細については、R. Curtis et al, Dispensing Justice Locally: The Implementation and Effects of the Midtown Community Court, 2000. 参照。本稿の多くもこれに依拠している。

11 割れ窓理論において強調された警察取締活動を示し、一般には軽微な犯罪や秩序違反に対しても厳しく取り締まることを基本方針とする。要するにトレランス（寛容）がゼロ、つまり「寛容ではない」という意味である。なお、Tim Newbrun and Peter Neyroud (eds.), Dictionary of Policing, 2008, p.292. 参照。

それらの若者が再犯を繰り返すという状況が長く続いた。しかも、その判決は格別の再犯防止措置は執られていなかったため、地域における軽微犯罪の対応は改善されることはなかった。そこで、地域住民、商店主・産業界は、この種の犯罪に対して裁判所に断固たる対応を強く求めたのである。ここに誕生したのが「地域司法」理念であった。従来の裁判所の機能は、前述のとおり犯罪常習者が地域と刑務所を往復させるだけの「回転ドア司法」に堕していると批判されたのである。とりわけ薬物犯罪者が検挙、審判の末、刑務所の入所・退所を繰り返すことで、地域のいらいは頂点に達したという。このようにして、伝統型裁判所の機能不全、とりわけ軽微犯罪、反社会的行動に対する処理の形骸化は批判的となり、新しいタイプの裁判所の出現が待たれたのである。簡単に言えば、旧来の裁判所の判決では何も解決せず、「裁く機械」に終始し、国民、とくに地域住民に満足を与えるという裁判所の本来の機能を失っており、ここに裁判所に対する市民の信頼感の喪失、裁判所の正当性の欠如、つまり legitimacy の問題が内在したと考えられる。

現在アメリカ合衆国には多くの州で、この種のコミュニティ裁判所とか地域司法センターと称される施設が導入され活動中である。わが国でもしばしば言及されるのがドラッグ裁判所であろう。実際、ミッドタウン・コミュニティ裁判所では薬物濫用の犯罪者にはグループ・カウンセリングを含むプログラムが準備され、この他にも精神障害問題をかかえる犯罪者には、その種のカウンセリングを受講させるようにしている。さらには、学位取得、英語学習、薬物検査、健康管理などの多種多様なプログラムが準備されている。あるいは、無知であるがゆえに逮捕された者が少なくなく、そこで商店免許の取り方、売春が合法的に可能な地域などを指示する場も与えられている。

②レッド・HOOK地域司法センター (Red Hook Community Justice Center)

現在、コミュニティ裁判所の中で世界的に最も注目されているのは、むしろニューヨーク・ブルックリン地区にあるレッド・HOOK地域司法センターである¹²。同センターは、この制度の象徴的存在であり、世界の導入モデルとなっている。もともと、レッド・HOOKは典型的なドラッグ・コートであった。当該地域ではヘロインやコカインなどの薬物犯罪が多発していたからである。いうまでもなく、薬物犯罪者は再犯率が高く、これらの者は地域に対して無責任であり、十分な賠償を行っていないと地域は見ていたのである。しかも、1992年同地区の小学校長が薬物犯罪者に殺害される事件が発生し、一気に地域安全の打開策が求められ、そこに生れたのがコミュニティ裁判所であった。実際、開所前の地域調査では、従来の裁判所の運用を肯定している地域住民はわずか12%にすぎなかったが、開所後は68%と飛躍的に上昇している¹³。レッド・HOOK裁

12 レッド・HOOK地域司法センターの管轄では約20万人の人口が対象となるが、レッド・HOOK地区自体は1万2千人を抱える地域である。2005年には、軽微違反行為3,612件、違反事件（出頭要請のある事件）13,393件を扱っている。軽微違反行為の処理状況では、多くが社会福祉サービスを提供する措置がとられ、犯罪問題の根本解決にはこのような措置が不可欠であることを示している。

13 Greg Berman and Adam Mansky, Community Justice Centres: A US-UK Exchange, British Journal of Community Justice, vol.3, no.3, 2005, p.7.

判所が特徴的であるのは、最初の多重管轄裁判所である点、つまり、多様な事件を扱うこと、その経緯から薬物事件は当然として、家庭内問題、少年問題、住宅問題など従来の裁判所であれば扱わない事件を処理していることにある。ここにコミュニティ裁判所の真髄である問題解決型アプローチが内在しており、犯罪の根幹原因であるこれらの地域問題を解決しないかぎり、犯罪事件の真の解決はなく、裁判所は「回転ドア司法」に終わるという危機意識がうかがえる。そして、多様な社会生活上の問題を取り扱うには、多機関の連携が必要不可欠で、従来のように個々の機関がばらばらに対応しても効果はないとする。実際、レッド・ホックでは多機関が協働して事件の解決に当たっており、地域の一体感が生み出されているという。同裁判所で審理を担当するのは、わずか一人の裁判官であり、彼には審理や判決以外の多様な権限が与えられており、その範囲は教育・就職の斡旋、地域への賠償、薬物治療・精神衛生カウンセリングなどにも及ぶとされる。

他方、レッド・ホックは青少年裁判所（Youth Court）、ティーン・コート¹⁴も兼ねており、後者はよく知られるように、研修を受けた少年が裁判官、検察官、弁護士の役割を演ずる。扱うのは、反社会的行動や秩序違反事件などの非刑事事件である。要するに、ティーン・コートは同世代の仲間からのプレッシャーで非行少年の立ち直りを図るとともに、通常であれば無視されるような軽微な違反も抑止しようという狙いがある。また、裁く側の少年たちも自分たちの活動が他人にどのような影響を与えているかを知る絶好の機会となる。このようにして、レッド・ホックは解決型裁判所として地域に密着しており、その成果が先の高い支持率につながったものと思われる。

このような状況から、イギリスに限らず、南アフリカがレッド・ホックをモデルに問題解決型裁判所を導入済のほか、アイルランド、スウェーデン、オランダ、カナダなども導入を検討中と言われる。

3. イギリスのコミュニティ裁判所の展開

前述したように、イギリスでも、アメリカのコミュニティ裁判所をモデルに、個別問題解決型アプローチを採用する裁判所がいくつか創設され、あるいはパイロットとして実験的に開始されており、この中には薬物裁判所¹⁵なども含まれる。但し、本稿が考察するのは、統合型の問題解決裁判所である。その導入前、イギリス労働党政権は、裁判所を含む刑事司法機関への国民の信頼感を回復させるために、思い切った刑事司法改革を断行したが、その根幹になったのが次の白書である。

14 ティーン・コートについては、注（3）参照。

15 イギリスでも、2004年に薬物裁判所（ドラッグ・コート）の創設実験が始まっており、バーズリー、ブリストル、カーディフ、リーズ、サルフォード、西ロンドンの計6ヶ所がパイロットとして稼働中である。これらの薬物裁判所に対しても評価調査が行われている（Jane Kerr et al, The Dedicated Drug Courts Pilot Evaluation Process Study, Ministry of Justice Research Series 1/11, January 2011. 参照）。

(1) 政府白書『尊重と責任～反社会的行動への対処』(2003年)¹⁶

本題にもあるように、白書では尊重 (respect) と責任 (responsibility) が強調されている。ここで言う「尊重」とは他人の財産、街路、公共の空間、さらには隣人の権利、とくに嫌がらせや苦痛から逃れて生活する市民の権利の尊重を意味する。他方、責任とは、個々人として享受する権利は他人、家族、地域社会に対する責任感に根ざすことを意味する¹⁷。

言い換えると、イギリス社会に蔓延する反社会的行動、つまり日常的に騒音を発散したり、酔っ払って商店街などで騒ぎを起こしたり、現金自動支払機周辺で乞食行為を行ったり、車やゴミを不法投棄したり、他人の所有物に落書きをして、近隣の住民を悩ませる行動に対して本白書は警告を発している。このような行動は地域環境を悪化させ、重大な犯罪へ至る可能性もあり、その結果、地域社会全体が衰退するという警告である。

この事態に対応するために、白書はイギリス社会の文化的変貌が必要であるとする。これが先に述べた、地域住民相互に尊重しあい、他人の財産、公共の場所に敬意を払い、破壊行為などには責任が伴うことが確保される社会の構築である。要するに、イギリスでは1997年以降、犯罪は減少傾向にあり、侵入盗や自動車盗などはピーク事の3分の1まで削減されたのにもかかわらず、多くの住民は、依然として犯罪レベルは高いと感じ、現にイギリス国民の3人に1人はそのような反社会的行動が生活の質を悪化させていると考えているという。そこで、白書は、その原因として、離婚や家庭内暴力などの家庭問題、学業不振、失業、薬物アルコール濫用などを指摘しているが、このような行動を行う者に言い訳することを戒め、基本的に他人の身体や所有物に対する敬意が欠如していることを根本問題とする。

本白書の核心は、上述の問題認識から、反社会的行動に対する規制・抑止策にある。そして、白書が提示した数ある提案のうち、「裁判所活動の改善 (Improving Court Actions)」という事項が目される。の中で、政府は既存の機関に新たな権限を与える政策を検討中であるとし、とくに司法機関の機能を確実にするための新政策を展開することを明言している。それによって司法機関がその責任において反社会的行動の削減に寄与するために、政府は支援と奨励を行うこととするとしている。これがcommunity justiceを指していることは明瞭であろう。すなわち、白書は「(反社会的行動に対する介入策を講ずるために諸機関には) 正当な権限が付与され、この介入策が対象となる人々に適用され、直接的に迅速に使用され、それが効果的ではない場合は他の手段を用いるべきである。裁判所に依存せずに基準を達成できればそれに越したことはないが、裁判所の介入が必要な場面もあり、その場合は迅速に行うべきである。とくに常習的な犯罪者に対しては多様な介入手段を検討すべきである¹⁸」と述べている。

16 Home Office, Respect and Responsibility ; Taking a Stand Against Anti-Social Behaviour, March 2003.

17 同『白書』のブランクett内務大臣の言葉にある。

18 Home Office, op.cit., p.74.

さらに、白書は次のような community justice の原理を示している。つまり、地域社会との結合、裁判所の可視性、事件の迅速で着実な処理、独立性の強い司法、問題の発見と解決、多機関の協働、損害の修復と信頼の向上、犯罪者の社会再統合、などである。これらは、いうまでもなく、既存の司法機関に最も欠如する事項でもあった。

(2) コミュニティ裁判所の開業

このように、同白書は、既存の通常裁判所に対する批判を展開し、司法改革の方向性を強めた。その兆しはアメリカ司法改革の模倣でもある。すなわち、それ以前、イギリス政府の要人が多くアメリカのコミュニティ裁判所への視察を行っていたからである。この中にはウルフ卿首席裁判官（日本の最高裁判所長官に相当）、ブランケット内務大臣などが含まれている。その視察先は、犯罪者、とくに青少年の更生で実績を上げていたレッド・ホック地域司法センターであった。イギリスの要人は、視察後、この制度を絶賛し、高評価を与え、これによってイギリスで同種の裁判所設置が本格化したのである。そして、その設置場所の選定基準として、地域の深刻な犯罪状況、経済的な不況・貧困、地域の貧弱な紐帯性などの観点から、2003年、リバプール市内のある地区がイギリス最初のコミュニティ裁判所のパイロット実験として選ばれた¹⁹。実際、1990年代後半、リバプール北部は貧困、犯罪、無秩序の深刻な状況にあり、イギリスの最貧困地区と呼ばれ、侵入盗発生率も全国平均のほぼ倍に達していた。

2004年10月、政府は同地域司法センター初代所長として、刑事弁護士（defense solicitor）のデイビッド・フレッチャー（David Fletcher）氏を任命し、12月には早くもプロジェクトが公式に開始された。このようにして、イギリスの地域司法はアメリカ型をモデルに、地域住民の最大に関心事である「生活の質」犯罪、つまりバンダリズム（器物損壊）、自動車窃盗、落書き（graffiti）問題などの解決を目指す地域密着の裁判所として成立したのである。

①北リバプール地域司法センター

上述のとおり、2年間の準備期間を経て2005年9月、イングランドとウェールズでは初めて北リバプールに最初の地域司法センター（Community Justice Centre, ‘CJC’）が開設された²⁰。建物は廃校になった小学校の建物が使用された。管轄は4つの行政区、つまりアンフィールド（Anfield）、エバートン（Everton）、カウンティ（County）、カークディール（Karkdeal）を対象とする。同センターには裁判官一人が所属するのみで、審判はこの裁判官が一人で行い、通常裁判所のような合議制も、陪審制も採用していない。しかも、この裁判所は、治安判事裁判所、青少年裁判所、刑事法院も兼ね、さらに他の刑事司法機関との典型的な多機関協働体制をとって

19 G.Berman and A.Mansky, op.cit., pp.5-6.

20 筆者は、このリバプールの施設を当時リーズ大学刑事司法センター所属のジェームズ・ディグナン（James Dignan）教授と同行して、最初は2005年8月、つまり開設の翌年に訪問し、その後も調査を行っている。そして、裁判官であるフレッチャー氏とも懇談し、実際の審理を見学する機会が与えられた。フレッチャー氏自らが犯罪者の予後を確認するために、裁判所を訪れた保護観察中の者に対して懇切丁寧に対応し、助言する姿が印象的であった。

おり、検察官はもちろんのこと、警察官、刑務官、保護観察官、その他社会福祉機関から職員が同センターに派遣され、同じ事務室で共に業務を行っている。そもそもこのリバプール CJC の裁判官フレッチャー氏は特別にこの施設のために雇用されており、イギリスの地域司法の象徴的人物となっている。この裁判所の特徴は、もちろん通常裁判所と同様に刑罰を言い渡すことができるが、それとともに先に挙げた各機関に犯罪者への支援を命じるところにある。しかも、この支援策がうまく機能しているかどうか、裁判所が判決で言い渡した条件を犯罪者がその後遵守しているかどうかを事後的、定期的に、裁判官自らチェックしている点が目玉といえよう。要するに、従来の裁判所が刑罰を言い渡すだけに終わっていた状況を変え、裁判官は他の機関と協働して、犯罪者の再犯防止のための諸策を検討し、それを言い渡す命令の中に含めて、犯罪者の予後を見守るという方式である。とくにリバプール CJC では青少年の反社会的行動への対応に力を入れており、たとえば飲酒して器物損壊を行った青年に対しては、刑罰としての無給作業 (unpaid work)²¹ を命じ、その後、彼がきちんとその活動を行っているかをチェックするために 1 ヶ月毎に呼び出して、事情を聞くというシステムが導入されている。従って、コミュニティ裁判所の裁判官は判決だけでなく、判決後も定期的に有罪確定者と面接を行うこととなり、このような人々の生活や立ち直りを支援するために、保護観察所や刑務所とはもちろん、地域の雇用斡旋機関、保健衛生機関などとも協働している。これこそ、まさしく地域に根ざした刑事政策と言えよう。その後、イギリスではサルフォードに同様に施設が開設され、こちらは通常の治安判事裁判所が採用している問題解決型戦略を基本に、常設ではなく、1 週間に 1 回の開廷となっている。

これらをまとめると、北リバプール地域司法センターの概要は以下のようになる。

第 1 に、裁判官 1 人体制であり、判決結果の一貫性を担保し、判決の持続可能性を通じて地域社会への責任を果たすことが可能である。いわゆる従来の官僚裁判官は定期的に転勤を繰り返し、それが地域の事情を把握することの障碍であったし、また裁判官の地域への責任感を薄めてきたという。そこで、同センターでは裁判官は地域内に居住し、地域の名望家でもあり、地域密着で犯罪問題を解決し、犯罪者に対する厳格な態度を維持することが期待されている。そして、それが着実に迅速な裁判を促進するものとされる。

第 2 に、多機関の協働体制をとり、各刑事司法機関の派遣員が同センターに机を並べて、意思疎通を図っている。これに加え、地域の機関として反社会的行動処遇班、住宅局、ジョブ・センター（わが国のハローワークに相当）などが関わり、この裁判所 1 ケ所で全てのサービスを提供

21 イギリス産の有罪判決言渡し方式で、かつて社会活動命令 (community service order) と呼ばれた制度で、本人の同意のもとに拘禁刑との選択刑となっている。基本的には地域社会における社会内処遇の一環として各種の社会活動に従事することをその内容とする。1972 年以来、世界各国でも採用され、イギリスでは当初成人のみの適用であったが、その後少年にも拡大された。この刑罰は地域社会への賠償を含む意義を有し、拘禁刑と違って労働を行っても報酬は与えられないため、近年、無給作業 (unpaid work) という名称に変更された。この制度の展開については、守山正『イギリス犯罪学研究 I』(成文堂、2009 年)

できる体制がとられ、事件処理、犯罪対応だけでなく、犯罪者の予後に関われる支援も実施している。これは、従来から裁判所に対して批判のあった「回転ドア司法」を回避するものであり、犯罪・裁判・再犯の悪循環を断ち切ることを狙いとしている。

第3に、同センターの役割は、そもそも地域で発生する、どちらかというとき軽微な犯罪、迷惑行為の類いに対応することである。近年イギリスで社会問題化している、犯罪前段階の反社会的行動、秩序違反行為（disorder）にも焦点が当てられ、これらの行為に対して別の民事裁判所で命令される反社会的行動命令（Anti-Social Behaviour Order, ASBO）²²の処理などとも関連した活動を行っている。凶悪な犯罪は地域社会と和解することが困難であるが、軽微な犯罪・違反行為は可能だからである。いわば、同センターは軽微事犯の処理に特化している。

第4に、これと関連するが、同センターの基盤となる考え方として、いわゆる問題解決型アプローチ（problem-oriented approach）を採用する。つまり、たんに行為者に刑罰を科すだけでなく、犯罪や違反行為の根本原因を探り、それらを解決することによって、地域社会の犯罪不安感も削減する狙いがある。たとえば、薬物犯罪の根底に地域に薬物取引所の問題があるとすれば、それを除去しないかぎり、地域で薬物犯罪をなくすことは困難であるから、裁判所は警察・地元自治体・地域住民を挙げてそれに取り組むことを提案するのである。このような試みが従来、イギリスに存在しなかったことは言うまでもない。

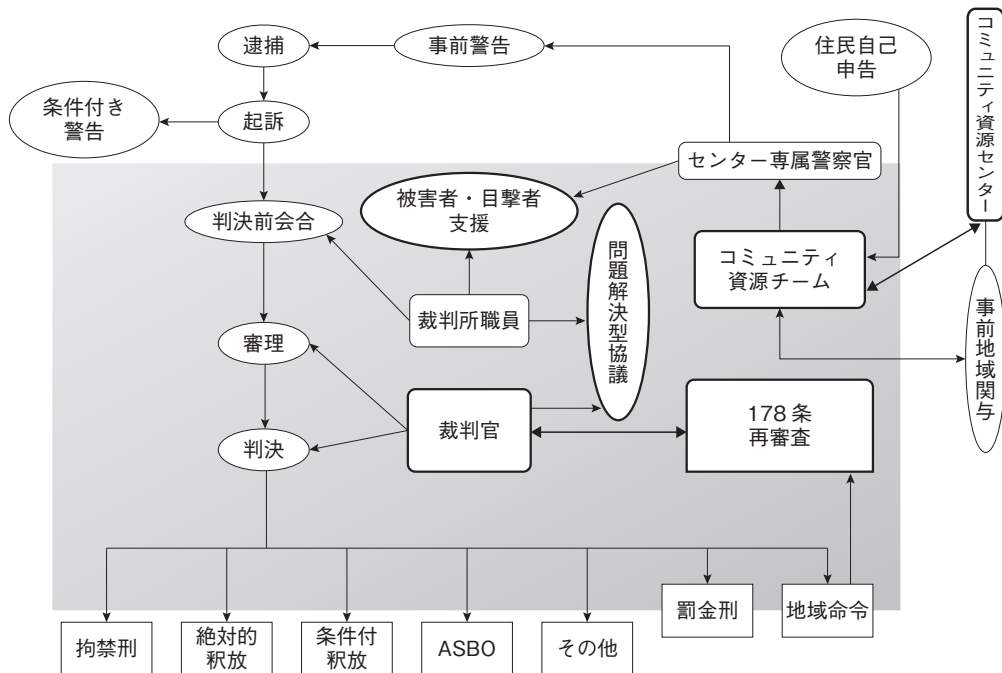
第5に、このような取り組みは地域住民の参加や関与がなければ成り立たない。その前提となるのが、地域住民が裁判所の役割を認識し裁判所に対して信頼することであり、他方で、地域問題を知悉していることである。そこで、その拠点となるコミュニティ資源センターが設けられ、裁判所と地域住民との仲介を果たす役割を演じている。

この裁判所の構造は図表1に示される²³。先述したように、この裁判所は、地域住民の「生活の質」を脅かす、基本的には軽微な事件を処理することを目的とする。このような軽微な事件の適正な処理こそ、当該地域住民が望むことだからである。したがって、同管轄地域の重大事件はこの裁判所ではなく、通常の刑事裁判所（治安刑事裁判所）で扱われる。図表1が示すように、この裁判所の手続には大きな特徴がある。まず同裁判所で扱われる事件は、専属の警察官が決定し、住民が通報する場合は先に、やはりこの制度の特徴的な機関であるコミュニティ資源チームに申告する必要がある。この機関を経由して警察に事件が送致される。そして次に特徴的な手続は、

22 イギリスのASBO政策については、渡邊泰洋「イギリスにおけるASBO政策の展開」（2009年）犯罪と非行159号165～188頁が詳しい。これによると、犯罪としては処理できないために刑事罰の対象とはならない反社会的行動、迷惑行動によって被害をもたらした行為に対して民事裁判所が行為者に禁止命令を含む反社会的行動命令（Anti-Social Behaviour Order、つまりASBO）を発出し、これに従わない場合には禁止命令違反として刑罰を加えることで、地域住民の不安感を煽るこれらの行動を減らして地域の安全を確保することを目的として、1990年代以降のイギリスにおける青少年非行対策の目玉とされる。

23 この図は、George Mair and Matthew Millings, Doing Justice Locally; The North Liverpool Community Justice Centre, Bowland Charitable Trust, 2011, p.18の図を筆者が修正したものである。

図表 1 北リバプール地域司法センター手続概要



※灰色で塗った部分が地域司法センターが行う業務の範囲である。

※出展：注（23）参照。

判決前に問題解決を図る仕組みである。このために判決前段階に位置づけられた「問題解決会議」²⁴が開催される。実際には審理を担当する裁判官も関与する。この裁判所が「問題解決型裁判所」といわれる所以である。しかし、そこで調整ができない場合、つまり加害者・被害者（地域の代表を含む）の話し合いが物別れに終わった場合、初めて裁判の審理が開始される。そして、有罪判決の態様は通常裁判所と同じであるが、もっとも異なるのが「再審査（review）」の制度である。つまり、地域命令（community order）の判決が下され、これによって地域刑（community sentence. イギリスではわが国の保護観察と類似した制裁が刑罰として運用されている）が科された場合、その成り行きを審査するのである²⁵。この再審査制度が、おそらくこのコミュニティ裁判所の最大の売りであろう。要するに、従来の裁判所は判決を下せば、その事後の状況については裁判所が関心を持つことはなく、それがまさに「回転ドア司法」と呼ばれる根拠であったが、この裁判所では、判決後も裁判官は犯罪者の予後を観察し、助言を与えるなど、当人の社会復帰

24 この会合は法廷からは離れた非公式の形式で実施され、通常、保護観察官か YOT 職員が進行役を務める。この会合には、犯罪者本人、被告弁護士、友人、家族、関係サービス機関が参加し、解決策を探る、いわゆる問題解決型の協議の場である（Katharine McKenna, Evaluation of the North Liverpool Community Justice Centre, Ministry of Justice Research Series 12/07, October 2007, pp.26-27）。

25 これは、後述するように、2003 年刑事司法法第 178 条が規定するもので、いわゆる「178 条項」と呼ばれる。

に向けた活動を行うのである²⁶。このため、先述したように、北リバプール地域司法センターの建物2階には、警察、検察、刑務所、保護観察所から派遣された職員だけでなく、各種サービスを提供する地元自治体の関係者も事務所を構えており、裁判官と同席して必要なアドバイスを行う体制をとっている。

②サルフォード地域司法センター（Salford Community Justice Centre）

サルフォード地域司法センター計画については、2005年2月にパイロット・プロジェクトとして現行の治安判事裁判所の一部に新たに「コミュニティ裁判所」を足させたもので、これは北リバプール裁判所の主流モデルと対照的であり、サルフォード治安判事裁判所の一部に設置されている。サルフォード市のエクレズ（Eccles）、バートン（Barton）、ウィントン（Winton）地区を管轄として、これらの地区で発生した犯罪および反社会的行動命令（ASBO）の事件を週2回審理している。

サルフォード地域司法センターの審理方法は、研修を受けた治安判事（地域の素人）で委員会を作って行っており、反社会的行動対応裁判所（Anti-Social Behaviour Response Court）モデルの業務を取り入れている。その中心的要素は、第1に、法的根拠のない委員会形式で審理していること、第2に、問題解決型の方式を採用し、治安判事と犯罪者の相互関係を強化し、治安判事は犯罪者を各種公私サービス提供機関に送致する選択肢を有していること、第3に、2003年刑事司法法（the Criminal Justice Act 2003）第178条に基づき、地域命令（community order）の執行状況を再審査すること、第4に、地域社会には回覧板、広報誌、地域メディアを通じて裁判所の業務に関する情報を伝達し、他方、地域の会合や行事に裁判官や裁判所職員が参加すること、などである。これらによって、地域住民は、地域委員会を通じ、優先的な処理を望む犯罪・反社会的行動への対応や犯罪者が直接に地域で活動を行う「無給作業」の実施に対する意見の表明の機会が与えられる。

サルフォード地域司法センターでは、その実施に当たり、専属改善マネージャー（Change Manager）を雇用し、当該プロジェクト計画の実施と初期段階を監督する任務を与える一方で、計画の実施枠組を示す一連の計画文書を発行した。その後、裁判所の対象地区が選定され、犯罪および反社会的行動のレベルに応じて上記の3地区が選ばれたのである。その一つのエクレズ地区は、もともとサルフォード近隣管理区域（Salford Neighbourhood Management Areas）²⁷に隣接しており、コミュニティ裁判所によって地域を改善するという点では好都合であったからであ

26 筆者が同裁判所を訪問した時は、まさに月1回開催される再審査の日に当たり、裁判官（フレッチャー氏）が地域命令を受けた犯罪者と個別に面接を行い、懇切丁寧に種々の成り行きに関する質問をしている姿が印象的であった。

27 サルフォード市の中で反社会的行動や軽微な「生活の質」犯罪の発生レベルが高く、多重要因の貧困地域で、サルフォード市が脆弱でリスクの高い地域と認定した地区である。要するに、犯罪などが多発し、地域が荒廃した地区で、市当局がとくに管理を強めた場所ということになる（R.Brown and S.Payne, op.cit., p.8）。

る。

同センターは国家の実験プロジェクトであることから、その運営方式は、当初、裁判所職員が定期的に裁判所の運営状況を上位のプロジェクト委員会に報告し、委員会はそれをさらに、政府の国家プログラム局（the National Programme Bureau）に報告する仕組みであった。プロジェクト委員会の構成員には、広範な提携機関からの代表者を含み、これらの代表者は上記改善マネージャーが行う業務のかかなりの部分を協働した。しかし、その後、プロジェクト委員会の規模は縮小され、それに代わって3つのワーキング・グループが設立されるなどの変更がみられた。そして、実施過程の変更に焦点を当てたアプローチを行うため、プロジェクト委員会は進行中のプロジェクト展開を支援することになっている。プロジェクトが実施に移されるに従い、同センターでは職員を増員し、当該プロジェクトの運用を強化している。

以下、同センターの特徴を羅列すると、北リバプール地域司法裁判所とほぼ同様の内容である。すなわち、

- ①地域社会に関与すること
- ②審理を迅速化すること
- ③問題解決アプローチを適用すること
- ④犯罪者を処罰しつつも、地域社会への賠償を促進する判決を展開すること
- ⑤首尾よく刑期を努めあげるように犯罪者を監視し、支援すること
- ⑥被害者・証人の援助を行うこと
- ⑦犯罪者への早期介入を推進すること
- ⑧修復的司法アプローチを採用すること、などである。

4. コミュニティ裁判所の評価

最近相次いで、上記コミュニティ裁判所の評価研究がさまざまな研究機関で実施されている。評価はいわば検証に当たる活動で、当該制度の合理性、妥当性、効果などを判断して最終的にその成否を診断する。一般に評価の種類はプロセス評価とインパクト評価があり²⁸、前者は当該の制度や政策、プロジェクトが進行している途中でその成否を判断するものであり、後者はすでに終了した段階での成否を判断する。当然ながら、コミュニティ裁判所はプロジェクト進行中であり、その診断はプロセス評価ということになる。コミュニティ裁判所に対する評価の基準は基本的には、刑事政策活動の評価に通常用いられる、①再犯率の変化、②裁判所運営の効率である。つまり、このコミュニティ裁判所で扱われた犯罪者の再犯率が他の裁判所の再犯率よりも低いかどうか

28 犯罪対策活動の評価については、渡邊泰洋「地域安全活動の評価方法」犯罪と非行 162 号（2009 年）107 頁以下、参照。

か、また運営がコスト面で効率的であるかどうかである。しかし、以下の評価研究では多様な角度からコミュニティ裁判所の活動を検証している。

(1) 北リバプール地域司法センターの評価

④ McKenna ら（2007 年）の調査（以下、「McKenna 評価」とする）²⁹。

イギリスの政府機関、憲法問題担当局（Department for Constitutional Affairs）が ECOTEC コンサルティング調査会社に委託して行った評価調査である。本調査では、実際に、犯罪者、被害者・目撃者、その他（同センター利用者、職員、地域代表）への面接調査を実施している。上述したように、同センターの設立目的は、犯罪・反社会的行動の削減、住民の不安感の低下と刑事司法機関への信頼感の増大、犯罪者の保護観察遵守事項の順守、被害者・目撃者の刑事司法機関に対する満足の確保、地域全体の刑事司法機関への関与、逮捕から判決までの時間の短縮などであり、したがって、これらの事項が達成されたかどうかが問題となる。

評者の McKenna は、以下の事項に分けて検証している。

① 堅実で迅速な裁判（robust and speedy trial）

これについて、北リバプールでの地域司法アプローチは、裁判所の効果的で効率的な運営を支援したとし、その結果、不必要な手続による審理遅延や形式的な官僚主義は回避され、被告人の法廷不出頭や遵守事項の違反行為に対しては、裁判官の厳格な対処が可能となったとする。つまり、裁判所の運用方法については肯定的に評価している。また同センターの裁判官の強力なリーダーシップと権威は、単独裁判官モデルによる審理の継続性が担保されたため、判決自体が明快で、地域住民にも理解可能であったという。つまり唯一の裁判官であるフレッチャー氏の裁判所運営方法はきわめて実用的で積極的な効果を生んだと評されている。その表れとして、全事件で 82% という高い有罪答弁率を誇り、イギリス全国の平均 68% を上回る³⁰。これは、同センターが被疑者・被告人が有罪を認めることを前提に問題解決を図ろうとするものであるから、その前提が支持されたことになる。

② 多機関協働体制（multiple agencies co-ordination）

刑事司法機関およびその他のサービス提供機関の間の密接な連携も機能し、とくにこれらの機関が関与した裁判前会合（pre-court meeting）は効果的な事件処理、情報交換をもたらしたとする。この結果、審理回数を削減でき（全国平均 2.8 回を下回る 2.2 回）、初公判から判決までの審理期間も短縮され（26 日間。全国平均より短い）、迅速な裁判を実現できたと評価する。また手続きの堅実性という点でも、被告人不出頭や遵守事項に対する警告が 24 時間以内に 100% 発出され良好であるという（全国平均は 90%）。裁判所職員から聴取した事実によっても、同センターの総合的パフォーマンスは審判の迅速性・堅実性の観点ではかなり高いと評されている。これは

29 K. McKenna, op. cit.

30 この種の統計数値は、以下も含めて、全てイギリス司法省の MIS（Management Information System）の 2007 年データによる。

多機関の協働がうまく行っていることを示しているものと思われる。

③裁判所の問題解決力と犯罪者の社会復帰

同センターの狙いは、上述のように、単に犯罪者を処理するだけでなく、犯罪行動の原因を確認し、対処することにある。そこが、従来の「回転ドア」裁判所と異なる点である。この問題解決力にも多機関協働の機能は欠かせない。このセンター１ヶ所で全ての機関と連携が図れるのが強みでもある。これについても、裁判所職員はかなり肯定的な見方をしており、裁判官の強力なリーダーシップ、社会復帰支援の種々のサービス機関の共同事務所体制は犯罪者のニーズをうまく調整し、それに対応したアプローチが進んでいるという。

要するに、審理手続的には、犯罪者が有罪の答弁を行い、裁判官が犯行を引き起こした原因を確認すると、事件は審理に先立つ問題解決会議（problem-solving meeting, pre-court meeting と同じ）にかけられ、本人および家族が出席する中で、薬物乱用、住所不定、借金などの問題の原因を確認する機会が設けられる。それによって、裁判官は情報に基づいた、よりよい判決を下すことができるのである。但し、問題解決型アプローチは犯罪者の裁判所への関与や判決の遵守を促進する、つまり再犯防止に連なるという見解に対しては、評者はこの主張を裏付ける証拠は見当たらず、再犯率を分析するには早計であるという。

④判決の再審査（review）

いわゆる 2003 年刑事司法法 178 条項に依拠し、本センターの最も重要な制度の一つ、つまり目玉の制度である。法律で規定されているのは、有罪で言い渡された刑罰のうち、地域命令（community order）に対する再審査のみである（なお、図表 1 も参照）³¹。同センターの職員のインタビューやケース研究では、犯罪者の予後に関する再審査制度の意義を強調し、犯罪者の判決やその条件の遵守を促進するとしている。再審査手続のために裁判所に出頭することを判決の条件とされている犯罪者に対する調査では、評者は、判決条件を遵守する可能性がきわめて高く、職員も、再審査の審理は判決後に生じた判決条件遵守を困難にする問題を確認するのに良好な機会として役立っているという見方を示している³²。

⑤被害者や地域への賠償

この点についても、多機関協働体制がこれらを支援するなど、機能しているという。要するに、多機関協働の中に、被害者支援という一種の組織的文化さえ芽生えているとされる。なぜなら、同センターに常駐する機関には、イギリス国内では著名な「被害者支援」（Victim Support, ‘VS’）組織が含まれており、そのため、被害者は当該事件が通報されたかどうか、審理されたかどうかにかかわらず、迅速な支援を受けることが可能なものであり、また VS は被害者の種々の相談にも

31 Section 178 of the Criminal Justice Act 2003.

32 例えば、具体的な例として、ある犯罪者は再審査手続中に、大家から借家の立ち退きを迫られ、心理的に不安定な状況にあり、遵守条項の達成が困難と思われたところ、裁判官が再審査で住宅サービス機関と連携し、別の住宅を斡旋したため、遵守事項違反は回避できたという（K. McKenna, op.cit., p.32）。

応じており、それゆえ被害者の満足度も高いとされる。そして、同センターは、イギリスの他の裁判所と同様に、修復的司法（カンファレンス）が導入されており³³、これによって被害の修復を目指している。ただ、実際に修復的司法が適用される事例が少ないことから、評者はこの制度の存在につき、加害者・被害者双方へのこの制度に対する周知徹底とカンファレンス実施要員としての職員の研修が必要であるとする³⁴。

地域への賠償としては、YOT や保護観察所を通じてとくに青少年の犯罪者向けに進められており、中でもその形態としては「無給作業」が利用されている。但し、一般的に同地区の地域住民が、裁判所が地域の修復に貢献していること自体を知悉していない点は問題であるとし、さらなる広報活動が必要としている。

③ Booth ら（2012 年）の調査（以下、「Booth 評価」とする）³⁵

同裁判所に対する再犯率の評価については、すでに Jolliffe ら（後述）が行ったものがあるので、Booth らの調査が 2 回目の評価となる。主要な結果については図表 2 に示されている。

①再犯率については、2007 年から 2009 年において同裁判所で処理された犯罪者が判決後 1 年以内に犯罪を再び行った比率と、同時期、同期間に他の通常裁判所で扱われた犯罪者の再犯率が比較された。そして結論から言えば、統計上の有意性はみとめられなかったという。つまり、他の裁判所に比べ、コミュニティ裁判所が犯罪者に対して行った措置が、その再犯率に格別の影響を与えたかどうか分からなかったということである。むしろ、同裁判所で処理された犯罪者が、裁判所が与えた判決の遵守事項に違反する比率は、他の裁判所よりも高いことが統計的に有意であったとされる。ということは、遵守事項違反の点では、コミュニティ裁判所の方がむしろ劣位にあることになる。但し、この理由につき、Booth 評価は、同裁判所の犯罪者の予後については警察が入念な関与を行ってきた結果ではないかと分析している。要するに、同裁判所で処理された犯罪者については、同地域の警察が活発な監視体制を施し、逮捕したことが原因とみている。

②運営の効率性については、同裁判所が扱った罪種による相違が反映している。すなわち、同裁判所では交通犯罪簡易手続事件が少なく（2008 年から 2010 年で、全国が 42.9%であるのに対して、9.8%）、他方、薬物事件が多い（2008 年から 2009 年で全国が 3.3%であるのに対して、

33 イギリスでは、審理の過程で、直接加害者と被害者（場合によっては地域代表）とが対面するカンファレンスという会合が開催され、被害賠償や関係修復を話し合う修復的司法が一般的に導入されており、一定の成果を収めているとされるが、審判の場で圧倒的に被害者有利になり、修復的司法の加害者・被害者対等の話し合いという理念が崩壊しているという問題性も指摘されている（この点につき、楊輝（渡邊泰洋訳）「イギリスにおけるリストラティブ・ジャスティスの問題点」犯罪と非行 157 号（2008 年）154～178 頁を参照）。

34 現地裁判所で筆者が聴取した事実によると、イギリスでは借家をめぐる大家と店子とのトラブルが多く、とくに店子が借家に対して器物損壊を繰り返したり、深夜パーティなどで騒音をまき散らしたりして、そのために反社会的行動や軽微なバンダリズムとして裁判所に持ち込まれる事案が絶えないということであった。

35 Lucy Booth et al, North Liverpool Community Justice Centre: Analysis of Re-offending Rates and Efficiency of Court Processes, Research Series 10/12, Analytical Services, Ministry of Justice, 2012.

図表 2 判決後 1 年以内の再犯率

裁判所	再犯率	再犯回数	遵守条件違反率
北リバプール	41.3%	1.38 回	23.6%
全国裁判所	37.6%	1.31 回	16.6%

L.Booth et al, North Liverpool Community Justice Centre: Analysis of Re-offending Rates and Efficiency of Court Processes, Analitical Services, Ministry of Justice, 2012, p.6 から作成

27.6%)。その結果、同裁判所の判決では拘禁刑、地域刑、条件付き不起訴の比率が高く、罰金刑は逆に少ない。他方、審理期間は平均 61 日で、全国平均 73 日より短い、統計的な有意性はないとされる。審理回数も 2010 年で 2.2 回であったのに対して全国は 2.7 回であった。とくに粗暴犯の審理回数はさらに少なかった。これらから、いくらか迅速な裁判は実現されているように思われる。しかし、裁判所の効率としてみると³⁶、効率的な裁判（予定された当日に裁判が開始され、判決に至り事件が処理される状況）の点では、同裁判所は低く全国平均 43.4% に対して 35.8% にとどまっている。同様に、非効率的な裁判（公判日に追加の起訴や被告弁護側や裁判所の都合で審理が止まるような状況）の点でも問題が多い。さらに、中断の裁判（公判日に、被告弁護側がさらに有罪の答弁を行い、あるいは検察側が証拠を提示できず、審理時間がさらに必要とされ、事件処理手続が中止される状況）でも高い比率を示す（全国平均 38.3% に対し 49.3%）。このような諸点から、Booth 評価は同裁判所の効率芳しくないと判定している。

そして結論として、同裁判所が他の裁判所と比較して、上述のとおり、再犯を削減するのにとくに効率的であるという証拠は見いだせなかった、としている。しかも、判決の遵守事項に対して違反率が高いことも明らかになった。もっとも、後者の点は、同裁判所では多機関協働連携をとるため、同所属の警察官の活動が活発であるため、遵守事項の違反が他の裁判所よりも強く監視されているためではないかとみていることは前述した。他方、効率的である点も認められ、犯行から有罪判決までの期間が全国平均よりも短く、審理回数も少ない。ただ、前述のとおり中断的裁判が多い点は非効率であるとしている。さらに、同裁判所の活動で評価できる点も少なく、とくに地域住民の裁判所への信頼感が強められている点である。

© Mair らの調査（2011 年）（以下、「Mair 評価」とする）³⁷

同裁判所職員、同裁判所で処理された犯罪者、同地域住民への計 67 回にわたる面接による調査であり、多くの統計データも提示している。この調査には、主要項目として、裁判所改革がどの程度行われたか、もっとも重要な改革は何か、どの程度地域とのパートナーシップが維持されたか、裁判官の影響力はどうか、同裁判所の成果はどうか、改善すべき点は何か、などが含まれ

36 イギリスでは、裁判所の業務効率を監視する政府機関の部署（Her Majesty's Courts and Tribunals Service）があり、各裁判所のパフォーマンスを効率的裁判、非効率的裁判、分断的裁判の 3 種のカテゴリーで判定している（Booth et al. op. cit., p.26）。

37 G. Mair and M. Millings, op. cit.

ている。とくにこの調査で特徴的な点は、他の調査で問題とされた再犯率の変化について他の裁判所と比較が困難であることを強調しており、その点はそもそも調査対象から除外されている。というのも、同裁判所は罰金刑をほとんど言い渡しておらず、一方、拘禁刑言い渡し約10%とかなり高いからである、とする。罰金刑がほとんど利用されていない理由としては、地域への賠償をうたった同裁判所の理念の関係で、犯罪者自らが地域で貢献活動に従事する「無給作業」を多用したからではないかと論じている。そして、このMair評価でも、裁判所職員の意識が向上し、職員自身が裁判所改革の進展を感じている点では、他の調査と一致している。その理由として、地域の関与、問題解決、機関の協働なかでも情報の共有、裁判官のユニークな役割を挙げている。同様に、犯罪者自身も裁判官によって公平に扱われ、裁判官が自分に関心を示してくれた点を評価し、好意を感じているのが多数派を占めるという。このように、裁判官の役割は決定的ではあるが、ただ、これは初代裁判官フレッチャー氏の資質や性格に影響されているところが大きく（実際、筆者の現地調査でも、フレッチャー裁判官の評価は職員間や犯罪者の間でも極めて高い印象であった）、したがって、誰がやっても同じなのか、裁判官によって業績が左右されるのではないかと今後の裁判所運営の安定性には疑問符が付けられている。地域住民もおおむね同裁判所を支持しているが、裁判所運営の高コスト化や地域住民の認知度の低さを懸念しているという。最後に、この調査は、同裁判所が果たしている機能は数字を掲げて他の裁判所と比較することは困難であるから、同裁判所の機能や成果を正確に測ることは困難であると結論付け、今後、それらを裏付けるデータの収集と提示を当局に提案している。

(2) サルフォード地域司法センターの評価

同裁判所に対する評価研究も行われている。いわゆるプロセス評価（process evaluation）であり、つまり、プロジェクトが進行中の過程における効果を検証する調査である。以下、基本的には、その評価報告書に基づいて考察する。

① Brown らの調査（2007年）（以下、「Brown 評価」とする）³⁸

この評価研究では、質的調査、つまり直接面接法（face-to-face interview）を採用している。実際の調査では同一対象者に時間を置いて2回面接が実施され、実施の過程で生じる対象者の意見の変化も調べた。その結果、総計156回の面接調査が行われた。この対象には、地域活動に参加している者と参加していない者、被害者、証人、犯罪者、裁判所職員、治安判事、連携機関の代表、地域メディアの代表が含まれる。このように、調査でアンケート（質問紙）ではなく、直接面接法が利用されたのは、community justice プロジェクトの進捗状況を具体的に調べるためであり、裁判所のイメージを調査対象者がどのように抱いているか、その認識、見方、意見を求めるためである。量的調査（アンケート質問紙調査）では、当該裁判所が扱った事件数が少な

38 Rick Brown and Sian Payne, Process Evaluation of the Salford Community Justice Initiative, Ministry of Justice Research Series 14/07, October 2007.

いために、十分な結果が獲得できないと考えられたからという。

以下では、それぞれの項目につき、どのように評価されたかを紹介する。

①地域コミュニティの関与

エッカレス、ウィントン、バートン地区の住民がこの裁判所の運営に関与した点は成功だとしている。この地区の住民はすでにこれまでも地域活動にかかわってきており、もともと住民参加の進んだ地区である。この集団にとって、裁判所が行っている「あなたが判事 (you are a judge)」というイベントや裁判所開催日の広報はよく知られており、有効な手段となっているという。これは、住民の裁判所への信頼を高める結果となっており、いわゆる legitimacy を高めていると評価する。しかし、問題なのはこれらの住民グループに入っていない人々への対応である。地方メディア（例えば Salford Advertiser 紙）はこの活動を個々の住民に知らせ、住民グループと協議させるのに有効な手段となっているが、住民グループとこれらメディアとはリンクしておらず、一貫性に欠ける結果となっている。

地域メディアと一貫した関係を構築し維持することは重要であるが、これが実際には行われていないため、同裁判所が地域に裁判の状況を知らせるという点で、効果を削いでいることは否めないとする。従って、問題は地域に関与していない住民に同裁判所の実情や成果を伝える手段方法が不足している点である。そこで、たとえば、同裁判所が定期的に各世帯に対して広報紙を配布するなどが提案している。

②「迅速な裁判」

Brown 評価は、同センターが発足に当たり、多くの新規戦略を打ち出して裁判手続の迅速化を図ってきたことを肯定している。その中には、審理前説明、非公式事件処理会合、公判前証拠開示、審理間に継続性を維持する裁判所コーディネーターの導入、審理同日に報告書作成を可能にする担当保護観察官の立ち会い、などがある。

③問題解決型アプローチ

これは、いうまでもなく犯罪行動の根底にある諸原因を追究し、かつ解決を求めるものであるが、もともと従来の裁判所では果たしてこなかった機能である。しかし、同センターでは裁判官が犯罪者の直面する問題を理解し、その原因を探ることが可能となり、実際にはこの機能は十分果たされたと評価する。その理由として、同センターは他のサービス機関と連携し、ここで扱われた犯罪者を種々の提携機関に送致し、サービスを受けることを可能にしたからという。ただ、北リバプール裁判所とは異なり、裁判所の敷地が狭く、多機関がセンター内にそれぞれ事務所を構えるのは困難なため、若干の意思疎通に齟齬が生じることはあるとする。また、犯罪者がサービスを受けることができるにしても、はたして犯罪者本人がそのサービスを活用したかどうかは疑わしいとして否定的である。

④地域への賠償

この事項は地域司法センターにとって最も重要で最も適切な方法であるとしている。それは、

地域に対して目に見える形で行われるからである。実際、サルフォード裁判所の場合、大部分、保護観察活動を介して、犯罪者の無給作業³⁹により地域賠償が達成されている。しかしながら、地域住民（同センターに関与した者も関与しなかった者いずれも）は、同地区で実施された無給作業に関する情報が与えられず、知る機会がなかったと答えており、ここでも広報活動の重要性が指摘されている。

(3) 両裁判所の評価

⑤ Jolliffe と Farrington (2009 年) の調査 (以下、「Jolliffe 評価」とする)⁴⁰

北リバプールとサルフォード両方の裁判所 (CJC) で判決を受けた犯罪者 (実験群) の 1 年以内の再犯率を他の裁判所と比較したものである。すなわち、人口統計的にこれらの地区と類似した住民の社会構成を有する他の通常裁判所 1 ヶ所 (Manchester) で処理された犯罪者 (対照群) の再犯率と比較し、最終的に CJC の評価を行ったものである。サンプル数はマンチェスターから 6,016 名、北リバプールから 424 名、サルフォードから 94 名を採取した。これらには、命令違反だけ行った者、正式起訴犯罪で拘禁された者、女性、18 歳未満の者は含まれていない。

調査の結果、3 つの裁判所とも 1 年以内の再犯率には統計的有意性はみられなかった。マンチェスター対照群の犯罪者のうち 37% は、1 年以内に再犯を行っているが、これに対して北リバプールは 38.7%、サルフォード 38.3% とほとんど相違がみられない。つまり、三者とも再犯率はほぼ同じといえる。他方、判決に付随した条件の違反に関しては、北リバプール、サルフォードの犯罪者の方がマンチェスターよりも高いことが示された。これは、CJC は犯罪率を減少させることはなかったとした Jolliffe 評価の仮説を支持することであった。北リバプールもサルフォードもサンプル数が少ないが、かりにサンプル数を増やしても結果は変わらないものとしている。なぜなら統計的有意性を示すためには、長期間観察して北リバプールとサルフォードのサンプル数を相当数集める必要があるからだという。

4. 若干の考察

上述のとおり、イギリスでは 2000 年代に入り、裁判所改革の一環として、鳴り物入りでコミュニティ裁判所が設立された。当時イギリス全体の犯罪は統計上、減少傾向にあったが、地域住民の犯罪や反社会的行動に対する不満は依然強く、放置すれば政治不信につながる恐れがあり、それゆえ、当時の労働党政府が取り組まなければならなかったのは、裁判所の legitimacy の確立とそのための地域住民の犯罪不安感の解消であった⁴¹。

39 無給活動については、前記注 (21) 参照。

40 Darrick Jolliffe and David Farrington, Initial Evaluation of Reconviction Rates in Community Justice Initiatives, 2009.

41 犯罪不安感の問題はわが国でも議論されている (守山 正ほか (座談会)「犯罪現象と住民意識～犯罪不安感はどこから来るのか」犯罪と非行 177 号 18 頁以下参照)。

その不安感の根源は、日常的に反復される軽微犯罪、秩序違反行為であり、滅多に遭遇しない凶悪犯罪よりもこれらの行為の方が住民にとって脅威だったのである⁴²。この点は、従来の刑事政策や犯罪学が看過してきた点であり、これについては学界においても強く再検討が求められた⁴³。政府は、これらの行為が地域に蔓延する原因は、警察制度⁴⁴や司法制度が十分に機能していないからであるとして、刑事司法制度の改革を断行しており、「コミュニティ裁判所」もその一つである。

それでは、イギリスで推進されてきたコミュニティ裁判所の活動に対する評価をどのように考えればよいのであろうか。上記 Booth 評価では、概略すると、総じてコミュニティ裁判所の役割や機能は肯定的にとらえながら、同裁判所で扱われた犯罪者の再犯率については、必ずしも良好であるという統計的有意性に欠けることから、効果はなかったと断じている。また、判決に伴う遵守事項の違反が他の裁判所よりも多かった点も評価を一段と下げる結果となっている。但し、大学研究者で構成された Mair 評価では、同センターの運営方法や量刑がユニークであるため、他の裁判所との再犯率比較は困難であるとしている点が注目される。もっとも、多くのメディアもコミュニティ裁判所に対する評価は否定的で⁴⁵、報道された記事の見出しには「リバプール地域司法センターの危機」、「センター迅速裁判に疲れ」、「地域司法の旗艦、二つの顔」などと表現して、コミュニティ裁判所は失敗との印象を与えている。

さらに、これに追い打ちをかけたのが近年のイギリス政府の財政状況である。その大幅な経費削減の傾向からも、コミュニティ裁判所の存続が危ぶまれている。通常裁判所でさえ多くの裁判所が閉鎖を余儀なくされており⁴⁶、とくに北リバプール裁判所の場合、年間2億円（2011年で98万ポンド ※BBC報道）近い予算を計上しており、1ヶ所の小規模裁判所費用としては高額であるとの批判が絶えない。しかしながら、他方で政府は昨年、地域司法（community justice）については将来の役割を展望しており⁴⁷、一貫性がみられない。

そこで、最後にコミュニティ裁判所、地域司法につき、次の諸点を指摘したい。

第1に、犯罪者処遇モデルとの関係である。1970年代、アメリカでは犯罪者に対する刑罰の

42 この点を指摘する論文として、たとえば、Anthony Bottoms, Disorder, Order and Control Signals, British Journal of Sociology, vol.60, 2009, pp.49-55.

43 イギリスにおける地域住民の犯罪不安感と反社会的行動との関係については、守山 正「近年の犯罪傾向と体感治安の乖離～なぜ不安はなくなるらないのか」改革者 52号（2013年）12頁以下で論じている。

44 警察制度の改革も大胆に進行中である。これについては、守山 正「イギリスにおける警察コミッショナーの導入：警察の民主性と政治性」犯罪と非行 174号（2012年）160頁以下で、イギリス政府が昨年、警察管轄区ごとに住民の選挙で選出されたコミッショナー（police commissioner）を導入した警察改革を概略し、政治家であるコミッショナーが管轄トップの警察本部長の人事を含め、警察運用全体を統制する体制に変更された状況を描写した。

45 たとえば、2008年12月2日BBC NEWS（インターネット版）は、「（北リバプール地区の）司法省のアンケート回答者の64%が刑事司法制度を信頼していないと答え、これは同裁判所が開業する前の62%とほとんど変わりが無い」とし、保守党、自由党などの政治家が楽観的な見方をしていることを紹介しながら、否定的に論じている。

46 守山 正「イギリス新政権の刑罰政策」犯罪と非行 169号 232頁参照。

47 2013年8月30日付BBC NEWS（インターネット版）。

理念を大きく変更し、いわゆる改善（医療）モデルから公正（正義）モデルに変更した。その結果、犯罪者に対する処遇体制は大きく後退し、それに代わって単に拘禁するだけの応報刑に変更されたといわれる⁴⁸。イギリスでも大筋では同様の方向にあり、犯罪者の個別処遇にはあまり力点が置かれなかった状況が続いてきた。これに対して、犯罪者への積極的な介入策や支援策を打ち出したコミュニティ裁判所はその対極にあり、その意味でもイギリス矯正の大きな転換点となったと思われる。つまり、犯罪者をただ長期間拘禁し、その間格別の処遇や指導を行わない従来の犯罪者処遇のあり方に対して、一つの問題提起を行った点は評価しなければならない。ただ、問題は犯罪者への支援や指導といっても英米の場合、わが国で行われているような処遇者と対象者のウェットな関係を維持するわけではなく、物理的なサービス提供にとどまっているように思われるし、それが再犯率の改善にはつながらなかった要因ではないか。

第2に、コミュニティ裁判所では「迅速な審理」が謳われたが、果たしてこれは犯罪者の心理にどう影響したのか。実は、わが国などでも「迅速な裁判」は、十分な審理時間が確保されず犯罪者の社会復帰にはマイナスになるという見方がないわけではない。もともとイギリスではわが国に比べ審理期間が短い、さらに審理が短いとなると、逆に犯罪者には十分な反省の時間が与えられず、自ら行った犯罪を十分に認識することが難しかったのではないかと考えられる。要するに、更生の準備をする十分な時間が奪われ、再犯率が改善しなかったともいえよう。しかも、Mair 評価にもみられたように、同裁判所では拘禁刑や無給作業の言い渡し比率が高く、罰金刑の言い渡しが他の裁判所に比して少ないが、これは裁判官が、同裁判所が目玉とした地域との関係重視を意識したためと思われる。したがって、罰金刑も可能な犯罪に対して、逆に過剰な刑罰が科され、結果的に厳罰的となり、それが犯罪者の心理的負担を強いて、更生を妨げた要因になった可能性も考えられる。

第3に、裁判所が設置された地区の社会構造やデモグラフィックな要素もコミュニティ裁判所の成果に影響したように思われる。コミュニティ裁判所が当地に設置された理由は、前述のとおり、イングランドの中でも最貧困地域であり、また犯罪が多発する、いわば地域崩壊地区であった。失業率も目立って高いため、同裁判所が多機関協働体制によっていくらか地域資源を活用して、社会復帰に向けた種々のサービスを提供しても、同地区の失業率自体は変わらないから、焼け石に水という結果を招いたのではないか。要するに、コミュニティ裁判所が掲げた「問題解決型アプローチ」は、結局、地域の根本問題に迫ることができなかった。つまり、貧困や未修学、薬物問題などの解決は裁判所の機能だけで果たせるものではなく、広く政府の社会政策に負うところが大きいことを図らずも示したものと思われる。

最後に、イギリスのコミュニティ裁判所の実験について、わが国への示唆についても触れたい。

48 改善モデルを批判した著名な論文として、Robert Martinson, What Works?: Questions and Answers about Prison Reform, the Public Interest, vol.35, 1974, pp.22-54. この論文では刑務所の、いわゆる‘nothing works’論が展開され、改善モデルから公正モデルへのパラダイム転換の推進力となった。

思うに、コミュニティ裁判所の発想や意義は、現代刑事政策にとって大きいものと思われる。イギリスはともかく、アメリカのレッド・ホック裁判所は再犯率等を含め、一定の実績を挙げ、世界的にも評価が高い。それでは、わが国への導入可能性はどうか。これについては、現時点でかなり低いものと思われる。近年では、わが国で、欧米諸国に普及している修復的司法制度の導入が議論されたが、現在はその議論も下火である。その原因はわが国の国民性、つまり住民の司法参加意識の欠如であるように思われる。実際、修復的司法は一部の地区で実験的に行われたが、加害者・被害者の話しあいによる事件の解決という理念は掲げられながら、実際には被害者自身が事件解決に無関心であり、また関係当局、とくに警察も不熱心であったとされる。コミュニティ裁判所も、前述のように、地域参加がその前提である。犯罪事件の処理を通じて地域問題を解決するという問題解決型アプローチであるから、それも当然である。しかし、修復的司法と同様に、コミュニティ裁判所のような組織に対して、地域住民が積極的に関与したいと考えることはできないであろう。国民の法的義務としての裁判員制度とは別に考えなければならない。また、他方で、わが国の司法当局も、公平性、平等性を重視し全国画一的な運営を目指しているところからして、地域独自の司法の在り方には賛成しないと思われる。さらには、地方自治の進まないわが国には、コミュニティ裁判所が根づく土壌もみられない。

このように考えてくると、わが国では実現可能性がきわめて低いと思われるが、前述のとおり、その理念自体は現代刑事政策において大きな意義があり、とりわけ裁判官が犯罪者の予後に関心をもちて審理に臨む裁判の在り方やその犯罪者が抱える問題を多機関協働体制で検討するシステムは、必ずしも地域司法センターの形態に拘わらなくとも、わが国にも一定の示唆を与えるものと思われる。

※脱稿後、イギリス政府が北リバプール地域司法センターを閉鎖することを発表したという報道に接した。閉鎖時期は明らかにされていないが、政府はその理由として、同センターの高額な運営費と取り扱い事件数の少なさを上げている。これについて研究者の間からは政府の閉鎖理由は根拠に乏しく、むしろ地域司法センターは拡大すべきとの意見もみられる（例えば、本稿でも紹介した Mair 評価を行ったリバプール・ホープ大学ジョージ・メイヤー教授）。

※本論文は、拓殖大学政治経済研究所・平成 24 年度個人研究助成の成果報告の一部である。

（原稿受付 2013 年 11 月 7 日）

クルアーンの解剖

～一神教と人間～

立 花 亨

目 次

本稿の目的

- I. 一神教としてのユダヤ教, キリスト教, イスラーム
- II. ユダヤ・キリスト教聖書からクルアーンへ
 1. ユダヤ教聖書(タナッハ)とファリサイ派
 2. キリスト教聖書の誕生
 3. クルアーンの成立
- III. 啓示内容の変化と状況対応
 1. 啓示内容と啓示場所
 2. 矛盾する啓示への対応
- IV. イスラームの今後

要旨

一柱の神を崇拝する宗教は、複数の神を崇拝する多神教に対し、一神教と呼ばれている。かかる一神教はさらにいくつかに分けることができるが、そうした中、ユダヤ教、キリスト教、イスラームという中東起源の一神教は、世界に一柱の神の存在しか認めない唯一神教の範疇に属している。これら三つの唯一神教の歴史を、何らかの必要に応じた人間の行動という枠組みで重ね合わせてみたとき、相違点以上に共通点が浮き彫りとなる。

最初に唯一神教神観を確立したユダヤ教は元々、他の社会においては他の神が崇拝されていることを自明の前提とする拝一神教であった。それがイスラエル統一王国の崩壊から北王国の滅亡、南王国の滅亡とバビロン捕囚といった苦難を経て、神の臨在を感じられない孤独と降りかかる苦難の正当化や、自らの神を絶対化することによる心理的な優位といった人間的情念に衝き動かされて行き着いた先が唯一神教であった。キリスト教とイスラームはこうした神観を受け継いでいる。当然、聖典の成立やその内容も、時々の環境との相互作用の中、自身の生存や社会的優位の確立といった人間的情念の枠内で理解することが可能である。

そうした中、それぞれ 3000 年以上、2000 年以上の歴史を有するユダヤ教やキリスト教とは異なり、成立後 1400 年余りにすぎないイスラームは唯一神教としての若さもあって、二つの先行宗教との違いを印象づけることも多い。だがそれは誕生後間もない時期から先行宗教との摩擦や

対抗を余儀なくされ、信者の獲得のみならず生き残りのためには、不断に自己を正当化してその優位を訴える必要に迫られた歴史に起因している。

イスラームの聖典クルアーンには、こうした点を浮き彫りにする章句が少なからず存在しており、それらを仔細に分析することで判明するのは、当面する状況に適応しようとする中、自己の立場を維持し、他者に対しては優位に立とうとする人間的情念にほかならない。その意味でユダヤ教徒やキリスト教徒とイスラーム教徒との間に、本質的な違いはない。

そうであるとすれば今後イスラームは、ユダヤ教やキリスト教が経験してきた世俗化への道を避けて通ることはできないであろう。ただその際、国を失ったがゆえに政治から遮断され、結果として宗教的空間を永く保持しえたユダヤ教とは異なり、政治と宗教の分離を教義として拒否するイスラームは、一時的とはいえ権力を手中にしたキリスト教と同様、一旦その方向性が出た場合、世俗化への動きは社会全体を巻き込む形で進むものと予想される。

本稿の目的

ユダヤ教に始まる中東の一神教、いわゆるアブラハムの宗教の流れは、ユダヤ教を基盤にキリスト教が誕生し、さらにはそれらを背景にイスラームが成立することで一応の完成を見た。もっとも考古学的証拠や文献資料の不十分さから、かかる一神教の起源は必ずしも全ての面で歴史学的検証を経たものとはなっておらず、あくまで宗教的な伝承にとどまっている。

とりわけ紀元前 13 世紀に成立したとされるユダヤ教にこの点は顕著だが¹、少なくとも現時点において、伝承を完全に無視した記述はキリスト教の場合もイスラームの場合も不可能である。その意味で、中東起源の一神教は歴史的記述の面で不断の見直しが不可避となっており、現在の理解の枠組みは将来に向け修正の余地を残している。ただ、そうした修正の方向性が現在の時点で明確になっているわけではない。

本稿の目的はかかる制約下、「一神教」概念の明確化の上に立って（Ⅰ章）、ユダヤ教からイスラームへと至る一神教の変遷を聖典を中心に概観するとともに（Ⅱ章）、アブラハムの宗教の掉尾を飾るがゆえに最も完成度の高い一神教とされるイスラームについて、聖典クルアーンに人間の状況対応的行動という視点から焦点を当てることで（Ⅲ章）、将来的にイスラームがいかなる方向をたどるのかを分析する（Ⅳ章）ことにある。

Ⅰ．一神教としてのユダヤ教、キリスト教、イスラーム

ユダヤ教やキリスト教、イスラームは、自らを一神教と規定して歴史の舞台に登場したわけではなかった。「一神教」(monotheism)は「多神教」(polytheism)との対比によってその特徴を明確化するための分析的概念であり、その意味ではユダヤ教に始まる中東の一神教の特質を余す

ところなくいい当てているわけではない。のみならず同じ一神教に分類されてはいても、ユダヤ教とキリスト教、イスラームの間には、そうした括りに疑問を差し挟まざるをえないような相違点も存在する。

そこで本稿では、教義において一柱の神を崇拝するという点では共通していても、一神教を大きく、①単一神教 (henotheism)、②拝一神教 (monolatry)、③唯一神教 (狭義の一神教: exclusive monotheism²) の三つに区分したい。

①単一神教³…同じ社会の中に複数の神の存在を容認するが、その中の一神のみを崇拝する。

②拝一神教⁴…同じ社会の中では他の神の存在を容認しないが、他の社会が他の神を崇拝することは容認する。

③唯一神教⁵…世界には一柱の神のみが存在するとし、他の社会を含めてその神以外の存在は認めない。一神教という場合、通常はこれを指す。

仮に複数の神の存在を認めるのが多神教だとした場合、①と②は明らかに多神教的要素を有している。他方で現代のように価値の多様化が進む世界においては、果たして純粋な唯一神教は可能なのかといった問いも浮上する。実際、他の神の否定の仕方によってそれは、一部原理主義者の専有物にもなりえよう。

しかしながら人間界を超越した別の世界に、全知全能の唯一絶対的な存在である人格神を指定するという意味で、中東起源の一神教には独特の宗教観を看取することができる。とりわけ自らの社会を越えた地平を設定し、他の社会をも包摂する一元的な神観を構想した点に、そうした独自性は明らかであろう。

一般に身の回りに神の臨在を実感しうるのは生存に容易な環境であり、逆に厳しい環境では身近に神の恵みを感じることはできない。この点を捉えて中東起源一神教の一元的な神観を、砂漠の峻厳な環境と結びつける見解も存在する⁶。だが身近に神の臨在を実感しうるか否かは汎神論 (pantheism) との関係で論じられるべき点であり、その神が単数か複数かとはまた別の問題である。

事実、メッカで誕生したばかりのイスラームに敵対的姿勢を示し、そうした勢力をメディナへと移住 (聖遷) させたのは、当地に伝統的な多神教⁷の勢力であった。また一元的な神観を最初に形成したユダヤ教は、紀元前 13 世紀における出エジプト以降の拝一神教的性格から出発し、新マケドニアによるバビロン捕囚 (紀元前 587 ～ 538 年) を経て唯一神教的性格を鮮明にした⁸。

ユダヤ教が当初、拝一神教的性格を有していた事実⁹は以下のように、モーセ十戒中の第一戒に残っている。十戒は出エジプト記第 20 章第 1 節～第 17 節、申命記第 5 章第 4 節～第 21 節に記されているが、第一戒はそれぞれの第 3 節、第 7 節に当たる¹⁰。

Thou shalt have no other gods before me. (=You shall have no other gods before me.)

この部分は新共同訳聖書では「あなたには、わたしをおいてほかに神があつてはならない¹¹」となっているが、より原文に忠実に訳出しようとすれば「私の[・]面前[・]において[・]は、他の[・]神々[・]があつてはならない」(強調は立花)であろう。「あつてはならない」のは「神」ではなく「神々」であり、のみならずそれは、あくまで「私の面前」に限つてのことである。自らとは異なる神を戴く社会の存在を受け入れなければかかる表現は困難だが、いうまでもなくそれは拝一神教的な立場にほかならない。

実際、唯一神教的性格が後代のものであればこそユダヤ教を信じた人々は、エジプトを脱出して半世紀ほどの放浪の後カナン(パレスチナ)に入り、そこに築いたイスラエル統一王国が紀元前11世紀にソロモン王の治世下で最盛期を迎えたとき、カナン土着の神であるバル(雨と雲の神)やアスタルテ(豊穡の女神)の崇拜へと走ることも躊躇しなかった¹²。しかし繁栄の陰に隠れていた重税への不満はソロモンの死後、統一王国を紀元前10世紀に北(イスラエル王国)と南(ユダ王国)に分裂させ、北は同8世紀、南は同6世紀に、それぞれアッシリアと新バビロニア(カルデア)によって滅ぼされてしまう。その帰結がバビロン捕囚であった。

バビロン捕囚がユダヤ教の拝一神教的性格を唯一神教的性格へと変化させた背景としては、以下が考えられる。第一に自らは神に選ばれその加護を受けているという選民意識を、虜囚として異教徒の支配を受けるという現実との関係において揚棄しなければならなかったことである。それは神に選ばれし者としてカナン(パレスチナ)の地を与えられた自分たちが、なぜこうした苦難に遭わねばならないのかという問いに発していた。

むろん、そうした問いへの答として、ユダヤ教を捨てて現地社会に同化した者も存在したであろう。とはいえ一方で、神の名の下に自らの行為を正当化してきた人々にとって、神から離れることは自身の過去と訣別することにほかならなかった。そのとき彼らは、これまでの自分やその行為は何であったのか、そして過去を引き継がないとすれば今の自分は一体何なのかという一層切実な問いに当面せざるをえない。とどのつまりユダヤ教徒の間では、神はかつてと同様に存在するものの、自分たちが神との約束(契約)を遵らなかつたことが現前する苦難を招いたとの考え方が生まれ強化されていった¹³。

また、現前する苦難を契機にユダヤ教の神から離れるという選択は、宗教上の要請として割礼を義務づけられ、それゆえの身体的な特徴を有する男子にとって、自分自身が引き裂かれることを意味した。そのためむしろ、ユダヤ教徒としての自己を再確認して律法に忠実であり続けることで自我同一性の危機を克服し、義しき人となりうる選択が人々に心理的安寧をもたらした。自身の歴史に意識的であらねばならなかった人々にとって、歴史と不可分な「この神」以外はありません¹⁴であり、それが唯一神教という新たな地平を拓いていく。

そうした神観はまた、異教徒による支配という現実とそれに起因する不快感や劣等感にも、対

処の手立てを用意していた。自らの神こそが世界に唯一の神だという仮構によって、ユダヤ教徒の側は現実世界における支配・被支配関係を顛倒させ、支配者である異教徒を神との関係においては自らの下位に置くことが可能となった¹⁵。

加えて、国を失ったことにより思考や行動が多様化しつつあった当時のユダヤ教徒¹⁶にとって、神を特定の地域や共同体とは結びつくことのない抽象的かつ超越的な存在として措定し直すことは、ユダヤ教徒であり続けることを容易にする工夫でもあったろう。

このように唯一神教は、特定の時期と空間を背景に、そこに生きた人々の社会的必要や人間的情念に強く呼応しているという点で、自然発生の強い単一神教や拝一神教とは異なる側面を有している。そしてそうした状況対応的現実性を覆い隠すためにも、その神観はかつてない絶対性や唯一性に彩られるものでなければならなかった。

ユダヤ教のかかる神観は、キリスト教を経てイスラームへと受け継がれていった。

II. ユダヤ・キリスト教聖書からクルアーンへ

1. ユダヤ教聖書（タナッハ）とファリサイ派

ユダヤ教聖書は、①律法（トーラー）、②預言者（ネビイーム）、③諸書（ケトゥビーム）によって構成され¹⁷、それぞれのヘブライ語頭文字（Torah, Neviim, Ketuvim）を使ってタナッハ（Tanakh）と呼ばれる。タナッハはユダ王国を滅ぼし住民をバビロンに連れ去った新バビロニアが、アケメネス朝ペルシアによって滅亡に追い込まれた後の紀元前5～4世紀頃から編纂が始められ、紀元後1世紀末にひとまず現在の形になった¹⁸。律法の部分はペルシア宮廷の高級官僚でユダヤ教徒だったエズラによって編纂が進められたが、これは帝国内部の諸民族支配策の一環として民族ごとの行動規範を明確化させるという目的に沿ったものであった。

一応の完成に少なくとも500年を要した事実からも想像しうるように、時代的・社会的背景を異にする様々な伝承の集積にほかならないタナッハは、全体としての統一性確保を目指した痕跡はあるものの、個々の記述には矛盾する部分が残っている。例えば律法に含まれる創世記には、その第1章に神が天地（1：1）→植物（1：11）→魚・鳥（1：20, 21）→家畜・獣（1：24, 25）→人間（1：27）という順で世界の創造をしていく描写がある一方、第2章には天地（2：1）→人間（2：7）→植物（2：9）という順の描写も存在する¹⁹。とはいえかかる矛盾が修正されることはなく、むしろそれは、人知を超越した神を我々がたやすく理解したつもりになることへの警鐘として利用されてきた²⁰。

では我々人間は、何を基準としていかに振る舞うことで救済されるのか。近年この分野で説得的な業績を積み重ねてきている加藤隆に従えば（2002）、律法に忠実であることが大原則ではあるものの、一方であまりの複雑性を有するがゆえに律法は、そうした忠実さの内実を我々の理解

を超えたものとせざるをえない。それゆえ自分は律法を完全に理解しこれを遵守しているとの姿勢は、一種の驕り（神の前の自己正当化）に繋がるというのがユダヤ教の立場であった。敬虔なユダヤ教徒の間で律法の意味が現在においても確定されることはなく議論の対象となるのはそのゆえであり、事実、神は「正義を行う人も悪人も²¹」裁く（コヘレトの言葉3：17）主体にほかならなかった。

こうしたユダヤ教の姿勢が浮き彫りにしたのは神と人間の断絶であり、そうした状態を打ち破るのは神の側からの一方的な介入のみであった。よし人間の側で律法遵守の姿勢が徹底されたとしても、この点に変わりにはなかった。かくして全知全能の絶対的存在である神と無力な人間という構図が、ユダヤ教の基軸となった。

もともと神の救済に何ら影響を与えることはできないとされてはいても、なおかつ自分だけは神との距離を縮めたいと希うのも人間であろう。事実、後にキリスト教として結実するイエスの活動が開始された時点において、ユダヤ教にはサドカイ派、ファリサイ派、エッセネ派という三つの流れがあり、それぞれがそれぞれのやり方で神に近づく道を探していた。このうち祭司として神殿の祭儀を取り仕切り、宗教上はもちろん政治的にも経済的にも社会の上層に位置したサドカイ派は、犠牲祭を中心とする祭儀を行うことが義しき人となりうる道との立場であった。

これに対し、祭司階級に生まれることがなかったがゆえに神殿勢力たるサドカイ派には属せなかった人々は、誰よりも深く律法を学ぶことで社会的上昇の野心を満たそうとした。そうした人々がファリサイ派であり、彼らは律法への知識とその実践上の厳格さによって、サドカイ派との関係を逆転しようとした。現在のユダヤ教はこのファリサイ派の流れに連なっているが、それはローマ帝国との間に発生したユダヤ戦争（66-74年）によってエルサレム神殿が破壊され、物理的な基盤を失ったサドカイ派が没落していったためである。ちなみにイエスの死から20年ほどを経た50年頃から新約聖書諸文書の成立は始まり、それらは遅くとも2世紀初めの段階には出揃っていたが、そうした文書がファリサイ派への強い批判を含んでいるのは、イエスに始まるユダヤ教改革の動きが当時主流となりつつあった同派との対立を必然的に惹起せざるをえなかった事情を反映している。

労働が禁止された安息日に麦の穂を摘んだイエスの弟子にファリサイ派が浴びせた批判に対し、「安息日は、人のために定められた。人が安息日のためにあるのではない」（マルコ：2：23）、「人の子は安息日の主でもある」（同：2：24）と反論したイエスの姿勢²²は、律法が一字一句の変更も許されない正典（canon）と位置づけられていることからすれば、十分に過激であった。事実、例えば後に成立したマタイ福音書はこの話に関し、イエスの言葉として「人の子は安息日の主なのである²³」（12：8）のみを伝えるにとどめている。

サドカイ派やファリサイ派は既存のユダヤ人社会において指導的立場を目指す流れであったが、エッセネ派は違った。同派はユダヤ人社会を捨て、志を同じくする者による共同生活という道を選んだ²⁴。生前のイエスとその弟子たちの移動を伴う布教活動がエッセネ派との共通点を浮

き彫りにすることも事実だが、彼らが同派の流れであつたどうかは確定できない。社会的基盤を持たなかったこともあり、エッセネ派もユダヤ戦争後は歴史の舞台に再び登場することはなかった。

こうしてタナッハの矛盾は矛盾として受け止め、人知を超えた存在である神の一方的な介入を待ちながら、律法の遵守によって神との関係を維持しようとするファリサイ派の姿勢がその後のユダヤ教を支配して現在に至っている。他方でそうしたファリサイ派の形式主義を批判する勢力が、ユダヤ戦争以前に律法に否定的だったイエスやパウロを発見したことが、キリスト教という新たな流れを産んでいく。そしてユダヤ教と同様、キリスト教も自らの聖典の整備を進めることになるが、大きな流れとしてはイエスの誕生に先立つ時代を扱う文書としてはタナッハを旧約聖書として取り込み、イエスの誕生後を扱う文書は50年頃から新たに執筆された。これが新約聖書であり、それが旧約とともに正典化の途をたどってキリスト教聖書となった。

2. キリスト教聖書の誕生

こうして誕生したキリスト教聖書は新約が27の文書によって構成されるが、旧約に含まれる文書の数についてはカトリックとプロテスタントで違いがあり、前者は46、後者は39とする²⁵。このうちユダヤ教の側が自らの聖書に含まれる文書の数と主張する39に一致しているのは、プロテスタントの側である。新約27文書の内訳は福音書4（マタイ、マルコ、ルカ、ヨハネ）、歴史書1（使徒言行録）、パウロ書簡14、公同書簡7、黙示文学1となっているが、四つの福音書はそれぞれの立場を正当化し他を否定するような部分を含んでいる。

新約が新約としてまとまった形になっていくのは2世紀の初め頃からである。そして当初は四種類の福音書と使徒言行録、パウロ書簡のみであつた文書群には、ローマ帝国による公認（313年）と国教化（380年）という流れを受けてさらに文書が加えられ、5世紀頃までには新約としての原型が整った。

ユダヤ教の改革運動として出発したキリスト教は4世紀になってローマ帝国の国教という地位を獲得したが、その背景には多神教社会における軋轢と迫害といった事実にもかかわらず、被支配階層として信仰の問題を政治の現実から切り離す英知を身につけていったことがあろう。それはユダヤ教の建前的な厳格さを、現状に合わせて緩和していく英知であつた。例えば改革派ユダヤ教徒として元々は土曜日を休日としていたキリスト教徒は、太陽神ソル・インウィクトゥスにちなんで日曜日を休日としたローマ帝国の事情に合わせていった²⁶し、イエス降誕祭（クリスマス）を12月25日としたのも、古代ローマで冬至を祝っていたミトラ教を取り入れた²⁷ものであつた。

キリスト教に剽窃宗教との評価が向けられるのはそのゆえだが、唯一神教的厳格さを確立したはずのユダヤ教にも実は同様の要素は看取される。キリスト教が復活祭（イースター）として取り入れたユダヤ教の過ぎ越しの祭り（ペサハ）は、元々はカナン（パレスチナ）に住む人々の春

の祭りに由来²⁸しており、創世記のノアの方舟の物語にも二つのメソポタミア神話が整理されることなく取り入れられている²⁹。実際、小舟にノアとともに乗り込む清い動物が「一つがい」か「七つがい」かは現在でも解釈が分かれる状態にあり、ノアの前に現れる神の名も「ヤハウェ」であったり「エル（エロヒム）」であったりしている³⁰。

ただ、現状適応への柔軟性において、キリスト教にはユダヤ教にはない要素が存在していた。バビロン捕囚時代に現在に連なる枠組みが形成されたユダヤ教は、当初からユダヤ教徒としての集団的同一性に意識的な宗教となった。新バビロニア国内で異教徒として集団で支配される側に置かれた彼らは、支配者である外との対比によって否が応でも内部的な同質性に目を向けさせられる立場にあり、そうした同質性の根幹となったのがユダヤ教であった。自らはユダヤ教徒であり、それゆえに支配される側に位置しているという事実が、彼らの出発点となった。

これに対しキリスト教は、ローマ帝国という多神教世界で疎外されていた人々の間に信徒を増やしていった。信徒の間にローマ社会への不満があったことは当然だが、そうした立場に置かれざるをえない事情はそれぞれに異なっていた。ユダヤ教徒として捕囚の立場に置かれた人々とは違って彼らは集団的な同質性を有しているわけではなく、むしろキリスト教徒としての同質性を信徒の増加に合わせて作り上げていくとともに、ローマの迫害を避ける現実性を身につけねばならなかった。それは環境に合わせ、信仰に柔軟性を持ち込む英知をもたらした。

事実、カノッサの屈辱³¹（1077年）からアナーニ事件³²（1303年）へと至る教皇権の絶頂期をみれば、キリスト教が原理的に政教分離を指向するものでないことは明らかである。ユダヤ教の場合も国を失い離散を余儀なくされたがゆえに、政治と宗教は分離を余儀なくされたわけであり、教義として現在においても政教一致を固執するからといって、イスラームのみを特別視することは間違いである。ここではむしろ自身が置かれた政治社会状況への適応を図る中、ユダヤ教、キリスト教、イスラームの各一神教が政教一致に関して異なる道を歩んだという点を確認すべきであろう。

さて自身を含む社会的現実への不満とそれを権力には悟られまいとする努力の中で形成されたキリスト教は、戒律の実践という行為に重きを置くユダヤ教とは一線を画し、内面を重視する姿勢を強化していく。1世紀頃のラテン世界には3万の神が存在し、宗教的な儀式や供犠を負担と感ずる人々を生み出していた³³が、そうした人々も次第にキリスト教に吸収されていった。教義自体への支持という公式の理由の背後に、我々の行動一般がそうであるのと同じ意味で、現前する状況への不満や違和感があったがゆえに、キリスト教の内部は雑多性で特徴づけられるものとなった。

すでに述べた土着的休日の取り入れはもちろんだが、イエスを人間であると同時に神でもあると捉えたり³⁴、マリアを神と人間の執り成しを行う聖人に位置づけてこれを崇敬する³⁵といった行為は、厳密に言えば唯一神教的な原則とは相容れない。にもかかわらずその後の展開を見るかぎり、様々な利害を背景とする雑多な現状の事実上の承認といった観点から、イエスやマリアの

そうした扱いは、むしろ正当化される方向をたどった。かかるキリスト教の特徴は、福音書の成立とそれぞれの福音書の主張をみることによって一層浮き彫りになる。物語形式でイエスの言葉と行動を伝える福音書には四つあり、それらの推測上の成立年代は以下の通りである。

- ① マルコ (1 世紀半ば)
- ② マタイ (1 世紀後半)
- ③ ルカ (1 世紀後半)
- ④ ヨハネ (1 世紀末か 2 世紀初め)

加藤 (1999・2002・2010) を基盤に、四福音書の成立とそれら相互の関係を整理してみると、次のようになろう。第一にこうした福音書は、当時パレスチナで使われていたアラム語ではなく、ギリシア語で書かれている点が注目される³⁶。30 年頃といわれるイエスの処刑後、弟子としてイエスに付き従っていた人々の中からペトロを中心とする一団が成立し (エルサレム初期共同体を経てそれはエルサレム教会派となっていく³⁷)。以下では便宜上エルサレム教会派と呼ぶ)、アラム語でイエスの言行を伝えるに至っていた。カトリック世界でペトロは、初代教皇とも位置づけられる重要人物である。だが当時エルサレムは、黙示思想によって終末への危機感を強めた人々が、救済への期待から移り住む場所ともなっていた³⁸。かかる移住者のうちギリシア語圏から来てエルサレム教会派に属し、イエスの教えに従おうとしたユダヤ人 (ヘレニスト) が、マルコの成立には彼らが深く関わっている³⁹。

あえてエルサレムへの移住に踏み切った事実にも明かなように、ヘレニストは信仰心が強い人々であった。それゆえ彼らは、既存のユダヤ教徒社会に妥協的姿勢を示し、反神殿の立場を徹底しようとしめないペトロ等エルサレム教会派主流との距離を次第に拡大させた⁴⁰。とはいえイエスを三人称の位相で捉えざるをえないヘレニストに対し、イエスとの直接的接点を有するエルサレム教会派の優位が揺らぐことはなかった。自分はイエスから直接こう聞いた、自分はこの目でイエスがこうするのを見た、という言葉を発することのできる彼らを前に、ヘレニストは沈黙せざるをえない。

エルサレム教会派への対抗としてヘレニストは、自らの意を込めた文書 (イエスに関する物語すなわち福音書) をギリシア語で作成するに至った⁴¹。それには、一次的伝聞情報に匹敵する権威や確実性が期待されていたと思われる。しかしファリサイ派的律法主義を批判しながら一方で自らは福音書を執筆するという矛盾は、福音書を絶対的な権威をもつものとしながらも、その実践を掟として信徒に義務づけてはいない点にも現れざるをえない。

第二にこうして執筆された四つの福音書には書き手あるいは書き手が属する集団の主張が反映され、これら福音書の間には対抗的、論駁的な関係を窺うことができる。結果として新約聖書の統一的理解は困難なものとなっており、その解釈をめぐる内部的な論争を避けることはでき

ない。その意味ではバビロン捕囚後に政治社会的な理由で唯一神教化したユダヤ教と同様、キリスト教もまたその起源において、状況対応のための政治性という要素を有していた。

ちなみにそうした中、マルコ、マタイ、ルカの三福音書は内容に共通性が多いことから、19世紀以降の聖書研究によって該当する部分の比較対照を可能とする共観表 (synopsis) が作成され、共観福音書と呼ばれている。最初に書かれたマルコを基盤としてマタイとルカが執筆されたが、後二者の間には相互の参照関係がないというのが現在の定説である。他方、イエスの言葉を中心にマルコに含まれずマタイとルカのみが共通して参考とした資料の存在が推測され、三つの福音書の間にはマルコと何か別の資料 (資料を意味するドイツ語 quelle の頭文字をとって Q 資料という) に依拠してマタイとルカが書かれたという関係が成立している。最後に書かれたヨハネは、以上三つの福音書とは同列に論じえないほどの独自性に特徴がある⁴²。

最初に書かれたマルコをみると、すでに述べたような理由でエルサレム教会派への批判と対抗という点が浮かび上がってくる。エルサレム教会派で指導的立場にあったペトロは、イエスが批判した律法主義的ユダヤ教との関係でも自身の萌芽的キリスト教運動の内部でも、ひとまずは現状維持を図ることに利益を見いだした。そのためユダヤ教の律法が拒否されることはなく、ペトロ等の指導者に従うことが神による救済に繋がる道として正当化されたが、それは内部での階層構造を維持しながら教会組織の結束・拡大を指向する道でもあった。

これに対するマルコの立場は、ペトロ等の指導層には属しえない別系統の一派として、神との直接的な関係を重視し、組織ではなく個人として神と向き合うべしというものであった。事実マルコの中では、イエスがペトロを叱責して「サタン、引き下がれ。あなたは神のことを思わず、人間のことを思っている⁴³」(マルコ：8：32) と述べる場面がある。エルサレム教会派として萌芽的キリスト教運動の内部で権力を固めつつあったペトロ等の指導層に対し、マルコは律法主義批判というイエスの原点から、ヘレニストとしての政治的利害を代弁しようとした文書であったといえよう⁴⁴。

次いで書かれたマタイは、神との直接的関係の重視というマルコの主張に修正を加え、「全ての民を」(マタイ：28：19)「天と地の一切の権能を授かっている」(同：28：18) イエスの弟子とし、その命令すべてを遵守するようにすれば、「世の終わりまで」(同：28：20) イエスの臨在を感じることができると主張する⁴⁵。

マタイはイエスを神と同列の地点に置くとともに、指導者と弟子の関係を肯定しただけでなく、イエスの命令遵守を求めて律法主義への接近すら示す点で、マルコへの反動的要素を抱えている。「わたしが来たのは律法や預言者を廃止するためだ、と思ってはならない。廃止するためではなく、完成するためである⁴⁶」(同：5：17) というイエスの言葉にも、そうした点は現れていよう。イエスがファイリサイ派の律法主義を批判する立場であったことからすれば、四つの福音書の中におけるマタイの立場は異色といえる⁴⁷。

マタイと同時期に書かれ、やはりマタイと同様マルコと Q 資料を基に執筆されたと考えられ

るルカは、元々はイエスの復活までを扱う前編と弟子たちの物語という後編から構成されていたが、新約聖書の中では後編が使徒行伝として独立した。

ルカは神との直接的な関係の重視という意味ではマルコに近いが、一方で聖霊を付与された指導者の存在やそうした指導者による指導に価値が認められており、エルサレム教会派との接点も有している。マルコでペトロがイエスからサタンと叱責される場面がルカにはなく、ルカでイエスが自らの死と三日後の復活を予言した場面が続くのは、「わたしについて来たい者は、自分を捨て、日々、自分の十字架を背負って、わたしに従いなさい⁴⁸」(ルカ：9：23) というイエスの言葉となっている。イエスの死から半世紀程度が経過する中、キリスト教運動にも様々な立場が出現するに至っており、それらを吸収したルカは一面で統一感に乏しい⁴⁹が、他方でそうした多様性が教会という制度的な枠組みの中に収まっているという意味では全体としての統一性を有している。

2世紀前後に成立したと考えられるヨハネは、共観福音書に含められない事実にも明らかなように、使用した資料とそれを用いて述べようとした内容のいずれにおいても他の福音書との違いを印象づけており、記者が自身独特の宗教観を哲学的な文体に込めて表現しようとしたかのような歯学趣味を感じさせる。「初めに言があった。言は神と共にあった。言は神であった。この言は、初めに神と共にあった。万物は言によって成った。成ったもので、言によらずに成ったものは何一つなかった。言の内に命があった。命は人間を照らす光であった。光は暗闇の中で輝いている。暗闇は光を理解しなかった⁵⁰」(ヨハネ：1：1-5) といった書き出しがヨハネでは有名だが、それはある種の人々を少なくとも自分だけは分かったような気にさせる魔力を持っており⁵¹、実際ルターをはじめ、いつの時代にもそうした人々は存在した。

こうした特色を有するヨハネは歴史的イエスの探求にはあまり意味をもたない⁵²が、一方で神の救済を得たければとにかくイエスを受け入れることが重要という姿勢を打ち出している。自らを「世の光」(ヨハネ：8：12)、「(そこを通して入る者は救われる) 門」(同：10：9) と位置づけるイエス⁵³は、天地創造の前から父なる神に愛され栄光を与えられた(同：17：24) 特別な存在にほかならない。もっとも、ではどうすればイエスを受け入れることになるのかについてヨハネは具体的には何も語っていない。

以上にみてきたように、イエスに直接付き従っていた弟子たちへの対抗から、ヘレニストの間では四つの福音書が産まれた。まずそこにあったのは、エルサレム教会派とヘレニストの対立関係であった。だが他方でヘレニストが生み出した四つの福音書も、それぞれに自身あるいは自派の主張を打ち出すものとなっており、それらが現在まで幾度となく宗教的善行の根拠となったからといって、その根源に当時の政治・社会的な力学が存在していた事実は揺るがないといえよう。

クルアーンは、こうしたユダヤ・キリスト教聖書の伝統を基盤として成立したイスラームの聖典である。

3. クルアーンの成立

ユダヤ教聖書やキリスト教聖書が最終的な完成に400～500年単位の月日を要したのに対して、クルアーンは一般に632年のムハンマドの死後20年程度で現在の形になったとされている。これには、クルアーンの完成には少なくとも200年が必要だったとの主張⁵⁴もあるものの、十分な裏づけを呈示していない。歴史的なクルアーン研究がこれまでに明らかにしたのは、伝承通りの早期編纂についても、それを否定する見解についても同程度の証拠が存在しており、現時点でいづれかに軍配を上げることは困難だということである⁵⁵。そうした点で注目されるのが、1972年にイエメン（当時は北イエメン）のサナア旧市街にあるグレイト・モスクで発見されたクルアーンの写本であろう。だが修復やフィルム化は完了したものの、信仰の根幹に関わる問題と絡むこともあり、イエメン政府はその公表を控えている⁵⁶。

もっとも西暦622年を紀元とするヒジュラ暦に基づけば、現在イスラーム世界は15世紀の前半である。欧州キリスト教世界で魔女狩りが猖獗を極めたのが16～17世紀であり、イスラームがキリスト教と同じように中東起源一神教の流れであることを考えれば、グレイト・モスクで発見されたクルアーン写本に対するイエメン政府の対応は理解を超えた次元にあるとはいえない。ユダヤ教世界においても、タナッハは人間の手によるもので、啓示はそこに書かれた言葉そのものではなく、そうした言葉の中に求められるといった見解が公式に唱えられるようになるには20世紀を俟たねばならなかった⁵⁷。この面においてもイスラームに特殊性を強調するのではなく、唯一神教という共通性を念頭に、他のアブラハムの宗教との比較によってイスラームやクルアーンを相対化する視点こそが求められているといえよう。

伝承に基づく通説に従ってクルアーンが650年頃には現在の形になっていたとしたとき、その過程は大きく、①断続的に啓示が下され続ける段階と、②下された啓示が暗記・保存される段階、③暗記・保存された啓示が1冊の書物としてまとめられ正典化する段階、の三つに分けることができる。このうち①の段階は、啓示を受け続けたムハンマドの生涯と切り離して考えることはできない。

イスラームの創唱者ムハンマドは570年頃にアラビア半島のメッカに生まれ、長じてシリアへの隊商交易に従事していた。そうしたムハンマドの仕事ぶりを評価したのが、縁戚関係にあり自身も交易商を営んでいた年上の寡婦ハディージャであった。推定でムハンマド25歳、ハディージャ40歳のときに二人は結婚した。

裕福なハディージャとの結婚で次第に生活に余裕ができ、現実世界を批判的にみることができるようになったムハンマドは610年頃、メッカ郊外のヒラー山で瞑想中に大天使ジブリールの導きで唯一神アッラーの啓示を受けた。そして613年頃からムハンマドは啓示に基づく布教を開始したが、それは多神教徒の多いメッカでは迫害の対象とならざるをえない行為であった。そうした中の619年頃、ムハンマドを迫害から守っていた地元有力部族（クライシュ族ハーシム家）出身の伯父アブー・ターリブが亡くなり、時を経ずしてハディージャがこれに続いたため、ムハン

マドはメッカからヤスリブへと逃れることになる（622年）。これを聖遷（ヒジュラ）といい、その年がヒジュラ暦（イスラーム暦）元年となる。またヤスリブという名前は、預言者の町を意味するマディーナ（メディナ）へと改称された。

以後もメッカに拠点を置く多神教勢力やメディナのユダヤ教勢力との争いは続いたが、ムハンマドに率いられたイスラーム勢力は630年になるとメッカの征服に成功し、続いてアラビア半島をも支配下に収めるに至った。その間もムハンマドが啓示を受ける状態は続いていたが、死を迎える632年の3月7日⁵⁸（ヒジュラ暦10年12月9日）に下ったものを最後として、22年2か月と22日に及んだ啓示は完結した⁵⁹。

こうした啓示が暗記・保存される段階（②）では、現地の文化が大きく影響した。古来よりアラブ人は詩作や詩の朗唱を競う環境にあり、彼らは韻律への敏感さと高い暗記力を身につけていた。一族の家系を何代にも渡って語り継ぐだけでなく、彼らは所有するラクダやロバの血筋さえ同様に遡ることができた⁶⁰。そうした彼らにとっては、暗唱者の存在がクルアーンの保存とそれを後代に伝える第一の方法であった。しかしながら先述のように、ムハンマドを通じた啓示は22年以上に渡って続いたことから、各暗唱者の有する記憶や記録は啓示の断片にすぎなくなっていき、その全貌を把握することはますます困難となることが予想された。同時に啓示暗唱者の老齢化や死といった事態もあり、口伝に伴う内容的な異同や混乱も意識せざるをえない状態に陥った。

かかる問題に直面した第三代正統カリフのウスマーン（574-656年：在位は644-656年）はクルアーンの編纂に着手し（段階③）、650年頃に完成したのが現在に連なるクルアーンである。文字化されたクルアーン（ムスハフという）はこれ以外にも存在したが、それらは全て焼却され、ウスマーン版のクルアーンが正典となった。サヌア・グレイト・モスクで発見された先述のクルアーン写本は、こうした点を歴史的に解明する手がかりとなる可能性をもつが、であればこそ信仰上の理由からは、その公開に慎重とならざるをえないのであろう。

次章で述べるように、正典化されたクルアーンは114の章（スーラ）からなり、各章はさらに節（アーヤ）に分かれている。章の長さは様々で、286節を含む章もあれば3節のみで構成される章もある。ちなみにアラビア語で書かれたクルアーンは7万6739の単語で構成され、文字数の合計は32万3015となっている⁶¹。

聖書が神の言葉にほかならないとする前提に立った本文批評の時代を経て、19世紀に西欧では歴史的に聖書を理解しようとする立場（いわゆる高等批評）が成立し、そうした観点からの研究が進行してきた。そのため聖書を神と直結させたりその無謬性を信じることは、現代的な常識とはいえない。だが、この点でクルアーンはなお本文批評の時代にとどまっており、そこに書かれた言葉は神の言葉にほかならないという点を受け入れることが、イスラーム信仰の根本である。すなわち各章句を記した文字やそれらの集積である1冊の印刷物、またクルアーン朗唱時の音等は人間が作り出したものだが、そこに書かれている言葉や意味、内容は全て神の属性として受け

取らねばならない⁶²。その意味でクルアーンは神の被造物の一部を構成せず、それへの批判は神そのものの批判として信徒の強い反応を惹起する。例えばクルアーンの入った荷物を投げ捨てたりすると、パキスタン等のイスラーム諸国ではクルアーン冒瀆罪に問われる可能性がある⁶³。

イスラームが誕生したのは、ユダヤ教やキリスト教という唯一神教を生み出した土壌であった。それゆえ実際のところ、7世紀にアラビア半島で誕生しその骨格が固まっていく過程でイスラームは、ユダヤ・キリスト両教の伝統に学び、それを前提に新たな唯一神教的枠組みを創り出した。当然ユダヤ教やキリスト教との違いや矛盾が浮き彫りとなったとき、イスラームの側はそれについての説明と正当化を迫られざるをえない。

例えばイスラームの側は、モーセは神の言葉を書かれた形で一度に与えられたことを認めている（下記引用中の下線部）。

〔神は〕⁶⁴ 仰せられた、「ムーサー〔モーセ〕よ、われ〔神〕はおまえをわが便りとわが言葉によって人々の上に選り抜いた。それゆえ、われがおまえに授けたものを取り、感謝する者のひとりとなれ」。(クルアーン⁶⁵：7：144)

そして、われら⁶⁶ 〔神〕は彼のために書板にあらゆること、訓戒とあらゆることに対する解説を書き留めた。それゆえ、それを力強く取れ。そして、おまえの民にそれを最良の方法で守よう命じよ。いずれわれらはおまえたちに違背者たちの住まいを見せるであろう。(同：7：145)

こうした章句は、シナイ山でモーセが十戒を授かる出エジプト記を基にしているが、クルアーンではモーセが授かるのは律法の書（トーラー）あるいはさらに広い意味でユダヤ教聖書の全体だと考えられている⁶⁷。そしてそれは、「あらゆること」がすでに記載されている書板の形で与えられた。そうした理解の背景には、当時イスラームの側にとってユダヤ教聖書は所与のものであり、クルアーンのようにその内容が現在進行形で明らかになりつつある聖典ではなかったことがあろう。

それゆえ、なお部分的にしか神の言葉を有していない点を捉えてユダヤ教徒の側がイスラーム教徒の側を批判することは容易であり、これに対しては信徒の「心を堅固にするため」の段階的な啓示であるといった反論が採用されている（下記引用中の下線部）

信仰を拒んだ者たちは言った、「彼の上にクルアーンは一纏めに下されないのか」。このように。それは、われら〔神＝アッラー〕がそれによっておまえ〔ムハンマド〕の心を堅固にするためである。そして、われらはそれを整然と整えて読んだ。(クルアーン：25：32)

けれども一度に全ての啓示を手にするができなかった自分たちの状況について、イスラーム

ム教徒の側も必ずしも納得はできなかったのであろう。事実彼らの内部では何世紀もかけて、イスラームにおいても一括啓示は実現していたという解釈が成立していく。

クルアーンが人々への導きとして、また、導きと識別の明証として下されたラマダーン月である。(クルアーン：2：185)

現実には啓示の完結には足かけ 23 年を要し、また啓示が下るのはラマダーン月に限ったことではなかったにもかかわらず、上記のようにクルアーン自身が述べている。分割啓示という現実と矛盾するかに見えるそうした章句の存在には、「アッラーが天地創造のはるか昔に、その後に生じること全てに関してあらかじめ決定していた⁶⁸」事柄の記録が存在し、ラマダーン月にそれが一括して 7 層の天の最下層にある「力の聖殿」に下され、その後は社会的な状況に応じて必要部分がムハンマドを通じて人間に与えられた、との解釈が案出された⁶⁹。そうした解釈の基盤となったのは、クルアーンの次のような部分である。

まことに、われら [アッラー] はそれをアラビア語のクルアーンとなした、きっとおまえたちも悟るであろうと。(クルアーン：43：3)

まことに、それは書物の母の中に、われらの手許にあり、高貴にして英知あふれている。(同：43：4)

神が与えたアラビア語のクルアーンは神の手許にある「書物の母」の中に存在していたとされ、ラマダーン月に一括して下されるのはこの「書物の母」で、それが分割されてムハンマドへの個々の啓示になっているということになる。

もっともイスラームの側は、身の回りの異教徒との力関係やその変化を敏感に読み取り、低姿勢や秋波、折伏、武力行使といった手段を使い分けながら、現実的に信徒数と支配域を拡大しなければならなかった。そこでは既存の唯一神教と自らを同列に置くだけではなく、独自性や優位性を主張する必要にも迫られていた。実際クルアーンは、ユダヤ教及びキリスト教聖書との関係に関して、ユダヤ教徒やキリスト教徒に秋波を送る一方、自らの優位性を印象づけようとする章句も含んでいる。変化する時々の情勢に合わせる形でそれらが啓示されたと考えることは容易だが、ムハンマドの死後 120 年ほどの間にウマイヤ朝の下でアラブ帝国が成立し、その後それがアッバース朝の下でイスラーム帝国へと発展した歴史を受け、クルアーンの解釈としてもユダヤ教やキリスト教よりもイスラームを一段上に位置づける強者としての姿勢が次第に一般化していった。

まずユダヤ教聖書やキリスト教聖書をクルアーンと同様に評価する章句である。ここでクルアーンは、「それ以前のもの」すなわちユダヤ教聖書とキリスト教聖書の「真実性を裏付けるもの」

と位置づけられている。

彼〔アッラー〕はおまえ〔ムハンマド〕の上に真理をもって、それ以前のものの真実性を裏付けるものとして、その啓典を下し給うた。そしてまた、律法の書と福音書を下し給うた。(クルアーン：3：3)

そしてそうした「律法の書」と「福音書」の中には「導きと光」(クルアーン：5：44・45)があり、福音書は律法の書の、そしてクルアーンはそれら二つの啓典の、「確証」として与えられたものとされる(同：5：46)。その意味ではユダヤ教聖書もキリスト教聖書もクルアーンと同等の価値を有しているはずだが、それらは故意に改竄されてしまっている(下記引用の下線部)というのが、その後のイスラーム側の解釈となっていく。

おまえたちは、彼ら〔ユダヤ教徒〕がおまえたちを信じることを期待するのか。彼らの一派はアッラーの御言葉を聞き、それからそれを理解した後に、知った上で書き換えたというのに。(クルアーン：2：75)

のみならずユダヤ教徒やキリスト教徒は、唯一神教の根幹を否定するかのように、人間を崇拜するという行為に及んでいるという。

ユダヤ教徒はウザイル〔エズラ〕をアッラーの息子だと言い、キリスト教徒はマスィーフ〔メシア〕をアッラーの息子だと言った。(クルアーン：9：30)

彼らは、彼らの律法学者や修道士をアッラーをさしおいて主とし、マスィーフ、マルヤムの子〔マリアの子＝イエス〕をもまた。だが、彼らは唯一の神に仕えよというほか命じられてはいないのである。彼〔アッラー〕のほかに神はない。彼に称えあれ、彼らが同位に並べるものより遥かに超越した御方。(同：9：31)

それゆえアッラーは、「彼の使徒〔ムハンマド〕を導きと真理の宗教〔イスラーム〕と共に遣わし、それをあらゆる宗教に勝たせ給う」(クルアーン：9：33) お方にほかならない。

以下ではそうしたクルアーンの啓示時期の違いに伴う啓示内容の変化に注目するとともに、礼拝方向の変更や飲酒の禁止といったクルアーンの章句について、当時の政治社会状況との関係という視点から考えてみたい。

III. 啓示内容の変化と状況対応

1. 啓示内容と啓示場所

ウスマーンによる正典化を受け全 114 章という現在の形が確定したクルアーンではあったが、「章」を細分化した「節」の数には考え方の違いが残り、6000, 6214, 6219, 6225, 6226, 6236 等の説が存在した⁷⁰。けれども現在ではエジプト版（1923 年）が標準化し、6236 という節数が一般化している。

表 1 は 2006 年に完結した新しい翻訳である中田（2002・2004・2006）を基に、章名、節数、啓示場所をまとめたものである。節数と同様、啓示場所にもいくつか説があるが、ここでは井筒（1957・1958a・1958b）、大川（2004）、セル（1905）という代表的な資料によるものを記した。これら 4 資料のうち中田は、スンナ及びシーアの両派から高い評価を受けるクルアーン注釈書の邦訳だが、井筒はドイツ人東洋学者フリューゲル（Gustav Leberecht Flügel：1802-1870）による注釈書（*Corani textus arabicus*, 1834）、大川は 1923 年にカイロで刊行された現在のアラブ世界で最も標準的なクルアーン（ファード版）、セルはドイツ人東洋学者ネルデケ（Theodor Nöldeke：1836-1930）による注釈書（*Geschichte des Qorâns*, 1860）をそれぞれ基にしている。

表 1 クルアーンの章・節構成と啓示場所

		啓示場所（メッカ啓示→622 聖遷→メディナ啓示）			
章名	節数	中田	井筒	大川	セル
1 開端	7	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
2 雌牛	286	メディナ	メディナ	メディナ	メディナ
3 イムラーン家	200	メディナ	メディナ	メディナ	メディナ
4 女	176	メディナ	メディナ	メディナ	メディナ
5 食卓	120	メディナ	メディナ	メディナ	メディナ
6 家畜	165	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
7 高壁	206	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
8 戦利品	75	メディナ	メディナ	メディナ	メディナ
9 タウバ	129	メディナ	メディナ	メディナ	メディナ
10 ユーヌス	109	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
11 フード	123	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
12 ユースフ	111	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
13 雷電	43	メディナ	メッカ	メディナ	メッカ
14 イブラーヒーム	52	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
15 アル＝ヒジュール	99	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
16 蜜蜂	128	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
17 夜間飛行	111	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
18 洞窟	110	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ

19	マルヤム	98	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
20	ターハー	135	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
21	預言者	112	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
22	巡礼	78	メッカ	メッカ	メディナ	メディナ
23	信仰者たち	118	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
24	御光	64	メディナ	メディナ	メディナ	メディナ
25	識別	77	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
26	詩人たち	227	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
27	蟻	93	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
28	物語	88	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
29	蜘蛛	69	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
30	東ローマ	60	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
31	ルクマーン	34	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
32	跪拝	30	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
33	部族連合	73	メディナ	メディナ	メディナ	メディナ
34	サバウ	54	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
35	創設者	45	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
36	ヤー・スィーン	83	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
37	整列	182	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
38	サード	88	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
39	集団	75	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
40	赦す御方	85	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
41	詳説されたもの	54	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
42	協議	53	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
43	金の装飾	89	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
44	煙霧	59	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
45	跪いた者	37	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
46	砂丘	35	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
47	戦闘	38	メディナ	メディナ	メディナ	メディナ
48	勝利	29	メディナ	メディナ	メディナ	メディナ
49	部屋	18	メディナ	メディナ	メディナ	メディナ
50	カーフ	45	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
51	撒き散らすもの	60	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
52	山	49	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
53	星	62	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
54	月	55	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
55	慈悲あまねき方	78	メッカ	メッカ	メディナ	メッカ
56	かの出来事	96	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
57	鉄	29	メッカ or メディナ	メディナ	メディナ	メディナ
58	抗弁する女	22	メディナ	メディナ	メディナ	メディナ
59	追い集め	24	メディナ	メディナ	メディナ	メディナ
60	試問者	13	メディナ	メディナ	メディナ	メディナ
61	戦列	14	メッカ or メディナ	メディナ	メディナ	メディナ
62	金曜集合	11	メディナ	メディナ	メディナ	メディナ

63	偽信者	11	メディナ	メディナ	メディナ	メディナ
64	出し抜き合い	18	メッカ or メディナ	メッカ	メディナ	メディナ
65	離縁	12	メディナ	メディナ	メディナ	メディナ
66	禁止	12	メディナ	メディナ	メディナ	メディナ
67	王権	30	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
68	ヌーン	52	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
69	実現するもの	52	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
70	階梯	44	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
71	ヌーフ	28	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
72	妖霊	28	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
73	包まる者	20	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
74	身を包んだ者	56	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
75	復活	40	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
76	人間	31	メッカ or メディナ	メッカ	メディナ	メッカ
77	送られるもの	50	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
78	消息	40	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
79	引き離す者	46	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
80	眉をひそめ	42	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
81	巻き上げ	29	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
82	裂けること	19	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
83	ごまかし	36	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
84	割れること	25	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
85	星座	22	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
86	夜の訪問者	17	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
87	いと高き御方	19	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
88	覆い	26	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
89	暁	30	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
90	国	20	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
91	太陽	15	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
92	夜	21	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
93	朝	11	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
94	われらは広げたではないか	8	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
95	イチジク	8	メッカ or メディナ	メッカ	メッカ	メッカ
96	誦め	19	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
97	天命	5	メッカ or メディナ	メッカ	メッカ	メッカ
98	ラム・ヤクン	8	メッカ or メディナ	メッカ	メディナ	メディナ
99	地震	8	メッカ or メディナ	メッカ	メディナ	メッカ
100	駆ける馬	11	メッカ or メディナ	メッカ	メッカ	メッカ
101	大打撃	11	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
102	数の競い合い	8	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
103	時	3	メッカ or メディナ	メッカ	メッカ	メッカ
104	中傷者	9	メッカ or メディナ	メッカ	メッカ	メッカ
105	象	5	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
106	クライシュ族	4	メッカ or メディナ	メッカ	メッカ	メッカ

107	什器	7	メッカ or メディナ	メッカ	メッカ	メッカ
108	カウサル	3	メッカ or メディナ	メッカ	メッカ	メッカ
109	不信仰者	6	メッカ or メディナ	メッカ	メッカ	メッカ
110	援助	3	メディナ	メッカ	メディナ	メディナ
111	棕櫚	5	メッカ	メッカ	メッカ	メッカ
112	純正	4	メッカ or メディナ	メッカ	メッカ	メッカ
113	黎明	5	メッカ or メディナ	メッカ	メッカ	メッカ
114	人間	6	メッカ or メディナ	メッカ	メディナ	メッカ
	メッカ啓示	章数	76	94	85	90
	メディナ啓示	章数	20	20	29	24
	メッカ or メディナ啓示	章数	18			
	章計		114	114	114	114

出所：中田（2002・2004・2006）、井筒（1957・1958a・1958b）、大川（2004）、セル（1905）。

啓示場所は基本的には章を単位として「メッカ」か「メディナ」かに分けられるが、ムハンマドが最初の啓示を受けてから布教へと動き、現地多神教徒の迫害に直面してヤスリブ（後のメディナ）に逃れるという緊迫感が背景となったメッカ啓示に対し、メディナ啓示は態勢を立て直してメッカの奪回に成功した事実や、拡大したイスラーム共同体の下での支配の制度化を背景に、強者としての優位性や社会規範への関心という特徴を有している。

すでに指摘したように、各章の節数と同様、章ごとの啓示場所にも考え方の違いはあるが、例えば中田（2002・2004・2006）は「メッカ」「メディナ」のほかに、いずれかを特定しえないものについて「メッカまたはメディナ」（表1では「メッカ or メディナ」と表記）という範疇を設けている。

とはいえ同書で「メッカ」に分類されるのは76章だが、このうち他の資料と分類が異なるのは2章（2.6%）にすぎない（表2）。同様に「メディナ」に分類される啓示は20章だが、ここでも他の資料と分類が異なるのは2章にすぎず（10.0%）、結局のところ中田（2002・2004・2006）と他の資料との間における啓示場所の異同は、「メッカまたはメディナ」の分類で最も多く発生している（18章中の5章、27.8%）。逆にいえば啓示場所に関する見解が一致しない傾向が強いからこそ、中田（2002・2004・2006）は「メッカまたはメディナ」という範疇を設けているともいえ、これはクルアーン解説資料としての価値を高めている。ちなみに「メッカまたはメディナ」に分類された18章のうち、他が一致してメッカに分類するのは11章、同様にメディナに分類するのは2章となっており、仮に他の3資料に従って「メッカまたはメディナ」の18章を分類し直せば、「メッカ」87章（76章＋11章）、「メディナ」22章（20章＋2章）、「メッカまたはメディナ」5章となり、表1中の啓示場所の異同は、そう極端なものとはならない。その意味で、節数や啓示場所に関する見解の違いこそあれ、ウスマーン版クルアーンという正典以外は存在しないという主張には、ひとまずはこれを受け入れるべき理由があるといえよう。

表2 資料による啓示場所の異同

	章	章名	節数	中田	井筒	大川	セル
メッカ啓示 (76章中2章)	22	巡礼	78	メッカ	メッカ	メディナ	メディナ
	55	慈悲あまねき方	78	メッカ	メッカ	メディナ	メッカ
メディナ啓示 (20章中2章)	13	雷電	43	メディナ	メッカ	メディナ	メッカ
	110	援助	3	メディナ	メッカ	メディナ	メディナ
	64	出し抜き合い	18	メッカ or メディナ	メッカ	メディナ	メディナ
メッカ or メ ディナ啓示 (18章中5章)	76	人間	31	メッカ or メディナ	メッカ	メディナ	メッカ
	98	ラム・ヤクン	8	メッカ or メディナ	メッカ	メディナ	メディナ
	99	地震	8	メッカ or メディナ	メッカ	メディナ	メッカ
	114	人間	6	メッカ or メディナ	メッカ	メディナ	メッカ

出所：表1。

次に、背景となった政治社会情勢の違いが、啓示場所ごとの啓示内容に反映されているかどうかである。この点を見るため、ここではクルアーンの全6236節をその内容によって分類しこれを集計するという試みを行った。分類は、「神・神との関係」「クルアーン」「信仰者」「信仰者（報奨）」「不信仰者」「不信仰者（罰）」「規範」「その他」の8項目で行ったが、このうち「信仰者（報奨）」は信仰によって得られる報酬や利益についての内容、「不信仰者（罰）」は信仰しないことによる罰や不利益についての内容、そして「その他」は意味不明な語句を含め他の項目には分類できない内容となっている。

なお中田（2002・2004・2006）は、章を単位にメッカ啓示とメディナ啓示を分ける一般的な方式を採用せず、節を単位とした分類にも踏み込んでいるが、同一章内で他と異なる啓示場所となっている節の数は多くなく、集計結果への影響を考慮する必要はなかった。またこうした方法で分類・集計した結果は、他のクルアーン資料に基づいた場合と大差はなかった。

表3は中田（2002・2004・2006）に基づき、分類項目ごとに啓示場所別の集計・構成比を示したものである。これによれば、啓示期間の差は2年にすぎないにもかかわらず（メッカは610-622年、メディナは622-632年）、全6236節中の4621節、全体の74.1%はメッカ時代に集中している。そうした中、分類項目でメッカ時代の特徴をみると、「神・神との関係」や「クルアーン」「その他」が多く、「信仰者」「規範」は少ない。

表3 啓示場所・啓示内容によるクルアーンの種類

	節数				構成比 (%)			
	メッカ	メディナ	メッカ or メディナ	啓示全体	メッカ	メディナ	メッカ or メディナ	啓示全体
神・神との関係	1494	657	79	2230	67.0	29.5	3.5	100.0
クルアーン	65	15	1	81	80.2	18.5	1.2	100.0
信仰者	65	101	4	170	38.2	59.4	2.4	100.0
信仰者（報奨）	94	55	18	167	56.3	32.9	10.8	100.0
不信仰者	161	157	13	331	48.6	47.4	3.9	100.0
不信仰者（罰）	208	133	8	349	59.6	38.1	2.3	100.0
規範	40	154	1	195	20.5	79.0	0.5	100.0
その他	2494	164	55	2713	91.9	6.0	2.0	100.0
計	4621	1436	179	6236	74.1	23.0	2.9	100.0

出所：中田（2002・2004・2006）を基に分類・集計。

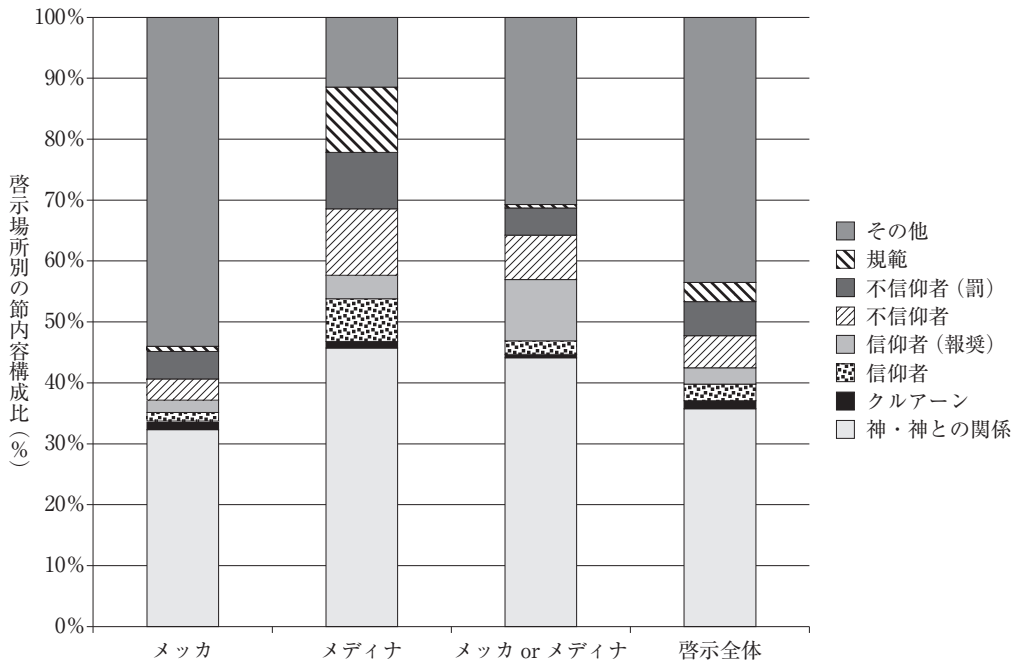
メッカ時代に「その他」の比重が相対的に大きくなっているのは、憑依状態のムハンマドが口走った初期の啓示に意味不明な言葉が多く含まれているためだが、新たな宗教を周囲に説明するためにも、「神・神との関係」や「クルアーン」についての啓示は多くて当然であろう。逆にこの時代に少ない「信仰者」や「規範」はメディナ時代（全 1436 節、全体の 23.0%）になるとその割合を大きなものとしているが、これは次第に強者としての立場を獲得して支配の制度化が要求される中、そうした制度の受益者となりうるかどうかの基準すなわち「信仰者」を明確化する必要が浮上したことに加え、宗教をはじめ社会内部での規範整備が重要になった事実を反映しているよう。以上に対し「メッカまたはメディナ」に分類される節は 179 節、全体の 2.9% にすぎず、内容的にも「信仰者（報奨）」の多さと「規範」の少なさがやや目立つ程度である。

一方、図 1 は啓示場所ごとに節の内容を構成比化したものである。これによれば、第一にメッカ期に比してメディナ期には、信仰者とはどのような人々（「信仰者」）で、彼らにはどういった褒美があるか（「信仰者（報奨）」）という啓示の構成比が増加しているだけでなく、誰が不信仰者（「不信仰者」）で、彼らはいかなる罰を受けるのか（「不信仰者（罰）」）といった啓示の構成比がそれを上回って増えており、イスラームを受け入れない者に対する圧力は強化されていったといえるであろう。第二に「メッカまたはメディナ」に分類される節は、「その他」比重の大きさと「規範」比重の小ささではメッカ期と共通点をもつが、「神・神との関係」「不信仰者」比重の大きさではメディナ期を彷彿とさせる一方、「信仰者（報奨）」比重がメッカ期・メディナ期に比して大きいという特徴を示しており、啓示場所の特定が困難であった理由の一端を明らかにしているということである。

2. 矛盾する啓示への対応

ユダヤ・キリスト教聖書と同様、クルアーンにおいても当然、啓示に人間行動一般の枠組みで

図1 啓示場所・節内容に基づくクルアーンの種類（啓示場所別の節内容構成比による比較）



出所：中田（2002・2004・2006）を基に分類・集計。

理解しうる状況対応的要素を見いだすことができるが、そうであれば状況の変化に伴って、異なる内容の啓示が下される可能性は常に存在する。

ユダヤ教の場合、そうした矛盾は矛盾として受け止め、そこに我々の理解を超えた全能の神との比較において、人間の無力さを認識する契機を見いだしてきた。そして我々の知性の次元で矛盾を合理的に理解しようとする行為は、神の前の自己正当化として批判的眼差しの対象であり続けている。では神との一体感を回復するためには、いかに振る舞えばよいのか。これはユダヤ教徒にとって答えの期待できない永遠の問いであり、人間の側でできることは、それが必要にして十分とはいえないまでも、さしあたっては神による律法を遵守していくことだという姿勢が成立して現在に至っている。

これに対してキリスト教は、すでに述べたような雑多性を特徴とする唯一神教として、ギリシア哲学の合理的伝統をも取り込むに至っていた。そこでは聖書に基づく世界を内部から科学的に検証・説明することは、基本的に信仰と矛盾する態度ではなく⁷¹、そのため17世紀における近代科学の担い手の多くは聖職者であった⁷²。けれどもそれが仮想的な絶対性を前提とする宗教である以上、全てを科学的探求の対象とすることはできなかった。例えば19世紀を代表するフランスの思想家エルネスト・ルナンは、自らが通っていたブルターニュの神学校で、モーセが書いたとされている申命記になぜ彼の死が書いてあるのかと質問し、「立ててはならない問いというものがある⁷³」という答えに直面した。キリスト教的過激行為の根は、このように信仰で論理に

蓋をしてしまう姿勢にも胚胎していたといえよう。

ユダヤ教やキリスト教とは異なり、全てとはいえないもののイスラームでは、啓示や教義上の矛盾に啓示で答えようとする姿勢に特色がある。またクルアーンでは、前の啓示を後の啓示によって取り消す、解釈によって事後的に了解するといった方法が用いられてきた。単純さや分かりやすさといった点から、イスラームの教義を評価する見解が西欧キリスト教世界の知識層の間から出た⁷⁴のも、あながち偶然とはいえない。

啓示による矛盾の説明・正当化としては例えば、当初はエルサレムの方角だった礼拝方向が聖遷(622年)を経た624年、メッカの方角に変更された事実への対応がある。メッカを逃れてメディナに入ったイスラーム教徒たちは当初、その地にいた唯一神教のユダヤ教徒に親近感を持ってその習慣を取り入れ、礼拝ではエルサレムに向かい、断食もユダヤ暦第7月（ティシュレー）10日の贖罪の日（ヨム・キプール）に行っていた⁷⁵。しかしながらユダヤ教徒との関係は次第に悪化し、明確な敵対関係へと入っていく。イスラームの側では、啓典の民という共通項で括ってきたユダヤ教徒やキリスト教徒との関係に、見直しの気運が高まらざるをえなかった。

言ってやれ、「おまえたち〔ユダヤ教徒とキリスト教徒〕はわれら〔イスラーム教徒〕とアッラーについて議論するのか。彼〔アッラー〕はわれらの主であり、おまえたちの主である」。
(クルアーン：2：139)

言ってやれ、「おまえたちの方がよく知っているのか、それともアッラーか。アッラーからの証拠を隠す者より不正な者が誰かあろうか。アッラーはおまえたちがすることを見過ごす御方ではない」。(同：2：140)

とどのつまり礼拝の方角（キブラ）は、エルサレムから「聖モスク」（カアバ神殿）のあるメッカの方角へと変更される。

われら〔アッラー〕はおまえ〔ムハンマド〕が顔を空に巡らすのを確かに見た。そこでわれらはおまえが満足するキブラにおまえを向かせる。それゆえ、おまえの顔を聖モスクの方に向けよ。おまえたちがどこにしようと、おまえたちの顔をその方向に向けよ。(クルアーン：2：144)

その説明としてクルアーンは、元々東も西もアッラーのものなのでいずれにしても大差はないとする一方、一時はエルサレムの方角に礼拝させたのは、真の使徒（ムハンマド）に従う者と従わない者を見分けるため⁷⁶という理由づけを行っている。

人々の中の愚か者たちは言うであろう、「なにが彼ら〔イスラーム教徒〕に、彼らの向いて

いたキブラ [エルサレムの方角] から背を向けさせたのか」。言ってやれ、「東も西もアッラーのもの。御望みの者をまっすぐな道に導き給う」。(クルアーン：2：142)

われら [アッラー] が、おまえ [ムハンマド] が向いていたものをキブラと定めたのは、使徒 [ムハンマド] に従う者を踵を返す者から識別するためにほかならない。(同：2：143)

その後の歴史を見ればこうした説明にユダヤ教やキリスト教徒が満足しなかったことは明らかだが、ムハンマドに従っている者にとってそれは神の言葉であり、自身の義しさを確信させてくれる役割を担ったといえよう。そしてそれは、イスラームを信ずる者以外を切り捨てるような姿勢へと繋がっていった。

たとえもし、おまえ [ムハンマド] が啓典を携えた者たち [ユダヤ教徒とキリスト教徒] にすべての印をもたらしたとしても、彼らはおまえのキブラに従わなかったであろう。おまえも彼らのキブラに従う者ではない。(クルアーン：2：145)

異教徒との戦い（アッラーの道＝聖戦＝ジハード）で命を失うことは義しく、神の祝福の対象であるとの考え方は、その延長線上にある。もっとも以下の引用を注意深く読めば分かるように、そうした戦いにおいても、「法を越えてはなら」ず、また、敵が戦いを止めたならそれ以上の戦いは控えるべしといった制約が課されている。

アッラーの道において殺された者を死者と言ってはならない。いや、生きている。ただ、おまえたちは感じない。(クルアーン：2：154)

アッラーの道においておまえたちと戦う者と戦え。だが、法を越えてはならない。まことにアッラーは法を越える者を愛し給わない。(同：2：190)

彼らを見つけ次第、殺せ。彼らがおまえたちを追い出したところから彼らを追い出せ。(同：2：191)

彼らが止めたなら、まことにアッラーはよく赦す慈悲深い御方。(同：2：192)

ちなみに断食については、前述のようにヨム・キプール（ユダヤ暦ティシュレー月10日）に実施されていたものが、ラマダーン月（イスラーム暦第9月）の1か月を通して行われるものに変更された⁷⁷。ヨム・キプールの断食は子供と老人を除いて、飲食のみならず一切の娯楽や仕事を行わずひたすら祈りに集中する日⁷⁸となっているが、この点は基本的にイスラームにも引き継がれた。クルアーンはさらに、断食ができなかった場合に代わりになすべきことをも指示している。こういった点にも、イスラームの具体性、分かりやすさが浮き彫りとなっている。

信仰する者たちよ、おまえたちには齋戒〔断食〕が書き定められた、ちょうどおまえたち以前の者に課されたように。きつとおまえたちは畏れ身を守ろう。(クルアーン：2：183)

一定の日数である。それゆえ、おまえたちのうち病気か旅にある者は別の日に日数を。それができそうな者には代償、貧しい者の食べ物。より一層の善を喜んでなす者は、それは彼にとって良い。(同：2：184)

啓示に反する行動に及んだムハンマドに対して、クルアーンがそれを正当化する例も存在する。周知のようにクルアーンは一夫多妻を認めており、四人まで妻を娶ることができる。

もし、おまえたちが孤児に対して公正にできないことを恐れるなら、女でおまえたちに良いものを、二人ずつ、三人ずつ、四人ずつ娶れ⁷⁹。もし、おまえたちが公平にできないことを恐れるならば、一人、またはおまえたちの右手が所有する者〔女奴隷を意味する〕を⁸⁰。(クルアーン：4：3)

しかし複数の妻をもった男は、房事の順においてもむろん、公平性に配慮することが求められる。絶対的公平性の実現は無理としても、少なくとも公平な扱いに向けた努力は不可欠といっている。例えば、妻①→妻②→妻③→妻④という順が確立しているにもかかわらず、妻①→妻③→妻④→妻②という順へと変更し、妻②を放っておくような仕儀は、以下の章句に照らして許されない。

おまえたちは女たちの間で公平にはできないであろう。たとえ、切望したとしても。〔しかし〕偏愛にすっかり傾き、彼女を繋がれた者のように放っておいてはならない。(クルアーン：4：129)

とはいえ源氏物語を引くまでもなく、男の移り気は特段珍しいことではない。ムハンマドも例外ではなく、複数の妻の間を回る順を違えることがあった。かかる状況に当面し、信徒が模範とすべきムハンマドの行為を、クルアーンは正当化しなければならなかった。

おまえ〔ムハンマド〕は、彼女らのうちおまえの望んだ者を遅らせ、おまえの望んだ者をおまえの許に受け入れる。また、おまえが遠ざけた者のうちおまえが欲した者も。おまえには咎はない。それは、彼女らの目が喜び、彼女らが悲しまず、彼女らすべてがおまえが与えたものに満足することに一層近い。(クルアーン：33：51)

とはいえ、その上でムハンマドに対しても爾後は、妻を訪れる順番を違えることは禁止された。

それはアッラーの名によってムハンマドを例外として扱う姿勢を示すことでその権威を保持させる一方、同時に妻たちを対象とした平等の扱いという原則は変更しないという対応にほかならなかった。

以後、おまえ〔ムハンマド〕には女は許されず、彼女らによって妻を取り替えることもである。たとえ、彼女らの美貌がおまえの気を引いたとしても。おまえの右手が所有したもの〔女の奴隷〕を除いては。アッラーはあらゆることに対する監視者であらせられた。(クルアーン：33：52)

以上に対し、クルアーンの章句同士が矛盾している場合に適用されるのが、我々が現在慣れ親しんでいる後法が前法に優先するという原則である。クルアーンの場合これは「破棄」(ナスフ)と呼ばれるが、イスラーム共同体がその後急速に勢力を拡大するのに伴って、10世紀頃からこの破棄はクルアーンの章句同士のみならず、啓典同士の関係においても成立するとの解釈が成立するようになっていく⁸¹。すなわちインジール(キリスト教聖書)はタウラー(ユダヤ教聖書)を、そしてクルアーンはインジールを「破棄」したということであり、これはイスラームの優位を自らに確信させてくれる役割を果たした。

矛盾する神の言葉の併存を前提とする破棄という考え方について、クルアーンは次のように説明している。

われらが取り消すか、または取り残す節があれば、それに優るか、同様のものを持ってくる。アッラーがあらゆることに全能であることをおまえは知らないのか。(クルアーン：2：106)

この2章106節はメディナ期の啓示だが、すでにメッカ期時代からイスラームの信徒に対しては、矛盾する神の言葉の存在を理由とした批判が向けられていた。それゆえメッカ時代の末期(619-622年)に下された⁸²とされる啓示にも、破棄へと繋がる考え方は示されていた。

われらが一つの節の場所に別の節を置き換えると——アッラーは彼が啓示し給うものをより良く御存知であらせられる——、彼らは言う、「おまえは捏造者にすぎない」。いや、彼らの大半は知らないのである。(クルアーン：16：101)

破棄によってクルアーンの内容が変化した例としては、飲酒の禁止を対象とした章句がある。まずメッカ期の啓示では、ナツメヤシとブドウの果実が「良い糧」と並んで「酔わせるもの」を我々にもたらすことが指摘され、これらは大地に恵みをもたらす雨、乳をもたらす家畜、蜜をもたらす蜂とともにアッラーの神兆にほかならないものとされていた⁸³。「酔わせるもの」が酒で

あることはいうまでもなく、酒が一方的否定の対象となっていないことは明らかであろう。これを裏づけるように、アッラーの道（聖戦）で斃れた者が行く天国は、以下のように描写されている。

畏れ身を守る者たちに約束された楽園〔天国〕の譬えは、そこには腐ることのない水の川、味の変ることのない乳の川、飲む者に快い酒の川、純粋な蜜の川がある。また、彼らにはそこにあらゆる果実と彼らの主からの御赦しがある。（クルアーン：47：15）

「酒の川」からの酒は「真っ白で、飲む者に美味⁸⁴」であるだけでなく、飲む者に酔いをもたらすことはない⁸⁵。のみならず天国に行った者の傍らには、「円らな瞳で、ひたむきな眼差しの女たちがいる⁸⁶」。しかしながら以上は全てメッカ期の啓示であり、メディナ期に入ると酒に対するクルアーンの姿勢は、「大きな罪と人々への益」を有するもの（以下①）から礼拝時に飲んで酔ってはならないもの（同②）、一切遠ざけるべきもの（同③）へと変化していった。

- ① 彼らは酒と掛け矢についておまえ〔ムハンマド〕に問う。言ってやれ、「そこには大きな罪と人々への益があるが、それらの罪は益よりも大きい」。（クルアーン：2：219）
- ② 信仰する者たちよ、おまえたちが酔っている時には、言っていることがわかるようになるまで礼拝に近づいてはならない。（同：4：43）
- ③ 信仰する者たちよ、まさしく酒と賭け矢と立柱と占い矢は忌まわしいシャイターン〔悪魔（サタン）を意味するアラビア語〕の行いである。それゆえ、これを避けよ。きつとおまえたちは成功するであろう。シャイターンは酒と賭け矢によっておまえたちの間に敵意と憎しみを起こし、おまえたちをアッラーの唱念と礼拝から逸らそうとしているのである。（同：5：90-91）

酩酊者が礼拝の邪魔をするといった出来事を受けた変化であった⁸⁷が、ちなみに飲酒に対してはクルアーンに次ぐ法源であるハディース（ムハンマドの言行録）によって、鞭打ち刑が科せられて現在に至っている⁸⁸。

ところでイスラーム教徒の多くは、アッラーが望まないかぎり人間が望むことはないというクルアーンの章句の解釈として、我々が自らの運命を切り開いていく行為に多くを期待しない。これは砂漠と強大な権力という個々人の無力感を痛感させられる自然的社会的環境下に生きてきた人々の状況を反映しているといえるが、実際そこでは宿命論的思考が主流とならざるをえなかった⁸⁹。

だが、諸世界の主アッラーが御望みにならない限り、おまえたちは望むことはないのである。

(クルアーン：81：29)

だが「欲しないよりは、まだしも無を欲する⁹⁰」我々にとって、それは一面では堪え難いことでもあったろう。そこで以下の章句を頼りに、人々はアッラーであれば年に一度はすでに決定した運命の変更も可能という解釈を導き出すに至った⁹¹。そしてそうした運命の書き換えが実現するためにも我々人間の側は、クルアーンの実践に励まねばならないということになっている。

アッラーは御望みのものを消し、また、確定し給う。(クルアーン：13：39)

まさに、宗教によって人間が創られるのではなく、人間こそが宗教を創ってきたというべきであろう。

IV. イスラームの今後

以上ではまず一神教概念の区分と明確化の上に立つて、中東起源の一神教に共通する唯一神教神観の独自性を浮き彫りにし、それが自然発生的なものというよりは、当時の政治的、社会的現実との相互作用の中から結果として形成されたものであることを明らかにした。そして次に、そうした唯一神教神観はユダヤ教からキリスト教、イスラームへと形を変えて受け継がれ、それらもまた当時の政治的、社会的現実と双方向的に作用する中、それぞれに特徴的な唯一神教神観を形成したということである。その意味でユダヤ教やキリスト教、イスラームには他とは異なる独自性が備わってはいるものの、そうした独自性も根底においては、唯一神教神観という共通項を有している。

宗教的非妥協性や民主的価値との軋轢、テロリズムとの親和性等、現代において一見イスラームの特殊性を浮き彫りにするような事例は少なくない。だが事実や統計に基づいて仔細に検証してみると、それは十分な根拠を欠く直感的印象にすぎない場合が普通である⁹²。実際イスラーム暦でいえば現在は15世紀となるが、ユダヤ教やキリスト教の15世紀がいかなるものであったかを考えれば、現時点におけるイスラームの「特殊性」は翳んでいかざるをえない。むしろこれまで様々な事例に則して分析してきたように、時々の政治的、社会的状況との相互作用という観点に立てば、ユダヤ教においてもキリスト教においてもイスラームにおいても、まずは生存、それが保証されるのであれば、社会の中における自らの地位・価値の向上という人間的情念が、表明されない隠された動機として信徒の行動を方向づけていた。その意味で、自らを取り巻く環境の優位性や制約の中、人間が通時的、共時的な必要に呼応して生み出してきたのが宗教であり、唯一神教がその例外であるはずはない。であるとすれば今後イスラームが、たとえ現時点においては考えにくいとしても、ユダヤ教やキリスト教と同様の歩みをする可能性は否定できないであろ

う。

ユダヤ教やキリスト教の歩みを長期的な視点から俯瞰したとき、そこに指摘できるのは科学的思考の浸潤であり、世俗化であろう。宗教改革を経た17世紀に入ってキリスト教世界では、科学革命が起こり世俗化への流れが急展開を見せた。だがこれに比べてユダヤ教における同様の動きは遅く、3000年を要したといっている。こうした違いをもたらしたのは何であつたろうか。

周知のように、支配される側の宗教として現在に連なる枠組みが形成されたキリスト教には政治権力をも手中にした絶頂期があり⁹³、ユダヤ戦争（66-74年）での敗北によって領土を失い、永く離散を余儀なくされたユダヤ教とは異なる歴史を有している。ユダヤ教は政治権力と切り離されたことで、宗教的な空間をある意味では相対的に純粋な形で保持しえたのに対し、キリスト教はそれとは違う権謀術数の現実主体的に適応しなければならなかった。根源において仮定の絶対性を否定できないキリスト教的な唯一神教神観は、畢竟、政教分離という枠組みの中にあつても、進展著しい科学を背景とする世俗化の浸潤から宗教分野のみを絶縁させることは困難であつたといえよう。キリスト教世界において、世俗化が社会全体を次第に巻き込む形で進行したのはそのゆえと思われる。

その意味で、キリスト教世界で宗教改革が始まる時期に当たる現在のイスラーム世界において、2010年のチュニジアを皮切りにエジプトやリビア等へと波及したアラブの春は、青年層を中心とする民主化を求める動きがイスラーム勢力を権力へと近づけたこともあり、その帰趨が注目された。しかしながらこれまでのところ、イスラーム勢力の権力掌握は容易ではない状況が浮き彫りとなっており、イスラームが仮想的絶対性の枠内で思考し行動する余地はなお大きい。それはイスラーム自身がキリスト教的に急速に変化する可能性を、ひとまずは小さいものとしていよう。

ただ他方でイスラームが変化への強い圧力の下にあることは、もはや否定することはできない。内部に向けてはそうした変化を正当化する一方、外部に向けては変化によって優位を確保する方策や枠組みが、イスラーム世界では無意識のうちに模索されているといえ、それは表出の機会を窺っていると考えるべきであろう。

本稿の執筆に当たっては平成23年度の拓殖大学政治経済研究所個人研究助成を受けた。また本稿では中田（2002・2004・2006）を基にクルアーンを電子データ化し、その章句の分類・集計を行ったが、データの入力作業において拓殖大学大学院経済学研究科（当時）大谷泰介君の協力を得た。こうした財政的、人的協力に対し、この場を借りてお礼を申し上げたい。

同時に中東起源の一神教を同じ視点から比較するという今回の試みに対して、ユダヤ・キリスト教の分野では千葉大学文学部の加藤隆教授、イスラームの分野では拓殖大学イスラーム研究所の森伸生所長にご指導を賜った。突然のお願いにもかかわらずご自分のお時間を割いて貴重なご助言とご指摘を下さった両先生にはお礼の言葉もない。両先生のご協力なしに本稿は完成しなかったといえるが、他方で仮にそれらを十分に理解し本稿に活かし切れていないとすれ

ば、それは全て私自身の責任である。

主要参考文献

- アームストロング, カレン (高尾利数訳) 『神の歴史』 (東京: 柏書房, 1995 年)
- 青木健 『古代オリエントの宗教』 (東京: 講談社現代新書, 2012 年)
- 阿部美哉 『世界の宗教』 (東京: 丸善出版, 1999 年)
- 荒井章三 『ユダヤ教の誕生』 (東京: 講談社学術文庫, 2013 年)
- イーグルトン, テリー (大橋洋一・小林久美子訳) 『宗教とは何か』 (東京: 青土社, 2010 年)
- 板垣雄三監修 (山岸智子・飯塚正人編) 『イスラーム世界がよくわかる』 (東京: 亜紀書房, 1998 年)
- 井筒俊彦 『コーラン (上)』 (東京: 岩波文庫, 1957 年)
- 井筒俊彦 『コーラン (中)』 (東京: 岩波文庫, 1958 年 a)
- 井筒俊彦 『コーラン (下)』 (東京: 岩波文庫, 1958 年 b)
- 井筒俊彦 『イスラーム文化』 (東京: 岩波文庫, 1991 年)
- 井上順孝・月本昭男・星野英紀編 『宗教学を学ぶ』 (東京: 有斐閣選書, 1996 年)
- ウェイド, ニコラス (依田卓巳訳) 『宗教を生みだす本能』 (東京: NTT 出版, 2011 年)
- ヴァレ, オドン 『神はなぜ生まれたか』 (大阪: 創元社, 2000 年 a)
- ヴァレ, オドン 『一神教の誕生』 (大阪: 創元社, 2000 年 b)
- 上田紀行 『宗教クライシス』 (東京: 岩波書店, 1995 年)
- エリアス, ジャマル・J 『イスラーム』 (東京: 春秋社, 2005 年)
- 大澤武男 『ユダヤ人とローマ帝国』 (東京: 講談社現代新書, 2001 年)
- 大川玲子 『聖典「クルアーン」の思想』 (東京: 講談社現代新書, 2004 年)
- 大塚和夫・小杉泰・小松久雄・東長靖・羽田正・山内昌之編集 『イスラーム辞典』 (東京: 岩波書店, 2002 年)
- 大貫隆・金泰昌・黒住真・宮本久雄編 『一神教とは何か』 (東京: 東京大学出版会, 2006 年)
- 大村英昭 『宗教のこれから』 (東京: 有斐閣選書, 1996 年 a)
- 大村英昭 『現代社会と宗教』 (東京: 岩波書店, 1996 年 b)
- 小口偉一・堀一郎監修 『宗教学辞典』 (東京: 東京大学出版会, 1973 年)
- 加藤隆 『新約聖書はなぜギリシア語で書かれたか』 (東京: 大修館書店, 1999 年)
- 加藤隆 『一神教の誕生』 (東京: 講談社現代新書, 2002 年)
- 加藤隆 『福音書＝四つの物語』 (東京: 講談社選書メチエ, 2004 年)
- 加藤隆 『「新約聖書」の「たとえ」を解く』 (東京: ちくま新書, 2006 年)
- 加藤隆 『歴史の中の「新約聖書」』 (東京: ちくま新書, 2010 年)
- 加藤隆 『武器としての社会類型論』 (東京: 講談社現代新書, 2012 年)
- 黒川知文 『西洋史とキリスト教』 (東京: 教文館, 2010 年)
- 小原克博 『宗教のポリティクス』 (京都: 晃洋書房, 2010 年)
- コスタ＝ラスカー, ジャクリーヌ (林瑞枝訳) 『宗教の共生』 (東京: 法政大学出版会, 1997 年)
- 小室直樹 『日本人のためのイスラム原論』 (東京: 集英社インターナショナル, 2002 年)
- 定方晟 『憎悪の宗教』 (東京: 洋泉社, 2005 年)
- 佐藤次高 『イスラームの国家と王権』 (東京: 岩波書店, 2004 年)
- 佐藤次高編 『イスラームの歴史 I』 (東京: 山川出版社, 2010 年)
- 島田裕巳 『世界の宗教がざっくりわかる』 (東京: 新潮社, 2011 年)
- 島田裕巳 『キリスト教入門』 (東京: 扶桑社新書, 2012 年 a)
- 島田裕巳 『宗教はなぜ必要なのか』 (東京: 集英社インターナショナル, 2012 年 b)
- 竹下節子 『無神論』 (東京: 中央公論新社, 2010 年)

竹下節子『キリスト教の真実』（東京：ちくま新書，2012年）
 田川建三『書物としての新約聖書』（東京：勁草書房，1997年）
 田川建三『イエスという男』（東京：作品社，2004年）
 立花亨『イスラム主義の真実』（東京：勁草書房，1996年）
 立花亨「イスラム教徒は『特殊』なのか」平成24年度拓殖大学政治経済研究所公開講座（2012年7月21日：拓殖大学文京キャンパス）提出論文
 （http://www.takushoku-u.ac.jp/laboratory/files/120721pse_tachibana_document.pdf，2013.10.17
 閲覧）
 デ・ランジュ『ユダヤ教入門』（東京：岩波書店，2002年）
 デ・ランジュ『ユダヤ教とは何か』（東京：青土社，2004年）
 デネット，ダニエル・C『解明される宗教』（東京：青土社，2010年）
 土井健司『キリスト教を問いなおす』（東京：ちくま新書，2003年）
 徳永里砂『イスラーム成立前の諸宗教』（東京：国書刊行会，2012年）
 トロクメ，エティエンヌ（加藤隆訳）『聖パウロ』（東京：白水社，2004年）
 中田考監訳『タフスィール・アル＝ジャラーライン（第一巻）』（東京：日本サウディアラビア協会，2002年）
 中田考監訳『タフスィール・アル＝ジャラーライン（第二巻）』（東京：日本サウディアラビア協会，2004年）
 中田考監訳『タフスィール・アル＝ジャラーライン（第三巻）』（東京：日本サウディアラビア協会，2006年）
 中村廣治郎『イスラームと近代』（東京：岩波書店，1997年）
 なだいなだ『神，この人間的なもの』（東京：岩波新書，2002年）
 ニーチェ（木場深定訳）『道德の系譜』（東京：岩波文庫，1964年）
 パーソンズ，タルコット（徳安彰・油井清光・他訳）『宗教の社会学』（東京：勁草書房，2002年）
 橋爪大三郎『世界がわかる宗教社会学入門』（東京：ちくま文庫，2006年）
 長谷川修一『聖書考古学』（東京：中公新書，2013年）
 ボイヤール，パスカル（鈴木光太郎・中村潔訳）『神はなぜいるのか？』（東京：NTT出版，2008年）
 保坂俊司『国家と宗教』（東京：光文社新書，2006年a）
 保坂俊司『宗教の経済思想』（東京：光文社新書，2006年b）
 八木誠一『宗教とは何か』（京都：法蔵館，1998年）
 山我哲雄『一神教の起源』（東京：筑摩書房，2013年）
 和辻哲郎『風土』（東京：岩波文庫，1979年）

Boehm, Christopher, *The Evolution of Virtue, Altruism, and Shame* (New York : Basic Books, 2012).
 Elias, Mufti Afzal Hoosen, *Quraan Made Easy* (Kindle Edition, 2012).
 James, Craig A., *The Religion Virus* (Kindle Edition, 2010).
 Ray, Darrel W. Ray (ed.), *The God Virus* (Bonner Springs, Kansas : IPC Press, 2009).
 Reynolds, Gabriel Said (ed.), *The Qur'an in Its Historical Context* (London : Routledge, 2008).
 Reynolds, Gabriel Said (ed.), *New Perspectives on the Qur'an* (London : Routledge, 2011).
 Stark, Rodney, *One True God* (Princeton, New Jersey : Princeton University Press, 2001).
 Sell, Edward, *The Historical Development of the Quran* (London : Society for Promoting Christian Knowledge, 1905).
 Thompson, Jr., J. Anderson, *Why We Believe in God (s)* (Charlottesville, Virginia : Pitchstone Publishing, 2011).

注

- 1 長谷川 (2013)。
- 2 これを exclusive monotheism と呼ぶ点については、山我 (2013) に倣った。
- 3 小口・堀 (1973), 531-532。
- 4 小口・堀 (1973), 600-601。
- 5 小口・堀 (1973), 27-28 (「一神教」の項)。
- 6 和辻 (1979)。
- 7 イスラーム成立以前におけるアラビア半島の状況については、徳永 (2012)。
- 8 山我 (2013) も同様の立場をとっている。
- 9 こうした点についての詳しい分析は、山我 (2013)。
- 10 Wikipedia “Ten Commandments” (http://en.wikipedia.org/wiki/Ten_Commandments, seen on October 17, 2013)。
- 11 新共同訳「出エジプト記」(日本聖書協会ホームページ <http://www.yoyoue.jp/bible/exo.htm>, 2013.10.15 閲覧)。
- 12 加藤 (2002), 57-59。
- 13 加藤 (2002), 59-72。
- 14 加藤 (2010), 36-43 は、苦境にあって人間の側で神を選べないからこその一神教という見方を呈示している。
- 15 そうであるとすればそうしたユダヤ教徒の態度は、「貧しいことは幸い」というような価値の顛倒によって、劣位の自己を正当化したキリスト教徒に受け継がれたともいえよう。かかるキリスト教道徳への批判としては、ニーチェ (1964)。
- 16 離散してローマ帝国支配下で生活していたユダヤ教徒の状況については、大澤 (2001)。
- 17 デ・ランジュ (2002), 第三章。
- 18 加藤 (2002), 87-93。
- 19 新共同訳「創世記」(日本聖書協会ホームページ http://www.yoyoue.jp/bible/gen1_10.htm, 2013.10.15 閲覧)。
- 20 加藤 (2002), 95-119。
- 21 新共同訳「コヘレトの言葉」(日本聖書協会ホームページ <http://www.yoyoue.jp/bible/ecc.htm>, 2013.10.15 閲覧)。
- 22 新共同訳「マルコ」(日本聖書協会ホームページ <http://www.yoyoue.jp/bible/mar.htm>, 2013.10.16 閲覧)。
- 23 新共同訳「マタイ」(日本聖書協会ホームページ <http://www.yoyoue.jp/bible/mat.htm>, 2013.10.16 閲覧)。
- 24 エジプトの近代的イスラーム主義運動においても 1970 年代、一般の社会と隔絶された空間で理想的なイスラーム社会の実現を目指した一団 (イスラーム教徒協会) があり、政府の弾圧によって消滅した (立花 (1996), 123-130)。
- 25 ウィキペディア「旧約聖書」(<http://ja.wikipedia.org/wiki/>, 2013.10.16 閲覧)。
- 26 ウェイド (2011), 191。
- 27 ウィキペディア「ミトラ教」(<http://ja.wikipedia.org/wiki/>, 2013.10.16 閲覧)。
- 28 ウェイド (2011), 167。
- 29 ウェイド (2011), 169。
- 30 ウェイド (2011), 169。
- 31 聖職叙任権問題における神聖ローマ皇帝ハインリヒ 4 世とローマ教皇グレゴリウス 7 世の対立が、ハインリヒ 4 世による屈辱的な謝罪で決着した事件。これにより教皇 (宗教) の皇帝 (政治) に対する

- 優位が明確化した。
- 32 教皇至上主義者であったローマ教皇ボンファティウス 8 世に反発したフランス王フィリップ 4 世が、ボンファティウス 8 世をイタリアのアナーニで捕らえるなどし、これを憤死させた事件。教皇権の低下を象徴した。
- 33 竹下 (2010), 21。
- 34 325 年の第 1 ニカイア公会議, 381 年の第 1 コンスタンティノポリス公会議を経て確立した「一つの実体である神は父なる神、子なる神 (=ロゴス)、聖霊の三つの位格をもつ」という三位一体説。
- 35 プロテスタントでは行わないが、カトリックや正教会は聖母マリアに祈りを捧げる。
- 36 田川 (1997)、加藤 (1999)。
- 37 加藤 (2002), 198-250。
- 38 加藤 (2010), 90-91。
- 39 加藤 (2010), 88。
- 40 加藤 (2002), 230-231。
- 41 加藤 (1999)。
- 42 四つの福音書それぞれの立場に関する詳細な議論は、加藤 (2004) 及び (2010)。共観福音書とは異なる独自性を持つヨハネに対して、田川 (2004) はイエスに関する資料的価値を否定する。
- 43 新共同訳「マルコ」(URL 前掲)。
- 44 加藤 (2010), 104-116。
- 45 新共同訳「マタイ」(URL 前掲)。
- 46 同上。
- 47 加藤 (2010), 140-153。
- 48 新共同訳「ルカ」(日本聖書協会ホームページ <http://www.yoyoue.jp/bible/luk.htm>, 2013.10.16 閲覧)。
- 49 加藤 (2010), 153-161。
- 50 新共同訳「ヨハネ」(日本聖書協会ホームページ <http://www.yoyoue.jp/bible/joh.htm>, 2013.10.16 閲覧)。
- 51 加藤 (2010), 166-185。
- 52 田川 (2004), 27。
- 53 新共同訳「ヨハネ」(URL 前掲)。
- 54 Reynolds (2008), 41。
- 55 Reynolds (2008), 42。
- 56 Reynolds (2008), 7。
- 57 デ・ラーンジュ (2004), 116。
- 58 西暦への変換は、「ヒジュラ暦 グレゴリオ暦変換」(<http://www2s.biglobe.ne.jp/~yoss/tuki/CalendarConverter.html>) によった (2013.9.13 閲覧)。
- 59 Elias (2011), No.1024。
- 60 Elias (2011), No.1114。
- 61 Elias (2011), No.1373。
- 62 大塚・小杉・小松・東長・羽田・山内 (2002), 338-344。
- 63 「中国人男性、コーラン投げ捨て保護 冒瀆罪適用も」産経新聞 (2013.5.18) (<http://sankei.jp.msn.com/world/news/130518/asi13051823460001-n1.htm>) (2013.9.16 閲覧)。
- 64 [] 内は立花による補足・注釈 (以下同様)。
- 65 本稿でのクラーン引用には、中田 (2002・2004・2006) を使用した (以下同様)。
- 66 唯一神教であるにもかかわらず、神を「われら」という複数形で表すことは矛盾しているようにも思われる。だが唯一神教であるにもかかわらず、神を複数形の人代名詞で呼ぶのはユダヤ教以来の伝統

- となっており、これについては神に似せて創られた人間が、一方で神に近づきすぎることへの警戒がそうした表現には込められているとされる（山我（2013），174-178）。
- 67 大川（2004），108-109。同様にクルアーンの中で福音書の意味を持つインジールという単語が用いられた場合、福音書のみならずキリスト教聖書の全体を意味することもある。
- 68 大川（2004），134。
- 69 大川（2004），168。
- 70 Elias（2011），No.1373。
- 71 竹下（2010），168-169。
- 72 竹下（2010），84。
- 73 竹下（2010），122。
- 74 竹下（2010），87。
- 75 大川（2004），82。
- 76 井筒（1957），37。
- 77 クルアーン，2：185。
- 78 こうした点については、日本ヘブライ文化協会の「贖罪日」サイトを参照した（<http://www.h3.dion.ne.jp/~ivrit/yom%20kippur.htm>，2013.10.1 閲覧）。
- 79 文意から明らかなように、クルアーンによる一夫多妻の承認は元々は、後見人を失った孤児の保護や救済といった枠組みの中でのものである。実際、「また、孤児には彼らの財産を与え、悪いものを良いものと取り替えてはならない。彼らの財産を自分たちの財産に加えて貪ってはならない。まことにそれは大きな咎である」というクルアーン4章2節に続くのが、本文中で引用した4章3節となっている。
- 80 我々には厳密な公平性を確保できないことを理由に、例えばチュニジアでは一夫多妻を禁じている（板垣（1998），201）。
- 81 大川（2004），124-126。
- 82 Sell（1905），viii。
- 83 クルアーン：16：65-67。
- 84 クルアーン：37：46。
- 85 クルアーン：37：47。
- 86 クルアーン：37：48。
- 87 板垣（1998），148。
- 88 板垣（1998），66。鞭打ちの回数は多数説では80回。
- 89 大川（2004），146-147。
- 90 ニーチェ（1964），208。
- 91 大川（2004），157-162。
- 92 立花（2012）。
- 93 注31及び32参照。

（原稿受付 2013年10月21日）

The Relationship Between Ministerial Status and Candidate Success in Japanese District Elections, 1967-2009

Masahiko Asano
Dennis Patterson

Abstract: We know that different electoral systems help produce different patterns of aggregate election outcomes because, among other things, they behoove office seekers to alter their electoral strategies in accordance with the imperatives that different rules present. We add to this important finding by showing that different electoral systems also influence aggregate outcomes altering the impact that certain factors can have in raising or diminishing the electability of candidates in district elections. Specifically, we investigate the impact that holding a ministerial post had on the electability of candidates competing for seats in Japanese district elections from 1967 to 2009 inclusive. We show that being a minister had a strong, positive impact on the ability of candidates to be elected in successive elections under the old multi-member district system with SNTV but also show that this positive impact was greatly reduced under Japan's new mixed member, majoritarian system that replaced it in 1994.

Introduction

There is a well known Japanese cliché that states, *sue wa hakase ka daijin ka*, “be sure to become either a great academic or a cabinet minister.” Clearly, in political life, to be a minister has long been highly valued, and it is no exaggeration to say that the ultimate goal of most elected officials holding national office in Japan is to become a minister. Ministerial posts in Japan then are highly sought after. Indeed, they provide a high status to the office holder, and they give officials holding such posts influence over the content of legislation and the shaping of policy that ordinary Diet members do not have.

As is also well known, the supply of available ministerial posts falls far short of the demand that exists for them among Diet members. Consequently, elected members of the Japanese Diet who would ascend to such offices must usually possess certain characteristics. More than any other qualification, Diet members must demonstrate a high level of electoral dependability, that is, they must show their party colleagues that they can win seats in their own local districts in successive elections. This is because, when Diet members reveal themselves as being electorally dependable, their status within their own party rises, leading to more responsible posts and, ultimately, increased chances of obtaining a ministerial post.

Consider the data in Table 1, which lists postwar prime ministers from Ikeda Hayato

(1960) to the present and the number of times they were elected prior to becoming Japan's head of government. As the data make clear, a record of electoral success has been necessary for a Diet member to become Prime Minister. Indeed, from the 1970s to 2010, most elected officials who became Japan's prime minister were elected in their respective districts an average of ten or more times,¹ and the overwhelming majority of these individuals enjoyed these victories in consecutive district elections.

In light of this, we know that being able to be elected repeatedly is a necessary condition for achieving ministerial posts, but we do not know if this relationship is non-recursive, that is, whether holding a ministerial post enhances the electability of those candidates who are able to obtain them. We also do not know if such a non-recursive relationship continued under the electoral system that was instituted for elections to the Lower House of the Diet in 1994. This is an important problem not simply because answering it will help us gauge the extent to which ministerial status enhanced the electability of candidates in district elections under different electoral systems. It is also important because addressing it will add to our knowledge of how different electoral rules contribute to different aggregate outcomes by affecting those factors that raise or lower the electability of candidates in legislative elections.

We know that institutions matter in that different electoral systems are associated with different patterns of aggregate election outcomes. This is because different electoral systems present office-seeking candidates with different electoral incentives, requiring them to design their strategies in accordance with the electoral imperatives they face. Again, these different imperatives are determined principally by the electoral systems under which elections for legislative seats are conducted, and, consequently, when Japan replaced its old electoral system with a new set of rules in 1994, we knew, as Rosenbluth and Thies (2010) noted extensively, that the new electoral system altered the electoral incentives faced by parties and candidates seeking district seats.

What we do not know is if the changed electoral incentives candidates for office in Japan faced under the two systems affected aggregate election outcomes in any other way. Specifically, the question is whether the impact of factors that have been known to influence the electability of office-seeking candidates in one way or another was different under the two different electoral systems. We examine several of these factors in this paper but focus on one in particular, the electoral impact of a candidate holding a ministerial post. We determine the extent to which holding a ministerial post enhanced the electability of a candidate, both under the old SNTV system as well as under the mixed-member plurality rules currently in use. Our purpose is to determine how the different incentives faced by those seeking district seats under the two sets of rules affected the electoral benefits—the enhanced ability to be reelected—that were attendant to holding a ministerial post.

To accomplish this, we must be certain not only that we capture the different electoral incentives that exist in two systems but also that we are circumspect to control for other

1 The most notable exception was that of Hosokawa Morihiro, founder of the Japan New Party (JNP), who was elected one time before heading a multi-party coalition that pushed the LDP out of power for the first time in 38 years. Moreover, most prime ministers who were under the ten election benchmark were also non-LDP candidates.

individual and district-level factors that affected the ability of candidates to achieve repeated victories. By incorporating these factors into a statistical analysis, we will show not simply that holding a ministerial post enhanced a candidate's electability under one set of rules but not another, but, more importantly, that different electoral systems affected aggregate outcomes by altering the incentives candidates faced, which in turn changed the impact that certain explanatory factors had on the electability of office-seeking candidates. In this way, our hope is to extend our understanding of how electoral institutions matter. Specifically, we will show that it is not simply the different incentives and resultant party/candidate strategies that lead to different aggregate outcomes under various electoral rules but also that the different incentive structures can and do alter the electoral impacts associated with those factors that directly enhance or reduce the electability of candidates.

We begin this effort, first, by reviewing the relevant literature on this problem, specifically, how scholars have explained the electoral success of Japanese candidates competing for seats in district elections. We next discuss the changes that occurred in the Japanese electoral system in 1994 and focus on how we would expect that new system to alter the impact that ministerial status would have on the electability of candidates competing for district seats.

Ministerial Posts and Candidate Electability in Legislative Elections

While the literature on what enhances to ability of candidates to win in successive elections is extensive, scholarly attention to the electoral influence of candidates holding ministerial posts is not, and this is true whether we focus specifically on Japan or more generally on elections in all advanced democracies. In the Japanese case, the literature that does exist can be divided into two groups of studies, one that is focused directly on exploring candidate success and another that provides insight into this question by addressing the impact of electoral rules on this problem. Literature focused on the impact of electoral rules has dealt with the problem of how best to evaluate nominations under Japan's old electoral system of multi-member districts where voters cast a single nontransferable vote as well as how electoral strategies and outcomes changed when this system was replaced with a mixed-member plurality system in 1994.

Concerning studies of candidate success, explanations that focus directly on why some candidates are more electorally successful than others begins with the phenomenon of incumbent success. While the success rates of incumbents in Japanese House of Representatives elections have varied across contest², they have averaged 81% between the elections of 1963 and 1990 inclusive. Like incumbents in other democratic countries, those seeking reelection in Japan have the advantages of name recognition, experience at conducting a successful campaign, and other enhancements that come with holding office³. In addition to

2 See e.g., Hickman (1992) who investigated the impact that open seats had on the ability of first-time challengers to obtain district seats.

3 Hayama (1992) notes that, while incumbent success rates are high in Japan, they are lower than in the U.S. House of Representatives because members of the U.S. Congress have fewer restrictions on their ability to conduct campaigns and enjoy additional benefits like franking privileges and extensive staff that their Japanese counterparts do not.

this, while all incumbents in Japanese district elections have advantages over their challenger counterparts, incumbency success rates did vary across party with the LDP, CGP, and JCP enjoying rates of 80% or better and the JSP and DSP with respective rates of 79% and 73%⁴.

The electoral advantages that accrue to incumbents also involve a number of ancillary factors that, while related, exerted their own impacts on the electability of candidates in Japanese district elections. One of these concerns the lack of effective opposition candidates, that is, opposition candidates who are electorally strong enough to have a chance of winning. As Scheiner (2006) observes in his investigation of “opposition failure” in postwar Japan, compared to the LDP, the opposition parties simply could not field candidates who entered the competition for district seats with a realistic chance of winning. To make this case, Scheiner (2006) calibrated the “quality” of candidates by employing a number of defining factors like past electoral success or other candidate characteristics that suggested higher levels of electability. Overall, he found that the LDP tended to have more quality candidates than did the Opposition, and this naturally explains the lack of opposition success in district elections.

Other factors are related to the ability of candidates to obtain financing for their respective campaigns and the fact that “quality” candidates will be more able than their weaker counterparts to attract resources to underwrite the costs of their election and reelections efforts. Such factors continue with the fact that some candidates enter the competition for district seats with advantages because they have inherited their entire electoral base from a retired candidate who has been successful at winning district seats in the past, while others compete for district seats without such advantages.

The literature discusses a second set of factors that affects the electability of candidates, and this refers to how different electoral rules affect the strategies and, thus, electability of candidates. Initially, the literature focused on the strategic problem that larger political parties faced under Japan’s old electoral system, specifically, how well Japan’s larger parties nominated under the old multi-member district system where voters cast a single nontransferable vote and winners were selected by plurality. Under Japan’s old electoral system, parties wishing to obtain a majority of legislative seats had to endorse multiple candidates in the same district⁵. This means not only that candidates from the same party competed against each other but also that parties had to be circumspect in allocating nominations because offering too many or too few endorsements could result in losing seats that they could otherwise win⁶.

While the scholarly literature on this strategic problem has not focused directly on the electability of candidates, it has shown that political parties that avoided the commission of nomination errors had higher rates of electoral success overall than when they committed

4 Again, see Hickman (1992) and, for an investigation of how incumbency success relates to other characteristics of district elections in Japan, see Reed (1994).

5 This applies to any political party whose goal was to obtain more than one seat in a district, especially those whose goal is to obtain a majority in the National Diet.

6 When political parties endorsed too many candidates or too few candidates in district elections, they committed a nomination error, and the most important general discussions of this issue can be found in Reed (1990), Cox and Niou (1994), Cox (1997), and Browne and Patterson (1999).

such errors⁷. Exactly which parties have been more effective at making “error free” nominations, however, has been the subject of debate. One side of this debate is represented by Cox and Niou (1994) and Cox (1997) who argued that it was the LDP that was the more efficient at nominating and, thus, avoiding the commission of nomination errors. The other side, represented principally by Christensen (2000) argued that Japan’s opposition parties eventually became better at coordinating their electoral efforts and, thus, more effective at avoiding nomination errors⁸. This is an important scholarly debate to be sure, but its relevance is at the district and not the candidate level and, thus, is not part of the factors that we need to incorporate in our analysis to more thoroughly explain the impact of ministerial posts on the electability of candidates.

Electoral Rule Change, Portfolios, and Candidate Electability

It is well known that the format that party systems take is strongly shaped by the electoral rules a country employs⁹. This is because the rules of the game help determine party strategies and, thus, the election dynamics that ultimately result in the aggregate outcomes that give party systems their specific but changing constellations. This finding in the literature tells us that the replacement of the old Japanese electoral system with a different set of rules of in 1994 should have carried a significant impact on how parties and candidates would approach their respective goals of obtaining seats in district elections. This is because we know that the incentive structure of candidates—endorsed and unendorsed alike—seeking district seats was profoundly different when they entered competition in multi-member districts where voters cast a single nontransferable vote than when they had to compete in single-member districts or be located in as favorable a position as possible on a party list in a larger PR district.

There is a fairly extensive literature on the differences the new rules were expected to bring and the extent to which expected changes were witnessed in the ensuing years¹⁰. While disagreements exist to be sure, most scholars agree that the primary change under the new system involves an enhanced role for parties in the electoral process. This is because, under the new parallel system, political parties have controlled where candidates were placed on party lists, and they also determined which individual candidates would obtain party endorsements in the single-member districts. As a result, elections for legislative seats are now much less candidate centered than under the old MMD/SNTV system, and this change is

7 Political parties also obtained higher shares of district seats when opposing parties committed nomination errors. See Patterson (2009), Patterson and Stockton (2010) and Patterson and Robbins (2012).

8 This does not mean that Japan’s electoral system is not important for our analysis. As mentioned briefly above, it figures prominently in our analysis in the context of Japan’s leaders abandoning the old set of rules for an entirely new electoral system. We discuss this in more detail in the following subsection.

9 Early studies of this phenomenon are found in Duverger (1961) and Rae (1967), while more recent treatments include Taagepera and Shugart (1989) and Cox (1997).

10 See e.g., Reed and Thies (2001a and 2001b), McKean and Scheiner (2000) and Rosenbluth and Thies (2011).

magnified when we consider that there is no intra-party competition under the new Mixed Member Majoritarian (MMM) electoral system, compared to its predecessor¹¹.

This enhanced role for political parties and reduced intra-party competition will naturally have a direct impact on aggregate outcomes, but such changes will also affect outcomes indirectly by altering the influence that other explanatory factors have on the electability of candidates. As stated briefly above, one such important factor concerns the role played by ministerial status in the electability of candidates. Our expectation is that the change from SNTV to SMD should reduce the electoral value of ministerial posts in the competition for seats in lower-house elections. The reasons for this begin with the fact that, under SNTV, candidates won a seat by means of appealing to a particular group of voters primarily mobilized by the candidate-based, local networks called *koenkai*. Japan's old SNTV system then encouraged individual legislators to cultivate "personal votes" rather than to collectively pursue a coherent party label¹². Moreover, since votes that individual legislators obtain to win a district seat cannot be transferred to other candidates of the same party, individual legislators had incentives to specialize either geographically or sectorally so that they could differentiate themselves from other same-party candidates under the old system¹³. One individual-level factor that would greatly assist in this effort was competing in a district election while holding a position as a cabinet minister.

Under the old SNTV system, legislators' incentives were to target a more narrow set of constituents with some "specialization" as opposed to building a majority coalition among a broader set of more diverse constituents¹⁴. Thus, under the old system, it was essential for a politician seeking a district seat to be a specialist or "*zoku giin*,"—someone who is an expert in a particular issue area—to please an interest group or a small number of interest groups in an electoral district. This was naturally easier for members of the erstwhile ruling Liberal Democratic Party (LDP) who, when they were successful in successive elections, would then elevate their chances of obtaining a ministerial post. Once a Diet member got appointed as a minister, he/she would have fewer worries about his/her ability to be reelected because, as long as his/her core supporters—those defined by the policy area of the *zoku giin*—were satisfied, reelections would continue.

With the promulgation of Japan's new mixed member majoritarian system, this positive influence associated with holding a ministerial post should not continue. This is because, under the current SMD system, where the threshold of victory is much higher, winning candidates will need to build a majoritarian coalition with a broader and more diverse set of constituents. Under such institutional conditions, a strategy whereby a candidate continues as a single policy area specialist by targeting a narrow set of constituents will have a difficult time continuing to win a district seat. Compared to an SNTV system where a candidate can get elected with an average of 18.9% of the district vote (78,039 votes), he/she will need to

11 The new election system was partner to second- and higher-order effects which are discussed in more detail in Rosenbluth and Thies (2011).

12 See e.g., Cox and Thies (1998) and Ramsayer and Rosenbluth (1993).

13 On geographic differentiation see Hirano (2006) and on sectoral differentiation, see McCubbins and Rosenbluth (2005). See also Tatebayashi (2004).

14 See Naoi and Krauss (2009), p. 877.

garner as much as 50.4% of a district's vote (105,678 votes) to guarantee a seat in a SMD system.¹⁵

These altered electoral incentives will persist and be stable because, under Japan's new electoral system, legislative organizations have adapted to candidates' new incentives that have been shaped by electoral reform¹⁶. Evidence for this is witnessed in the fact that after the electoral reform bill was passed, the LDP expanded the number of "PARC" affiliations it allowed its members to have, eliminating previous limits¹⁷. There is no doubt that the LDP quickly learned that the new rules would be electorally kinder to office-seeking candidates who were policy generalists.

Electoral Rules and Ministerial Status: An Empirical Investigation

With the problems associated with electoral rules, ministerial status, and candidate electability defined, we can now state the empirical problem that we will investigate in the remainder of this paper. We present this problem in the form of the following hypothesis:

H1: *Ministers will be less likely to win a seat under the new system than under the previous SNTV system.*

This hypothesis tells us that the variable to be explained in the statistical analysis we conduct below is defined as a dichotomous measure of electoral success, taking on a value of 1 when a candidate wins a district seat and a 0 otherwise.

Independent Variables: Ministerial Status and Electoral Rules

The principal explanatory factor we want to capture in the statistical analysis we conduct below is the extent to which holding a ministerial post contributed to the electability of a candidate. While there is certainly more than one way to calibrate this explanatory factor, we measured it in a way that highlights the importance of holding such a position prior to an election and captures the ability of a Diet member to provide benefits to his/her district. For this reason, we defined ministerial status as a count of the number of days a legislator served prior to a lower-house election¹⁸.

Defining this explanatory factor in this manner has certain advantages over defining it as the total length of time a candidate has held a ministerial post. Our purpose is to capture the

15 These figures are calculated using the lower house election results between 1955 and 1993 for SNTV whereas between 1996 and 2009 for SMD, and the 105,678 or 50.4% figure declines to 46.8% of the vote share (98,468 votes) when zombies are included.

16 See e.g., Pekkanen, Nyblade, and Krauss (2006) for a discussion of these adjustments.

17 PARC refers to the LDP's Policy Affairs Research Council. The party originally allowed up to four affiliations whereas under the new system it allows virtually unlimited affiliations. See e.g., Krauss and Pekkanen (2004 and 2012).

18 The overall average of this primary explanatory factor was 17 days with a standard deviation of 92 days. Moreover, since the majority of Diet members in our data sought district seats without holding a ministerial post, this variable's minimum value was a 0 while its maximum value was 1,497 days or just over four years.

extent to which holding such a position offers an advantage to an individual candidate seeking a seat in a district election. Consequently, it is necessary that we distinguish between those appointed shortly before an election versus those who have been a minister for a sufficient length of time to use that position to offer benefits to the district in which the legislative seat is being sought. Consequently, calibrating this variable in days served prior to an election, for each individual election, best serves this purpose. This is true not simply for the reason given above but also because this form of the variable avoids the impact of any declining returns that would be attendant to capturing it as a single number over multiple elections.

As stated above, our intention is to show that the impact of ministerial status on the electability of candidates was large, positive, and significant under the old MMD/SNTV electoral system, while much less important under the parallel electoral system currently in use. To capture this change in electoral institutions and the different electoral incentives presented to candidates under each, we estimated our statistical model for two sets of elections. The first set is designed to capture the impact of ministerial status under the old MMD/SNTV system and involves model estimates for the ten elections held between 1967 and 1993 inclusive. To capture the extent to which holding a ministerial post was less important for the reelection of Diet members under the new Mixed Member Majoritarian system, we estimated our statistical models for the five elections held after the new system was put in place in 1994. These include the elections of 1996, 1990, 2003, 2005, and 2009.

Independent Variables: Individual and District Effects

District elections are distinguished by the characteristics of the candidates that compete for available seats. We refer to these candidate characteristics as individual effects, and we capture them in the statistical model we estimate below by including four “individual effects” variables. The first of these concerns whether or not a candidate competing for a district seat was an incumbent when he/she entered a district election¹⁹. The second of these variables concerns the number of previous elections that a candidate won prior to the election under consideration. In our data, the average number of elections won by candidates was 2.56 with some being first-time candidates and others entering district contests with as many as 20 election victories. The last two individual effects variables involve the extent to which candidates entered the competition for district seats with an electoral base (*jiban*) available for use in that election’s campaign. We use two dummy variables to capture this, the first indicating whether or not the candidate inherited the *jiban* from his/her predecessor and the second indicating possession of an electoral base that was not inherited from a predecessor²⁰.

The elections that we investigate are also distinguished by the nature and level of electoral competition for seats that took place in individual local elections and other factors that can be aggregated up to the district level. We refer to these as district effects and capture them in the models we estimate below by including five variables. The first district effect variable we include captures the average amount (Yen) per candidate expended in that

¹⁹ In our data, 44% of those entering into district contests were incumbents while 56% were not.

²⁰ In our analysis, 9% of district elections involved candidates with *jibans* that were inherited from their predecessors but less than 1% (0.69%) where candidates had *jibans* that were not inherited.

district election. We also captured district effects by including three dummy variables that indicate whether candidates being endorsed by the LDP, the JSP, the JCP, or DSP depending on the election year²¹. Finally, we included a dummy variable to capture the presence of an unaffiliated (*mushozoku*) candidate in a district election.

Models for Estimation

Again, given that we are interested in determining the extent to which holding a ministerial post increased the probability that candidates in district elections would be reelected, controlling for the two different electoral systems that Japan used throughout the period under consideration here, the models that we estimate below take on the following form:

$$Y_i^* = \alpha + X_{i+1:k} \beta + \varepsilon \quad i=14,589,$$

where Y^* is a continuously valued, unobserved variable estimating the probability of a candidate winning a seat in the i th district election, and $X_{i+1:k}$ is a one by ten vector containing the covariates. From the above discussion, recall that two of the covariates are count variables, (1) measuring the number of days prior to an election that a candidate held a ministerial post and (2) the number of times a candidate had been elected prior to the current contest. One of the covariates is a continuous variable, (3), capturing the per candidate average campaign expenditures in a district contest. The seven remaining covariates are dummies, indicating (4) whether a candidate was an incumbent, (5) whether a candidate entered a district election with a *jiban* inherited from a predecessor, (6) whether a candidate entered a district election with a *jiban* that was not inherited from a predecessor, (7) whether a candidate was endorsed by the LDP, (8) whether a candidate was endorsed by the JSP or DPJ, (9) whether a candidate was endorsed by the JCP, and (10) whether a candidate entered a district contest as an unaffiliated candidate (*mushozoku*).

Given that the dependent variable is dichotomous, the models were estimated using a maximum likelihood estimation procedure with robust standard errors to account for conditional heteroskedasticity²². Results of estimating the model for the two different electoral systems are presented in Table 2, and we see that the impact of our individual and district effects are quite different for a number of variables across the two electoral systems. This tells us that the two different sets of rules used for Japanese district elections presented actors with very different electoral incentives. This is an important finding that coincides with the scholarly literature, but what is more important is that such differences across the two models' coefficients highlights the importance that individual and district factors with respect to the electability of candidates were different across the two electoral systems.

The impact of campaign finance and the number of times a candidate was reelected remained relatively unchanged across the two systems, but the impact of incumbency did

21 We captured JSP endorsements for elections up to the 1993 lower-house election and DPJ endorsements for the five contests from 1996 to the present.

22 We also checked whether the levels of multicollinearity among regressors was sufficiently high to inflate the variances of the coefficients, but no evidence of this was found.

increase albeit only slightly. More important than this is the fact that candidates entering the competition for district seats in possession of a *jiban* was greatly reduced under the current system, whether it was inherited from a predecessor or not. Even more important than this was the enhanced impact of being endorsed by a political party in the single-member district portion of the electoral system currently in use. This was true for the LDP, but it was somewhat more true for the Democratic Party of Japan. Indeed, the increased importance of being endorsed by the DPJ under the current system suggests that this party's great victory in 2009 was helped along because of the increased importance political parties experienced under the new electoral system.

Turning to our variable of interest, the ministerial status of candidates competing for district seats, the results tell us that the enhanced status attendant to being a minister was clearly more important under the MMD/SNTV system than the current set of electoral rules. Under the current system, the coefficient on this variable was statistically insignificant, and its sign was in the negative direction for ministers, indicating that having a ministerial post would not help in the SMD portion of the current electoral system. Its coefficient is somewhat larger, in the positive direction for ministers seeking seats under the earlier system, and statistically significant at the $P < .05$ level, indicating that ministerial status did enhance the electability of candidates.

To be sure that the positive impact of ministerial status is valid and that this variable is important for the explanatory power of our models, we conducted parameter encompassing tests. These tests allowed us to determine if the explanatory power of the ministerial status variable in both models was effectively equal to zero and, thus, added no explanatory power to our models, allowing us to eliminate it. We compared the log likelihoods of our estimated model with all the original variables in it to a restricted model, one where the ministerial status variable was dropped. We made this comparison for both the MMD/SNTV and MMM/SMD estimations, and results indicated that the number of days a candidate served as a minister added to the explanatory power of the models in a statistically significant manner.

In light of these results, we can say that ministerial status enhanced the electability of candidates under the old SNTV electoral system but not the current one. Its impact on candidate electability was small to be sure, but this was to be expected because, as we recall from the above discussion, these are already electorally strong candidates, because they had to be reelected a number of times to qualify for a ministerial appointment. Figure 1 illustrates this impact for both electoral systems. The curves in the figure indicate clearly that a candidate's electability was directly proportional to the number of days that candidate served as a minister. We also show that this relationship is robust under the SNTV (Figure 2) system even when we control for the amount of money that was spent competing for seats in district elections.

While the preceding analysis has shown that institutions matter, not only by altering the incentives that office-seeking candidates face in district elections but also by altering the impact that certain explanatory factors have on the electability of candidates. Our results have shown specifically that holding a ministerial post was helpful for a candidate seeking reelection under Japan's old MMD/SNTV system but not under the new rules that are currently in use.

Despite these results, there remains more work to be done on this problem. For example,

it would be interesting to know if certain posts, substantive versus party, mattered more or less under the old system or if this distinction matters at all under the current system. It would also be interesting to see if the types of portfolios candidates held changed across different districts. For example, was it necessary for a candidate to be an agricultural *zoku giin* in a rural district or could specializing in another policy area suffice. These are important questions to be sure, and we hope the results provided above offer a way to explore them in future research.

Table 1 : Japan's Prime Ministers and the Number of Electoral Victories, 1960-2011

Prime Minister	Start Date	Term of Office	Party	Number of Times Elected	
				Total	Consecutive
Ikeda	July 1960	51 Months	LDP	5	5
Sato	Nov. 1964	92 Months	LDP	7	7
Tanaka	July 1972	29 Months	LDP	10	10
Miki	Dec. 1974	24 Months	LDP	14	11
Fukuda	Dec. 1976	23 Months	LDP	10	9
Ohira	Dec. 1978	19 Months	LDP	10	10
Suzuki	July 1980	29 Months	LDP	14	13
Nakasone	Nov. 1982	59 Months	LDP	14	14
Takeshita	Nov. 1987	19 Months	LDP	11	11
Uno	June 1989	2 Months	LDP	10	10
Kaifu	Aug. 1989	27 Months	LDP	10	10
Miyazawa	Nov. 1991	21 Months	LDP	9	9
Hosokawa	Aug. 1993	8 Months	JNP	1 (HC 6)	—
Hata	Apr. 1994	2 Months	JRP	9	9
Murayama	June 1994	30 Months	JSP	7	4
Hashimoto	Jan. 1996	30 Months	LDP	11	11
Obuchi	July 1998	21 Months	LDP	12	12
Mori	Apr. 2000	13 Months	LDP	10	10
Koizumi	Apr. 2001	64 Months	LDP	10	10
Abe	Sept. 2006	12 Months	LDP	5	5
Fukuda	Sept. 2007	12 Months	LDP	6	6
Aso	Sept. 2008	12 Months	LDP	9	7
Hatoyama	Sept. 2009	9 Months	DPJ	8	7
Kan	June 2010	16 Months	DPJ	10	10
Noda	Sept. 2011	15 Months	DPJ	5	4

Source: *Asahi Nenkan* [Asahi Yearbook] (Various Years), Asahi Shimbunsha (1997), and Reed (1994).
In the rightmost column, HC refers to House of Councilors Elections.

Table 2 : The Impact of Ministerial Status on Candidate Electability under SNTV and MMM, 1967-2009

Factors Influencing Electability	MMD/SNTV	MMM/SMD
<u>Ministerial Status</u>	.0012 (0.046)	-.0006 (0.251)
<u>Individual Effects</u>		
Incumbent	.3910 (0.000)	.5361 (0.000)
No. of Previous Victories	.3409 (0.000)	.2986 (0.000)
<i>Jiban</i> (from Predecessor)	1.3146 (0.000)	.4714 (0.000)
<i>Jiban</i> (not from Predecessor)	1.8197 (0.002)	.9979 (0.004)
<u>District Effects</u>		
Avg. Per Candidate Expenditures	.0004 (0.001)	.0006 (0.000)
LDP Endorsement	.3339 (0.000)	1.0339 (0.000)
JSP/DPJ Endorsement	.1821 (0.023)	1.1498 (0.000)
JCP Endorsement	-1.1883 (0.000)	-3.8311 (0.000)
Unaffiliated Candidate	-1.3069 (0.000)	.3253 (0.063)
<u>Constant</u>	-.9527 (0.000)	-3.0370 (0.000)
N	8624	5480
LR Chi Sq.	1991.83	1058.60
Pr > chi sq	0.0000	0.0000
Pseudo R Squared	0.3407	0.3793

Figure 1 The Impact of Ministerial Status on Candidate Electability, Controlling for Past Electoral Success in District Elections (1967 – 2009)

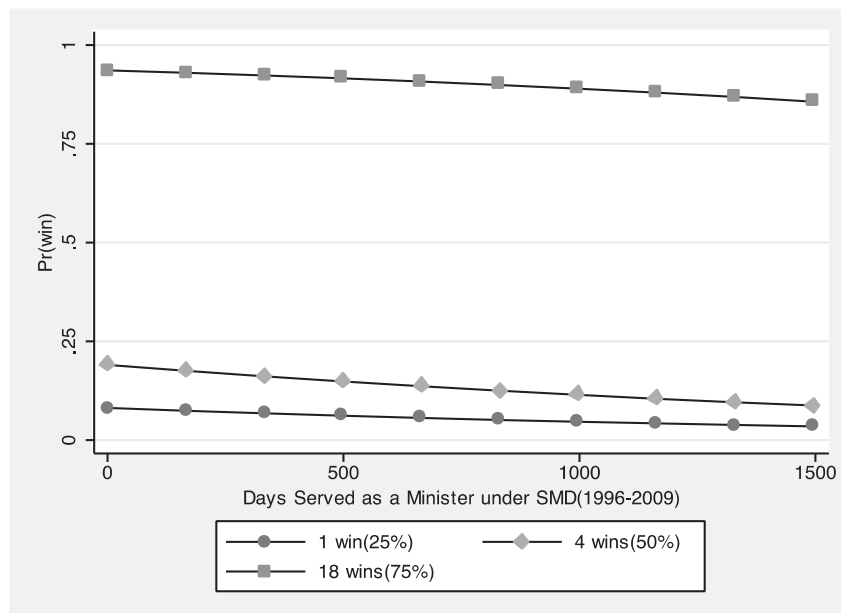
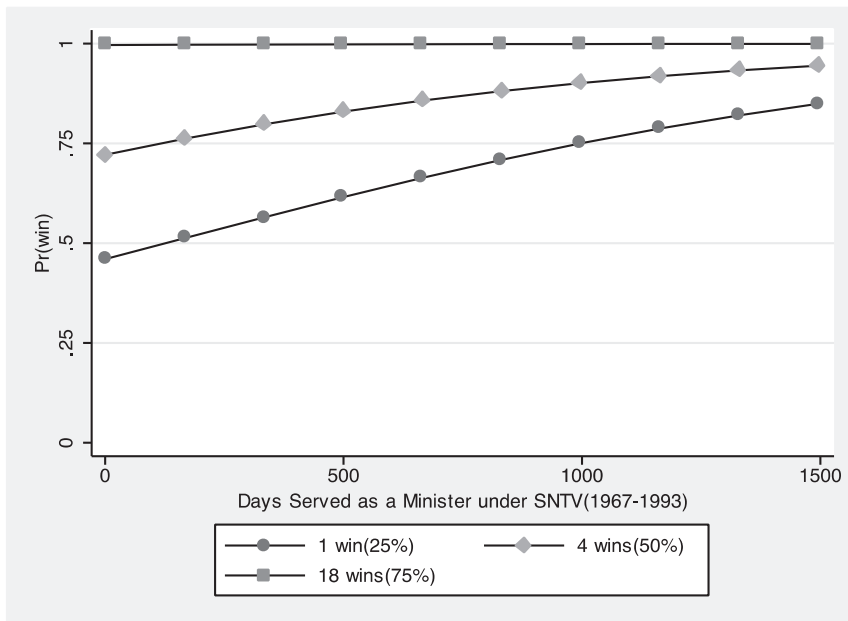
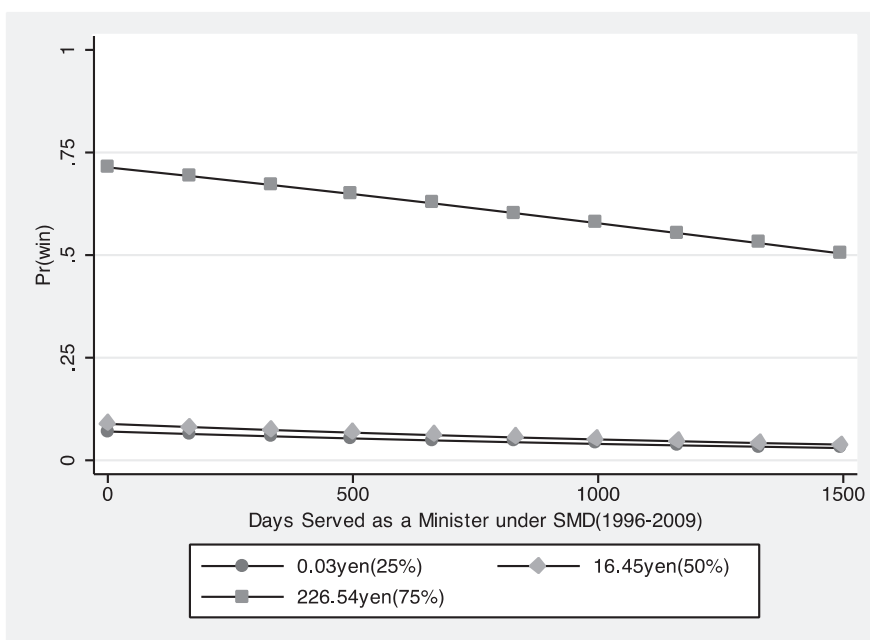
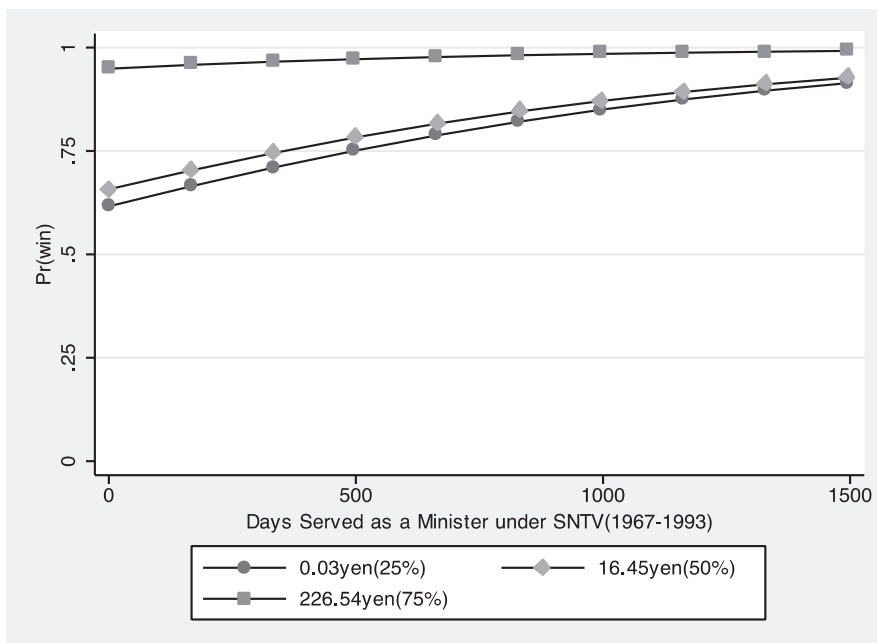


Figure 2 The Impact of Ministerial Status on Candidate Electability, Controlling for the Amount of Money Expended in District Elections (1967 – 2009)



References

- Browne, Eric and Dennis Patterson (1999) "An Empirical Theory of Rational Nominating Behavior in Japanese District Elections," *British Journal of Political Science*. 29; 2: 259-289.
- Christensen, Ray (2000) *Ending LDP Hegemony: Party Cooperation in Japan*. Honolulu: University of Hawaii Press.
- Cox, Gary (1997) *Making Votes Count*. New York: Cambridge University Press.
- Cox, Gary and Emerson Niou (1994) "Seat Bonuses under the Single Nontransferable Vote system: Evidence from Taiwan and Japan," *Comparative Politics*. 26: 221-236.
- Cox, Gary W., and Michael F. Thies. (1998) "The Cost of Intraparty Competition: The Single, Nontransferable Vote and Money Politics in Japan." *Comparative Political Studies* 31(3): 267-91.
- Duverger, Maurice (1954) *Political Parties: Their Organization and Activity in the Modern State*. NY: John Wiley
- Hayama Akira (1992) "Incumbency Advantage in Japanese Elections," *Electoral Studies*. 11; 6: 46-57.
- Hickman, John (1992) "The Effect of Open Seats on Challenger Strength on Japanese Lower House Elections," *Legislative Studies Quarterly*. 17; 4: 573-584.
- Hirano, Shigeo (2006) "Electoral Institutions, Hometowns, and Favored Minorities: Evidence from Japanese Electoral Reforms." *World Politics* 59; 1: 51-82.
- Hirano Shigeo (2007) "Decomposing the Source of Electoral Support for LDP Representatives," Typescript, Columbia University.
- Krauss, Ellis and Robert Pekkanen (2004) "Explaining Party Adaptation to Electoral Reform: The Discreet Charm of the LDP," *Journal of Japanese Studies*. 30; 1: 1-34.
- Krauss, Ellis and Robert Pekkanen (2010) *The Rise and Fall of Japan's LDP: Political Party Organizations and Historical Institutions*. Ithaca, NY: Cornell University Press.
- McCubbins, Mathew, and Frances Rosenbluth (1995) "Party Provision for Personal Politics: Dividing the Vote in Japan." In *Structure and Policy in Japan and the United States*, ed. P.F. Cowhey and M. D. McCubbins. Cambridge: Cambridge University Press.
- McKean Margaret and Ethan Scheiner (2000) "Japan's New Electoral System: La Plus ca Change," *Electoral Studies*. 19: 447-477.
- Naoi, Megumi, and Ellis Krauss (2009) "Who Lobbies Whom? Special Interest Politics under Alternative Electoral Systems," *American Journal of Political Science*. 53; 4: 874-892.
- Patterson, Dennis (2009) "Candidates, Votes, and Outcomes: A Method for Evaluating Nomination Strategies in MMD/SNTV Electoral Systems," *Legislative Studies Quarterly*. 34; 2: 273-285.
- Patterson, Dennis and Hans Stockton (2010) "Strategies, Institutions, and Outcomes Under SNTV in Taiwan, 1992-2004," *Journal of East Asian Studies*. 10; 1: 31-59.
- Patterson, Dennis and Joseph Robbins (2012) "Party Competition, Nomination Errors, and the Electoral decline of the Japan Socialist Party," *Taiwan Journal of Democracy*. 8; 1: 119-144.
- Pekkanen, Robert, Benjamin Nyblade, and Ellis Krauss (2006) "Electoral Incentives in Mixed Member Systems: Party, Posts, and Zombie Politicians in Japan," *American Political Science Review*. 100; 2: 183-93.
- Rae, Douglas W. (1971) *The Political Consequences of Electoral Laws*. New Haven, CT: Yale University Press.
- Ramsayer, J. Mark, and Frances McCall Rosenbluth (1993) *Japan's Political Marketplace*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Reed, Steven R. (1990) "Structure and Behavior: Extending Duverger's Law to the Japanese Case," *British Journal of Political Science*. 20: 335-56.

- Reed, Steven R. (1994) “The Incumbency Advantage in Japan,” in Albert Somit, et. al., (eds.) *The Victorious Incumbent: A Threat to Democracy*. Aldershot, UK: Dartmouth Publishing, pp. 278-303.
- Reed, Steven R. and Mike Thies (2001a) “The Causes of Electoral Reform in Japan,” in Matthew Soberg Shugart and Martin Wattenberg (eds.) *Mixed-Member Systems: The Best of Both Worlds?* NY: Oxford University Press.
- Reed, Steven R. and Mike Thies (2001b) “The Consequences of Electoral Reform in Japan,” in Matthew Soberg Shugart and Martin Wattenberg (eds.) *Mixed-Member Systems: The Best of Both Worlds?* NY: Oxford University Press.
- Rosenbluth, Frances and Michael Thies (2011) *Japan Transformed: Political Change and Economic Restructuring*. Princeton, NJ: Princeton University Press.
- Scheiner, Ethan (2006) *Democracy Without Competition: Opposition Failure in a One-Party Dominant State*. NY: Cambridge University Press.
- Taagepera, Rain and Matthew Soberg Shugart (1989) *Seats and Votes: The Effects and Determinants of Electoral Systems*. New Haven, CT: Yale University Press.
- Tatebayashi, Masahiko (2004) *Giin Kodo no seiji keizaigaku – Jiminto shihai no seido bunseki*. Tokyo: Yuhikakusha.
- Wang, Yu (2007) “The Incumbent Advantage in Japanese Lower-Houses Elections: An Empirical Study, 1960-1996,” *Representation*. 43; 3: 199-208.

※本稿は、拓殖大学政治経済研究所・平成 22 年度個人研究助成の研究成果である。

(原稿受付 2013 年 11 月 6 日)

地域の持続的発展可能性を高める 経済活性化手法に関する比較研究

Comparative analysis on economic development approaches that enhance
regional sustainability

山 本 尚 史

1 はじめに

地域間の経済格差の是正と地域レベルの経済再生は新しい問題ではないものの、ここ数年間は、これまでとは異なった観点から地域経済活性化に関心が集まっている。まず、少子高齢化などの人口変動や経済のグローバル化を背景として、産業や社会生活での地域間競争について懸念が高まっている。さらに、市町村合併や地方分権化の動向にも関連して、持続可能でかつ地域が主体となる経済活性化政策について議論が高まっている。こうした関心は、結果として、個性のある地域の創成、自然環境も生活環境も尊重した持続的開発、世界経済の変動に影響を受けにくい地域産業構造の発展、などへの要求という形をとって政府や地方自治体に対する要望が高まっている。

こうした状況を受けて、本論文では、より自律的かつ持続可能な地域経済活性化に貢献するアプローチについて検討する。本論文の目的は、各地で実施されている中小企業支援策を比較することにより、(1) 支援の目的、方向性、支援プログラムの内容について相違点を明確にすること、(2) その効果について評価すること、および、(3) 中小起業支援策の実施について提言すること、である。

2 地域経済の厳しい未来

経済産業省地域経済産業政策課が関連する「地域経済研究会」では、これからの日本が目指すべき地域経済の姿やそれを実現するための政策の方向などを検討し、2005年12月2日に報告書『人口減少下における地域経営について』を発表した¹。報告書では、いくつかの前提条件において、2030年の地域経済がどのようなになるかをシミュレーションによって推定している²。シミュレーションの結果として、①東京都市圏では人口増加となるものの他のほとんどの都市圏において人口が減少する、②域内総生産が拡大するのは大都市圏を中心に35都市圏のみでありその他の都市圏では縮小する、③地域内の消費で構成される域内市場産業では人口減の影響により約9割の

都市圏で生産額が縮小する、などと推定している。表 1 は、都市雇用圏における経済規模の変化を推計したシミュレーションの結果である。東京都市雇用圏や政令指定都市の都市雇用圏はプラス成長であるが、その他ではマイナス成長となることが明らかになっている。東京と地方の県庁所在地との格差、県庁所在地と小都市との格差が、それぞれ拡大すると見られている。

表 1 経済規模（域内総生産：GRP）の変化

	2000年 (兆円)	2030年 (兆円)	伸び率(年率) (%)
東京都市雇用圏	159.6	176.8	+10.7(+0.34)
政令指定都市の都市雇用圏	132.8	141.9	+6.9(+0.22)
県庁所在地の都市雇用圏(政令指定都市は除く)	78.8	76.3	-3.2(-0.11)
10万人以上の都市雇用圏(県庁所在地は除く)	106.1	99.3	-6.4(-0.22)
10万人未満の都市雇用圏	24.4	20.7	-15.1(-0.55)
都市雇用圏合計	501.7	514.9	+2.6(+0.09)

(出典：『人口減少下における地域経営について』11 頁)

さらに、国土審議会政策部会長期展望委員会が 2011 年 2 月に発表した『長期展望委員会中間とりまとめ』によれば、「総人口は、2050 年には 9,515 万人となり、2005 年の 1 億 2,777 万人に比べ約 3,300 万人減少（約 25.5%減少）」し、「高齢化率は、2005 年の 20.2%から 2050 年には 39.6%まで高まる」（4 頁）と見込まれている。しかも、総人口が減少する中でも東京圏などへの人口集中が続くという、いわば「地域的凝集を伴う人口減少」のために、経済的に有利な地域と不利な地域との格差は更に拡大する。具体的には、「市区町村の人口規模別に人口動向をみると、人口規模が小さくなるにつれて人口減少率が大きくなる傾向が見られる。現在人口 10 万人以下の市区町村では、平均の人口減少率が全国平均の約 25.5%を上回る市区町村が多い。特に現在人口が 6,000 ～ 1 万人の市区町村の平均では、人口がおおよそ半分に減少する」（7 頁）ことが予想される。こうした厳しい未来が予見される中で、地域経済では、経済活性化の促進と持続可能性の確保が問題となっている。

こうした厳しい未来に対応するには、地域の経済を支える基盤産業が活性化するよう、地域資源を配分することが望ましい。基盤産業（あるいは基盤活動）とは、その地域における自己消費分（内部需要）を上回る余剰分を地域外に「輸出」し、外部から所得をもたらしその地域の存立や発展を支えている産業である。必ずしも国外に輸出するとは限らず、地域外から所得をもたらすことができればよい。基盤産業が地域にもたらす所得が、域内市場産業や地域外から「輸入」する商品に費やされる原資となり、地域の地方自治体に納税される基礎となる。その地域の地理的・歴史的条件により、各種製造業、農業、観光関連産業のいずれもが基盤産業となりうる。ただし、米国でも日本でも地方経済の基盤産業は農林水産業であることが多い。地域経済活性化において重要な役割を担うにもかかわらず、農林水産業では、類似の商品が多く地域によって提

供されているために、低価格競争に陥りがちである。その中で、生産性の向上や規模の経済の機会に乏しい地方経済は有利な立場に立つことができないでいる。

地域経済活性化のために観光産業を育成しようとする地域もあるが、観光産業は地域経済活性化の起爆剤になれるとは限らない。それは、観光産業には、①その地域の魅力だけでなく、景気の動向や燃料価格などの変動により需要が変動する、②自然の魅力に依存する地域では観光への需要は季節変動が大きい、③競合する地域が多いために低価格競争に陥りやすく観光産業に従事する人々の所得向上にはつながりにくい、などの弱点があるからだ。

既に各地で地域資源を活用した経済活性化の試みが始まっており、各地域の自治体は、企業誘致、イベント招致、観光客や留学生の獲得などにおいて競争している。中村剛治郎は、再生に取り組む地方圏の地域では農林水産業の衰退に直面するところが多い、という指摘へのコメントとして、「農林水産業の衰退が放置されたまま、地域間競争や地域特産物づくりを行ってもうまくいかない。フランスのように、国として農業や農村を守るという政策を明確に打ち出してこそ、地域の創意工夫が生きるし、小さな農産漁村も美しい村として生き残れるという事実を教訓とすべきだ。」と答えている。また、地域再生を実現していく上での課題については、「ポスト工業化の時代の地域再生は、内外の人材が住みたくなる魅力づくりが重要だ。環境や文化、医療・福祉、生活の質を充実する取り組みを新しい関連産業や雇用の創出に結びつける視点から、地域産業政策を進めるべきであり、地域における政策統合の仕掛け作りが大切となる」と指摘している³。中村が指摘するとおり、地域経済活性化のためには地域経済の意味を再解釈し、持続可能性のある地域づくりを主眼においた政策が求められる。

3 地域経済活性化についての先行研究

(1) 橋木俊詔・浦川邦夫『日本の地域間格差』

格差や貧困は、近年になって特に関心が高まっている。著者は、格差の地域的要因に着目し、所得だけではなく、現在の地域間格差の多面的な実態を解明することで、格差是正への糸口を発見しようとしている。著者の分析は、独自のアンケート調査の回答結果に基づいている。

本書では、地域格差の様々な側面の実態を解明している。まず、住民の居住地域に対する意識が地域の生活環境を表す統計指標と密接に関連しているほか、地方から都市部への人口移動が進む背景には、所得水準だけではなく、就業機会、通学・通勤の便宜、買い物の便宜、ビジネスの便宜などにおける地域間格差の存在がある。人的資本レベルの高い個人が地方から東京圏に移動している可能性が高いために、能力の高い個人が地方から流出することを回避する政策が重要である。

一方、企業立地に関しては、(1) 経営者による企業立地の判断はビジネスをする上での利便性を重要な判断基準としていること、(2) 賃金水準の高い大企業は、交通の便や地域の教育水

準を重視して立地選択を行っていること、(3) 製造業の経営者は、新規立地の際に、単純労働力の確保や用地コストの低さなどのコスト要因を重視する傾向があること、などが判明している。

地域の生活環境の格差縮小は、倫理的な観点にとどまらず、地域経済の持続可能性の観点からも望ましい。東京一極集中からの転換が最も望ましいものの、幅広い国民的な合意形成を必要とするために、長期的な観点から企画し実行することにならざるをえない。このため、短期的には、地域間経済格差を縮小するためには、財政面での調整に頼ることになる。著者は、地域格差を発生させている要因の一つが東京一極集中であると判断して、東京一極集中から「八ヶ岳方式」への転換を提案している。「八ヶ岳方式」とは、「各地方の政令指定都市や中核大都市に経済活動の拠点を設定するとともに、人材もこれらの拠点に集める策である。…具体的には、各拠点の地方政府における自主財源を増やし、行政の権限をより高める」(181-182 頁) ことがあげられる。さらに、地方における税収の財源として、法人住民税と方人事行政のウェイトを大きく下げ、地方消費税のウェイトを大きく上げることを提案している。これにより、都道府県間で大きく異なる地方税の収入格差が是正されるからである。

(2) 西澤昭夫ほか『ハイテク産業を創る地域エコシステム』

著者の問題意識は、「技術的なイノベーションとそれを具体化する産業構造の変化こそ、経済発展をもたらす原動力であり、生産性を上げ、生活水準を向上させる源泉だという考え方」(291 頁) である。日本では、いわゆる「失われた十年」の時期から経済成長を遂げるために、米国に倣って大学発ベンチャー企業を多く輩出しようとしたが、「市場原理」を必要以上に重視してしまったために「米国モデル」を移植することによるハイテク・ベンチャー企業の支援は頓挫してしまった。著者は、この失敗の大きな要因の一つに、マクロレベルの産業政策と、起業というミクロレベルの経済活動とを結びつけ、「大学発ベンチャー企業としての簇業・成長・蓄積を実現する支援組織が組み込まれたメゾ組織としての地域エコシステム構築の必要性」(7 頁) が無視されたことをあげている。著者は、統計資料の計量分析ではなく、主に先行研究の分析と、ケーススタディにより、地域エコシステムの構築について議論を進めている。

著者は、大震災で大きな影響を受けた東北地方の復興のためには、既存産業を回復させるだけでなく、新市場を開拓しうるイノベーションによるハイテク産業の形成が不可欠だとしている。それを現実のものとするために、産学連携型研究成果としての新技術を商業化する大学発ベンチャー企業の簇業・成長・集積が必要である、としている。

(3) 近藤修司『純減団体』

著者の問題意識は、地域経済の衰退について、その実態、原因、変化の過程を客観的に把握することである。そこで著者は、国勢調査や人口動態統計を活用して日本の全ての市町村に関する人口データベースを日本で最初に構築し、そのデータベースにより、市町村レベルでの人口移動

を詳細に分析している。

著者によれば、地域経済が縮小し地域社会全体が衰退する原因は、「従来は地元資本の企業が得ていた利益を、地元ではない場所に本店を構えている企業が得ようになり、利益の行き先が変更されて」(49頁)しまい、それにつれて消費が減少したことである。さらに、製造業における事業所の縮小や閉鎖により、雇用の減少→若年層の流出→出生の減少→社会減と自然減が同時進行、というプロセスが各地で発生している。

さらに、著者は、製造業や観光関連産業によって地域経済を支えることができるのは一部の地域のみであることを指摘しているほか、地域経済において労働供給力の限界を迎えることは回避しなければならないと警告している。そして、地域の存続可能性を高めるために、真の地方自治の実現と、地域一体となって自立可能かつ革新的な農業を発展させることについて、一連の改革を提言している。この改革には、地方議会の議会事務局の改革、行政機構や選挙制度改革、農業での栽培技能者の育成、屋内栽培施設の建設、地元の製造業者との連携、農家後継者発生への支援、域内自給作物需要の拡大、などが含まれる。

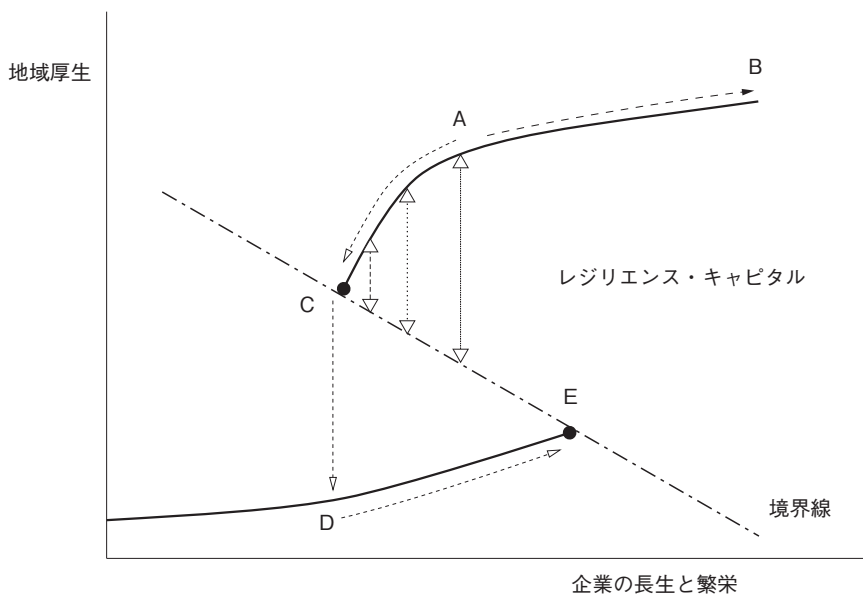
地方自治体は、急激な人口減少に加え高齢化率が高まっていくという厳しい環境の中、生活・産業の基盤の充実、地域の特色を高める方策等、地方圏の発展に必要な要素をどのように確保すればよいのか。上記の三つの研究においては、その具体的な施策について、それぞれ異なった提言を行っているものの、以下の点では、共通している。第一に、地域経済において内発的に雇用を創出することが求められている。ハイテク産業によるものであれ、農業によるものであれ、外部から企業を誘致するのではなく、地域内の資源を活用した雇用創出が望まれている。第二に、そのための政策として、地域経済の生産性を向上させイノベーティブな社会経済をつくることが求められている。第三に、地域社会の持続可能性を高めることが求められている。

4 地域経済レジリエンス理論

本論文では、地域経済の持続可能性について考察するために、「レジリエンス」という概念を導入する。ウォーカーらは「レジリエンス」を「変化を受けつつも、機能、構造、アイデンティティ、フィードバック機能を実質的に保つことができるように、衝撃を吸収し再構成するシステムの能力」と定義している⁴。カリフォルニア大学バークレー校政府学研究所(Institute of Governmental Studies)の「レジリエントな地域を構築する」(Building Resilient Regions)というプロジェクトにおいては、「地域のレジリエンス」を「急激な衝撃(大地震や主要企業の撤退など)であれ慢性的な重圧(長期的な経済停滞や継続する急激な人口増加などに伴う)であれ、ストレスから回復できる場の能力」と定義している⁵。本論文では、上記の定義を踏まえつつ、「レジリエンス」を「経済的なショックが与えられた後の回復力」を指すものとする。

本論文で用いる理論的モデルは、ウォーカーらによるモデルに基づいている。このモデルの特長の一つは、最適化された状態および最適化のための行動を前提としていないことである。レジリエントな地域を構築するという試みにあつては、動的に最適化された状態とか最適化のための行動を追求することは非現実的であるので、この理論的モデルは有益である。このモデルでは、「地域厚生」と「企業の長生と繁栄」との関係を示している。「地域厚生」は、地域内の各種の資本（自然資本、インフラ、民間資本、など）、財政の持続可能性、社会的包容力から成り立つ。一方、「企業の長生と繁栄」は、イノベーション、利益、従業員満足から成り立っている。地域内の中小企業が住民にとって所得と職場であることを考慮すると、「地域厚生」と「企業の長生

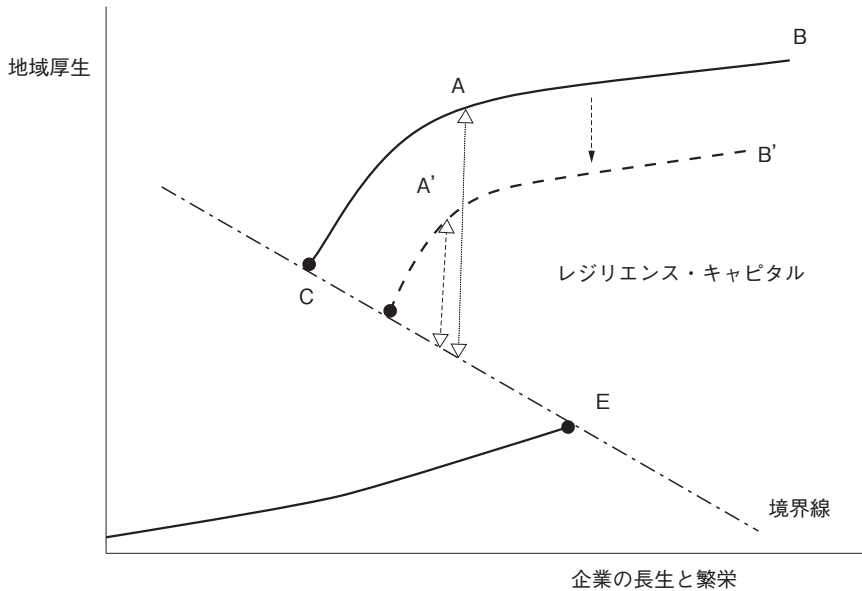
図1 地域経済の「レジリエンス・キャピタル」



と繁栄」との関係を考察することは重要である。

図1において、このモデルが地域のレジリエンスをどのように表現するのかを説明している。「レジリエンス・キャピタル」は、現在の状況と「境界線」との距離を示している。レジリエンス・キャピタルが減少し、境界線までの距離が小さくなると、不可逆的なシステム変化が起きる可能性が高くなる。初期状態が点Aであるとする、企業の状況が改善されるにつれて地域厚生も向上し、レジリエンス・キャピタルも増加する。この動きは点Aから点Bへの動きで示される。しかし、企業の状況が悪化すると点Cに近づき、レジリエンス・キャピタルが減少する。企業の状況がさらに悪化して境界線を越えてしまうと、不可逆的なシステム変化が起こり、点Dへと移行し、地域厚生は著しく悪化する。この状態になってしまうと、仮に企業の状況が改善されたとしても、点Eに近づくだけであり、もとの状況に戻ることはない。

図2 地域経済レジリエンスの変動



また、変化は、大地震や外国起源の経済不況など、外的要因から起きることもある。この場合は、図2に示されているとおり、曲線そのものが下方にシフトし、点Aから点A'に移動する。このため、企業の状況が変わらなかったとしても、レジリエンス・キャピタルが減少してしまう。もとの位置が境界線に近い（レジリエンス・キャピタルが小さい）場合であれば、小さな外的要因による変化も、不可逆的なシステム変化を起こしやすい。

外的な要因があつたとしても点Eのような「望ましくない未来」に陥ることを防ぐには、レジリエンス・キャピタルを減少させないことが必要であり、したがってレジリエンス・キャピタルへの投資が不可欠である。このモデルでは、「企業の長生と繁栄」を高めるための投資がレジリエンス・キャピタルの減少を防ぐことになる。

このモデルは、地域経済の持続可能性を高めるためには、地域に存在する企業のビジネスパフォーマンスを高めるような政策が有効である、ということを示している。次項では、地域企業を支援する様々なアプローチについて評価する。

5 地域産業支援アプローチの評価

ここでは、中・長期的な観点から地域振興と産業振興に有効なアプローチを見出すために、まず、様々なアプローチの有効性と挑戦について比較する。次に、地域経済の存続に重要な役割を果たす地元の中小企業を支援するために有効なアプローチについて詳細を検討する⁶。

(1) 特定産業への特化

地域経済では、地域外から商品やサービスを「輸入」するためには、地域外に産物やサービスを「輸出」して「外貨」を得ることが必要である。基盤産業とは、そのような輸出産業である。具体的には、その地域で、ある産業の産出額がその産業の消費額を上回っている場合に、つまり、その地域の需要以上に生産している場合に、その産業は基盤産業となる。基盤産業に特化することで、地域外から多くの「外貨」を得て、地域経済を繁栄させることができる。

このアプローチは将来有効な産業を特定化することが容易な際には有効であるが、今日のように、将来を予見することが難しい場合には特定産業に特化することはリスクが大きい。また、経済のグローバル化などによって、ある産業の製品に関する「ライバル」が出現しやすくなる場合には、自分の地域の優位性が脅かされることになる。

(2) 産業クラスター

産業クラスターとは、競争力を持つ産業の優位性を高められるように、中核企業と関連企業とで「クラスター」を形成し、情報や生産コストや派生効果の面で高い効果を図るものである。ただし、産業クラスターを形成したからといって、必ずしも地元企業の売上拡大に貢献しない。

(3) 企業誘致

地域外の企業や工場を地域内に呼び込み、雇用と生産を図る。比較的短期間で大きなインパクトを期待することができる。ただし、企業の本社を地域内に呼び込むことができなければ、付加価値は地域外に移出してしまうことになる。また、経済のグローバル化や技術進歩により国際的な価格競争が激しい場合には、誘致が難しくなったり、せっかく誘致した企業が他の地域に転出してしまったり廃業してしまったりするなどのリスクが高まる。

(4) これまでのアプローチの限界

地域経済の疲弊を防ぐためには、地域における雇用を増加させつつ、住民の所得を向上させる必要がある。地域における雇用を増加させるには、現在その地域で既に事業をしている人が更に多くの人を雇用するか、多くを雇用することができる人を他の地域から誘致するか、いずれかが求められる。一方、住民の平均所得を向上させるには、住民が正規雇用されることと、資金が地域内で循環されることとが求められる。以上の観点から見ると、上で述べられた各種のアプローチには様々な限界が確認されている。

(5) 中小企業の経営戦略に即した支援の重要性

地域振興と産業振興の目的は、短期的には、当該地域における就業者数を増やし住民の所得を向上させることにある。一方、中・長期的には、当該地域の持続可能性を高めることにある。経

済面から見れば、地域の持続可能性には、労働供給と労働需要の維持が不可欠である。労働供給を維持するには、地域の「働きやすさ」「暮らしやすさ」「住みやすさ」を向上させることが必要である。また、労働需要を維持するには、当該地域でビジネス活動を展開する事業者が活動しやすい「ビジネス環境」を整備することが必要である。

特に、価格競争で勝とうとする事業者ではなく、狭い市場（ニッチ市場）であつても独占的な位置（トップ、オンリーワン）を占めようとする事業者に対して、ビジネス環境の整備を進めることが重要である。なぜなら、汎用品で価格競争に陥ると、コスト削減のために従業員の賃金低下や正規従業員の削減を実施したり、価格競争に負けて廃業したりする結果につながりやすいからである。したがって、地域経済の持続可能性を高めるためには、「ニッチ・トップ」あるいは「ニッチ・ナンバーワン」の企業が重要であり、そうした企業が活動しやすい「ビジネス環境」を整備することが必要である。

中小企業経営者に求められている物事をタイミング良く提供することが、よりよいビジネス環境の整備につながる。

(6) 様々な企業支援プログラム

地域の中小企業に対して適切な支援ができるように、支援プログラムを開発することが求められる。単一の支援機関がすべての支援を提供できるわけではないので、関連する機関と連携することになる。また、企業が支援を求めるタイミングに合わせてタイムリーに支援を提供できるような工夫も必要である。

以下は、支援プログラムに含まれるべき支援事業の内容を紹介したものである。なお、企業に対する投融資など金融に関する支援は省いている。また、実施主体、事業の資金源、事業を実施するタイミングに関する議論も省いている。

① ワークショップやセミナー

経営者が新しいスキルや考え方を学ぶことができるように、ワークショップやセミナーを開催する。学ぶべきスキルには、効果的なコミュニケーション、財務や会計、税務、法務、マーケティング、人事管理などがある。この事業は比較的安価で実施することができる。事業効果を高めるには、ワークショップやセミナーの講師として「研修講師のプロ」を求めるのではなく、「その分野に長けた企業経営者」を充てることである。その方が、受講する経営者が内容を把握しやすいだろう。

このタイプの事業の短所は、経営者が新しいスキルや考え方を習ったとしても、それを経営に反映させているかモニタリングできないことである。言うまでもなく、スキルや考え方が実践されなければ、経営改善や経営戦略の展開につながらないし、地域経済への効果も期待できない。こうした短所を補うためには、事業後のフォローアップが必要である。

②コーチング、メンタリング

経営者の能力を高めるために、コーチやメンターが直接指導する。コーチやメンターとなる人は、コンサルタントよりも先輩経営者の方が望ましい。人によっては、経営者に何らかの課題を課し、次の面談までにその課題に取り組むことを求めている。コーチやメンターとなる人にも経営者側にも強いコミットメントが必要であり、双方向的なコミュニケーションが要求されるために、この事業に参加できる人は限られてしまう。

③ピア・ラーニング

経営者がグループを形成し、グループメンバー同士でお互いから学ぶ。業界の最先端を進む経営者たちは他の業界で最先端を進む経営者たちから学びたい、という希望があるという。同業者には自社の事情を明かしたくないとしている経営者もいるところから、ピア・ラーニングのためには、異業種からなるグループを形成する方がよい。

④潜在的な取引先とのマッチング

ある企業が保有する技術やサービス能力に関して、提供する側と求める側とをマッチさせる。ただ、同じ業界や近隣地域だけではマッチングが成立しないかもしれない。面白い例としては、航空機や宇宙ロケットの姿勢制御を主な用途として開発されたジャイロスコープが、豪華客船をつくる会社から求められた例である。この豪華客船では、セレブを集めたワインパーティを開催することができるように、揺れやピッチに対して敏感に制御することが求められていたので、高精度のジャイロスコープが必要だったという。もちろん、ジャイロスコープの製作者が想定していなかった用途であった。この例は極端であるにしても、技術の市場価値を適切に見極めることが必要になる。企業どうしを実際にマッチングする際には、企業の利益を守り事業効果を高めるために、仲介する事業実施者が、各企業と守秘契約を締結することが必要である。

⑤市場や競合他社に関する情報提供

商用データベースなどを活用することで、市場の動向、業界の動き、競合他社の業務内容などに関する情報を経営者に提供する。これにより、経営者がタイムリーに経営判断ができるようになることを期待している。

この事業では、ただ単にデータベースを開放したり、データベースから得られた情報を提供したりするだけでは効果は高まらないかもしれない。情報検索の経験が深い者と経営者とが対話をしながら情報収集することにより、より経営判断に好影響を与える情報を得ることができる。

⑥優良な企業の認証

企業を認証することは、その企業の信用力やブランド力を高めることになり、間接的にその企

業の活動を支援することになる。企業認証の実例としては、さいたま市が実施している「テクニカルブランド企業認証事業」および「CSR チャレンジ企業認証制度」がある。これらの事業では、市内の企業は広く応募できる。数段階の審査を経て、3年間のみ認証される。期限が来る年には再応募することができる。また、認証された企業には、認証企業限定のセミナーやブース出展に参加することができる特典がある。

この事業を実施する上で重要なことは、認証された企業にどのような支援プログラムを用意するかにある。認証のための審査により企業の水準が決まるので、特定のタイプの企業のニーズに基づいた支援プログラムを設定することが、効果を高めるために重要である。

⑦企業や製品・サービスに関する情報発信

情報発信の方法には、直接に会う（面談、セミナー講師、イベント、ブース出展）、印刷物（パンフレット、会報誌、チラシ、事業報告書、新聞や雑誌への投稿、マスコミへの露出）、電子媒体（メール、メルマガ、メーリングリスト、ウェブページ、ブログ）、ソーシャルメディア（Twitter、Facebook、YouTube）などがある。発進の目的、情報の内容、対象者によって、手段を使い分ける必要がある。同じ素材をメディア別を使い回して、いろいろな手段で発信することが効果的であるが、経営者によっては特定の方法に固執することがあるので、適切な手段を使うように指導すれば良い。

最先端の情報発信は、動画映像を活用することである。言語は、文字で示す言語、音声で示す言語、映像で示す言語の三つに分けることができる。これら三つを全て含む動画映像は、より多くの情報を発信することができる。効果的な動画映像の作製にはアマチュアでは限界があるので、適切な専門家を介入させる必要があろう。

⑧ビジネス・インテリジェンス

「情報提供」が現在の情報を扱っているのに対して、「ビジネス・インテリジェンス」では、業界や市場についての将来の情報を予測・分析する。ビジネス・インテリジェンスは、ただ単に将来を予測するだけでなく、予測された将来が当該企業やその経営状況にとってどんな意味を持つかを分析する。ビジネス・インテリジェンスのためには、統計を含む良質の情報、経験、論理的な思考力が必要である。

次の表は、それぞれの支援事業がどのような企業に適しているかを示している。

表 2 対象企業に適した支援事業の内容

支援の対象となる企業	ワークショップ、セミナー	コーチング、メンタリング	ピア・ラーニング	潜在的な取引先とのマッチング	市場や競合他社に関する情報提供	優良な企業の認証	新製品・新事業進出のための技術開発	企業や製品・サービスに関する情報発信	ビジネス・インテリジェンス
長期存続を図る企業	○	○			◎	◎	◎	○	◎
独自技術を有する企業				○	◎	◎		◎	
自律的市場開拓を図る企業	○	◎		○	◎	◎	◎	◎	◎
スタートアップ企業	◎	◎	◎		○				
セカンドステージ企業		○	◎	◎	◎		◎	◎	◎
事業承継する（される）企業		○		◎	○			◎	○
誘致された企業								◎	◎

◎は、適性が強いと推測されることを意味する。

○は、適性があると推測されることを意味する。

すべての支援事業が同じような効果を生み出すわけではない。短期的な効果を持つ事業もあれば、中長期的な効果を持つものもある。次の表では、各支援事業が、企業の現在の収益に与える効果（短期的な効果）と企業の持続可能性に与える効果（中長期的な効果）を示したものである。

表 3 支援の効果

大 ↑ 企業の持続可能性への効果 ↓ 小		技術開発				ビジネス・インテリジェンス	
		認証			情報提供		
			情報発信		ピア・ラーニング		
		ワークショップ セミナー	メンタリング コーチング		マッチング		
	小 ← 企業の現在の収益への効果 → 大						

次の表は、それぞれの支援事業を実施するためのコストを示す。支援事業のコストを「手間」と「資金的負担」との両面から捉えている。

表4 支援のコスト

大 ↑ 手 間 が か か る ↓ 小			マッチング			技術開発	
			情報発信		ビジネス・イン テリジェンス		
	ピア・ ラーニング						
	認証			情報提供			
			コーチング メンタリング				
	ワークショップ セミナー						
	小 ← お金がかかる → 大						

以上、中小企業に対する支援の内容について述べたが、大切なことは、支援事業の詳細を詰めるだけでなく、地元経済の現状を勘案しつつ、究極の目的である「地元企業と地域経済の長生と繁栄」と一貫した事業を選択することである。

6 中小企業振興により地域経済を成長させるアプローチ

(1) 概要

地元の中小企業を育成し成長させることにより地域経済を成長させる政策として、「エコノミックガーデニング」と呼ばれるものがある。この政策は米国の地方自治体で1980年代末から実践されている。現在では、エコノミックガーデニングあるいは類似する手法が、コロラド州、ジョージア州、カリフォルニア州、ワシントン州、オレゴン州、ウィスコンシン州などの諸都市、さらにオーストラリアの一部の都市で採用されている。

米国では、一部の自治体で大企業や多国籍企業を誘致することによって経済活性化に成功したが、全ての地方自治体がそのような戦略を採用したわけではない。大企業を誘致するためには、用地や補助金の提供、法人税や固定資産税の優遇措置など、様々なインセンティブが求められる⁷。

しかし、財政基盤の弱い自治体や大規模な産業用地を用意することができない自治体では企業

誘致による経済開発が難しい。

これに対して、エコノミックガーデニングは、好条件を用いて地域外から大企業を誘致する（ハントイングする）のではなく、「ガーデニング」という言葉が表すとおり、手間暇かけて、たくさんのきれいな花が咲く庭園を造るように、地元の企業を支援し雇用を増やす手法である。特に中小企業や起業家を支援することで地元経済が成長することを意図している。ただし、エコノミックガーデニングは、補助金やインキュベーション施設の提供などにより単に起業家活動を支援する政策ではない。むしろ、積極的に革新的な企業活動が地域に存在することを前提とした政策である。行政にも民間企業にも住民にも積極性や進取の活動が欠如している地域ならば、エコノミックガーデニングは成功しないかもしれない。

エコノミックガーデニングは、地元の企業を育成するシステムを構築する取り組みであり、特定のプログラムや特定の哲学・思考法を指すのではない。米国での各地の取り組みでは、その地域の状況によって内容が変わるものの、以下の点において共通している。

第1に、日本における地域経済活性化と異なり、必ずしも地域ブランドや地域資源にはこだわっていない。第2に、大都市近郊の衛星都市でも農村地域や人口の少ない地域でも実施可能である。ただし、人口の少ない地域では新しい産業を生み出すために起業支援が重要な要素となる。第3に、新規開業企業ばかりでなく、「ガゼル」と呼ばれる急成長企業を支援することも多い⁸。特に基幹人材や競合企業に関する情報を適切に提供することにより、雇用創出力をさらに高めうるからだ。第4に、地域の生活の質を維持し向上させながら経済成長を達成しようとする長期的な観点が必要であり、政府機関、非営利団体、民間企業、政治指導者、コミュニティーの各種グループ、その他の地元指導者の間で、理解と協力とを確立しようとする超党派的な実行機関が不可欠である⁹。

以上から明らかなおとおり、エコノミックガーデニングによって地域経済の成長という美しい「庭園」を造るためには、「施肥」（地元企業に必要な支援内容は常に変化するので、それに合わせて適切かつ迅速に対応する）、「除草」（地元企業が効率性を追求できるようなサービスを提供する）、「多品種の育成」（経済環境が変動しても地域が打撃を受けないように予め性格の異なる多様な産業や企業を認める）など、手間暇がかかることを理解しなければならない。また、腕前がよく政治的立場の偏りが無い「庭師」が必要である。

（2）効果

エコノミックガーデニングを実施している二つの都市の例を紹介する。まず、米国コロラド州リトルトン市は大都市であるデンバーの近郊に位置する都市であり、人口4万人ほどである。リトルトン市では、1980年代末に、冷戦の終結による産業構造の変化に伴って地域の主要企業が閉鎖してしまい失業に悩まされた。このときに地元企業を強化して経済成長を図るエコノミックガーデニングを開始した。リトルトン市におけるエコノミックガーデニングの原則は「企業家精

神あふれる地元の中小企業が活躍できる環境を創出する」ことにある。この原則のもとで、商業や生活の質を維持向上させるインフラの整備、企業と支援者との交流・意見交換の改善、行政から企業に対する市場情報や市場分析の提供とコンサルティング、などが実施された。既に事業実績がある企業だけでなく、これから創業しようとする市民がエコノミックガーデニングのサービスを受けられるのもリトルトン市の特徴の一つである。リトルトン市ではエコノミックガーデニングを採用して以来15年間で、雇用数は2倍以上に、売上税収入は3倍に増えた¹⁰。これは近隣の各都市の実績を大きく上回る成果である。

次に、オーストラリア連邦ニューサウスウェールズ州シェルハーバー市は2006年からエコノミックガーデニングを開始した。同市は、シドニー市の南方約85キロにある人口3300人の小都市である。2012年に、同市はエコノミックガーデニングの評価のため、民間企業であるIRIS Research社に調査を依頼した。同社は、エコノミックガーデニングのサービスを受けた企業（以下「対象企業」と称する）に電話インタビューにより情報を収集した。その結果、シェルハーバー市のエコノミックガーデニングの対象となった192社のうち108社から回答を得た。この調査結果によると、シェルハーバー市のエコノミックガーデニング事業には、以下のような効果があることが判明した。

まず、回答を寄せた企業（以下「回答企業」と称する）の従業員規模については、63%が個人事業あるいは従業員が5人未満の零細企業、23%が従業員数5人～9人、12%が従業員数10人～19人、従業員数が20人以上の企業は2%であった。また、回答企業の年間売上高では、34%が10万豪ドル未満、48%が10万豪ドル以上100万豪ドル未満、17%が100万豪ドル以上であった。以上から、回答企業は、いわゆる零細小規模企業であることがわかる。

エコノミックガーデニングは、シェルハーバー市でも雇用と売上高を創出した。まず、回答企業全体の雇用数は、394人から473人へと増加した。7年間の増加率は20%である。また、回答企業全体の7年間の売上高は、4364万豪ドルから6410万豪ドルへと47%増加した。さらに、IRIS Research社が産業連関表を用いて間接効果を測定したところ、間接的な雇用創出は44人、間接的な売上高創出は1490万豪ドルであった。

また、回答企業の経営者によれば、エコノミックガーデニングのサービスが有意義だった理由として、新しいアイデアを得た（23.7%）、ネットワーキング（16.1%）、新しいスキルを発展できた（14.0%）、新しい市場や取引相手が見つかった（10.8%）などを挙げている。

以上のように、実施する都市によって対象や内容に多少の違いはあるものの、情報とインフラとネットワーキングを重視するというエコノミックガーデニングは、効果を上げていることがわかる。

7 内発的発展との親和性

エコノミックガーデニングは、これまでの日本の地域経済活性化政策と異なるところがあると既にわかっている。例えば、旧来の地域経済活性化政策である一村一品運動や特産品奨励などは次のような相違がある。つまり、一村一品運動などでは地元の中小企業の育成・強化が政策として必ずしも重視されていなかったのに対して、エコノミックガーデニングでは個々の企業の収益改善や売上高の増加に焦点が当てられている。さらに、エコノミックガーデニングでは、地域クラスターの形成が必ずしも前提とされていない。「地域クラスター」とは、「地理的に近接する産学官の各種行動主体の集まりであって、その中にノウハウや知見、標準、生産技術といった価値あるものが蓄積されており、それら構成要素の間に網の目のような情報の流通と協働のための横方向ネットワークが発達した状態」を指し、「地域内の各主体が相互に柔軟で複雑な関連を持っているという側面に着目すると一種の生態系に喩えること」もできる¹¹。そして、地域クラスターは「低賃金を前面に押し出して大企業の工場を誘致するのではなく、地域の中で知識のネットワークを充実させ、新しい知識による新しい産業を創成し経済活性化させる」ものである¹²。エコノミックガーデニングは地域クラスターの考え方と一致するところもあるが、ネットワークを拡大する方向性を地域内よりも地域外に向けているところに特徴がある。つまり、エコノミックガーデニングは外部に開いているネットワークを重視する。

エコノミックガーデニングを日本で実施する場合には、地域資源の活用や内発的発展論の適用など、米国やオーストラリアの実施例よりも「地域主導」の政策であることを強く打ち出すべきだろう。次に述べるとおり、エコノミックガーデニングの手法と内発的発展とは共通するものがある。

ここでは、内発的発展とは、「地域の企業・組合などの団体や個人が自発的な学習により計画を立て、自主的な技術開発をもとにして、地域の環境を保全しつつ資源を合理的に利用し、その文化に根ざした経済発展をしながら、地方自治体の手で住民福祉を向上させていくような地域開発」を指す¹³。ここで重要な要素は、開発事業やプログラムの動機付け、計画策定、実施、事業監理や評価において地元住民が広く参加するところにある。つまり、住民間の協力により開発を企画し実行することが内発的発展の中核を示す。内発的発展では、地域開発のために、地域外に本拠地を置く大企業など外発的な力に頼ろうとすることはないが、同時に地域の外にネットワークを開き外部の企業の力をうまく取り込んでいくことが重要になる。この場合、地域内部のネットワークと地域外のネットワークとをリンクするローカルリーダーが地域の発展に大きな影響を与える。西川潤はこのローカルリーダーの重要性を次のように述べている。「1970年代の半ばに鶴見和子は社会変化の担い手の問題を提起した。彼女はローカルな社会の変化を分析していて、ローカルな社会だけで変わるのはなかなか難しいことを指摘している。そのローカルな社会と世

界システムと結びつく力、彼女の言葉では漂泊者またはキー・パーソン、私の言葉を使うとネットワーク型の地方リーダーだが、外の世界を知っている人がローカルな社会に入り、この社会を客観化することによって変革主体となる。これは、シュンペーターの意味での「企業者」にほかならない。ローカルな社会の変化には地方リーダーが必要となる。このリーダーは漂泊者というか、地方社会と世界システムを繋いでいく人にほかならない。」¹⁴

エコノミックガーデニングの手法においては、上に述べた「ローカルリーダー、キー・パーソン、あるいはネットワーク型の地方リーダー」の経済面での機能を果たすのが、エコノミックガーデニングの実施機関でありその機関のリーダーであると言える。また、そうしたリーダーが適用する「地元の企業を成長させる環境をつくる政策」も、それ自体が地域力の要素の一つであると言えよう。このように考えると、エコノミックガーデニングと内発的発展とは同一の観点から議論することができる。つまり、日本においてエコノミックガーデニングを議論する際には、内発的地域発展モデルの考え方を媒介にすれば、「西洋庭園の造園技術」を「日本庭園」に応用するためのヒントとなろう。

現実には、地方自治体は内発的地域発展の考え方を適用しているのだろうか。渡邊博顕は、都道府県と市町村を対象とするアンケート調査に基づいて、市町村における雇用問題の位置づけと対応の方向性を整理した上で、次のように述べている。「雇用問題を解決するための具体的な戦略として、内発的な雇用創出と外発的な雇用創出との両方を同じ程度重視するというケースが多かった。しかし、市、町では内発的雇用創出と外発的雇用創出の両方を同じ程度重視するということが多いのに対して、村では、地理的な理由、高齢者比率が高いという人口の年齢構成上の理由から、内発的な雇用創出を重視せざるを得ないということがほぼ同じ比率だけあった。」¹⁵ この結果から考えられるのは、地元で入手できる資源や地理的な制約から内発的な雇用創出を選択せざるを得ない地域はもちろん、外発的な雇用創出が可能な地域であっても、内発的発展は可能である。ただし、「ローカルリーダー、キー・パーソン、あるいはネットワーク型の地方リーダー」という人的資源の重要性は、内発的な雇用創出を選択せざるを得ない地域であればあるほど高まるだろう。

高齢化社会・人口現象社会における経済開発戦略として重要な要素は、人的資源とそれを活用する知識産業である。神野直彦は「知識社会では自然に働きかける主体である人間そのものを向上させることが生産の前提条件となる。つまり、人的投資が生産の前提条件となる。こうした人的投資を公共サービスとして供給しなければ、地域社会の再生は難しいことになる」と述べて、人的資源の重要性を主張している¹⁶。さらに、中村剛治郎は「知識労働の担い手は、知識の創造性を磨き発揮できる場と同時に、自らの人間としての再生を可能にする生活の場を重視し、住みたいと考える地域での生活、貨幣的所得だけでは入手できない優れた生活の質を享受できる地域での暮らしを大事にする。知識労働の担い手たちが、共通して注目するような、高いレベルの生活の質を提供する住みよい都市は、全国や世界から有能な人材を集積して知識労働市場を発展さ

せ、人材を求める企業の集積を導き、地域的政治経済システムを組織しながら、生産機能の連関する産業クラスターの形成にとどまらず、独自の知識文化創造センターとして発展していくことになる」と述べている¹⁷。これらの指摘はいずれも、物理的な投資に代わる新しい公共投資の方向性を示している。

8 今後の検討課題・研究課題

以上からわかるとおり、エコノミックガーデニングは、理念においても制度面においてもツールにおいても、日本の事情に合わせて導入することが可能である。ただし、導入を促進するためには、今後進めるべき検討課題や研究課題として以下のようなものがある。

(1) 行政と民間企業との業務提携

これまでに述べた通り、エコノミックガーデニングにおいては、地元の中小企業に対する情報提供サービスが重要な役割を果たすが、業種や企業により、また、マーケットや経済環境の変化により、必要とされる情報の種類や質が変化することが考えられる。すなわち、同一のプログラムを全ての企業を対象として提供し続ける、という姿勢と体制では、エコノミックガーデニングを実施しても効果があり上がらないことが予想される。この場合、情報提供サービス、とくにマーケティング支援については行政、民間企業、非営利団体の間の業務提携について、検討が必要である。

(2) 円滑な実施方法

エコノミックガーデニングの導入は、まず、その地域のリーダーが導入を決意することから始まる。それは、首長であっても経済界のリーダーであっても非営利部門のリーダーであってもよい。誰かがエコノミックガーデニングの可能性にコミットするところから始まる。

コミットメント表明の後には、地域内でエコノミックガーデニングを実施することへの合意を形成する段階がある。この段階では、地域の主要リーダー（首長、議会、商工会、など）がエコノミックガーデニングをその地域の開発戦略として導入することについて同意し、長期に亘る政策であることを理解することが必要になる。同時に、企業が求めるサービスの内容や規模などについて地元の企業から詳細な聞き取り調査を行うことが望ましい。この合意形成の段階は6ヶ月から1年かかると予想される。

本格的にエコノミックガーデニングを導入した後でも、地域に目に見える効果が発現するにはさらに時間がかかることが予想される。地方分権の進展と地元の意向の尊重はエコノミックガーデニングへの追い風であることには違いないが、こうした時間の流れを理解しつつ、エコノミックガーデニングの導入を検討することが必要である。

(3) 地域経済開発政策の実証研究

エコノミックガーデニングの計量的な分析はまだ十分ではない。エコノミックガーデニングを実施した自治体の数が少なく実施も比較的新しいために、実証的な比較研究のために必要なデータが集まりにくいこともその理由である。しかしながら、エコノミックガーデニングのような企業支援政策を行った場合に発生した企業活動の変化を実証的に測定することで、エコノミックガーデニングの効果についてさらに詳しいことがわかってくるだろう。どのような指標を使えばエコノミックガーデニングの効果を測定できるのか、研究が必要である。

9 おわりに

本論文では、日米豪の各地で実施されている中小企業支援策を比較することにより、支援の方向性および支援プログラムの内容について相違点を明確にした。また、本論文では、持続可能な地域経済活性化に貢献するアプローチについて検討し中小企業支援策の実施について提言した。米国とオーストラリアの一部の都市で実施されている「中小企業振興により地域経済を成長させるアプローチ」は、成功例として注目すべきである。そのアプローチを日本で実践するには、まだ検討課題や研究課題が残されているものの、実施に向けて積極的な取り組みが求められる。

参考文献（英文はABC順、邦文は50音順）

- Barrios, Sharon and David Barrios. (2004) "Reconsidering Economic Development: the Prospects for Economic Gardening." *Public Administration Quarterly*, 28: 1/2, pp. 70-101.
- Walker, Brian, Leonie Pearson, Michael Harris, Karl-Göran Maler, Chuan-Zhong Li, Reinette Biggs, and Tim Baynes. (2010) "Incorporating Resilience in the Assessment of Inclusive Wealth: An Example from South East Australia". *Environment and Resource Economics*, 45:183-202.
- 大西隆 (2005) 「人口減少下における地域経営について～2030年の地域経済のシミュレーション～」地域経済研究会
- 国土審議会政策部会長期展望委員会 (2011) 『長期展望委員会中間とりまとめ』
- 近藤修司 (2011) 『純減団体』新評論
- 産経新聞取材班 (2006) 『地域よ、蘇れ！再生最前線の試み』産経新聞出版.
- 神野直彦 (2002) 『地域再生の経済学』中央公論新社.
- 橘木俊詔・浦川邦夫 (2012) 『日本の地域間格差』日本評論社
- 中小企業総合研究機構 (訳) (2007) 『アメリカ中小企業白書 2006年版』同文館
- 中小企業総合研究機構 (2013) 『地域力向上のための診断手法に関する調査研究』
- 中村剛治郎 (2004) 『地域政治経済学』有斐閣
- 西川潤 (2000) 『人間のための経済学』岩波書店
- 西澤昭夫・忽那憲治・樋原伸彦・佐分利応貴・若林直樹・金井一頼 (2012) 『ハイテク産業を創る地域エコシステム』有斐閣
- 松島克守・濱本正明・坂田一郎 (2005) 『クラスター形成による地域新生のデザイン』東大総研
- 宮本憲一 (1989) 『環境経済学』岩波書店
- 渡邊博頭 (2007) 「市町村の雇用創出への取組と今後の課題」労働政策研究・研修機構編『地域雇用創出

注

- 1 大西隆 (2005)
- 2 例えば、(1) 各地域における独自の取り組みを考慮に入れない、(2) 技術進歩などによる生産性の向上は 1990 年代平均と同じ値で推移する、(3) 経済活動に応じて地域間の人口移動が変化する、などの前提条件をおいている。
- 3 村山雅弥がまとめた中村剛治郎の発言、産経新聞取材班 (2006) 190 ～ 191 頁。
- 4 Walker et al. (2010)
- 5 同プロジェクトのウェブサイト (<http://brr.berkeley.edu/rci/site/faqs>).
- 6 各種支援プログラムについての評価については、中小企業総合研究機構 (2013)、145 ～ 151 頁を参考にした。
- 7 日本でも同様の事態である。2007 年 11 月 19 日付の日本経済新聞記事「グローバル View 企業誘致、補助金が高額化」によれば、企業誘致で競り合ったときに決め手になるのは補助金だとの意識が自治体間で根強いと指摘されている。
- 8 ガゼルとは、跳躍力に優れ高速で長時間走れるシカに似た動物である。
- 9 Barrios and Barrios (2004)、89 頁。
- 10 中小企業総合研究機構 (訳) (2007)、191 頁。
- 11 松島克守・濱本正明・坂田一郎 (2005)、53 頁。
- 12 同書、158 頁。
- 13 宮本憲一 (1989)、294 頁。
- 14 西川潤 (2000)、72 ～ 73 頁。
- 15 渡邊博顕 (2007)、208 ～ 209 頁。
- 16 神野直彦 (2002)、145 頁。
- 17 中村剛治郎 (2004)、402 頁。

本論文は、拓殖大学政治経済研究所・平成 24 年研究助成による研究成果の一部である。

(原稿受付 2013 年 11 月 6 日)

枯渇資源における環境クズネッツ曲線の理論的導出

—有限の資源制約が存在する場合の内生的成長理論を用いて—

宮 永 輝

第1節 経済成長と環境の関係

経済成長と環境の関係としてよく知られているのが環境クズネッツ曲線である。これはある経済において経済成長と環境の関係を図に表すと逆U字曲線を描くというもので、経済成長の初期には経済成長とともに環境悪化が進むが、ある所得水準を超えると環境は改善するというものである。元々は経済発展と所得分配の関係が逆U字形状を示すことを表した曲線であったが、現状ではそれ以外の関係にも使用されている¹⁾。

これは World Bank (1992) によって広く知られるようになった関係であり、この関係に関する研究は地球温暖化が明らかになった最近では盛んに研究されている。ここでいう環境とは必ずしも地球温暖化に限ったものではないが、温暖化ガスの代表格である二酸化炭素についても環境クズネッツ曲線が成立するか否かの研究が行われている。

理論的に経済成長と環境クズネッツ曲線の関係を両立させる試みの嚆矢として Stokey (1998) がある。この論文では Ramsey モデルを用い、生産関数に AK モデルを利用し、排出された汚染物質の蓄積が消費者の効用に影響を与えると仮定して逆U字型の環境クズネッツ曲線を導出している。しかし、AK モデルによる規模の経済では恒常的成長が達成されず、モデル上では内生的な経済成長と環境クズネッツ曲線は両立することはなかった。この点は以後の研究課題となり、この後も内生的な経済成長と環境クズネッツ曲線の両立についていくつかの研究がなされている。

第2節 枯渇性資源制約付き経済成長モデル

二酸化炭素など化石燃料由来の温室効果ガスが環境クズネッツ曲線を描くかどうか、もしくはその条件を理論的に説明するには2つの要素が必要である。第一にはモデル上で明示的に化石燃料が導入されていることであり、第二は経済が理論上で内生的な成長を達成しているということである。

第一の条件、化石燃料についてはその生成過程から枯渇性資源として一般には認識されているが、このような枯渇性資源を経済成長モデルに明示的に導入しているモデルはあまり多くはない。

そのような枯渇性資源を経済成長モデルに明示的に導入しているモデルの一つに浅子・川西・小野（2002）がある。このモデルでは Ramsey モデルに枯渇性資源を取り入れて、枯渇性資源と経済成長の関係を分析している。そして、その結論は資源が枯渇することで経済成長率が次第に低下していく、つまり逆 U 字型を示すとしている²⁾。

もう一つの条件は経済が内生的に成長しているということであるが、こちらは生産関数に様々な条件を導入して、投資による資本の限界生産力の低下を防ぐ手法が用いられている。その手法には資本に外部性を持たせて資本量増加による限界生産力の低下を補うもの、資本に多様性を持たせたり、投資時期ごとに品質の差をつけることで別資本と見なし、限界生産力を維持するという仕掛けを持つモデルなどがある。

以上の2つの条件を満たした理論モデルに宮永（2000）がある。その特徴は第一の条件である化石燃料すなわち枯渇資源の導入と第二の条件である内生的な経済成長を両立しているところにある。ここでいう枯渇資源制約とは生産関数への枯渇資源制約の導入である。財生産には資本だけでなく、化石燃料を含む枯渇性資源が必要であり、資源をいかにして使い尽くすかが経済成長の鍵となっている。一方、資本には正の外部性すなわち規模に対する収穫逓増を仮定し、これを経済成長の原動力としている。この資源制約と資本の外部性をバランスさせることで、恒常的な経済成長と経済成長の収束、すなわち経済の資本量が大きくなれば経済成長率は低下するという命題を両立させている。

第3節 環境クズネッツ曲線と枯渇性資源制約付き経済成長モデル

上述した宮永（2000）のシステムを用いて内生的な経済成長モデルから環境クズネッツ曲線の導出を試みたモデルの一つが宮永（2009）である。この論文では、枯渇性資源を具体的に取入れた内生的経済成長理論である宮永（2000）の理論モデルに主として二酸化炭素ガス等の温室効果ガスをイメージした枯渇性資源由来の環境変数を取り入れ、理論的に環境変数が環境クズネッツ曲線と同様の逆 U 字型を描くか否かを試みたものである。

一般に、規模に対する収穫逓増は経済成長が進むにしたがって経済成長率も増加する、すなわち資本の大きい先進国が資本の小さい途上国よりも高い経済成長をするという欠点を持っている。これに対し、宮永（2000）は枯渇性資源の導入によって、その経済成長を押さえ込むことを主眼としてモデルが構築されている。つまり、資本の蓄積による経済成長の増加を枯渇性資源の減少で押さえ込むことで、資本の小さい途上国が資本の大きい先進国よりも高い経済成長をする、もしくは経済成長に伴って成長率そのものは鈍化するようなシステムとなっている。このような資本蓄積と経済成長率の関係が「経済の収束仮説」である。

最近の経済成長理論では規模に対する収穫逓増を成長の原因として用いるモデルは少ない。しかし、枯渇性資源の制約を導入する場合においては、成長の原因として有利な点を持って

いると考えられる。その理由として、資本が持つ正の外部性は、見方を変えればそれが枯渇性資源を代替できるという点において、一種の省エネ技術であるとみることができる。いわば無限に燃費を向上させる技術であるとも言えるわけであり、また再生可能資源による代替も表していると考えることができるからである³⁾。

上のような宮永（2000）の特徴を受けて、宮永（2009）では逆U字型の環境クズネツ曲線を描くべく改良を施した。それは生産活動による環境への負の外部性である。宮永（2000）のモデルでは経済成長率と枯渇資源使用量は基本的に同様のカーブを描くが、それでは環境クズネツ曲線の片側部分しか再現できない。ここで資源の使用に負の効果を導入することで、資源を大量に使用する成長初期に負の作用をすることを意図していたものである。その結果としては、環境クズネツ曲線様の逆U字型曲線を描くことはできたものの、それはいわゆる「収束仮説」を満足しない場合に限ってであり、「経済の収束仮説」と「環境クズネツ曲線」を両立することとはできなかった⁴⁾。

以上の問題点に対して本論文では、資源もしくは環境が直接生産に影響を与えるという宮永（2009）で用いた経路の代わりに、資源利用に対して採掘費用を掛けるという形で成長初期における枯渇性資源、すなわち環境変数の使用量を抑えるという経路を用いることで、逆U字型環境クズネツ曲線を理論的に導出することが可能かどうかを考察する。

採掘費用を導入することの問題点は、環境の改善が消費者の効用改善、逆に言えば環境の悪化が消費者の効用に対して直接および間接的に負の影響を与えているわけではないということにある。宮永（2009）では、環境という変数は生産に対する負の効果を有するという点で、間接的にはあるがマイナスの効果を消費者に与えていた。採掘費用の導入は環境という変数を介することなく生産に負の影響を与えているという点で、経済成長につれて環境という財の価値が上昇するという環境クズネツ曲線の直感的な理解とは意見を異にするかもしれない。ともあれ、環境という変数と産出量の間に逆U字型の関係を有するという環境クズネツ曲線を枯渇資源と資源採掘費用で理論的に表現することが可能か否かを試みるという作業を本論文では行っていくたい。

第4節 枯渇性資源に採掘費用を導入した内生的成長モデル

本節では宮永（2009）で示された環境汚染を導入した有限の資源制約付き内生的成長モデルに採掘費用を導入したモデルについて概説する。モデルの定式化は以下の8点である。第一に、各経済は自給自足の閉鎖経済系であると仮定する。第二に、この経済では単一の（資本財にも消費財にもなる）生産物が資本と資源から生産される。第三に、資源とは鉱物資源のように再生産することが不可能な生産要素を示し、その埋蔵量は一定（追加の資源が発見されることはない）である。第四に、資本とは資源でない生産要素（再生産可能）すべてを意味する。すなわち、通常

の物的資本の他に人的資本も含む「広範囲な資本」(broad capital)を示している。第五に、代表的消費者は無限期間生存し、効用の現在価値を最大化すると仮定する。第六に、この経済では人口は一定であると仮定する。第七に、汚染物質は枯渇資源にのみ依存して発生する。この汚染物質は当期の排出すなわちフローのみ考慮して蓄積はされないものとする⁵⁾。第八に、枯渇性資源は産出の際に費用を必要とする。以上8点の定式化を用いてモデルを構築する。

モデルは上述の資源制約と生産関数に通常の効用関数と予算制約式、及び最大化の一階の条件の導出には用いないが、トランジショナル・ダイナミクスを考えるのに必要な制約式として、自然効率性条件 (natural efficiency condition)⁶⁾ の制約式を加えた以下の (1) ～ (6) の方程式体系で表される。

目的関数：

$$\max_{c, k, e, r} U = \int_0^{\infty} u(t) \cdot \exp(-\rho t) dt = \int_0^{\infty} \log c(t) \cdot \exp(-\rho t) dt \quad \dots (1)$$

制約条件

$$\text{予算制約式：} \frac{dk}{dt} = y(t) - c(t) \quad \dots (2)$$

$$\text{生産関数：} y(t) = \bar{A} \cdot k(t)^{1-\alpha} \cdot e(t)^{\alpha} \cdot K(t)^{\psi} \cdot E(t)^{\phi} \quad \dots (3)$$

$$\text{資源制約式：} \frac{dr(t)}{dt} = -e(t)^{\zeta} \quad \dots (4)$$

$$\text{汚染物質発生式：} p(t) = b \cdot e(t) \quad \dots (5)$$

$$\text{自然効率性条件：} \frac{\partial y(t)}{\partial k(t)} = \frac{d}{dt} \cdot \log \left(\frac{\partial y(t)}{\partial k(t)} \right) \quad \dots (6)$$

$c(t)$, $k(t)$, $e(t)$, $r(t)$, $p(t)$ は各々 t 期の一人あたり消費量, 資本量, 資源消費量, 資源埋蔵量, 汚染物質排出量であり, U は効用の現在価値の合計を表し, t 期の効用は $u(t) = \log c(t)$ の対数型であると仮定する。また, $\rho (> 0)$ は割引率, α ($0 < \alpha < 1$) は資源が生産に占めるシェア, $\psi \cdot \phi$ は各々 (一人あたりではなく) 経済全体の資本量・資源量が生産に与える外部性でそれぞれ正の定数であり, $\zeta (> 1)$ は資源の採掘費用である。また, $\bar{A} (> 0)$ は生産関数のパラメータである。そして, 資本の減価はないものと仮定し, 初期条件 $k(0) = k_0$, $r(0) = r_0$, および非負条件 $c(t) \geq 0$, $k(t) \geq 0$, $e(t) \geq 0$, $r(t) \geq 0$, $p(t) \geq 0$ が付け加わってモデルが成立する。

宮永 (2000), 宮永 (2009) に対する本モデルの改良点は (4) の資源制約式である。本モデルでは $\zeta > 1$ という条件から, 資源を採掘する際にはその採掘した資源にロスが発生するという形

で採掘費用を表現している。

汚染物質の発生式は宮永（2009）と同様に直接資源から汚染物質が発生するという形を取っている。この場合の汚染物質は二酸化炭素をはじめとする温暖化ガスを想定していることから、汚染物質の発生は基本的に枯渇資源の一次関数として表すことができる⁷⁾。宮永（2009）でも述べているが、通常的环境と経済成長の関係を扱ったモデルとは異なり、生産もしくは消費に派生して汚染物質が発生する形ではないという特徴は本モデルでも維持されている。

最大化の条件を導出するため、当該期価値ハミルトニアンを（7）のように仮定して行った最大化の一階の条件は（9）～（11）のようになる⁸⁾。

$$H(t) = \log c(t) + \lambda(t) \{ \bar{A} \cdot k(t)^{1-\alpha} \cdot e(t)^\alpha \cdot K(t)^\psi \cdot E(t)^\phi - c(t) \} + \mu(t) \{ -e(t)^\zeta \} \quad \dots (7)$$

$$u(t) = \log c(t) \quad \dots (8)$$

$$\frac{\mu(t)}{\lambda(t)} = \frac{\alpha}{\zeta} \bar{A} \cdot k(t)^{1-\alpha+\psi} \cdot e(t)^{\alpha+\phi-\zeta} \quad \dots (9)$$

$$-\gamma_{c(t)} = -\frac{d\lambda(t)/dt}{\lambda(t)} = (1-\alpha) \bar{A} \cdot k(t)^{-\alpha+\psi} \cdot e(t)^{\alpha+\phi} - \rho \quad \dots (10)$$

$$\gamma_{\mu(t)} = \rho \quad \dots (11)$$

$$\lim_{t \rightarrow \infty} \{ \lambda(t) \cdot k(t) \exp(-\rho t) \} = 0 \quad \text{横断面条件}$$

$$\lim_{t \rightarrow \infty} \{ \mu(t) \cdot r(t) \exp(-\rho t) \} = 0 \quad \text{横断面条件}$$

$\lambda(t)$, $\mu(t)$ はそれぞれ資本ストック $k(t)$ と資源埋蔵量 $r(t)$ のシャドウプライスで、 $\gamma_{\lambda(t)}$, $\gamma_{\mu(t)}$ は各々 $\lambda(t)$, $\mu(t)$ の変化率、 A は $A = \bar{A} \cdot N^{\psi+\phi}$ で定数である⁹⁾。最大化の一階の条件から最終的に消費量成長率、資本量成長率、資源消費量成長率、資源賦存量成長率 $\gamma_{c(t)}$, $\gamma_{k(t)}$, $\gamma_{e(t)}$, $\gamma_{r(t)}$ の恒常的均衡値、 γ_c^* , γ_k^* , γ_e^* , γ_r^* は以下のように決定される。

$$\zeta \gamma_e^* = \gamma_r^* = -\rho \quad \dots (12)$$

$$\gamma_k^* = \gamma_c^* = \frac{\alpha + \phi}{\zeta(-\alpha + \psi)} \rho \quad \dots (13)$$

ここで宮永（2009）のモデルと比較してみよう。宮永（2009）では恒常的均衡値は以下の2式で表されている。なお、 τ は資源を生産に使用する際に環境へ与える影響のパラメータである¹⁰⁾。

$$\gamma_e^* = \gamma_r^* = -\rho$$

$$\gamma_k^* = \gamma_c^* = \frac{\alpha + \phi - \tau}{-\alpha + \psi} \rho$$

上式と (12), (13) 式を比較すれば, (12) 式で資源採掘量の変化率は採掘費用分 ($1/\zeta$) の割合だけ低下しており, (13) 式の恒常的均衡値つまり消費と資本の成長率も同様に採掘費用分 ($1/\zeta$) だけ低下しているのがわかる。ここには記述しないが宮永 (2000) とも比較すれば, (13) 式だけでなく (12) 式にも採掘費用は影響を与えていることがわかる¹¹⁾。

第5節 数値シミュレーションモデルの構築

本節では前節で概説した理論モデルから数値シミュレーションモデルを構築して環境クズネツ曲線を導出する。

5-1 収束経路の導出

ここでは数値シミュレーションを行うために収束経路を直線に近似して代数的に導出する。そのやり方は宮永 (2001) や宮永 (2009) と同様, 位相図上の収束経路を近似的に一次式として導き出し, 収束経路上の経済において資本量と成長率, 所得と成長率の関係が収束仮説を満たすか否かを検証していく。

最初に位相図の導出を概説する。モデルで用いられている変数 $c(t)$, $k(t)$, $e(t)$, $r(t)$ は恒常状態においても恒常成長率で成長 (減少) するので, そのまま分析に用いることはできない。そこで, 恒常的均衡値が定数となるような変数を定義してそれを分析に用いることにする。その恒常的均衡値が定数となるような変数 x , z , w を以下のように定義する。

$$x(t) = MPK = \left[(1 - \alpha) A \cdot k(t)^{-\alpha + \psi} \cdot e(t)^{\alpha + \phi} \right]$$

$$z(t) = \frac{c(t)}{k(t)}$$

$$w(t) = \frac{e(t)^\zeta}{r(t)}$$

すると, (12), (13) から恒常状態は以下の形で表される。

$$\begin{aligned} \gamma_k^* = \gamma_c^* = MPK^* - \rho &= \frac{\zeta(-\alpha + \psi) + \alpha + \phi}{\zeta(-\alpha + \psi)} \rho - \rho = \frac{\alpha + \phi}{\zeta(-\alpha + \psi)} \rho \\ \gamma_r^* = \zeta \gamma_e^* &= -\rho \end{aligned} \quad \dots (14)$$

したがって, 恒常状態で x , z , w は次のような定数となる。

$$x^* = \left[(1-\alpha)A \cdot k^{-\alpha+\psi} \cdot e^{\alpha+\phi} \right]^* = \frac{\zeta(-\alpha+\psi)+\alpha+\phi}{\zeta(-\alpha+\psi)} \cdot \rho \quad \dots (15)$$

$$\begin{aligned} z^* &= \left[\frac{c}{k} \right]^* = \frac{MPK^*}{1-\alpha} - \gamma_k^* = \frac{\zeta(-\alpha+\psi)+\alpha+\phi}{\zeta(1-\alpha)(-\alpha+\psi)} \cdot \rho - \frac{\alpha+\phi}{\zeta(-\alpha+\psi)} \cdot \rho \\ &= \frac{\zeta(-\alpha+\psi)+\alpha(\alpha+\phi)}{\zeta(1-\alpha)(-\alpha+\psi)} \cdot \rho \end{aligned} \quad \dots (16)$$

$$w^* = \left[\frac{e^\zeta}{r} \right]^* = \rho \quad \dots (17)$$

次に、 $\gamma_{c(t)}$, $\gamma_{k(t)}$, $\gamma_{e(t)}$, $\gamma_{r(t)}$ を導出する。

$\gamma_{e(t)}$ の導出は、一階の条件 (8), (9) から以下の式が得られる。

$$\gamma_{c(t)} = x(t) - \rho \quad \dots (18)$$

次に $\gamma_{k(t)}$ は、予算制約式 (2) を $k(t)$ で割り、 x と z の関数として表す。

$$\gamma_{k(t)} = \frac{MPK}{1-\alpha} - \left[\frac{c(t)}{k(t)} \right] = \frac{x(t)}{1-\alpha} - z(t) \quad \dots (19)$$

$\gamma_{e(t)}$ は、自然効率性条件を用いれば、次のように表される。

$$\gamma_{e(t)} = -\frac{\psi}{(1-\alpha)(-1+\alpha+\phi)} \cdot x(t) + \frac{1-\alpha+\psi}{-1+\alpha+\phi} \cdot z(t) \quad \dots (20)$$

最後に、 $\gamma_{r(t)}$ は資源制約式 (4) を $r(t)$ で割って得られる。

$$\gamma_{r(t)} = -\frac{e(t)^\zeta}{r(t)} = -w(t) \quad \dots (21)$$

(18) ~ (21) の式を用いて変数 x , z , w の増加率 γ_x , γ_z , γ_w は以下の式で与えられる¹²⁾。

$$\gamma_{x(t)} = -\frac{\alpha(-1+\alpha+\phi)+\psi}{(1-\alpha)(-1+\alpha+\phi)} x(t) + \frac{\phi+\psi}{-1+\alpha+\phi} z(t) \quad \dots (22)$$

$$\gamma_{z(t)} = \frac{-\alpha}{1-\alpha} x(t) + z(t) - \rho \quad \dots (23)$$

$$\gamma_{w(t)} = -\frac{\zeta\psi}{(1-\alpha)(-1+\alpha+\phi)}x(t) + \frac{\zeta(1-\alpha+\psi)}{-1+\alpha+\phi}z(t) + w(t) \quad \dots (24)$$

$\gamma_{x(t)}$, $\gamma_{z(t)}$, $\gamma_{w(t)}$ が (22) ～ (24) のように得られたので, これを用いて $dx/dt = 0$, $dz/dt = 0$, $dw/dt = 0$ の必要条件を x , z , w の関数として表すと以下のようになる。

$$\frac{dx}{dt} = 0 : \quad z = \frac{\alpha(-1+\alpha+\phi)+\psi}{(1-\alpha)(\phi+\psi)} \cdot x \quad \text{または} \quad x = 0 \quad \dots (25)$$

$$\frac{dz}{dt} = 0 : \quad z = -\frac{-\alpha}{1-\alpha} \cdot x + \rho \quad \text{または} \quad z = 0 \quad \dots (26)$$

$$\frac{dw}{dt} = 0 : \quad w = \frac{\zeta\psi}{(1-\alpha)(-1+\alpha+\phi)} \cdot x - \frac{\zeta(1-\alpha+\psi)}{-1+\alpha+\phi} \cdot z \quad \text{または} \quad w = 0 \quad \dots (27)$$

$dx/dt = 0$, $dz/dt = 0$, $dw/dt = 0$ を満たす点の軌跡が (25) ～ (27) として導出されたので, これら 3 式を用いて位相図を描く。

最初に (22) と (23) をみると, この 2 式は w に依存しないので x , z に関する位相図は x - z 平面のみで表すことができる。

解に収束可能なパラメータの制約は $1-\alpha < \phi$ なので, この場合のみにについて考えてみると, (22) の右辺第一項目が $\{x/(-1+\alpha+\phi)\} > 0$ となり, 経済は $dx/dt = 0$ 線に近づくように動くので, 図 1 で表されるように恒常状態に収束する鞍点経路が 1 本 (P_{xy} - P_{xy}' 線) 存在する¹³⁾。

以上で, x - z 平面上の収束経路を描写することはできた。次に w も含む 3 変数の収束経路を考える。 w の経路は (24) で表現されている。この式から, w は x , z , w の 3 変数に依存することが判明する。そこで, (24) 式の右辺第二項目をまず考える。図 1 で経済が収束経路上に存在すると仮定すれば均衡点の近傍で収束経路を線形近似する事ができる。この時, 収束経路の傾きは (27) で表される $z = -\{(-\alpha)/(1-\alpha)\} \cdot x + \rho$ よりも小さいから収束経路は z 軸上で正の切片を持つ直線 (一次関数) として表される。これを用いて (24) の右辺を z のみの関数として表すと, 右辺は w 軸上で負の切片と正の傾きを持つ直線として表される。これを x - w 平面に表したものが図 2 である。経済は図 1 の収束経路上に存在するから x は常に均衡点に向かって収束する方向へ動く。従って図 2 のように均衡解に収束する鞍点経路が 1 本存在する。以上から $1-\alpha < \phi$ の場合に, 図 1 と図 2 の収束経路を同時に満たす経路 1 本のみが恒常状態に収束する収束経路となる。

次に, 収束経路 P_{xy} - P_{xy}' , P_{xw} - P_{xw}' を x , z , w の一次式 (直線) として導出する。直線 P_{xy} - P_{xy}' の傾きは以下のような式で表される。

$$\frac{dz}{dx} = z' = \frac{\dot{z}}{\dot{x}} = \frac{z(x) \cdot \gamma_z(x)}{x \cdot \gamma_x(x)} = \frac{z(x) \cdot \left\{ \frac{-\alpha}{1-\alpha} x + z(x) - \rho \right\}}{x \cdot \left\{ -\frac{\alpha(-1+\alpha+\phi)+\psi}{(1-\alpha)(-1+\alpha+\phi)} x + \frac{\phi+\psi}{-1+\alpha+\phi} z(x) \right\}}$$

これから、直線 $P_{xy}-P_{xy}'$ の傾きは以下のように導かれる。

$$z' = \frac{\eta_1 - \sqrt{\eta_1^2 - 4\eta_2\eta_3}}{2\eta_2}$$

$$\text{ただし, } \eta_1 = -2 \frac{\alpha(-1+\alpha+\phi)+\psi}{(1-\alpha)(-1+\alpha+\phi)} x^* + \frac{\phi+\psi}{-1+\alpha+\phi} z^* + \frac{-\alpha}{1-\alpha} x^* + 2z^* - \rho,$$

$$\eta_2 = \frac{\phi+\psi}{-1+\alpha+\phi} x^*, \quad \eta_3 = \left\{ \frac{\alpha}{1-\alpha} \right\} z^*$$

さらに、収束経路は恒常的均衡点 (x^*, z^*) を通るから、直線 $P_{xy}-P_{xy}'$ は以下のような方程式で表される¹⁴⁾。

$$z = \frac{\eta_1 - \sqrt{\eta_1^2 - 4\eta_2\eta_3}}{2\eta_2} x + \left\{ z^* - \frac{\eta_1 - \sqrt{\eta_1^2 - 4\eta_2\eta_3}}{2\eta_2} x^* \right\} = z'^* x + l \quad \dots (27)$$

直線 $P_{xw}-P_{xw}'$ の傾きについても同様に計算すれば、

$$w' = \frac{w^* \cdot \left\{ -\frac{\zeta\psi}{(1-\alpha)(-1+\alpha+\phi)} + \frac{\zeta(1-\alpha+\psi)}{-1+\alpha+\phi} z'^* \right\}}{\nu + \left\{ -\frac{\zeta\psi}{(1-\alpha)(-1+\alpha+\phi)} x^* + \frac{\zeta(1-\alpha+\psi)}{-1+\alpha+\phi} (z'^* x^* + l) + 2w^* \right\}}$$

ただし、

$$\nu = \left\{ -\frac{\alpha(-1+\alpha+\phi)+\psi}{(1-\alpha)(-1+\alpha+\phi)} x^* + \frac{\phi+\psi}{-1+\alpha+\phi} (z'^* x^* + l) \right\} + x^* \cdot \left\{ -\frac{\alpha(-1+\alpha+\phi)+\psi}{(1-\alpha)(-1+\alpha+\phi)} + \frac{\phi+\psi}{-1+\alpha+\phi} z'^* \right\}$$

となり、均衡値 (x^*, w^*) を使えば、 $x-w$ 平面における収束経路を以下のように直線で近似することができる¹⁵⁾。

$$w = w'^* x + \{ w^* - w'^* x^* \} = w'^* x + m \quad \dots (28)$$

5-2 収束過程と初期値の導出

5-1 で収束経路を直線近似する事ができたので、次に経済が時間とともに収束経路上をどのように動いていくかを導き出す。

位相図から導き出した収束経路は時間に依存しないので、経済が時間とともにどのように収束経路上を動いていくかについては描写できない。そこで、対数線形近似の手法を用いて時系列で経済がどう動いていくかを導出する。

対数線形近似は (22) ～ (24) 式 ($\gamma_x, \gamma_z, \gamma_w$) を均衡点 (x^*, z^*, w^*) の近傍でテーラー展開した場合のヤコビ行列 J を用いて計算する¹⁶⁾。

収束経路は位相図上で直線近似されているので、収束経路上の経済すなわちベクトル ($x(t)$, $z(t)$, $w(t)$) は相似縮小の形で均衡点に向かって動く。これは (22) ～ (24) で表される行列の固有ベクトル上を経済の初期値から均衡点まで固有値に従って動くことと考えられるから、数値シミュレーションを行うには初期値とヤコビ行列 J の固有値を求めることで得られる。均衡点 (x^*, z^*, w^*) でテーラー展開した時のヤコビ行列 J は

$$J = \begin{bmatrix} -\frac{\{\alpha(-1+\alpha+\phi)+\psi\}(\phi+\psi)}{(1-\alpha)(-\alpha+\psi)(-1+\alpha+\phi)} \cdot \rho & \frac{\{\alpha(-1+\alpha+\phi)+\psi\}(\phi+\psi)}{(1-\alpha)(-\alpha+\psi)(-1+\alpha+\phi)} \cdot \rho & 0 \\ \frac{-\alpha(\phi+\psi)}{(1-\alpha)(-\alpha+\psi)} \cdot \rho & \frac{\alpha(-1+\alpha+\phi)+\psi}{(1-\alpha)(-\alpha+\psi)} \cdot \rho & 0 \\ -\frac{\zeta(\phi+\psi)\psi}{(1-\alpha)(-\alpha+\psi)(-1+\alpha+\phi)} \cdot \rho & \frac{\zeta\{\alpha(-1+\alpha+\phi)+\psi\}(1-\alpha+\psi)}{(-\alpha+\psi)(-1+\alpha+\phi)} \cdot \rho & \rho \end{bmatrix}$$

だから、これから収束経路の固有値を計算すると以下ようになる。

$$\varepsilon = \frac{(J_{11} + J_{22}) - \sqrt{(J_{11} + J_{22})^2 - 4 \cdot (J_{11} \cdot J_{22} - J_{12} \cdot J_{21})}}{2}$$

ただし、 J_{ij} はヤコビ行列 J の第 i 行 j 列の要素を表す。

この固有値を用いれば t 期における各変数の値 $x(t)$, $z(t)$, $w(t)$ は、以下のように表せる。

$$x(t) = x^{*\{1-\exp(\varepsilon t)\}} \cdot x(0)^{\{\exp(\varepsilon t)\}}$$

$$z(t) = z^{*\{1-\exp(\varepsilon t)\}} \cdot z(0)^{\{\exp(\varepsilon t)\}}$$

$$w(t) = w^{*\{1-\exp(\varepsilon t)\}} \cdot w(0)^{\{\exp(\varepsilon t)\}}$$

$x(0)$, $z(0)$, $w(0)$ は各々 x , z , w の初期値である。

以上から、初期値 $x(0)$, $z(0)$, $w(0)$ が決まれば各期の変数 $x(t)$, $z(t)$, $w(t)$ を数値で表すことが可能になる。この結果を受けて、以下では初期値の導出を行うこととする。

通常の資本と労働で生産を行う生産関数なら、資本はストック変数であり、労働は外生変数となるので、位相図上では縦軸または横軸の変数のどちらかは初期条件（ストックの初期値）のみから初期値が決定され、その初期値に対応する収束経路上の点が経済の初期値となる。しかし、本モデルの生産関数はストック変数の資本と操作変数の資源消費量で構成されているので、資源消費量の操作いかんで初期値が変動するという問題点がある。そこで、5-1 で導出した収束経路を用いて資源消費量の初期値 $e(0)$ を導出する。消費量の初期値 $e(0)$ が導出できれば $x(0)$, $w(0)$ が決まり、直線 $P_{xz}-P_{xz}'$ の方程式から $z(0)$ を導くことができる。

計算の簡便化のために $\alpha + \phi = 2$ とおけば、2 次方程式の解の公式より資源消費量の初期値 $e(0)$ は下のように求められる¹⁷⁾。

$$e(0) = \left(\frac{r(0)^{-1} + \sqrt{r(0)^{-2} - 4w'^* \cdot (1-\alpha)Ak(0)^{-\alpha+\psi} \cdot m}}{2w'^* \cdot (1-\alpha)Ak(0)^{-\alpha+\psi}} \right)^{\frac{1}{\zeta}}$$

この $e(0)$ から、 $(x(0), z(0), w(0))$ は以下のように与えられる。

$$x(0) = \left[(1-\alpha)A \cdot k(0)^{-\alpha+\psi} \cdot e(0)^{\alpha+\phi} \right]$$

$$z(0) = \frac{c(0)}{k(0)} = z'^* x(0) + l$$

$$w(0) = \frac{e(0)^{\zeta}}{r(0)}$$

第 6 節 数値シミュレーションによる環境クズネッツ曲線の導出

本節では前節で構築した数値シミュレーションモデルを用いて、理論モデルから環境クズネッツ曲線を導出できるかどうか検証する。

6-1 パラメータの設定

数値シミュレーションを行う前に必要なパラメータの値を設定する。設定すべきパラメータは、資源が生産に占めるシェア α ($0 < \alpha < 1$)、資本の外部性 ψ ($1 - \alpha + \psi > 1$)、割引率 ρ 、採掘費用に

関するパラメータ ζ 、生産関数のパラメータ A 、汚染物質生成パラメータ b である。資源の外部性 ϕ については資源消費量の初期値 $e(0)$ を導出する際に、計算の簡便化のため $\alpha + \phi = 2$ を仮定したので、 $\phi = 2 - \alpha$ で与えられる。

以上の制約と宮永（2009）との比較を考慮して、今回は以下のようにパラメータを設定した。

その値は $\alpha = 0.1$ 、 $\psi = 0.9$ 、 $\rho = 0.03$ （＝3%）、 $\zeta = 1.05$ 、 $A = 0.05$ 、 $b = 1$ である。本論文で新たに定義した ζ 以外は宮永（2009）と同じである。したがって資源の外部性 ϕ は $\phi = 2 - \alpha = 1.9$ となり、汚染物質の排出量は資源消費量と等しくなる。この時、 (x, z, w) の均衡値 $(x^*, z^*, w^*) = (0.1043, 0.0412, 0.0300)$ であり、消費の均衡成長率 $\gamma_e^* =$ 資本の均衡成長率 $\gamma_k^* = 7.1429\%$ 、資源消費量の均衡成長（減少）率 $\gamma_e^* = -2.8571\%$ 、資源賦存量の均衡成長（減少）率 $\gamma_r^* = -3.0000\%$ である。

6-2 環境クズネッツ曲線の導出

以上で設定したパラメータを用いて経済成長と汚染排出量の関係について数値シミュレーションを行う。ストック変数の初期値は資源の賦存量 $r(0) = 20$ とし、資本の賦存量 $k(0)$ を 3(case ①)、20(case ②) の 2 種類に設定して 50 期間 ($t=50$) のシミュレーションを行った。今回、分析に用いた変数は環境クズネッツ曲線の導出に用いる産出量 $y(t)$ 、汚染物質排出量 $p(t)$ である。

産出量 $y(t)$ を表したグラフが図 3 である。産出量 $y(t)$ を縦軸に、横軸に時間（期間） t をとり、各期に各経済（case ①・②）の産出量がどのような値をとるかを時系列で示している。同様に図 4 では汚染物質排出量を時系列で表している。

以上の産出量と汚染物質排出量のデータを用いて環境クズネッツ曲線を描いたものが図 5・図 6 である。図 5 が case ① [$k(0) = 3$]、図 6 が case ② [$k(0) = 20$] の環境クズネッツ曲線を表している。

さて、図 5 の case ①は逆 U 字型にはならないが、図 6 の case ②は逆 U 字型の形状をとっていることがわかる。宮永（2009）でも同様の結果が得られたが、残念ながらもう一つの条件、すなわち経済の収束仮説を case ①は満たしていなかったために、環境クズネッツ曲線を完全に導出したという結論は得られなかった。「経済の収束仮説」とは、資本量の小さい経済より資本量の大きい経済の方が成長率が高いという条件であり、資本の小さい経済が成長していくにつれて成長率が低下するという条件のことでもある。

それを検証するために図 7 を見てみることにしよう。図 7 は case ①、case ②それぞれの産出量成長率（経済成長率）を時系列でプロットしたものである。宮永（2009）では case ①は産出量成長率が右下がり、すなわち資本量の小さい経済が高い成長率を示し、case ②では右上がり、すなわち資本量の大きい経済が高い成長率を示していた。これは経済の収束仮説と反する条件であり、理論の欠点の一つであった。これを踏まえて図 7 を見ていくと、本モデルでは宮永（2009）とは逆に case ①で産出量成長率が右上がり、case ②では右下がりとなり、図 6 の case ②と併せて「経済の収束仮説」と逆 U 字形の環境クズネッツ曲線を両立させることに成功している。

第7節 課題

第6節までの分析から、本モデルを用いて宮永（2009）で課題となっていた収束仮説と両立する逆U字型の環境クズネッツ曲線を描くことが可能となった。しかし、未だにいくつかの課題が残されている。ここでは3点課題をあげておきたい。

まず第一の課題は宮永（2009）でも課題として取り上げたように、汚染物質をフローではなくストックとして扱うということにある。本モデルではフローベースの汚染物質を用いて環境クズネッツ曲線を描き出したが、汚染物質に二酸化炭素を想定した場合はストックとして扱うのがより妥当性があると考えられる。宮永（2009）と同様にストック化した場合のグラフは図8で示される。結果はフローとほぼ同様である。ただ、この場合はストックとしての汚染物質をモデル上で最適化していないことから、ストックとしての最適化を含めて次回の課題となるだろう¹⁸⁾。

課題の第二には第3節で述べたように、汚染物質すなわち環境という変数が効用関数に明示的に入っていないことである。前述のように、環境クズネッツ曲線の直感的な理解は経済成長につれて環境という財の価値が上昇するということであるが、本モデルではその要素が存在しない。本モデルにおいて経済成長につれて汚染物質が減少する理由は、資本の正の外部性すなわち省エネ技術の向上であり、必ずしも環境負荷対応技術ではない。特に先進国では環境をセールスポイントにおいた商品の開発が進んでおり、このような観点を省略すべきではないと考えられる¹⁹⁾。

課題の第三は数値シミュレーションの精緻化である。本モデルでは逆U字型の環境クズネッツ曲線を描き出すことには成功したが、逆U字の左半分すなわち汚染物質が増加する期間が短く、Stokey（1998）同様の逆U字型曲線を描くには至っていない。その理由としては、資源消費量の初期値 $e(0)$ の導出に $\alpha + \phi = 2$ を仮定するなどパラメータの設定に制約があることが考えられる。この制約は資源消費量の初期値 $e(0)$ を代数的に導出するために置いた制約であるが、同時に均衡成長率などにも影響を与えてしまうことから、 $e(0)$ の導出にも数値演算を導入してシミュレーションを精緻化することを試みることにしたい。

図表

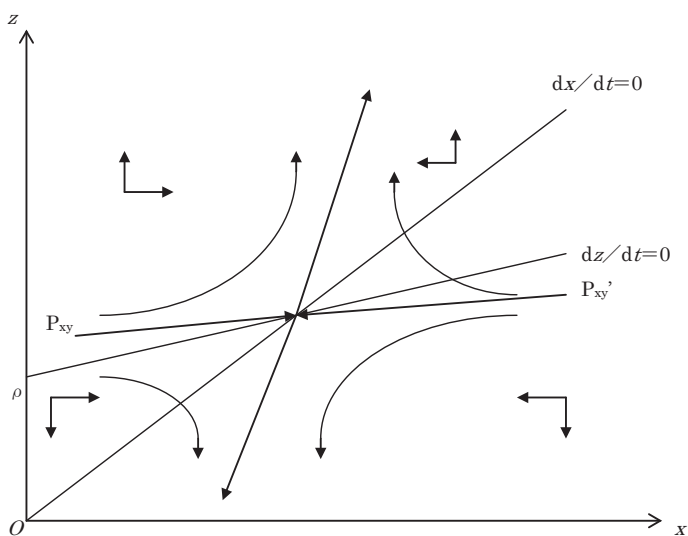


図1 x - z 平面の位相図

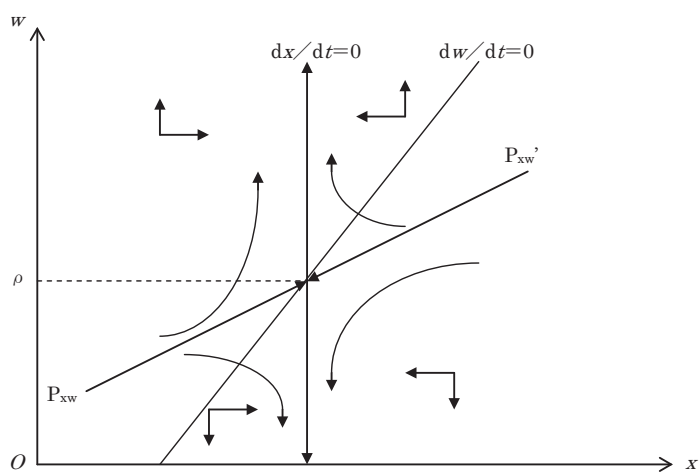


図2 x - w 平面の位相図

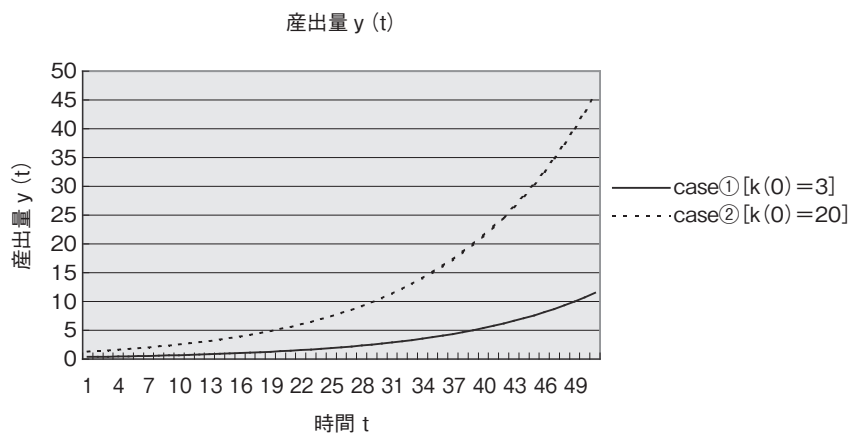


図3 数値シミュレーション結果：産出量 $y(t)$

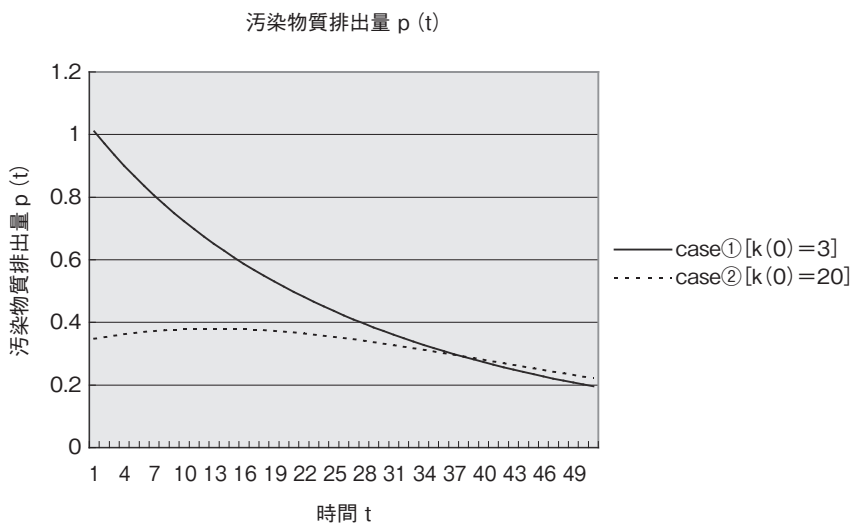


図4 数値シミュレーション結果：汚染物質排出量 $p(t)$

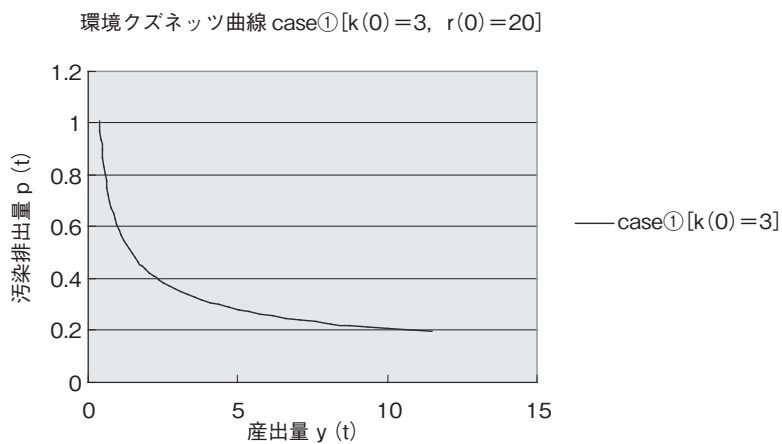


図5 環境クズネツ曲線：case ①

環境クズネツ曲線 case② [$k(0)=20$, $r(0)=20$]

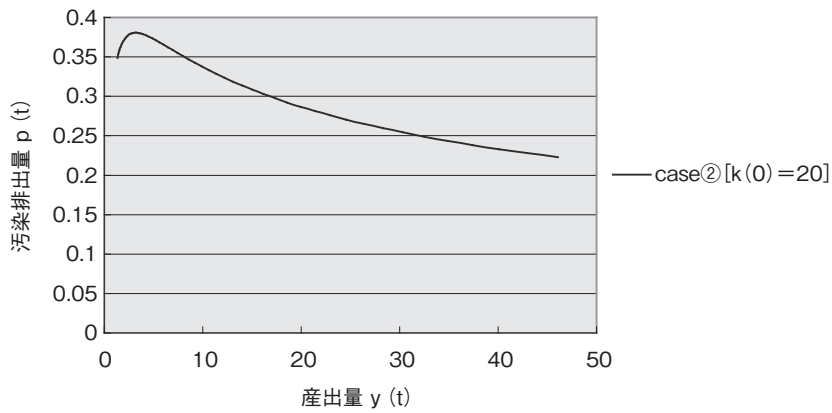


図6 環境クズネツ曲線：case ②

産出量成長率 $\gamma_y(t)$

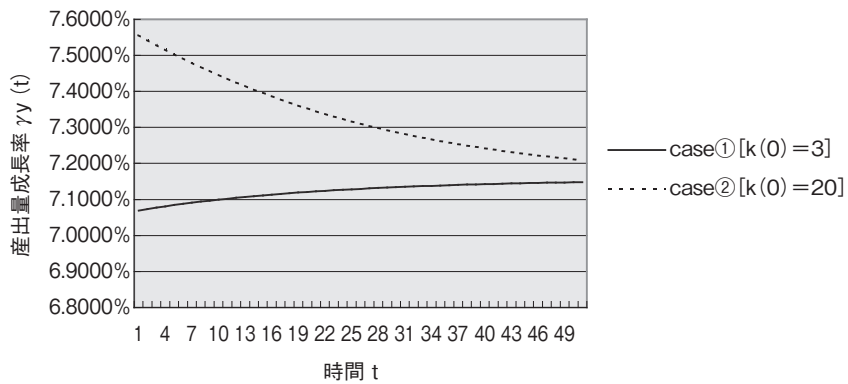


図7 産出量成長率

環境クズネツ曲線 case②ストック [$k(0)=20$, $r(0)=20$]

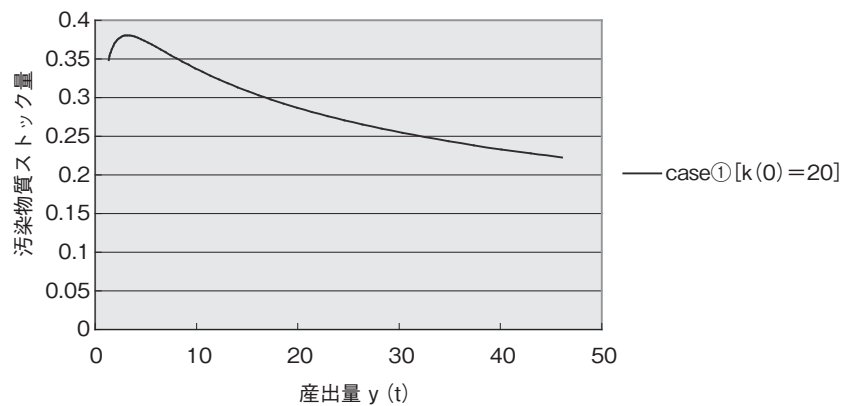


図8 汚染物質ストック量を用いた環境クズネツ曲線：case ②

参考文献

- Arrow, K. J. (1962) “The Economic Implications of Learning by Doing,” *Review of Economic Studies*, 29, pp. 155-173.
- Barro, R. J. and X. Sala-i-Martin (1995) *Economic Growth*, McGraw-Hill.
- Cass, D. (1965) “Optimum Growth in an Aggregative Model of Capital Accumulation,” *Review of Economic Studies*, 32, pp.233-240.
- Hammond, P. J. and A. Rodriguez-Clare (1993) “On Endogenizing Long-Run Growth,” *Scandinavian Journal of Economics*, 95, 4, pp.391-425.
- Hotelling, H. (1931) “The Economics of Exhaustible Resources,” *Journal of Political Economy*, 2, pp.137-175.
- Koopmans, T. C. (1965) “On the Concept of Optimal Economic Growth,” in *The Econometric Approach to Development Planning*, Amsterdam, North Holland.
- Kuznets, S. (1955), “Economic Growth and Income Inequality,” *American Economic Review*, 45, pp.1-28.
- Ramsey, F. (1928) “A Mathematical Theory of Saving,” *Economic Journal*, 38, pp.543-559.
- Romer, P. M. (1986) “Increasing Returns and Long Run Growth,” *Journal of Political Economy*, 94, pp. 1002-1037.
- Romer, P. M. (1987) “Growth Based on Increasing Returns Due to Specialization,” *American Economic Review*, 77, 2, pp.56-62.
- Sheshinski E. (1967) “Optimal Accumulation with Learning by Doing,” in Karl Shell ed., *Essays on the Theory of Optimal Economic Growth*, Cambridge MA, MIT Press, 1967, pp.31-52.
- Solow, R. M. (1956) “A Contribution to the Theory of Economic Growth,” *Quarterly Journal of Economics*, 70, pp. S65-S94.
- Stiglitz, J. E. (1974) “Growth with Exhaustible Resources. Efficient and Optimal Growth Paths,” *Review of Economic Studies*, Symposium, pp.123-137.
- Stokey, N. L. (1998), “Are There Limits to Growth?,” *International Economic Review*, 39, pp.1-31.
- World Bank (1992), *World Development Report 1992: Development and the Environment*, Oxford University Press.
- 浅沼和美・川西諭・小野哲生 (2002) 「枯渇性資源・環境と持続的成長」, 『経済研究』, 53, pp. 236-246.
- 宮永 輝 (1995) 「有限の資源制約が存在する場合の内生的成長理論」, 『経済科学』, 第 43 巻 第 2 号, pp. 9-20.
- 宮永 輝 (2000) 「有限の資源制約が存在する場合の内生的成長理論Ⅱ. 一市場経済モデル」, 『政治・経済・法律研究』, 第 3 巻 第 2 号, pp. 69-86.
- 宮永 輝 (2001) 「有限の資源制約が存在する場合の内生的成長理論Ⅲ. 一数値シミュレーションを用いた「収束仮説」の証明」, 『政治・経済・法律研究』, 第 4 巻 第 2 号, pp. 97-114.
- 宮永 輝 (2009) 「枯渇資源と環境が経済成長に与える影響の一考察 一有限の資源制約が存在する場合の内生的成長理論を用いて」, 『政治・経済・法律研究』, 第 12 巻 第 1 号, pp. 61-78.

注

- 1) クズネッツ曲線は Kuznets (1955) で示された, 経済発展の初期では所得格差が拡大するが, ある段階を超えると縮小に転じるとする仮説のことである。
- 2) Ramsey モデルであることから, 経済成長は内生的には行われず, 外生的な技術進歩によって達成される。
- 3) ただし, このモデルでは完全に再生可能資源に取って代わることはできない。

- 4) 初期値算出等の都合により、パラメータ選択の制約で期待された結果が現れなかった可能性も否めないが、この条件については別の機会に論じることとしたい。
- 5) 当期の排出は一期間で自然浄化する、すなわち自然浄化率 100% と考えることもできる。
- 6) 自然効率性条件とは、 t 期の資源（消費量）の限界生産力の変動率が資本の限界生産力と等しくなるように動くという条件である。
- 7) 温暖化ガスの主な原因とされている二酸化炭素は枯渇資源に含まれる炭素が発生源であることから、石油・石炭等で利用効率の違いはあるものの、一次関数で表すことが可能と考えられる。
- 8) 最大化の一階の条件の導出過程については宮永（2000）pp.73～75 を参照のこと。
- 9) N は人口を示す変数で第六の仮定から定数である。
- 10) 詳細な導出過程は宮永（2009）を参照のこと。
- 11) $\tau = 0$ とおけば宮永（2000）の均衡値となる。
- 12) 詳細な γ_{xy} , γ_{yz} , γ_{zw} の導出過程は宮永（2000）pp.77～78 を参照のこと。
- 13) 均衡解への収束条件については宮永（2000）p.79 を参照のこと。
- 14) 直線 $P_{xy}-P_{xy}'$ の傾きおよび方程式の導出は宮永（2001）数学注 1-1 を参照のこと。
- 15) 直線 $P_{xw}-P_{xw}'$ の傾きおよび方程式の導出は宮永（2001）数学注 1-2 を参照のこと。
- 16) 対数線形近似については宮永（2001）数学注 2 を参照のこと。
- 17) 資源消費量の初期値 $e(0)$ の導出については宮永（2001）数学注 3 を参照のこと。
- 18) 汚染物質ストック量は各期の汚染物質のうち 10% が自然浄化によって減少していくとし、その上に各期の汚染物質排出量が積み重なっていくと仮定した。すなわち、 t 期の汚染物質ストックを $Ps(t)$ とすると、汚染物質の蓄積は $Ps(t)=e(t)-0.1 \cdot Ps(t-1)$ の式で表される。
- 19) ただし、現状の環境負荷対応技術の多くが省エネ技術であることも否定はできない。

（原稿受付 2013 年 10 月 28 日）

貿易・投資構造からみた中国と中東産油国との 経済的結合度の深化[†]

茂 木 創

目 次

1. 中国の中東プレゼンスの高まり—その背景
2. 中東産油国と中国との貿易依存関係の深化
3. プロジェクト市場を通じた中東産油国での中国企業展開
4. 結語と残された課題

はじめに

本稿は、近年深まる中国と中東産油国の貿易取引や、中国企業のプロジェクト市場を通じた現地展開の特徴について論じたものである。中国の貿易や成長に関する研究論文は枚挙に暇がないが、本稿は、中国の抱えるエネルギー需要の高まりを背景として、中東産油国との経済連携が強化されていることを論じるものである¹。

経済成長が促進され貿易や投資が盛んになると、それに伴う消費エネルギーの需要も増加する。高まる中国のエネルギー需要に関しては、これまで、国際エネルギー機関 (IEA) や米国エネルギー省エネルギー情報局 (EIA) などにおいて行われてきた需要予測が研究の中心であったが、近年では Wei (2009) や Moran (2010) などが、中国の経済政策や国家戦略としての石油・天然ガス確保について論じており、堀井 (2008) では中国の主要な石油企業と政府の施策について包括的に論じている。また、Kemp (2010) では、グローバル化の進展に伴って、今日、東アジア諸国と中東諸国との相互依存関係の深化が顕著である点を取り上げ、とりわけ中国については、中東産油国の資源輸入確保政策とその見返りとしてのインフラ供与を通じた経済的な連携が強化されていることについて指摘している。2008 年の国際金融危機以降、中国の資源確保の動きは、国有石油企業の海外投資の活発化や石油備蓄の積み増しなどに顕著に表れており、こうした動きに関しては三船 (2009) や竹原 (2009)、Ghafouri (2009) などによって既に指摘されているとこ

[†] 本稿の作成にあたり、拓殖大学政治経済研究所の平成 22 年度個人研究助成を受けました。また、図表の作成に関しては山岸咲智子氏、データの収集に関しては笠原浩平氏の協力を得ました。また、匿名の査読者からは有益なコメントを賜りました。査読でのコメントをもとに萌芽的な本研究の発展可能性がさらに高まりました。この場をお借りしてお礼申し上げます。尚、本稿におけるいかなる誤謬も本人に帰することは言うまでもございません。

1 たえば、林毅夫他 (1994) などを参照されたい。

ろである。

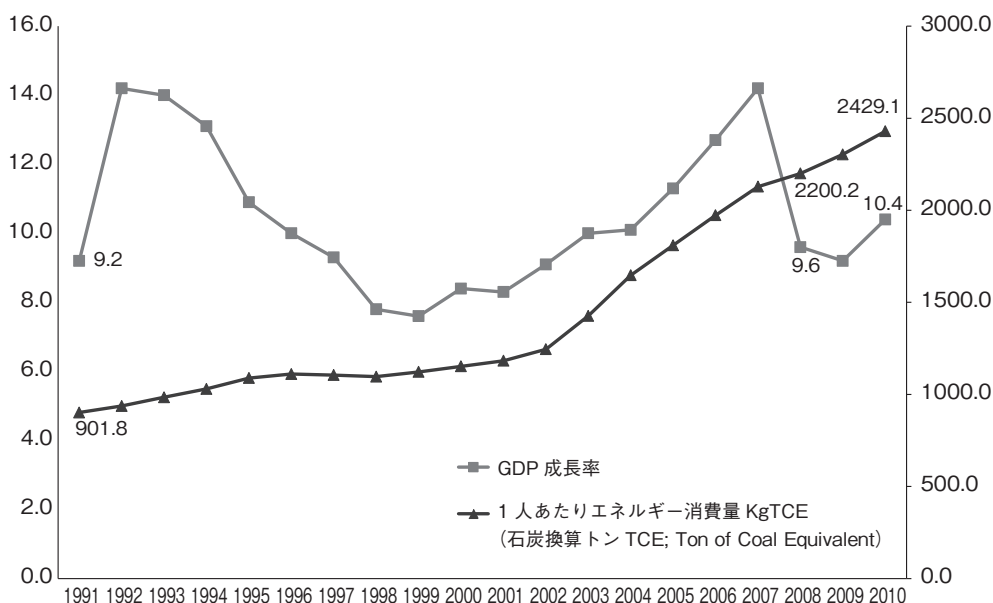
しかしながら、中国の資源確保に関する動向分析調査に比べて、こうしたエネルギー制約の下で拡大・深化している中国と中東産油国の貿易・投資を通じた対中東相互依存関係の深化に関する研究は、ようやく端緒についたばかりである。本稿では、高まりゆく中国の中東プレゼンスについて論じた後（第1節）、中東産油国と中国との貿易および投資を通じた依存関係の深化（第2節・第3節）と特徴について述べ、第4節においては結論と残された課題について言及する。

1. 中国の中東プレゼンスの高まり—その背景

1993年に石油の純輸入国となった中国は、IEAの年次報告書 *World Energy Outlook* (WEO) 2012によれば、米国に次いで世界第2位石油消費国であり、遠くない将来、米国を抜き世界最大の石油消費国となると見込まれている²。図1に示されているように、2007年から2008年のサブプライム・ローン問題に端を発する国際金融機の影響を受けてGDP成長率が変動する中であっても、中国の1人あたりエネルギー消費量（石炭換算トン）は、堅調に増加し、1991年から2010年の20年間で約2.7倍に急増している。

中国のエネルギー消費に関してより詳細にみると、石炭も石油も輸入に大きく依存しているこ

図1 GDP成長率とエネルギー消費の増加率



資料) 中国国家统计局能源统计司主編『中国能源統計年鑑』より筆者作成

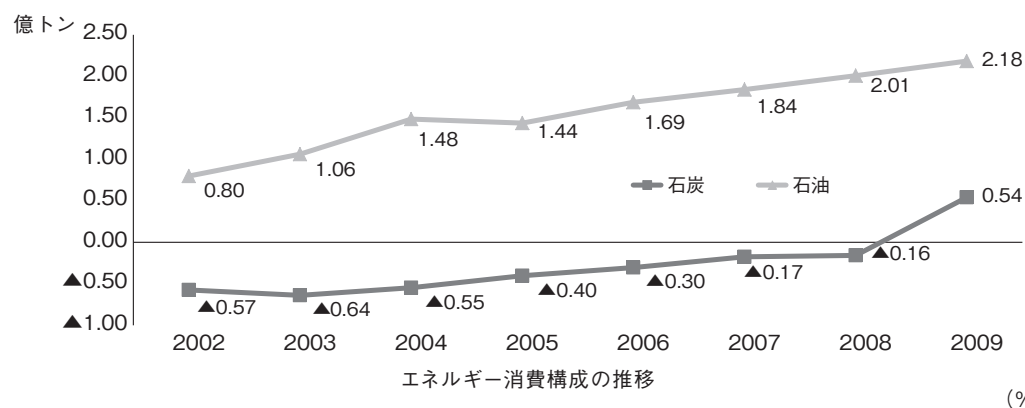
2 また、EIAが2013年8月に発表した報告書 *Short-Term Energy Outlook* (STEO) では、2013年10月には中国が米国を抜いて世界最大の純石油輸入国となると予測している。

とがわかる（図2）。特筆すべきは、2009年になって石炭についても純輸入国となった点である³。中国は世界の生産量の4割を占める最大の石炭生産国であるが、エネルギー需要圧力の高まりから国内石炭価格が高騰し、輸入石炭に依存せざるを得ない状況になっている。

図2には中国のエネルギー輸入の推移と消費構成の推移が示されているが、下段の表に示したエネルギー消費構成（2009年）をみると、石炭が74.0%、石油が18.8%、天然ガスが4.1%、水力が2.6%と、石炭への依存が突出しているのがわかる。その推移をみると、天然ガスの消費構成が微増しているものの、エネルギー消費構成は2002年以降ほとんど変化がない。

堀井（2011）でも指摘されているように、中国では他のエネルギーに比べ、石炭産業の市場経済化の速度が速く、1980年代の改革開放期において国有炭鉱以外の郷鎮炭鉱の参入が進んでいた。1990年代に資源乱掘問題や環境破壊などによって一時的に生産が縮小するものの、2000年代の経済成長を支えたのはやはり石炭であった。しかし、2011年3月14日に発表された「第12次5カ年計画」では、エネルギー生産・利用方式改革の推進がうたわれ、「脱石炭化」が明確になった。その内容とは以下の通りである⁴。

図2 中国のエネルギー輸入の推移



年 消費エネルギー	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
石炭	71.5	73.1	72.8	74.1	74.3	74.3	74.9	74.0
石油	23.4	22.1	22.2	20.7	20.2	19.7	19.2	18.8
天然ガス	2.6	2.6	2.6	2.8	3.0	3.5	2.9	4.1
水力	2.4	2.0	2.2	2.2	2.2	2.2	2.6	2.6
原子力	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3

資料) 中国国家統計局能源統計司主編『中国能源統計年鑑』より筆者作成

注) ▲はマイナスを示し、マイナスは純輸出を示している。

①エネルギーの多面的でクリーンな発展の推進

(i) 石油・天然ガス資源の探査・開発を強化と炭層ガスやシェール（頁岩）ガスなど非在来型

3 詳細は小泉（2010）などを参照のこと。

4 中华人民共和国国民经济和社会发展第十二个五年规划纲要「第十一章 推动能源生产和利用方式变革」より要約。

天然ガス資源の開発・利用を推進する。

(ii) 水力・風力・原子力発電の利用・促進

(iii) 太陽エネルギー、バイオマスエネルギー、地熱エネルギーなどその他の新エネルギーを積極的に利用する。

②エネルギー開発の配置の最適化

(i) 山西省、オルドス盆地、内モンゴル東部地域、西南地域、新疆ウイグル自治区に5大国家総合エネルギー基地を建設し、東部沿海地域と中部の一部地域で原子力発電を重点的に行う。

(ii) エネルギー備蓄施設を合理的に計画し、石油・天然ガスと石炭の備蓄体制の整備を行う。

③エネルギー輸送ルートの建設強化

(i) 西北、東北、西南、海上輸入の天然ガス戦略パイプラインの建設を加速させ、国内の天然ガス主要パイプラインネットワークを整える。

(ii) 天然ガス輸入パイプライン、液化天然ガス受入基地、複数の地域にまたがる中核ガス輸送網とガス供給網を建設する。

もっとも、第12次5カ年計画（2011年）以前から、エネルギー産業への投資は省レベルで急速に増加している。図3は、2000年・2005年・2010年の3時点でエネルギー産業への投資が省別でどの程度行われていたかを示したものである。

2000年時点では、山東省および沿海部（遼寧省・江蘇省）、河北省・河南省・湖北省といった地域への投資が積極的に行われていた。これは主として石炭産業の改革である。改革開放を受け、郷鎮企業の参入によって拡大したいわゆる「不良炭鉱」を整理し、石炭企業の安定操業、市場競争力強化、資本・技術の集中による炭鉱の近代化と大型化がすすめられた⁵。これは第10次5カ年計画（2001年から2005年）でも踏襲された。

第10次5カ年計画では、旧国有重点炭鉱の合併や周辺の地方炭鉱、郷鎮炭鉱を吸収合併することにより大型石炭生産会社が誕生した。大同炭田（山西省）では大同煤礦集団会社が誕生し、撫順炭田（遼寧省）、開灤炭田（河北省）などでも改革が進んだ。

2005年になると、中国のエネルギー政策はさらに同心円状に拡大している。内モンゴル自治区ではジュンガル炭田（オルドス市）に加え、新たにオトグ炭田（オルドス市）やガユクシヤク炭田（ホロンバイル市）が発見され、2004年には生産量で大同市を抜いて最大の炭鉱都市となった。

5 佐川・小泉（2006）p.9より。1998年12月に発布された「不良炭鉱縮小通達」による郷鎮炭鉱のスクラップ政策もその一つであり、これにより、炭鉱の整理と資本の集約化が進んだといえる。

また、2002年、中国はオーストラリアと液化天然ガス（LNG）の輸入契約（2005年から25年契約、300万トン／年）を結んだが、その受け入れ先として、中国海洋石油（CNOOC）は、広東省に中国初となるLNG基地を建設している。江蘇省などでも石油確保のための投資が行われ、この時期、中国は中東産油国との積極的な資源外交を展開している。東北部・華北・内陸での石炭開発、華中・河南での石油確保という、いわば「北炭南油」政策が行われたのがこの時期であり、この時期に中東との経済連携の強化が始まったといえる⁶。

2010年になると、さらに西へ南へと投資が拡大しているのがわかる。タリム油田、ジュンガル油田、トゥハ油田を擁す新疆ウイグル自治区への投資が拡大し、甘粛省ではオルドス盆地南部油田の発見につながる投資が行われた（2004年）。また、2006年からカザフスタンのアティラウ市と新疆ウイグル自治区を連絡するパイプラインが稼働しているが、2010年には甘粛省において天然ガス輸送のパイプラインや石油備蓄基地の建設などの投資が行われている。南方に目を転じると、2010年にはミャンマーと雲南省を結ぶ天然ガスパイプラインが着工（2013年5月に竣工）し、中国への供給が開始されている⁷。

こうした中国の省別投資状況の変化からもわかるように、中国にとって、(1) 輸入せざるを得なくなった石炭依存のエネルギー構造からの脱却（エネルギーの多様化）、および(2) 石油・天然ガスの安定供給と備蓄体制の整備は、成長の持続性やエネルギー安全保障の観点から喫緊の課題といってよい。しかしながら、中国における原子力、風力、太陽光などのエネルギー供給の安定化には今なお技術的な問題も多く存在しており、技術ギャップの解消までには、中東産油国から石油・天然ガスを安定的に供給できることが成長のための生命線となっている。ここに、中国が中東産油国と経済的依存関係を深化させてきた最大の要因がある。

次節以降では、経済的依存関係の深化を考察するために、貿易・投資の変化とその特徴について論じる。

2. 中東産油国と中国との貿易依存関係の深化

成長に伴うエネルギー需要の高まりから、中国と中東産油国の貿易取引が活発化している。図4には1990年から2012年までの中国の対中東貿易額（輸出入額）の推移がとられているが、2012年の貿易額は1990年と比べて輸出で62.4倍、輸入で314.1倍と急速に拡大している。もっとも、これは原油価格の高騰による影響も考慮しなければならない。

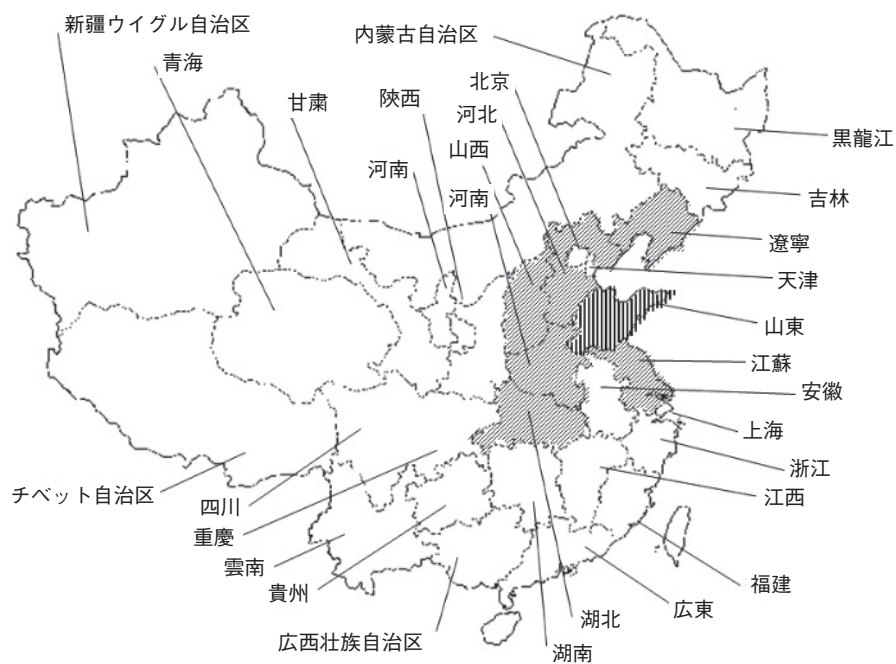
中国では、1993年に石油の純輸入国となったものの、エネルギー供給の7割を占める石炭生産が改革開放路線において比較的順調に行われたこともあって、中東との貿易取引は決して多く

6 同様の指摘は例えば Kemp (2010) chapter 3 にもみられる。

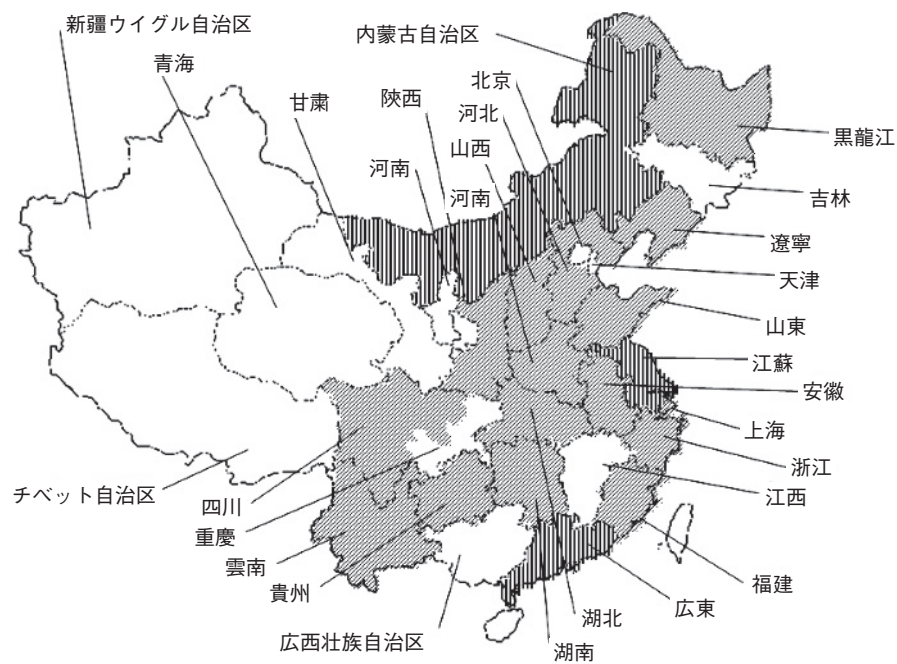
7 日本経済新聞（2013年7月29日付電子版）。

図3 エネルギー産業への投資推移 (2000年・2005年・2010年：省別)

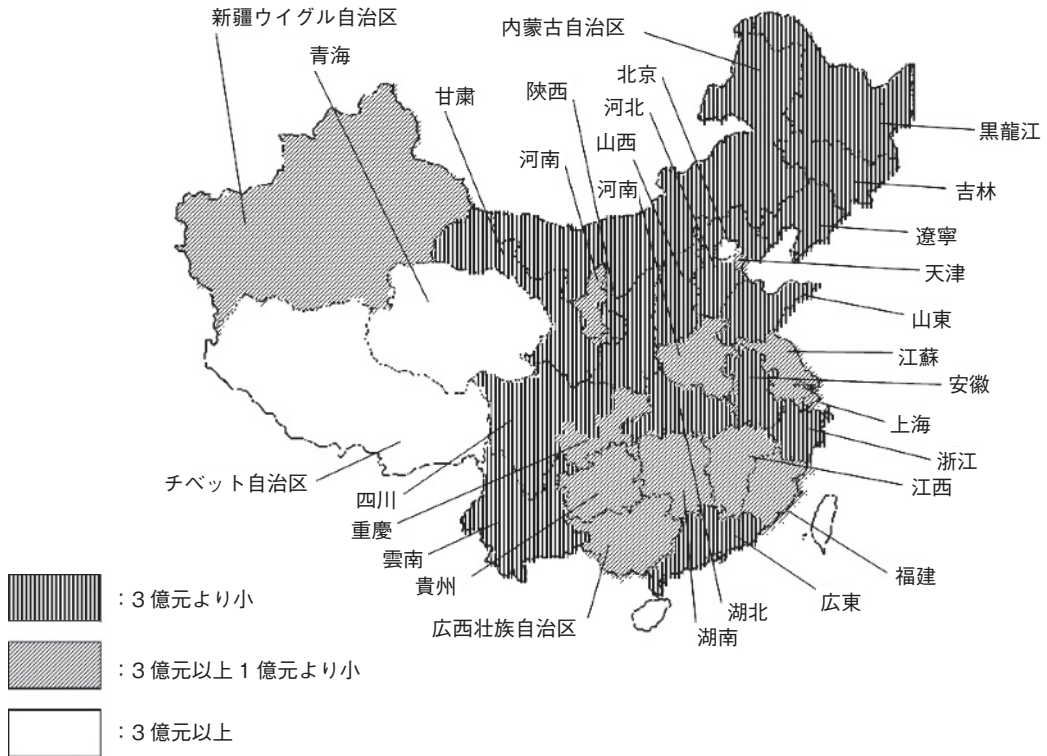
(2000年)



(2005年)

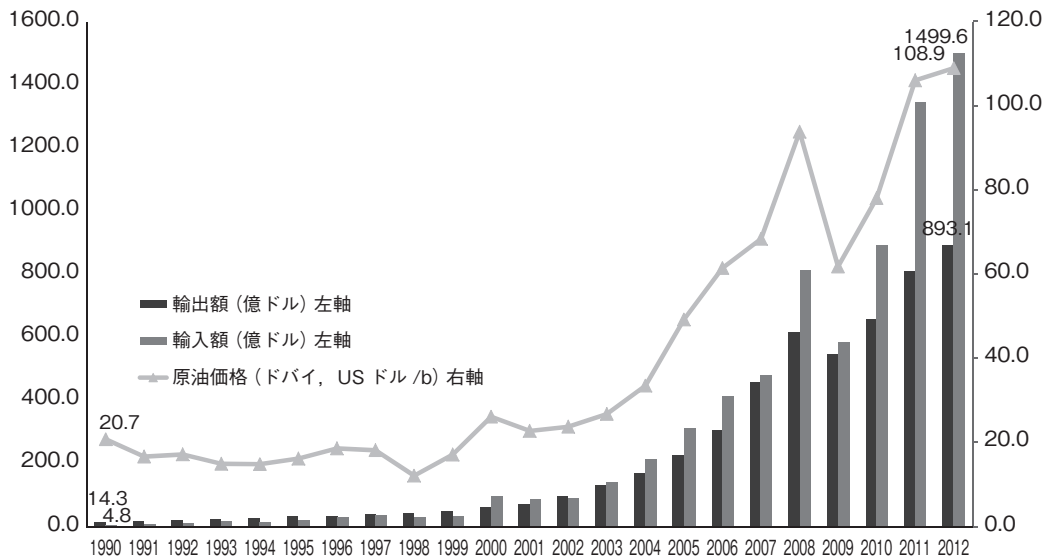


(2010 年)



資料) 中国国家统计局能源統計司主編『中国能源統計年鑑』より筆者作成

図 4 中国の対中東貿易額の推移と原油価格の推移



資料) IMF, Direction Trade Statistics, Primary Commodity Prices より筆者作成。

はなかった。しかし、経済成長とそれに伴うエネルギー需要の高まりから、2000年代になると、中東との貿易取引が拡大してきた。とりわけ急増したのは、2005年から2008年の国際金融危機前までの第3次中東オイル・ブームの時期である。この時期、原油価格の高騰を背景として中東産油国の中国製品の輸入が増加した。

中国と中東産油国間の貿易依存関係を明らかにするために、Brown (1947) によって考案された貿易結合度（輸出結合度・輸入結合度）の概念を用いて考える。輸出結合度は、「中国の輸出総額に占める対中東産油国輸出額の比重（＝中国の輸出構成比）」を「世界全体の総輸入額に占める中東産油国の輸入額（＝世界の輸入市場構成比＝産油国の輸入能力）」で除したものである。いま、中国（ c ）の中東産油国（ i ）への輸出額を X_c^i 、中国の対世界輸出額を X_c^W 、中東産油国の対世界輸入額を M_i^W 、世界の総輸入額を M^W とすると、輸出結合度 CE_c^i は、

$$CE_c^i = \frac{X_c^i}{X_c^W} \bigg/ \frac{M_i^W}{M^W}$$

と表せる。輸出結合度は、中国の輸出構成比を産油国の輸入能力で除したものなので、中国の中東産油国向け輸出が、

- ①産油国の輸入能力に比例して行われた場合は1、
- ②産油国の輸入能力を上回って行われた場合は1以上、
- ③産油国の輸入能力に比べて過小であった場合は1以下

となる。一方、輸入結合度 CE_c^i は、中国の中東産油国からの輸入額を M_c^i 、中国の対世界輸入額を M_c^W 、中東産油国の対世界輸出額を X_i^W 、世界の総輸出額を X^W とすると、

$$CE_c^i = \frac{M_c^i}{M_c^W} \bigg/ \frac{X_i^W}{X^W}$$

と表せる。

表1には1990年、2000年、2010年の3時点における中国の対中東輸出入額と結合度の計測結果が示されている。2010年の結合度を見てみると、アルジェリア、バーレーン、UAEでは輸出結合度が輸入結合度を上回っているが、それ以外では輸入結合度が高くなっているのが特徴的である。しかし、3時点での結合度を比較すると、輸出・輸入の双方において総じて増加している。これは、貿易を通じて中東産油国が中国との経済的依存関係を深化させていることに他ならない。

また、表1の2000年には輸出及び輸入の対1990年比（増加率）が、同様に2010年には対2000年比（増加率）がとられているが、すべての中東産油国向けの輸出に関して、2010年の増加率が2000年のそれを上回っていることがわかる。産油国からの輸入に関しては、輸入財の多くが価格変動の影響を受けやすい石油・天然ガス関連製品であるため、時系列的な単純比較はできないが、中国の産油国向け輸出額が2000年から2010年の10年間で、5.8倍（クウェート）から39.4倍（リビア）の規模で拡大していることも、中国が中東産油国との貿易依存関係を重視していることを示す証左といえる。表1に示した結合度の趨勢から判断しても、中国と中東産油国と

表1 中国と中東産油国の貿易額と結合度の変化 (1990年・2000年・2010年)

年		1990年		2000年			2010年		
輸出相手国		金額(100万ドル)	結合度	金額(100万ドル)	対1990年比	結合度	金額(100万ドル)	対2000年比	結合度
アルジェリア	輸出	81.8	0.47	172.9	2.1	0.51	3,999.1	23.1	0.96
	輸入	8.1	0.05	25.9	3.2	0.03	1,174.3	45.3	0.22
バーレーン	輸出	8.6	0.13	49.0	5.7	0.36	799.6	16.3	0.67
	輸入	0.0	0.00	72.1	n.a.	0.26	248.1	3.4	0.09
イラン	輸出	291.9	0.87	713.4	2.4	1.31	11,096.9	15.6	1.62
	輸入	43.2	0.14	1,773.1	41.0	1.86	18,235.7	10.3	1.97
イラク	輸出	32.5	0.28	327.3	10.1	2.53	3,599.7	11.0	1.24
	輸入	71.1	0.43	647.6	9.1	1.23	6,267.1	9.7	1.44
クウェート	輸出	65.4	0.90	316.7	4.8	1.14	1,848.5	5.8	0.79
	輸入	42.7	0.32	298.8	7.0	0.45	6,687.9	22.4	1.16
リビア	輸出	35.8	0.35	52.3	1.5	0.34	2,061.4	39.4	0.89
	輸入	3.2	0.01	25.1	7.7	0.06	4,505.6	179.8	1.14
オマーン	輸出	8.4	0.17	59.5	7.1	0.31	943.8	15.9	0.43
	輸入	125.5	1.72	3,247.5	25.9	8.62	9,756.8	3.0	3.19
カタール	輸出	5.8	0.19	31.2	5.4	0.25	860.4	27.6	0.37
	輸入	24.8	0.47	444.0	17.9	1.08	2,445.8	5.5	0.39
サウジアラビア	輸出	337.4	0.78	1,144.7	3.4	0.99	10,368.4	9.1	0.97
	輸入	79.7	0.11	1,953.5	24.5	0.74	32,862.0	16.8	1.51
UAE	輸出	246.4	1.20	2,078.6	8.4	2.16	21,237.8	10.2	1.19
	輸入	41.2	0.12	416.1	10.1	0.29	4,363.2	10.5	0.26
イエメン	輸出	74.2	1.74	176.2	2.4	2.00	1,224.0	6.9	1.13
	輸入	1.6	0.06	735.5	455.2	5.11	2,778.4	3.8	3.61
平均	輸出		0.71			1.19			1.03
	輸入		0.34			1.97			1.50

注) 中国(c)と貿易相手国(i)との輸出結合度 CE_c^i は、

中国のi国への輸出額 X_c^i

中国の対世界輸出額 X_c^W

i国の対世界輸入額 M_i^W

世界の総輸入額(中国を除く) M^W

とするとき、

$$CE_c^i = X_c^i / X_c^W \div M_i^W / M^W$$

で定義される。

同様に、輸入結合度 CM_c^i は、

中国のi国からの輸入額 M_c^i

中国の対世界輸入額 M_c^W

i国の対世界輸出額 X_i^W

世界の総輸出額(中国を除く) X^W

とするとき、

$$CM_c^i = M_c^i / M_c^W \div X_i^W / X^W$$

で定義される。結合度は1を上回れば(太字表記)、二国間の貿易関係は緊密であるとされる。

資料) IMF, *Direction of Trade Statistic*より筆者作成。

の貿易依存関係は今後さらに深まっていくことが予測される。

3. プロジェクト市場を通じた中東産油国での中国企業展開

次に、中東産油国における中国企業の展開について、とりわけ石油化学プラントやインフラ開発などといった国家プロジェクトに関する市場へ積極的な入札動向を考えてみたい⁸。2011年の中東プロジェクト市場の市場規模は総額1,177億9000万ドルとなっており、OECD諸国のみならず、中国、インドなどの新興国も市場における存在感を増している⁹。

2008年の国際金融危機、2009年のドバイ・ショックなどもあり、2008年から2009年の成約額については規則性を見出すことができないが、こうした不規則ショックを外れ値とみなすと、中国のプロジェクト成約額は確実に増加している(図5)。また、市場におけるシェアも2から3%台へと微増していることがわかる¹⁰。

2009年から2011年にかけての代表的なプロジェクト入札事例として、以下の事例が挙げられる。

【2009年】成約件数10件¹¹

①フランスに本部を置く国際石油資本トタル(TOTAL)社の権利を引き継ぐ形で、中国石油天然気集团公司(China National Petroleum Corporation; CNPC)がイランから受注したペルシャ湾沖合にある世界最大級の天然ガス田、サウスパースの「フェイズ・イレブン(第11鉱区)」開発(47億ドル)

②中国石油天然気集团公司(China National Petroleum Corporation; CNPC)がイラン国営石油(National Iranian Oil Company; NIOC)から引き受けたアザデガン油田開発(18億ドル)

【2010年】成約件数5件¹²

サウジアラビアの海水淡水化公団(Saline Water Conversion Corporation; SWCC)が、韓国・斗山重工業、中国・SEPCO III(山東電力建設第三工程公司)他に発注したサウジアラビア・ラス・アズール発電・淡水化プラント建設¹³(41億8000万ドル)

【2011年】成約件数8件¹⁴

①中国石油化工集团公司(China Petrochemical Corporation; Sinopec)社がサウジアラムコ

8 MEED誌による。

9 茂木(2011)を参照のこと。

10 2002年から2011年までの主要国の平均シェアは、アメリカ(8.4%)、フランス(6.0%)、イタリア(4.4%)、日本(3.2%)、ドイツ(2.3%)、イギリス(1.6%)となっている。

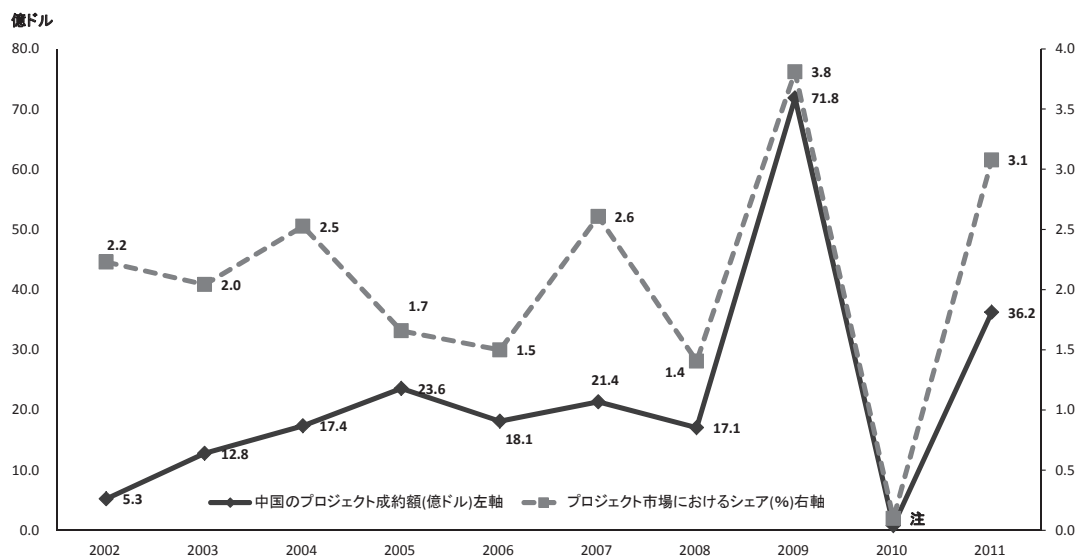
11 ただし、うち4件の成約額は不明である。

12 ただし、うち3件の成約額は不明である。

13 これには日本の住友グループが経営に参加している。

14 ただし、うち1件の成約額は不明である。

図5 中国のプロジェクト市場における成約額とシェア



資料) 茂木(2011)より。ただし、成約額に多国籍コンソーシアムを含まない。

注) 2009年の制約額は、イランが中国石油天然気集团公司 (China National Petroleum Corporation; CNPC) に発注したペルシャ湾沖合にある世界最大級の天然ガス田、サウスパースの「フェイズ・イレブン(第11鉱区)」開発(47億ドル)などによって引き上げられたが、2009年は、ドバイ・ショックの影響から大幅に市場が減少し、中国の受注も少なくなった。ただし、金額が不明な制約もあるので注意が必要である。

(Saudi Aramco) 社から落札した紅海沿岸ヤンブーの輸出用第2製油所建設 (100 億ドル) ¹⁵

②イラクにおける住宅 250 万戸の建設や鉄道整備などの復興プロジェクト (370 億ドル) ¹⁶

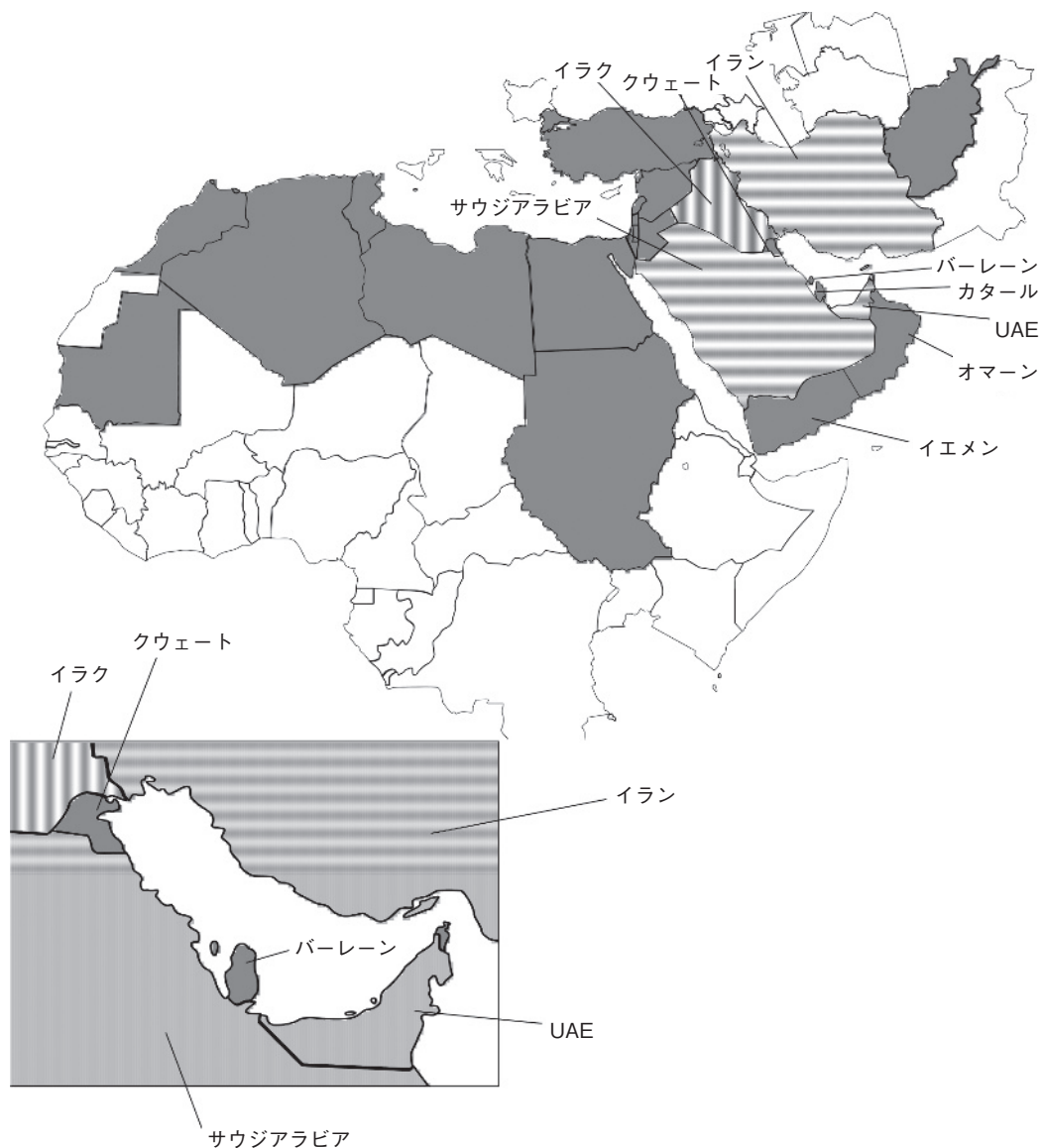
こうした事例からもわかるように、金額の多寡を問わず中国は積極的に中東諸国のプロジェクト市場への参加を行っている。近年では石油関連や淡水化プラントのみならず、住宅建設やインフラ整備といった分野にも、国際競争力のある安価な労働力をもって進出を活発化している。とりわけ、イランやイラクへの積極的な入札が特徴である (図6)。

もちろん、中国のプロジェクト市場を通じたイランとの経済連携の強化は、単なる外貨獲得の機会だけでない。第1節でも述べたように、中国のエネルギー安全保障と密接に関連していると考えてよい。鄧小平の「南巡講話」以降、中国が市場経済を導入して以降 20 余年が過ぎたが、今なお中国は、その政治的本質においては中国共産党による極めて強い開発独裁体制が維持されており、安価な労働のみをもって、中国企業の国際競争力が評価されているわけではない。中東

15 サウジアラビア、中国両国においては近年、双方の石油開発関連での資金・技術協力が進展している。例えば、2009年6月に締結された Sinopec と SABIC (Saudi Basic Industries Corporation) の戦略的協力に基づいて、同年7月には中国国家発展改革委員会が天津で Sinopec が建設している天津石化計画への SABIC の参加を承認している。

16 これは、2011年7月18日にイラクのマリキ首相が中国の温家宝首相を訪問した際に取り付けた復興プロジェクトである。5年後の2016年にはイラクが原油で返済する約束となっている (日本経済新聞(2011年7月22日付朝刊))。

図6 中国のプロジェクト成約件数（2006年から2011年）



- : 7 件以上
- : 7 件以上 3 件より小
- : 3 件より小

資料) MEED 誌による。

プロジェクト市場への進出増加の背景には、市場経済の理論だけでなく、エネルギー安全保障を国家戦略として掲げる政府の積極的な関与があることは明白である¹⁷。

2008年にパキスタンのムシャラフ大統領が北京を訪問したが、そこではイランと接するパキスタンを通って湾岸地域と中国を結ぶパイプラインの建設が討議されている。中国は、その広大な国土ゆえ、パイプラインの建設が可能であれば、中央アジア・中東と接する長所を生かし、陸路（パイプライン）を通じて石油・天然ガスを自国に輸送することが可能である。

近年、中国では海路のみならず陸路からのエネルギー安全保障を高める動きが活発化している。実際、これが契機となって、2010年にはパキスタンのグワダル港と中国の新疆ウイグル自治区を結ぶパイプラインの建設が開始された。こうしたパイプライン建設は今後とも増加すると見込まれており、複数のパイプラインが中東産油国から中国へと連結されると、中国は、ホルムズ海峡、マラッカ海峡を経由せずに石油・天然ガスを安価に安定的に確保できるようになる。

入札価格面で競争力のみならず、政府の積極的な資源政策を背景として、中国のプロジェクト受注は、今後、都市インフラなどの分野において増加することは確実である。もちろん、品質を重視する中東産油国においては、廉価であることのみをもって中国企業が有利であると即断はできないが、労働集約産業に比較優位のある中国企業が今後中東市場において大きな比重を占めることは疑いない。

4. 結語と残された課題

1993年に石油が、2008年には石炭も輸入に頼らざるを得なくなった中国にとって、石油・天然ガス、石炭といったエネルギーの確保は喫緊の課題である。こうした現状を打破するために、中国は積極的に中東産油国との連携を強化している。本稿では、中国の中東産油国との貿易額の増加や、中国企業のプロジェクト市場への積極的な参加の背景に、成長に伴うエネルギー制約があることを述べ、それを原動力として、中国がこれまで希薄であった中東産油国との経済連携を強化していることについて述べた。

一方、本稿では言及できなかった課題もある。それは、中国の対中東直接投資の特徴についてである。直接投資が行われる理由は様々であるが¹⁸、中国と中東産油国との双方向の直接投資がどのように行われているのか、明らかにすることができなかった点である。これについては稿を改めたい。

17 中国経済をいわゆる現代経済理論を用いて経済分析する上で常に問題となることとして、中国政府の役割をどのように取り扱うかという問題がある。本稿も含め、中国経済を経済理論を用いて分析している論稿の多くは、中国経済を他の資本主義国家と同じ経済取引が行われていると仮定して分析している。しかしながら、市場経済を採用しているとはいえ、中国経済に対して、資本主義経済を対象とする現代経済理論で分析することがどこまで可能なのか、本質的な問題として今後検討する必要はあろう。

18 例えば小島（1989）などを参照のこと。

また、中東産油国からのエネルギー輸出に関してはパイプラインの敷設状況（計画を含む）、中国からの輸出に関しては、鉄道、船舶の稼働状況といったロジスティクスに関する状況分析ができなかった。これについても稿を改めざるを得ない。

しかしながら、本稿では、中国と中東産油国との経済連携が、エネルギー確保の観点から深化していることを明らかにすることができた。これを足掛かりとして、明らかになった問題点を中心に、今後さらに研究を発展させる必要がある。

参考文献

（英語文献）

- Brown, A. J. (1948), *Studies of international trade, Applied Economics*, New York: Rinehart, pp. 187-226.
- Ghafari, M. (2009), "China's policy in the Persian Gulf," *Middle East Policy*, Vol. 16, No. 2, pp.80-92.
- International Energy Agency; IEA (2012), *World Energy Outlook (WEO) 2012*, IEA.
- Kemp, G. (2010), *The East Moves West: India, China, and Asia's Growing Presence in the Middle East*, 2nd ed., Brookings Institution Press.
- Moran, T. (2010), *China's Strategy to Secure Natural Resources: Risks, Dangers, and Opportunities*, Peterson Institute for International Economics.
- U.S. Energy Information Administration; EIA (2013), Weekly Petroleum Status Report, on the web page, <http://www.eia.gov/petroleum/supply/weekly/>, 2013 年 10 月 19 日最終アクセス.
- Wang, H. H. (1999), *China's Oil Industry & Market*, Elsevier Science.
- Wei, L. T. (2009), *Oil and Gas in China: The New Energy Superpower's Relations with Its Region*, World Scientific Publishing.

（日本語文献）

- 小泉光市 (2010), 「拡大する中国の石炭輸入」日本エネルギー経済研究所 (2010 年 7 月掲載) (<http://eneken.ieej.or.jp/data/3287.pdf>)
- 小島清 (1989), 『海外直接投資のマクロ分析』文真堂.
- 佐川篤男・小泉光市 (2006), 「中国の石炭需給動向」日本エネルギー経済研究所 (2006 年 8 月掲載) (<http://eneken.ieej.or.jp/data/pdf/1332.pdf>)
- 竹原美佳 (2009), 「ドルから資源へ、金融危機後の中国における石油資源確保の動き」『原油・天然ガスレビュー』Vol. 43, No. 6, pp.1-20.
- 藤波匠 (2013), 「中国のエネルギー需要構造変化とわが国エネルギー戦略 No.2—中国におけるエネルギー需要の将来推計—」『Research Focus』No. 2013-13, pp.1-13.
- 堀井信浩 (2008), 「中国の石油産業—進む市場経済化と対外進出」坂口安紀編『発展途上国における石油産業の政治経済学的分析—資料編—』アジア経済研究所.
- 堀井信浩 (2011), 「第 12 次五カ年計画で進む中国の『脱石炭化』—その背景と世界の資源・環境問題に及ぼす影響—」『アジア研ワールド・トレンド』No. 195, p. 6-10.
- 三船恵美 (2009), 「中国と中東の経済関係—原油価格高騰と金融危機後の中国の対中東関係の強化—」『中東動向分析』Vol. 8, No.5, pp. 1-15.
- 茂木創 (2008), 『品目別輸出実績値を基にした 2007 年の日本の対中東輸出動向分析』(財) 日本エネルギー経済研究所中東研究センター.
- 茂木創 (2011), 「イラク復興需要が牽引した 2011 年の中東プロジェクト市場」『中東動向分析』Vol.11, No.1, pp.1-11.

(中国語文献)

林毅夫, 李周, 蔡昉 (1994) 『中国的奇迹: 发展战略与经济改革』香港中文大学 (渡辺利夫監訳 (1997) 『中国の経済発展』日本評論社).

(原稿受付 2013 年 10 月 29 日)

国際行政としての EU の政策類型とその運用実態

—政策類型の組み合わせによる集権化—

原 田 徹

はじめに

これまで、公的行政研究の対象は、欧米のみならずとりわけ日本の学界においても、国家や国内地方公共団体での行政事象に集中する傾向があったことは否めない。しかし、とりわけ冷戦後に加速した経済面でのグローバリゼーションとそれが国家内で展開されている行政活動へと影響を及ぼしている現実を考慮すれば、いまや学術的分業として「国際政治学領域」に委ねて済ませるのではなく、「国際行政」、すなわち国際次元での行政事象を主体的に研究対象として設定しなければならないだろう。もちろん、研究対象としての国内行政への集中傾向のなかでも、幾人かの日本の行政学者によって、国際行政事象への優れた着目は行われてきた。古くは蜷山正道の国際行政への着目があり、片岡寛光による『行政の構造』における言及、福田耕治や城山英明による研究も出されてきた。そして、近年は曾我謙吾によっても、本人・代理人関係の適用可能な公的行政事象の研究対象として、「国家行政」「地方行政」とともに等しい比重で「国際行政」が扱われるに至っている。研究対象としての国際行政の妥当性はますます高まってきている。

以上の状況を受けて、本稿では、国際行政の研究対象として EU (European Union: 欧州連合) を設定し、行政研究の視角として、とりわけ EU の政策類型に着目しながら、国内行政と比較した場合の国際行政ないし EU 行政の特徴の把握に努めようとするものである。ひと言に「政策類型」といっても、その政策類型の切り口としては、さまざまに考えられるだろう。そこで、第一章では、既存の学術的な政策類型論を概観しながら、国際行政としての EU の政策類型を考える上での手掛かりを得る準備的作業を行う。続く第二章では、国際行政としての EU を法治行政の観点から根底で規定している基本条約での EU の政策類型の考え方を、第一章で得られた手掛かりと折に触れて照合しながら検討していく。第三章では、第二章で検討した EU の法的な政策類型が実際に運用される際のいくつかの事例を見ることにより、政策類型の組み合わせの技術が用いられている実態を明らかにしていく。この政策類型の組み合わせの技術が、あくまで基本条約で認められた枠内での権限行使という留保はありつつも、その枠内において、国際行政としての EU における官僚制たる欧州委員会や EU そのものへの集権化の契機となりうる可能性について付言する。

第一章 既存の学術的な政策類型論の検討

(1) 国内行政を対象とした政策類型論

行政現象についての研究は、これまで主に国内行政の次元を対象に行われ、そこにおいて政策の類型論の豊富な蓄積がある。たとえば、政策類型論の嚆矢とも言えるセオドア・ロウィが、「分配政策」「規制政策」「再分配政策」「構成的政策」の分類論を示し、その各々に対応する政治過程モデルの特徴を対応させながら、「政策が政治を決定する」というテーゼを提示したことはあまりにも有名である¹。このロウィの政策類型論から刺激を受け、わが国の行政学者でも村松岐夫、真淵勝、山口二郎らによって、ロウィの政策類型論への批判を乗り越えようとしつつ、日本の国家行政に適した政策類型論ないし政治過程モデルが提示されてきた。本稿での検討対象は国際行政としてのEUの政策類型ではあるが、対象とする行政現象の次元が異なっても理論的に敷衍できる視座を探究する意味でも概観しておきたい。

まず、村松によつては、ディビッド・イーストンによる政治の定義に相似した表現であるが、既存の価値の権威的な配分を行うとされる「政策過程」を「内環」とし、既存の政治・行政体系に対してそれとは異なった価値体系をもって対決しその変革を迫る勢力と現体制を保持しようとする勢力の対抗過程とされる「イデオロギー過程」を「外環」とする、二重の同心円で形象される「内環－外環モデル」が提示された²。この村松による内環－外環モデルを修正しつつ真淵によって提示された「政治過程の三重構造モデル」では、分配機能が争点となり政策領域としては金融・産業振興などが該当する政治過程Ⅰ、イデオロギーが争点となり政策領域としては防衛・憲法改正が該当する政治過程Ⅱ、再分配機能が争点となり政策領域としては農業・中小企業・福祉が該当する政治過程Ⅲという分類が行われた³。さらに、また異なる切り口からの政策類型の分類を試みた山口二郎によつては、政策の階層性・段階性の軸として「概念提示」「基本設計」「実施設計」の三段階、政策の包括性の軸として「構造」「総合機能」「個別機能」の三段階が設定され、それら両軸のマトリクスで表象される9つのセルでの政策類型が提示された⁴。

では、以上に概観した、国内行政を前提としたロウィや日本の行政学者らによる政策類型論ないし政治過程モデルによる知見を、EUを対象に国際行政という次元で政策類型を試みる際にもどのように活かせるであろうか。まず、ロウィや日本の行政学者による政策類型論の試みの特徴として指摘できるのは、いずれも政策の各類型と対照的に見出される政治過程やアクター構成の特徴を示そうとする志向性を有しているから、国際行政としてのEUの政策類型を考慮する際にも留意しておくことには意義がありそうである。また、真淵による類型論では、分配・再分配などの政策の機能と照合できる政策領域を分類する試みが含まれる点に特徴があると思われ、山口による類型論では、ロウィが示したような政策の内実的な機能はさておき、外在的な特徴から分類

したものでありながらも、政策の包括性や具体性の度合いから導かれる何らかの政策体系に配慮したオリジナルな類型論を提示したことに意義があると思われる。そこで、真淵のように、政策の機能の類型はさることながら、その政策機能類型ごとに対照した政策領域の特定を試みる視点、山口が着想した政策の体系という切り口から、EU の政策類型を分類してみることも、切り口の設定の仕方として、折に触れて言及していくことにしたい。

(2) 国際行政における政策類型論の手がかりの検討

前節では国内行政を前提とした政策類型論を概観したが、本稿で扱う国際行政としての EU にとって有用な政策類型の切り口とは何であろうか。ここでは、国内行政と比較した場合の国際行政の特徴から考えてみたい。

近年『行政学』を著した曾我謙吾は、同書においてマルチレベルの行政という視座を設定し、本人・代理人関係（いわゆるプリンシパル－エイジェント理論）で通底的に分析可能な対象として、国家行政、地方行政とならび、国際行政を対象として同等の重きをおいて取り上げている。曾我によると、まず、国内行政と比較した場合の、地方行政と国際行政に共通する理論的特徴は「本人の複数性」に見出せるという。すなわち、国家行政の次元での本人（主権者）は国民という「単一性」で観念でき、国家行政機構はその代理人であるのに対して、地方行政も国際行政もそれらの行政機関はたしかに代理人ではあるのだが、その仕える本人が国家行政の場合とは異なり複数あるとの指摘がなされる。ただし、地方行政と国際行政では、本人の複数性のあり方が異なる。地方行政機関にとっては、その地域の住民だけでなく、地域の住民とも重なる国民の代理人であるところの国家行政機関（中央政府）もまた本人であるという意味で、本人の複数性がイメージされる。それに対して、国際行政機関にとっては、「EU のように最も統合の程度が高く、それ自体が議会を備えている場合であっても、依然として主権は国家に残されている」⁵から「多数存在する各国政府が本人であり、国際機関がそれらの共通の代理人となる」⁶という意味での、本人の複数性が理論的に想定できるという。さらに曾我は、国際行政の特徴として、その成立・発展の規定要因として、①（国際的な協調の可能性を説く）理念やアイディア、②各国の集会的利益（国際的な公共の利益）、③（国際機関への権限の集中と各国政府への分散に関わる）制度面での各国個別の利益、に整理して挙げ⁷つつも、そのうち①の要因が、国家行政や地方行政以上に、国際行政では鍵となる要因としてイメージされているようである⁸。

一方、国際機構として主に EU と国際連合とを対象に国際行政現象を研究してきた福田耕治によると、「国際行政とは、国際機構の行政機関あるいは国内行政機関との歯車のかみ合うような『合成』、連携・協力を前提とする『混成システム』においてはじめて機能し、意味をもつ、国際公益の実現のための行政活動と国際公共政策過程である」⁹との定義が試みられている。この福田による国際行政の定義が含むニュアンスは、先の曾我による本人・代理人関係に基づく国際行政の特徴の見出し方とは重要な点で異なる。というのも、曾我の場合は、主権を有する本人たる国

家と、代理人たる国際行政機関とは、主権の有無により『分離』された『他者』性がどこまでもつきまとうイメージがあるのだが、福田の場合は、『分離』でなく、『合成』や『混成システム』という『融合』的であることこそが国際行政の特徴だと捉えているからである。

このように、基本とするニュアンスに差違はあるものの、曾我にも福田にも共通するのは、国際行政がパラダイムとして成立する前提として、国内行政の研究分野の主要な一角をなしてきた政府間関係、すなわち中央政府と地方政府との関係と同様の認識枠組が、関係する行政の次元を一段階上げながら、国際行政の次元で国際行政機関と国内行政機関との関係として見出せることに立脚している点である。たとえば、連邦制か単一国家か、権限関係が明確に分離されたレイヤーケーキモデルなのか、融合的なマールケーキモデルなのかといった議論の展開が、国際行政次元と国内行政次元との関係でさまざまに語られよう。そのいずれの形態が国際行政としての EU に合致するかはさておき、政府間関係のあり方を反映した切り口として、EU の政策類型を考えてみるのが大きな手掛かりとなろうことは確認できたと思われる。

(3) EU 政策研究における政策類型論：ヘレン・ウォーラスによる EU 政策類型論

それでは、単に国際行政としてというだけでなく、EU に特化して学術理論的な政策類型の整理はこれまで試みられなかったのだろうか。実はある。ここでは、EU 政策形成に関する標準テキストに記載されているゆえに、EU の学術的な政策類型論としておそらくもっとも普及しているであろう、ヘレン・ウォーラスによる 5 つの政策類型（ウォーラスの表記では Policy Modes）を見ておこう¹⁰。

a) ヘレン・ウォーラスによる EU 政策類型論の概要

ウォーラスは EU の政策類型を大きく 5 つに、すなわち、①古典的な共同体方式（The classical Community Method）②規制モード（The EU regulatory mode）③分配モード（The EU distributive mode）④政策調整（Policy Coordination）⑤集中的な政府間主義¹¹（Intensive transgovernmentalism）として分類している。

①古典的な共同体方式とは、主要な EU 立法機関である欧州議会、閣僚理事会、欧州委員会の三機関による EU 立法を経て執行されるものである。これは、1960 年代後半の当時の共通農業政策のパターンを定式化した超国家的な要素が濃いものとして観念されており、欧州委員会に政策提案と政策執行の権限が限定され、その欧州委員会の権力を牽制しつつ、EU 加盟国間での国益追求に基づく交渉の場として閣僚理事会がイメージされている。そこでの欧州議会の権限は限定的で諮問的なものにとどまるものと想定されている。

②規制モードとは、欧州議会、閣僚理事会、欧州委員会の三機関による EU 立法を経て執行される点で①の典型的な共同体方式と変わるところはなく、政策提案・執行権限が欧州委員会に限定される点でも同じであるが、欧州委員会が対象となる利益団体等のステイクホルダーや専門家

らと協力しながらますます「経済的基準」に則って規制の創出・運営にいそしむのに対して、欧州議会は、規制が立法化される際に、環境面・地域面・社会面などの「非経済的基準」を促進するものであるとのイメージが持たれている。この規制モードが典型的に該当する政策分野としては、EU 域内市場創設のための EU 加盟国間の規制差異の撤廃、域内市場のもとでの競争政策（独占禁止規制など）、産業振興政策、環境政策などが挙げられている。

③分配モードとは、これも先述の三機関による EU 立法を経て執行される点で①②との違いはないが、共通農業政策分野での農産物の価格支持の仕組みを端緒として、1980 年代半ばからは、経済発展が遅れている後進地域への、いわば日本でいう地方交付税的な「再分配」の仕組みが地域構造基金として「結束 (Cohesion)」という名称で導入されており、そこに典型的に見出せるものとされている。

④政策調整とは、法的に EU に政策の権限がない分野において、欧州委員会が EU 加盟国間で相互に政策を比較学習するための「ベンチマーキング」となる指標なりガイドラインなりを「ソフトロー」として産出するというものである。上記①②③のような EU の立法にかかわる三機関の相互作用につき、この④政策調整の説明においては言及されていないが、EU としてのソフトローである限り、閣僚理事会や欧州議会による立法的な追認を要するものの、法的な遵守義務は EU 各加盟国に生じない。ただそれでも、政策学習を通じて EU 各加盟国やさまざまな社会的アクターがそれに基づき行動変容が促されるものであると想定されている。例としては、今すでに EU の権限となっている環境政策分野がまだ EU の権限ではなかった時代から、欧州委員会が環境の専門家らとともに推進し、1986 年調印の基本条約である単一欧州議定書にて、法的に EU（当時 EC）の権限とすることに至らしめたというように、EU に法的な政策権限がない分野であるにもかかわらず、準備的に協力の慣行を生み出し、最終的に EU の政策権限とするうえでの試行的な政策類型として観念されている。また、2000 年以降の経済・社会面での EU 域内の包括的な方向付けの枠組みとして運用されてきた、いわゆる「リスボン戦略」においても、そこに含まれる OMC (open method of coordination: 開放的調整方式) が典型的に該当するものとされている。

⑤集中的な政府間主義とは、①～④とは異なり、政策形成過程においての欧州委員会の役割が周辺の位置にあり、欧州議会や欧州司法裁判所も排除される。代わって、各 EU 加盟国首脳の集まりである欧州理事会が全体的な方針を決め、それをもとに閣僚理事会が加盟国間での協力のための意思決定を行うというものである。これが典型的に該当する政策分野として、基本条約たるマーストリヒト条約により今では ECB（欧州中央銀行）設立や共通通貨ユーロ発行が済んでいるが、このように金融政策の主権が EU に移行するまで、1960 年代から着々と金融政策の加盟国間での協調・統合を進めていくための協議枠組として、この政策類型が用いられてきたのだとして紹介されている。また、防衛面も含んだ共通外交安全保障政策の分野や、司法内務協力分野が該当するとされている。

b) ヘレン・ウォーラスによる EU 政策類型論に対する考察

前節に見た①から⑤がヘレン・ウォーラスによる EU の政策類型分類の概要であるが、この 5 類型は EU 政策類型についてのあくまで理念型として示されている。このウォーラスによる EU 政策類型分類の含意は、EU には政策分野の違いにかかわらず普遍的にあてはまる単一の政策類型というものではなく、EU の政策分野ごとに対応する支配的な政策類型が多様に存在するということであった。このウォーラスによる EU 政策類型の分類について、補足や批判も含めつつ検討して気づかされる点、また、彼女が日本の行政学者による政策類型論や国際行政の検討を参照したことは想像しにくい、それらも含め対照させて指摘できる点を合わせ述べると以下のとおりである。

第一に、政策類型を機能別に分類する発想が入っており、そこにはやはりロウィの分類論の影響を見いだせよう。②規制モードと③分配モードという分類設定は、実質的にロウィが言う規制政策と再分配政策とに該当する分類設定である。そして、各政策類型を機能別に分類しそれぞれに該当する EU の政策分野を対照的に見出しているという点は、真淵による日本の政策過程分類の発想とほぼ同じである。ただし、①古典的な共同体方式と⑤集中的な政府間主義は機能別分類とは言いにくく、立法過程手続の違いに基づく分類となっている。②規制モードと③分配モードも、もし、政策提案・実施権限が欧州委員会に集中しているとするならば、結局は①古典的な共同体方式と同様の立法手続きに則っていることになると思われるし、のちに本稿で分析するように②規制モードに相当する政策分野も、実質的に①古典的な共同体方式に則っているので、①と②を分類区分する意義はあまりないだろう。

第二に、ロウィや日本の行政学者らは、政策の各類型と対照的に見出される政治過程やアクター構成の特徴を示そうとする志向性を共通して有していたわけだが、それがウォーラスによる EU 政策類型論では明確には見えてこない。というよりも読み替えを要する。ロウィや日本の行政学者らが政治過程でのアクターと想定していたのは、国内政治行政アリーナに関わろうとするいわば経済的な利益集団などであるが、その要素は一応②規制モードにて欧州委員会の周辺に関わるものとして触れられている。しかし、実際は閣僚理事会であれ、欧州議会であれ、その周辺にもアクセスして活動しているであろう¹²。代わってウォーラスが EU の政策過程での主要な政治的アクターとして想定しているのは、EU の立法過程に関わる三機関のそれぞれが相互関係のうえで独自性をもつ主体としてのそれである。欧州委員会、欧州議会は単独アクターとして、閣僚理事会も、そのメンバーである EU 加盟国政府代表のそれぞれがアクターたりうるのだが、その集合体としては欧州委員会と欧州議会と相対関係をなす単独のアクターとして理解されていると読めるわけである。上で①古典的な共同体方式と②規制モードや③分配モードの差異が実質的には相対化していることを指摘したが、それにもかかわらず①古典的な共同体方式が独自の政策類型としてウォーラスによってあえて設定されていることの意味は、①古典的な共同体方式では、アクターとしての欧州議会の権限が三機関のなかで弱いのだが、②規制モードや③分配モードでは、

欧州議会にも有意義な立法権限があるという違いを含意しているのだと読み取れば理解できるだろう。⑤集中的な政府間主義では、EU 諸機関のうち、閣僚理事会だけが有意義なアクターであり、欧州委員会も欧州議会も排除されて、加盟国首脳から構成されるよりハイパーな存在たる欧州理事会が閣僚理事会をコントロールしているものであり、ここでは EU 域内社会のための行政活動としての政策過程というよりも、EU 加盟国政府が主アクターとしてそれらの相互関係が外交として展開されている分野と捉えられている。

第三の点は、日本の行政学者による国際行政観の検討で見出された特徴として、曾我の『分離』であるか福田の『融合』であるかのニュアンスの違いはあれ、国際行政の次元での「国際行政機関と国内行政機関との関係」が鍵となりそうであり、そのあり方に応じた EU の政策類型の可能性に言及したことと関わる。ウォーラスによる EU 政策類型論の場合、「国際行政機関と国内行政機関との関係」に応じた EU 政策類型の視点が、今見たばかりの第二の点と組み合わせられて織り込まれているのである。つまり、①古典的な共同体方式では、EU の立法に関わる三機関のうちの欧州委員会と閣僚理事会とが対抗・牽制的関係にあるという点を強調すれば、欧州委員会（国際行政機関とイメージされる）と閣僚理事会（メンバーが加盟国政府代表であるがゆえに国内行政機関の集合体とイメージされる）とが、それらの間で『分離』的な状況にある政策類型と言えそうである。ただし、欧州委員会に排他的に政策提案権限が独占されているという要素を強調して閣僚理事会よりも欧州委員会に権限の比重があるとすれば、曾我がイメージしたような「代理人」としての欧州委員会というのではなく、現象的には主客転倒してむしろ本人であるかのような欧州委員会から、加盟国政府の集合である閣僚理事会へと一方的に政策提案が行われつつも EU としての政策決定（立法）が実現するという意味で、トップダウン的で『融合』的な政策類型と見ることもできよう。一方、②規制モードや③分配モードでは、①古典的な共同体方式とは異なり、加盟国政府の集合である閣僚理事会と同等に、「欧州市民」を代表する別次元の本人性を有した欧州議会も EU 政策過程での有意義なアクターとされている。伝統的な行政学説史で言うところの政治行政二分論的な考え方からすると、欧州議会という議事機関を「国際行政機関」とは位置付けにくいものの、政治行政一元論的な観点をとりながら「国際－国内」という二次元の極で見れば、欧州議会は紛れもなく「国際（行政）機関」に位置づけられる。とすると、閣僚理事会と欧州議会が同等な権限を有して共同立法として EU 政策決定を行うことがイメージされている②規制モードや③分配モードには、文字通り福田が見出している『融合』の特徴が見えてくる EU 政策類型の捉え方が織り込まれているのである。

第四に、山口による政策類型分類の発想に含まれていた、政策の階層性・段階性ないしは具体性というような政策の体系的分類の発想は、ウォーラスによる EU 政策類型論には入っていない。

第二章 基本条約上での EU の政策類型の規定状況

前章では、国内行政、国際行政につき様々な行政学者らによって展開されてきた学術理論的な政策類型論、加えて、EU に特化した政策類型論の試みとしてヘレン・ウォーラスによる EU 政策類型論を検討してきた。

では、EU 行政やその政策形成活動の実態を見たとき、果たして EU の政策類型はどのようになっているのであろうか。前章で検討したさまざまな政策類型の理論的見方はどの程度実際に EU の政策類型として妥当しているのか。そこで、本章と次章では、理論的な政策類型論による分類から演繹的に EU の政策を検証していくという思考ではなく、実態として EU の政策類型の状況を実証的に検討していきたい。そのなかで、折に触れ、前章で見た理論的な政策類型論の切り口やその手がかりを照合してみることも併せて行っていく。まずは、本章で、EU 政策形成活動を含む行政活動の根本的な法的根拠となる EU の基本条約の該当箇所を検証・分析する。続いて、第三章では、さらに基本条約規定に則りつつ行われている EU の政策過程が実際にどのように展開されているかを例証することになる。

(1) EU の基本条約での政策類型の設定方式

まずは EU の法体系において、国内法での憲法に相当し、事実、2000 年代前半に名称として EU の憲法とすることも企図された「基本条約」の規定を手がかりに公式な法的ルールから見ていこう。なぜなら、国際行政としての EU の行政活動も、国内行政の場合と同様に法治行政の原理に則っているからであり、EU 法体系上の最高規範性を有する基本条約での根拠規定を見ることが必須だからである。

a) 「権限の所在の分類」^{かける} × 「政策分野別分類」

現行の EU の基本条約は TFEU¹³ である。全 358 条から成る TFEU のうち、EU の政策類型の分類に関わる規定が見られるのは、まず 3 条から 6 条にかけてである。一部に筆者による補足的記載をしつつ抜粋すると次のとおりである。筆者補足記載は () に記す部分である。

3 条

1. EU は、次の分野において、排他的権限を有する。(この排他的権限とは、EU 加盟諸国から EU へと権限が完全に移譲されて、もはや EU 加盟諸国には権限がないとされるものである。)

(a) 関税同盟、(b) 域内市場の機能に必要な競争法ルールの確立、(c) ユーロを通貨とする加盟国の金融政策、(d) 共通漁業政策のうちの海洋生物資源保存、(e) 共通通商政策

(3 条 2 項では、1 項に加えて、EU 域内での EU 立法措置にかかわる国際協定の締結権限が付記

されている。)

4 条

1. EU は、両条約が EU に授権した権限で 3 条と 6 条で挙げられる政策領域と関連しない権限において、加盟諸国とその権限を共有する。
2. EU と加盟諸国間での共有権限は、次の主要分野で適用する。(EU にも加盟国にも権限があり共有されている分野である。)
(a) 域内市場、(b) この条約に規定された側面での社会政策、(c) 経済的・社会的・領域的結束、
(d) 海洋生物資源保存を除く、農業および漁業、(e) 環境、(f) 消費者保護、(g) 輸送
(h) トランス・ヨーロッパ・ネットワーク、(i) エネルギー、(j) 自由・安全・正義の領域
(k) この条約に規定された側面での、公衆衛生上の共通の安全にかかわる事項
(以上の 4 条 2 項に加えて、4 条 3 項では研究開発 (R&D)、4 条 4 項では開発協力・人道的援助が挙げられている。)

5 条

1. EU 加盟諸国は EU 域内において各々の経済政策を調整しなければならない。この目的のために、閣僚理事会は、諸手段を、特に各加盟国の経済政策のための広範なガイドラインを、採択しなければならない。通貨をユーロとする加盟国には特定の条項が適用されるべきである。
2. EU は、加盟国の雇用政策の調整を確保するための諸手段を、特に加盟国の雇用政策のためのガイドラインを定義づけることによって、採らなければならない。
3. EU は、加盟国の社会政策の調整を確保するためのイニシアチブをとることができる。

6 条

EU は、加盟諸国の活動を支援 (support)・調整 (coordinate)・補完 (supplement) する活動を実施する権限を有する。そのような活動がヨーロッパレベルで適用される政策領域は次のとおりである。(該当する政策分野の権限は加盟国にあるが、EU はそれをサポート・調整・補完的役割をするとされる分野である。)

- (a) 人間の健康の保護と改善、(b) 産業、(c) 文化、(d) 観光、(e) 教育・職業訓練・若年者・スポーツ、(f) 市民保護、(g) 行政協力

以上の TFEU の 3 条から 6 条から明らかなように、EU の基本条約での政策類型の分類の切り口の設計としては、「権限の所在の分類 (EU と加盟諸国との間での権限割り当て)」として、大きく「排他的権限 (3 条)」「共有権限 (4 条)」「支持権限 (6 条)」と呼ばれる 3 つのカテゴリーが設定され、その 3 つのカテゴリーに該当させる形で「政策分野別分類」で分けた各政策分野を

振り分ける体裁となっていることがわかる。EU の実定法上の最高規範性を有する基本条約においては、政策類型的含意として、「権限の所在の分類」と「政策分野別分類」との2つの軸が組み合わされていることになる。

まずは、「政策分野別分類」について考えてみよう。3条から6条を眺めると、分類された各単位としての政策分野が非常に多岐にわたることに目が行きがちであるが、そのことと、これらの分類が論理学で言われる MECE（漏れも重複もない完全分類状況）を実現しているとは限らない。また、4条2項では「(a) 域内市場」と「(b) この条約に規定された側面での社会政策」とが並列的に記載されているが、必ずしも並列ではなく、実態としては (b) は (a) に包含されるという関係性にあるかもしれない。のちに、第三章で、われわれはその実態に気づかされることになる。

一方の「権限の所在の分類」についてはどうであろうか。EU とその加盟諸国との間での権限割り当てとしての3カテゴリー、すなわち「排他的権限」「共有権限」「支持権限」という分類基軸の設定からは、第一章でみた、国際行政における政策類型論の手がかりを探った際の、曾我と福田の国際行政観で共通の焦点となっていた政府間関係という切り口が体现されていることに気づかされるであろう。とりわけ4条が示す「共有権限」なるジャンルの存在からは、福田が着目していた『合成』『混成システム』『融合』という国際行政の特徴がとりわけここで現れているように見える。ただし、この4条でいう「共有」とは、もう少し特定の意味付けがなされている。遡って TFEU2条2項を見ると、そこには次のように記されている。『両条約が特定の政策領域において EU に加盟諸国と共有する権限を授權する場合、EU と加盟諸国はその政策領域で立法して法的に拘束力を有する措置を採択してよい。加盟諸国は、EU が EU の権限を行使しない限りにおいて、自らの権限を行使しなければならない。また、加盟諸国は、EU が EU の権限を行使することを止めると決定した限りにおいて、自らの権限を行使しなければならない。』つまり、EU と加盟国との「共有」とはいうものの、基本的には「EU が立法活動しない限りにおいて、加盟国が立法活動してよい」という意味付けなのである。だから、EU と加盟国が対等であるというのではなく、EU の権限か加盟国の権限かどちらかと言えば EU の権限に近いニュアンスが含意されたうえで、ジャンル名称が一応は「共有権限」となっていることに留意しなければならない。

6条の支持権限は、先に検討したヘレン・ウォーラスの EU 政策類型でいうところの④政策調整が適用される分野であり、EU に権限がない（だから権限は加盟諸国にある）分野でも、加盟諸国間での協力を醸成する方策を EU として決定することができる分野にあたる。ウォーラスによる政策類型にひきつければ、3条の排他的権限の該当政策分野には①古典的な共同体方式が、4条の共有権限の該当政策分野には②規制モードや③分配モードが相当するのに対して、6条の支持権限の該当政策分野では④政策調整が相当するというイメージを持てばわかりやすいであろう。

そして、TFEU の3条から6条を引きつつもここまで触れてこなかった TFEU の5条に着目

してみよう。5条で挙げられている政策分野は、加盟国の「経済政策」「雇用政策」「社会政策」であり、それらを「調整」することが述べられている。だから、権限の所在としては加盟国にあるのであり、EU も権限を共有するというわけではなく、適用される政策類型は、6条の支持権限と同じくウォーラスによる政策類型でいう④政策調整が該当するであろう。

b) 「法的措置」による政策類型の原則的規定

前項では、EU の基本条約にて、政策類型の分類として「権限の所在の分類」と「政策分野別分類」とが組み合わされたものが示されていることを見た。ただし、基本条約たる TFEU には、実はもう一つの EU 政策類型の切り口と目せるものが記載されている。政策の「手段」に基づく類型である。本項では、この EU の政策手段に基づく基本条約上の類型を検討していく。国際行政としての EU は、その政策手段として自らが運用できる法的権限や資源を有してはいるものの、立法なりで決定した政策を実施する際には、大部分は EU 加盟諸国の行政機関に実施協力してもらわなければ成り立たないと想定される。これは、先に見た福田による国際行政の特徴としての『合成』『混成システム』『融合』と符合する。であるならば、その EU の政策手段というものが、EU と EU 加盟諸国とを媒介するパターンとして類型化されるだろう。そして、先に述べたように国際行政としての EU も法治行政の原理を免れないのであり、EU の政策活動も必ず EU 法上の根拠と手続きに則って行われるはずであるから、EU の政策手段とは、EU と加盟諸国とを媒介する法的パターンの類型として示される。この EU の法的な政策手段の類型化が記されているのが、TFEU の 288 条から 292 条にかけてであり、その諸類型は「法的措置 (legal acts)」と総称されている。その 288 条から 292 条を抜粋すると次のとおりであるが、政策手段類型を判別するうえで留意すべき語に筆者が『』を付してある。

288 条

EU の権限を行使するためには、EU 諸機関 (institutions) は、『規則 (regulations)』、『指令 (directives)』、『決定 (decisions)』、『勧告 (recommendations)』、『意見 (opinions)』を採択しなければならない。

『規則』は、一般的適用の効力を持たなければならない。規則はそれだけで拘束力を有しすべての EU 加盟国内に直接適用されなければならない。

『指令』は、その適用対象となる各加盟国に対して、達成されるべき結果について、拘束力を有しなければならないが、その達成の形態や方法の選択については各加盟国の権限官庁に委ねられなければならない。

『決定』は、それだけで拘束力を持たなければならない。適用対象を特定する決定はその対象についてのみ拘束力を有しなければならない。

『勧告』と『意見』は法的拘束力を有してはならない。

289 条

1. 『通常立法手続 (The ordinary legislative procedure)』は、欧州委員会からの提案に基づき、欧州議会と閣僚理事会による共同決定において、『規則』、『指令』、『決定』を採択するものでなければならない。この手続きは 294 条で定義される。
2. 条約に規定された特別の場合には、閣僚理事会の参加を伴う欧州議会による、または、欧州議会の参加を伴う閣僚理事会による、『規則』『指令』『決定』の採択が『特別立法手続』を構成しなければならない。
3. 立法手続によって採択された法的措置は、『立法措置 (legislative acts)』を構成しなければならない。
4. 条約で規定された特別の場合には、『立法措置 (legislative acts)』は、欧州中央銀行からの勧告もしくは欧州司法裁判所か欧州投資銀行からの要請に基づき、加盟国のグループもしくは欧州議会のイニシアチブによって採択されてもよい。

292 条

閣僚理事会は『勧告』を採択しなければならない。その場合、閣僚理事会は、両条約によって欧州委員会からの提案に基づいて措置を採択しなければならないと規定されている場合には、すべてそのとりに欧州委員会からの提案に基づいて意思決定しなければならないし、EU の法的措置の採択に全会一致が必要とされる領域では、全会一致で意思決定しなければならない。欧州委員会、そして、条約で規定されている特別の場合には欧州中央銀行も、『勧告』を採択しなければならない。

以上が、EU の政策手段である法的措置の分類に関する規定である。種類としては、『規則』『指令』『決定』『勧告』『意見』があることがわかる。ただし大別すると 2 つに分けられることもわかる。まず、『通常立法手続』ないし『特別立法手続』により採択される『立法措置』であり、その『立法措置』に該当するものとして『規則』『指令』『決定』がグループ化され、それらは法的拘束力を持つ手段である。一方、『勧告』と『意見』は法的拘束力を持たないものである。『勧告』の採択手続は 292 条で指定されているが、『意見』について同様の規定は見られない。

これらのうち『立法措置』である『規則』『指令』『決定』を特に考察してみよう。注視すべき点は次のとおりである。四点につき指摘するが、四点目だけは『立法措置』に限らず『法的措置』という EU の政策手段の枠に広げつつ考察を加える。

第一に、EU の政策手段としての『立法措置』によって直接的に対象とされるのが、なにも EU の加盟国だけに限られるというわけではなく、加盟国内の個人・企業なども含めて直接的に対象となりうる想定となっていることである。すなわち、『規則』『決定』は政策手段の名宛人は加盟諸国だけでなく個人・企業などでもありうるということである。そして『規則』と『決定』の

政策手段上の違いは、その対象となる名宛人たる主体が、『規則』が普遍的であるのに対して、『決定』では特定のであるという違いである。その一方で『指令』は加盟諸国だけしか対象とならない。いずれにしても、先に、曽我や福田による国際行政観での特徴から、国際行政機関と国内行政機関間の関係性への着眼を手がかりとして導出したのだが、それだけではなく、国際行政機関から直接的に国内社会の個人・企業などのアクターに作用する政策手段がパターンとして存在しており、それに留意する必要があることを示している。

第二に、『規則』『指令』『決定』は、そのいずれもが加盟諸国が対象となりうるが、その効果が異なる。すなわち『規則』はそれが政策手段として採択されれば、全加盟国がその『規則』の内容の実現につき、手段と結果の両方について、それだけで法的義務を負うわけであるが、『指令』の場合は、全加盟国が『指令』の内容で指定された結果の実現につき法的義務を負うものの、その実現に至る達成の方法や手段については加盟国の裁量が認められている¹⁴。加盟国が対象となる場合の『規則』『指令』に対する『決定』の効果の違いは、『規則』『指令』のように全加盟国が一律対象となるのではなく、特定の加盟国だけが対象となる場合に適用されるということである。

第三に、『規則』『指令』『決定』は、289条1項にある通り、基本的に『通常立法手続』で採択されなければならない。それは、閣僚理事会と欧州議会による共同の決定であり、議会制度の類型論的には二院制システムとなっている。しかし、その『通常立法手続』では、それを政策原案として（法案として）発議・提案する権限は、欧州委員会、閣僚理事会、欧州議会という EU の立法に関わる主要な三機関のうちで、欧州委員会に排他的に独占されていることが肝要である。このことは、国際行政としての EU を、国内行政と比較してみた場合に、非常に特徴的であると言えよう。なぜなら、国内行政の場合、たとえば議院内閣制の日本であれば、政策（法案）提出権限が、国会議員にも内閣にも認められてはいるのであるが、傾向として内閣提出法案の数のほうが多くなっており、それが、政低官高の「行政国家化現象」の一環として、ややもすれば否定的に論じられがちであるわけだが、国際行政としての EU の場合は、基本条約という根本的なレベルで、そもそも初めから「行政国家」として設計されているからである。国内行政のシステムとして大統領制をとる国の場合であれば、議会への政策（法案）提出権限がそもそもないのであり、EU はそれとは真逆の仕組みで意図的に制度設計されている行政システムということになる。近年、特に EU の基本条約が改訂されるたびに、従前に比べて欧州議会の権限が拡大してきたとされる。それは、かつては限定的な政策分野においていわば監査的機能を果たす「諮問手続」だけであった状態から、関与できる政策分野の範囲が拡大されつつ、「協力手続」を経て、いまや、閣僚理事会と共同で EU 立法の意思決定権限を有する「共同決定手続」が標準化されたことを根拠として主張され、また、EU 自体もそのことを喧伝して「EU の民主主義の赤字」批判に応えてきた。しかし、それは閣僚理事会との相対関係においては該当するのであるが、閣僚理事会と欧州議会とによる「共同決定手続」が標準として盛り込まれている、現行の TFEU での『通常

立法手続』においても、欧州委員会に排他的に政策提案権限が有するという状況は変わっていないのである。そして、この『通常立法手続』は、先に見たウォーラスによる EU 政策類型でいう①古典的な共同体方式、②規制モード、③分配モードの差異に関わりなく適用されるものであることからすると、ウォーラスが企図していた、①古典的な共同体方式と、②規制モードや③分配モードとの間の類型区分の根拠はやはり相対化してみなければいけないと思われる。

第四に、前項で検討した TFEU での基本的な EU の政策類型で設定されていた「権限の所在の分類」「政策分野別分類」との組み合わせ内容と照らし合わせてみながら、本項で着目している EU の政策手段としての『規則』『指令』『決定』といった『立法措置』のみならず、ここでは『勧告』まで含めた『法的措置』の枠にまで広げて考察しよう。前項では、「排他的権限（3条）」「共有権限（4条）」「支持権限（6条）」という3カテゴリーに沿った、EU と加盟諸国間での権限割当のグラデーションとそれぞれに対応する個別政策分野の配置や、「共有権限」と「支持権限」にまたがるかのような「加盟国の経済政策・雇用政策・社会政策（5条）」という政策分野を見出したわけだが、これらの各カテゴリーに対照的に、適用される政策手段が見出せるのであろうか。抽象的なレベルでいえば、おそらく次のようなことは推測できそうである。すなわち、「排他的権限」にあたる政策分野では、加盟国に権限はなく EU にしか権限がないのだから、『規則』もしくは『決定』が多用されるであろう。「共有権限」にあたる政策分野は、EU にも加盟国にも権限はあるのだが、加盟国はあくまで EU が活動しない範囲での立法が認められるという意味での「共有」であり、そこでの政策手段としては『指令』が該当しそうである。つまり、「共有する」ということの意味を、規範立案的部分の意思決定機能を EU レベルでの『指令』が果たし、その『指令』を国内で実施・執行するという機能は各加盟国による裁量的な国内立法化が果たすというように「決定（立案）－実施（執行）」という次元で分業することをもって、「共有」と観念することが適合しそうだからである。「支持権限」にあたる政策分野では、そもそも EU には権限はなく加盟国に権限があるため、対応する EU がとりうる政策手段は『勧告』という形式でしかないであろう。「共有権限」と「支持権限」にまたがるかのような「加盟国の経済政策・雇用政策・社会政策」にも、『勧告』が該当するしかないであろう。でなければ、EU が加盟諸国の主権を侵害するということになるであろうからである。

c) 「法的措置」による政策類型の原則からの逸脱的規定：『委任措置』『実施権限の授権』

前の二つの項では、基本条約である TFEU の規定に沿って、「権限の所在の分類」「政策分野別分類」「政策手段（法的措置）」による分類を見てきた。この項では、前項で見たばかりの TFEU での政策手段たる『法的措置』を採択する「通常」パターンである『通常立法手続』からの、基本条約規定自体での逸脱規定の存在に着目する。その逸脱規定とは、前項でみた TFEU288 条から 292 条の抜粋においてはあえて省略した 290 条及び 291 条に規定されている。

290 条

1. 『立法措置』は、立法措置を補完 (supplement) したり立法措置の何らかの非本質的要素を修正したりするために一般的に適用される『非立法措置 (non-legislative acts)』を採択する権限を、欧州委員会に委任することができる。その立法措置では、委任の目的、内容、範囲、権限の委任期間が明確に定義されなければならない。本質的要素は立法措置に留保されなければならない、権限の委任の対象となってはならない。

2. 『立法措置』は、対象となる委任の諸条件を明確に定めなければならない。その諸条件とは次の通りである。

(a) 欧州議会または閣僚理事会は委任を撤回できる。

(b) 委任された措置は、立法措置によって設定された期限内に、欧州議会か閣僚理事会から反対が表明されない限りにおいて、初めて発効可能となる。

この (a) と (b) については、欧州議会はその構成員の多数決により、閣僚理事会は特定多数決により、意思決定しなければならない。

3. 委任された措置の題名には、「委任による (delegated)」という形容詞が挿入されなければならない。

291 条

1. 加盟国は、法的拘束力を有する EU の法的措置を実施するためには、それに必要な国内法のあらゆる手段を採択しなければならない。

2. 法的拘束力を有する EU の法的措置を実施するための統一的な条件が必要な場合には、その EU の法的措置は、『実施権限 (implementing powers)』を欧州委員会に授権するか、十分に正当化される特別の場合や TEU の 24 条と 26 条に規定された場合には、閣僚理事会に授権しなければならない。

3. 上記 2 の目的のために、欧州議会と閣僚理事会は、『通常立法手続』にしたがった『規則』の採択によって、欧州委員会による実施権限の行使を加盟国がコントロールするためのメカニズムについてのルールと一般的原則を事前に定めなければならない。

4. 『実施権限』に基づく措置の題名には、「実施 (implementing)」という語が挿入されなければならない。

290 条も 291 条も『立法措置』、つまり『規則』『指令』『決定』に関わるものである。このうち 290 条は、立法権限の一部を立法本文中で行政機関に委任する、いわゆる「委任措置」と呼ばれるものであり、同様のものは日本の政治行政現象においても「委任立法」という形で見られる。たとえば、根拠となる法律に基づいて政令や省令で細かな基準を設定するというものだが、それが多用されればされるほど、いくら「非本質的要素」であっても、実質的に行政権が立法権を侵

食しているとして、政低官高の行政国家化現象の典型例として批判されてきたものである。この「委任立法」が理屈として正当化される際の主たる論拠は、政治家には必ずしも専門的知識・能力があるわけではないので、そうした知識・能力を有する行政機関に委ねるほうが能率的であるからというものである。いずれにしても、これと同じ構図がEUでも、『通常立法手続』にて立法権である閣僚理事会と欧州議会が、行政権である欧州委員会に立法の「非本質的要素」を委ねることができるものとして規定されているわけである。ただし、EU『指令』による委任によって、欧州委員会が採る委任措置が『委任された規則 (delegated regulation)』というように、『指令』を根拠に欧州委員会が『規則』を決めることもできるのであり、これは日本の国内行政でいう「法律－政令－省令」というような体系性が国際行政としてのEUでは成り立たない、つまり、政策体系の「転倒可能性」が予定され、実際に行われてもいることには留意しなければならない。

291条、特にその2項は、『実施権限』の欧州委員会への授権に関する規定である。(TEUの24条と26条については共通外交安全保障政策分野での閣僚理事会への実施権限の授権について述べられている) これは、一見すると、290条の『委任措置』と何が違うのかが分かりにくいかもしれない。なぜなら、たとえば、国内行政、日本の場合であれば法律を根拠とした「委任立法」の典型例として、省令レベルでの「～法施行令」「～実施規則」という名称のものがイメージされやすく、実施権限の授権は委任立法の範疇に含めて概念化されやすいからである。EUにおいてこの291条2項の実施権限が290条の委任措置とは別途規定されている謎を解く鍵は、291条1項にある。ここでは、加盟国に対してEUの法的措置につき国内法を通じた実施の遵守義務規定が置かれているのである。とすれば、291条2項で欧州委員会に授権される『実施権限』とは、本来的には加盟国が有する実施権限のこと、つまり『指令』でいえば、結果の実現につき加盟国は法的義務を負うものの、その実現に至る達成の方法や手段については加盟国の裁量が認められているという、その「実現に至る達成の方法や手段」についても、統一的な基準が必要な場合には欧州委員会が定められるということの意味するのである。

290条の「委任措置」に加え、別途、291条の「実施権限の授権」が行政機関になされうるとするのは、国内行政と比較した場合の、国際行政としてのEUにとりわけ特徴的な類型ということができるだろう。いずれにしても、この「委任措置」と「実施権限の授権」の類型としては、delegated regulation¹⁵, delegated directive¹⁶, delegated decision¹⁷, implementing regulation¹⁸, implementing directive¹⁹, implementing decision²⁰が、組み合わせのうでで想定されるが、欧州委員会によりすべて実際に用いられている。

そして、これら290条と291条を通じた『通常立法手続』からの基本条約レベルでの逸脱の仕組みは、『通常立法手続』において政策提案権がそもそも排他的に欧州委員会にしか存在しないことと合わせて考えると、欧州委員会の権限が非常に強いものことになる仕組みであることに気づかされるのである。

第三章 実際の EU 政策類型の組み合わせの技術的運用状況

前章では、基本条約規定をもとにしながら、EU の政策類型について考察してきた。そこからの気づきとしては、EU の政策手段としての基本的な「法的措置」の類型やその逸脱のバリエーションがいかに類型として多種設定されていようと、EU 官僚制たる欧州委員会の権限が拡張する可能性が開かれていることであった。

本章ではさらに、基本条約規定を前提として、実際に EU で政策形成過程が展開される際の、基本条約規定だけからただちに想定はされていない政策類型の扱い方のテクニックを見ていく。パターンとして四つほど挙げるが、いずれも、基本条約において法的に加盟国に権限があるとされる政策分野でさえも、事実上は EU レベルに絡めとられている仕組みであり、あくまで基本条約で設定された枠内だという留保はあるものの、欧州委員会により権限が集中する契機となる可能性に気づかされるであろう。そして、そのために意図的に用いられている EU の政策類型ないし政策手段の技術としては、これまでの本稿では触れることがなかったが、政策類型ないし政策手段が単独で用いられるとは限らず、複数の政策類型や政策手段が欧州委員会によって戦略的に組み合わせられるというものであり、その組み合わせ方の実態を理解しようとするのが、本章の目的である。

(1) 枠組指令 (framework directives) による政策の包括化

EU の「政策」といった場合、前節で見たように、基本条約規定に則れば、TFEU の 3 条から 6 条に含まれた各政策分野の名称それ自体を素朴に指すこともあろうし、それら EU の政策分野を横断して適用される法的な EU 政策手段としての『規則』『指令』『決定』という『立法措置』や、それらから欧州委員会に授権された委任権限・実施権限に基づく個々の『非立法措置』の一つひとつが、EU の「政策」であるというのも間違いではない。ただし、実際には、複数の『立法措置』を組み合わせることで、よりインパクトをもたらそうと企図されて、それをもって「政策」とされるものも現実にある。そのもっとも簡素なパターンとしては、EU 政策において『枠組指令』と呼ばれるものが挙げられよう。

枠組指令とは、EU の立法として採択される際の政策手段の法形式としては『指令』ではあるものの、その中身が複数の立法が包括的にパッケージ化される形で、欧州委員会から提案され、閣僚理事会と欧州議会で決定されるものである。これまでに枠組指令として立法成立した EU 政策としては、例えば、職場の安全衛生面での枠組指令²¹、環境面での湖沼はじめ多面的な水質保持に関する枠組指令²²、電気通信市場分野における包括的規制に関する枠組指令²³などがある。名称として「枠組指令」なる正式な名称は法的に存在しないのであるが、成立した枠組指令の正式な公文書の名称の末尾にも (framework directive) と付されることもある²⁴。枠組指令の特徴

は、既存の EU 立法を部分的に改正するための改正法案と、新規の法案とが複数組み合わせられるケースが多いことである。

(2) レトリックによる関与政策領域の拡張

EU の政策分野としては、それが「権限の所在による分類」と組み合わせて、基本条約で設定されていることは既に見た。そこでは「排他的権限」「共有権限」「支持権限」という区分がなされていたが、EU と加盟国との間での権限割り当てにグラデーションを施す意図が見て取れた。しかし、基本条約にとらわれない通説的な理解の仕方としては、ヒト・モノ・カネなどの EU 域内での自由移動に関わる経済面については加盟国ではなく EU に主権があるのに対して、加盟国の福祉国家に関わる社会保障政策などは加盟国に主権が保持されたままであり、またそうあるべきであるとされてきた。つまり「域内市場に係る経済面」と「社会面」とは明確に二分法的に理解されるという理解、というより理念であるといったほうが正確かもしれない²⁵。

ただ、そのように明確な二分法では済まないのが現実である。たとえば、次のような事例である。域内市場での労働者としての人の移動を可能・促進するためには、ある労働者がある加盟国内で受給権利を持つ「職域年金」のメリットが、その労働者自身が他の EU 加盟国に移っても維持されなければ、抑止的心理が働き自由移動は損なわれるであろう。そこで、EU 加盟国をまたいで移動する労働者の「職域年金」に関わる制度調整が「職域年金指令」²⁶として実現している。これは当時の基本条約で、今の TFEU4 条の「共有権限」の「(b) この条約に規定された側面での社会政策」にあたる規定を根拠として実現したわけであるが、これはあくまでも「域内市場に係る経済面」との関わりがある範囲でという留保つきでの社会政策と理解すればよい。

しかし、このように域内市場との関わりで職域年金を EU で政策として扱うことを手掛かりとして、その後、同じく「年金」であるということで、域内での人の移動とは関係がない次元で、各加盟国の社会保障政策に関わる年金制度にも EU は関与するようになってきている。つまり、EU 加盟国はどの国も年金制度の「持続性」に課題を抱えているという共通性があるから、その共通の課題解決を促進するための協力を EU の政策として行おうというわけである。しかし、加盟国内の年金制度に関する主権はあくまで EU ではなく加盟国にあるものだから、TFEU4 条「(b) この条約に規定された側面での社会政策」ではなく、TFEU5 条3項での「加盟国の社会政策」として、ヘレン・ウォーラスの類型でいう④政策調整にあたる OMC にて扱われるようになった。より正確に言えば、加盟国内の年金制度をサポートするということで、国内年金制度を相互比較する OMC での慣行を経た後に、後付けで TFEU5 条3項が挿入されたのである。

そして、EU の政策としての、その国内年金制度の OMC にて推奨されるのは、公的年金も「公共サービス」という意味で同じくサービスなのであり、通常の民間財・サービスと同様に域内市場での自由に流通すべき分野なのだから、一国内での世代間移転を伴う賦課方式は望ましくなく、それよりは保険方式が望ましく、さらに望ましいのは民間金融サービスが提供する私的年金であ

ろうし、少なくとも年金制度の持続性を高めるためには、公的年金・職域年金・私的年金を重層的にするように仕向けるという路線である。

以上のように、「年金」なり「サービス」なりのカテゴリー上の言葉を手掛かりとして、本来 EU には政策対応する権限がまったくなかった加盟国主権の分野に、新たに OMC という政策調整的な政策類型を開発して適用することにより、事実上関与するようになってきているのである。

（３） リスボン戦略における統合ガイドライン：法的に異なる政策類型の接合による単一政策化

EU では、2000 年 3 月のリスボン欧州理事会にて、2010 年までの EU の総合計画的な位置づけとして、いわゆる「リスボン戦略」が提示された。このリスボン戦略自体は、既存の各 EU 政策分野で個別に立法されてきたものを整理しつつ、また OMC を適用して新たに加盟国の社会政策や研究開発政策面なども含めて、総合的な EU 域内経済社会の方向性を与えようとしたものである。それ自体が、最も包括的な EU の政策類型であるといえるかもしれないが、ここでとりわけ着目したいのは、そのリスボン戦略の法的な側面での中核をなしていた、広範経済政策ガイドライン（Broad Economic Policy Guidelines : BEPGs）と欧州雇用戦略（European Employment Strategy : EES）である。これらは、TFEU では、先に見た 5 条 1 項が BEPGs、5 条 2 項が EES に該当している。これらもウォーラスの EU 政策類型の④政策調整にあたり、その意味で OMC に含めて捉えられることもある。

ただし、OMC といっても、法的効果はさまざまに違う。たとえば、BEPGs は 1993 年発効の基本条約であるマーストリヒト条約で初めて導入されたものであり、欧州通貨同盟（EMU）に参加するための基準（単年度財政赤字対 GDP 比 3%、政府債務残高対 GDP 比 60% 以内）のクリアを促す意味で各加盟国の経済政策を調整するものとされ、規制緩和的な構造改革路線に則っていた。ただ、それは EU 全加盟国が準拠すべき項目を毎年度『勧告』として策定し、場合によって各加盟国別に『勧告』を出すこともあったが、いずれにしろ『勧告』なので加盟国に法的な拘束力は及ばない、その意味でソフトローという OMC の特徴にも類しているのである。一方の、EES は、1997 年発効の基本条約であるアムステルダム条約で導入されたものであり、雇用率を上げるための全加盟国に共通する様々な雇用政策手法がガイドラインで項目として毎年度示され、それが BEPGs と同じく全加盟国が準拠すべきものとされたものである。各加盟国別に『勧告』が出される点も BEPGs と同じである。しかし、EES が BEPGs と異なる点が 2 点ある。それは法的措置の類型としては『勧告』ではなく『決定』で定められるものであること、そして、これゆえに『決定』となるのであるが、各加盟国は EES に対応した National Action Plan 提出による計画・報告義務が毎年課されるという点である。つまり、BEPGs には加盟国への法的拘束力はないが、EES には加盟国への法的拘束力を有するという違いがある。

リスボン戦略では、その運用の中で、この BEPGs と EES とを、見かけの上で接合して「統合ガイドライン」として提示されることになった。当初は年度の運用サイクルとして、ちょうど半

年ずれていた BEPGs のサイクルと EES のサイクルをあわせただけで、BEPGs の『勧告』案と EES の『決定』案とを政策提案する権限を有する欧州委員会により、2005 年 4 月に一つの文書で両者が提案されたのである。両ガイドラインも、通し番号でひとつのガイドラインとしての外観を呈する工夫が施された。このことにより、それまで EES にしかなかった各加盟国による計画・報告義務は、『勧告』ベースだから本来法的義務として必要ではない BEPGs についても、求められることになったのである。このような法的効果が異なる政策手段どうしを接合し「抱き合わせ」化した外観を施して単一の「政策」と化し、本来法的拘束力がない事柄についても拘束力を及ぼしてしまうという、政策類型の組み合わせによるテクニックがここに見られたわけである。

（４） ヨーロピアン・セメスターでの「政策包含」と「政策移植」

EU では、2008 年の世界金融危機発生時の緊急対応で膨らんだ各国財政赤字を、欧州債務危機が継続するなかでいかに改善するのかが課題とされている。この課題対応のために EU で採られた政策類型のパッケージをここでは検討したい。

前項で見た、リスボン戦略のもとで BEPGs と EES を接合した統合ガイドラインは、2010 年 3 月で終了したリスボン戦略の後継にあたる EUROPE2020 というコンセプトにおいて引き継がれた。しかし、この EUROPE2020 は、それを包含する「ヨーロピアン・セメスター」という枠組に位置付けられ、安定成長協定（Stability and Growth Pact : SGP）と統合ガイドラインとの連動が構想された。「ヨーロピアン・セメスター」は、新設の欧州理事会議長ポストに就いたヘルマン・ファン・ロンパイのイニシアチブで構想されたものとされ、これ自体がリスボン戦略の後継である EUROPE2020 を重層的に包含する枠組であり、「政策包含」という政策運用パターンを見出すことができる。その大きな一角をなすのが、SGP と EUROPE2020 での統合ガイドラインとの連動、より正確に言えば、SGP と BEPGs の連動である。

SGP とは、現行の基本条約 TFEU では 126 条を根拠としているが、対 GDP 比赤字 3% 債務 60% という EMU 参加基準を満たそうとして財政規律に成功してきていた加盟国を EMU 実現後も恒久的に財政規律が維持されることを目的として設けられた EU 立法である。一つは 1998 年 7 月に発効した、予防的措置とされる加盟国財政状況の相互モニタリングシステムを導入する『規則』²⁷、もう一つは、1999 年 1 月に発効した、違反の場合の制裁手続につき定めた『規則』²⁸である。これら 2 つの『規則』から成る SGP は、BEPGs をそれとは別個により強化した EU の政策類型とみることができるだろう。いずれにせよ、統合ガイドラインは計画・報告を伴うものだが、内容の遵守についての法的義務は、BEPGs 部分は依然として『勧告』であるために、ない。しかし、SGP の場合は、明確な数値基準とともに目標達成につき法的義務が伴う。

この BEPGs と SGP との連動は、5 つの『規則』案と 1 つの『指令』案から成る、いわゆる“Six-Pack”²⁹として、欧州委員会から 2010 年 9 月 29 日に立法提案されて 2011 年 12 月 13 日に発効済みである。このように、（１）で見た枠組指令としてではなく、欧州委員会から同時に複数

の『立法措置』の案をひとまとめのパッケージとして提案することで「政策」として打ち出すパターンであるが、この事例は政策類型の内実として「政策の移植」を含む興味深いものである。

Six-Pack の内容としては、SGP については、単年度赤字対 GDP 比 3%、政府債務対 GDP 比 60%の基準自体は従来と変わらない。ただし予防措置については、国別に定められる中期目標 (country-specific medium-term objective) から大きく逸脱する (“significant deviation”) と欧州委員会から判定された場合、当該国に理事会勧告を出す提案が閣僚理事会に出されるが、その理事会勧告を出す意思決定が閣僚理事会での「逆特定多数決制 (準自動化)」となり、単年度赤字だけでなく政府債務も対象とされた。(対 GDP 比で 60%を超える場合、それを年平均で 1/20 減少させることが求められる。) また、是正措置については、勧告に従わない当該国に対して超過赤字手続 (Excessive Deficit Procedure) が取られ、段階的に有利子供託金 (前年度 GDP 比 0.2%) →無利子供託金→制裁金となる仕組みで、そのすべての判断が「逆特定多数決制 (準自動化)」で決定されるとされた。ただし、この是正措置の制裁金の仕組みはユーロ圏加盟国にのみ適用されるものである。

それでは、このように強化された SGP と、BEPGs がどのような意味で連動されたというのだろうか。それは、以上の SGP の予防措置と是正措置の仕組みを BEPGs にも同じく適用することなのである。ただし、SGP と違い BEPGs では「逸脱」基準は明示されていない。しかし、判断対象となる各国の経済政策とは何かと考えると、これも明示されていないが、EUROPE2020 の統合ガイドラインに沿って各加盟国が欧州委員会に提出する報告書 (National Reform Program : NRP) に他ならないと思われるわけである。

ここから、含意されることは、政策類型の「移植」のパターンが見られるということである。つまり、SGP の仕組みを BEPGs に盛り込むという意味での移植である。そして、BEPGs に関わる (より正確には統合ガイドラインの一角をなす EES の要素も含む) NRP を元に制裁金の可能性を設けることは、欧州委員会の判断により究極的には罰則適用に至らしめる可能性を意味する³⁰。

「ヨーロッパ・セメスター」のもう一つの大きな要素は、いわゆる “Two-Pack” として、2011 年 11 月に欧州委員会が提案した 2 つの『規則』案³¹であり、2013 年 5 月に閣僚理事会と欧州議会の合意により成立・発効した。ユーロ加盟国のみに該当する内容ではあるが、全ユーロ加盟国は毎年 10 月 15 日までに欧州委員会に次年度の自国の予算案を提出することが求められるという画期的なものである。各ユーロ加盟国から提出された予算案について、もし財政状況が維持できないと判断する場合には、欧州委員会は予算案の変更と再作成を求めることができることになっている。その欧州委員会の判断に対して加盟国側に法的遵守義務はないが、先に見た Six-Pack で決められた制裁手続の発動対象となることは見込まれる。これは、ヨーロッパ・セメスターという枠の中で、従来の SGP での財政規律改善計画を各加盟国が欧州委員会に提出するという次元を超えて、ユーロ加盟国の次年度予算案そのものを国内で可決する事前段階で欧州委員会が変更要請できる仕組みであり、EU のユーロ加盟国の間では極めて財政連邦主義の状況に

近づいたと見ることができよう。

おわりに

本稿を通じて、国際行政としての EU の政策類型の設定の仕方としては、基本条約という基底的な法的根拠においては、まずは、EU と加盟国間での権限割り当てのグラデーションが設定され、それぞれと対応する個別の政策分野が振り分けられるというスタイルとなっていることを確認した。そこでは、国際次元である EU 行政と加盟国行政とが『融合』的な「共有権限」というカテゴリーが設定されているものの、それは加盟国よりも EU に偏向的な形で「共有」であることも見て取れた。また、「法的措置」という政策手段という切り口からの EU の政策類型については、特に EU と加盟国行政との関係性における効果ないし機能別に『規則』『指令』『決定』『勧告』といった政策類型のレパートリーが揃っていることも確認した。ただし、基本条約で想定されている「通常立法手続」は、そもそも政策提案権が欧州委員会だけに限られているうえに、通常立法手続からは逸脱的な「委任措置」や「実施権限の授権」といった政策類型も充実していることを考慮すると、EU 政策過程に関わる機関のなかでも欧州委員会へと権限が偏る可能性が開かれていることが明らかになった。以上を総合すると、そもそもの法制度設計のレベルにおいて、国際行政としての EU は、通常の国内行政の場合以上に、行政国家的な状況となっていることが示されたといえよう。

さらに、これらの法的措置を中心とした EU 政策類型が実際にどのように運用されているのかを検討し、個別の EU の政策類型というのではなく、複数の法的措置を枠組指令として包括化するものや、レトリックを用いて実際には EU には権限がない政策分野にも拡張的に関与する慣行を作り出すもの、異なる政策類型同士を戦略的に組み合わせながら本来は持たないはずの効果やインパクトをもたらそうとする「政策類型の接合」、あるいは、近年のヨーロッパ・セメスターで見られるような「政策包含」や「政策移植」といった政策類型の組み合わせ技術が駆使されていることを示した。そして、これらの政策類型の組み合わせ技術が、あくまでも基本条約で設定された枠内においてという留保付きながらも、欧州委員会ないし EU への集権化の契機ともなりうる可能性を垣間見ることができたであろう。こうして、既存の学術的な政策類型論においても、詳細に基本条約の規定を検討しても、それらからだけでは必ずしも見えてこない国際行政としての EU の政策類型の特徴を、その運用実態まで検討することによって本稿は明らかにしたわけである。

注

- 1 Theodore J.Lowi (1972) 'Four Systems of Politics, and Choice', *Public Administration Review*, vol. 32, July/August., pp.298-310.
 なお、よく知られているように、ロウィ自身が4つの政策類型のひとつに含めている「構成的政策」への言及は他の3つの政策類型に比して弱いし、元々はロウィも1964年段階では「構成的政策」以外の3つの政策類型でアメリカ国内行政分析の視座を示していた。
 Theodore J.Lowi (1964) 'American Business, Public Policy, Case Studies and Political Theory', *World Politics*, vol. 16, pp.677-715. を参照
- 2 村松岐夫『戦後日本の官僚制』東洋経済新報社、1981年 とりわけ「第八章 戦後日本の政治過程と官僚制」の「第一節 日本型多元主義」に相当する286-299頁
- 3 真淵勝「第3章 再分配の政治過程」高坂正堯編『高度産業国家の利益政治過程と政策 日本』トヨタ財団学術奨励金報告書、1981年 84-132頁 とりわけ「第4節 現代日本の政治過程」に相当する120-128頁
- 4 山口二郎『大蔵官僚支配の終焉』岩波書店、1987年 とりわけ「第一章 政策決定の分析枠組」の「第二節 政策類型化の試み」に相当する33-57頁
- 5 曾我謙吾『行政学』有斐閣、2013年 224-225頁
- 6 同上 225頁
- 7 同上 277-283頁
- 8 同上 220頁「国際行政では、理念が国際機関の創出やそのあり方に深くかかわってきたことに注意しよう。」との記述より。
- 9 福田耕治『国際行政学 国際公益と国際公共政策 新版』有斐閣 2012年 12-13頁
- 10 Helen Wallace (2010) 'An Institutional Anatomy and Five Policy Modes', Wallace, H., Pollack, M.A., Young, A. (eds.) *Policy-Making in the European Union Sixth Edition* (Oxford: Oxford University Press) :pp.69-104.
- 11 ここでの「政府間主義」での「政府間」という言葉は、EU研究における学術用語の慣例として「EU加盟国政府間」という意味で用いるものであり、国内行政を対象とする行政学の学術用語として、地方自治体相互の関係以上に国と地方公共団体の関係が含意される「政府間」関係という言葉とは本質的に異なるものである。
- 12 平島健司 訳 K.ヨース F. ヴァルテンベルガー 著『EUにおけるロビー活動』日本経済評論社 2005年 にても、EU諸機関へのロビー活動を専門とするコンサルタント会社に依頼して、欧州委員会ではなく欧州議会の議員にアクセスして利益実現を図る事例が掲載されている。
- 13 正式名称はTREATY ON THE FUNCTIONING OF THE EUROPEAN UNIONである。2007年12月13日調印、2009年12月1日発効。なお、正確には、EUの基本条約は、TFEUとともに、TREATY ON EUROPEAN UNION (TEU) も存在するが、このTEUとTFEUはともに同じ法的価値を有するものとして、両条約文中にて相互参照されつつ、両条約を合わせて「the Treaties」（「両条約」）と呼称するものとされている。（TFEU第1条2項）本稿では、主にEUの政策類型を切り口に論を進めるため、それが規定されているTFEUを主たる参照テキストとする。ただ、本文中で先に見たヘレン・ウォーラスによる政策類型の⑤集中的な政府間主義に該当する、防衛面を含めた共通外交安全保障政策や司法内務協力分野については、TEUで定められている。
- 14 これは、日本における地方自治法を知る読者を想定していえば、国が地方公共団体に「関与」する際の、関与の類型として「是正の指示」と「是正の要求」とが設定されており、前者が達成の結果だけでなくその手段・方法にも法的義務が生じるものであるのに対し、後者が達成の結果だけに法的義務が生じるがその手段・方法は対象となる地方公共団体の裁量に委ねられるという違いに相似していることに気づかされるであろう。

- 15 たとえば, COMMISSION DELEGATED REGULATION (EU) No 231/2013 of 19 December 2012 supplementing Directive 2011/61/EU of the European Parliament and of the Council with regard to exemptions, general operating conditions, depositaries, leverage, transparency and supervision
- 16 たとえば, COMMISSION DELEGATED DIRECTIVE 2012/50/EU of 10 October 2012 amending, for the purposes of adapting to technical progress, Annex III to Directive 2011/65/EU of the European Parliament and of the Council as regards an exemption for applications containing lead
- 17 たとえば, COMMISSION DELEGATED DECISION of 3 February 2012 amending Directive 2009/42/EC of the European Parliament and of the Council on statistical returns in respect of carriage of goods and passengers by sea
- 18 たとえば, COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) No 920/2013 of 24 September 2013 on the designation and the supervision of notified bodies under Council Directive 90/385/EEC on active implantable medical devices and Council Directive 93/42/EEC on medical devices
- 19 たとえば, COMMISSION IMPLEMENTING DIRECTIVE 2013/45/EU of 7 August 2013 amending Council Directives 2002/55/EC and 2008/72/EC and Commission Directive 2009/145/EC as regards the botanical name of tomato
- 20 たとえば, COMMISSION IMPLEMENTING DECISION of 26 June 2013 providing the rules for the establishment, management and transparent functioning of the Network of national authorities or bodies responsible for health technology assessment (2013/329/EU)
- 21 Directive 89/391/EEC of 1989 to encourage improvements in the safety and health of workers
- 22 Water Framework Directive (Directive 2000/60/EC of 2000 in the field of water policy)
- 23 DIRECTIVE 2002/21/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 7 March 2002 on a common regulatory framework for electronic communications networks and services (Framework Directive)
- 24 脚注 23 の電気通信市場分野における包括的規制に関する枠組指令が該当する。
- 25 Fritz Scharpf (2002) ‘The European Social Model: Coping with the Challenges of Diversity’, *Journal of Common Market Studies*, No. 40/4, pp. 645–670
Maurizio Ferrera (2006) , *The Boundaries of Welfare. European integration and the new spatial politics of social protection*, Oxford, OUP.
- 26 COUNCIL DIRECTIVE 98/49/EC of 29 June 1998 on safeguarding the supplementary pension rights of employed and selfemployed persons moving within the Community
- 27 Council Regulation (EC) 1466/97: On the strengthening of the surveillance of budgetary positions and the surveillance and coordination of economic policies
- 28 Council Regulation (EC) 1467/97: On speeding up and clarifying the implementation of the excessive deficit procedure.
- 29 次の①～④が SGP の強化, ⑤⑥が BEPGs の強化のための法案である。
① COM (2010) 526 2010/0280/COD Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council amending Regulation (EC) No 1466/97 on the strengthening of budgetary surveillance and coordination of economic policies
② COM (2010) 522 2010/0276/CNS Proposal for a Council Regulation amending Regulation (EC) No 1467/97 regarding speeding up and clarifying the implementation of the excessive deficit
③ COM (2010) 524 2010/0278/COD Proposal for a Regulation of the European Parliament and the Council Directive on the effective enforcement of budgetary surveillance in the euro area
④ COM (2010) 523 2010/0277/NLE Proposal for a Council Directive of on requirements for the fiscal framework of the Member States
⑤ COM (2010) 527 2010/0281/COD Proposal for a Regulation of the European Parliament and

of the Council on the prevention and correction of macroeconomic imbalances

⑥ COM (2010) 525 2010/0279/COD Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on enforcement action to correct excessive macroeconomic imbalances in the euro area

- 30 この点について、最終成立の Six-Pack を閣僚理事会で採択する直前の 2011 年 10 月 28 日付で追加文書としてオーストリアが声明を出して懸念しているのが興味深い。

Brussels, 28 October 2011 (03.11) COUNCIL OF THE EUROPEAN UNION Interinstitutional File: 2010/0280 (COD) 15998/11 ADD 1 Statement by Austria Economic Governance Package

- 31 COM (2011) 819 final Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on the strengthening of economic and budgetary surveillance of Member States experiencing or threatened with serious difficulties with respect to their financial stability in the euro area

COM (2011) 821 final Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on common provisions for monitoring and assessing draft budgetary plans and ensuring the correction of excessive deficit of the Member States in the euro area

(原稿受付 2013 年 10 月 29 日)

《挨拶》



お世話になった皆様に心より筆舌に
尽くし難い感謝を捧げると共に
拓殖大学の更なる発展を祈念します

野 口 忠 彦

過日、政治経済研究所の高橋所長より、本号を「退職記念号」とするので、挨拶などをといわれましたので、一言御挨拶申し上げます。

私が拓殖大学に入学した当時は、拓殖大学中興の祖と目される政治学博士の矢部貞治先生が総長であられた。矢部先生は、東大における政治学の確立者小野塚喜平次博士の政治学の正統な後継者で、師小野塚博士による「デモクラシー」の訳語「衆民政」を踏襲して、昭和3年3月の『国家学会雑誌』掲載の「制度としての衆民政」でデビューし、昭和6年10月、12月、および昭和7年2月の同誌に「現代独欧に於ける衆民政緒論（一）、（二）、および（三）」を発表した。これらはデモクラシーの「本質」、理念、「現実形態」、および「価値」を論じたもので、戦後それらを中心にまとめて博士論文とされた。また、昭和9年4月には『野口忠彦選集』に「代表の社会的基礎」を発表された。これは、同年12月の『美濃部教授還暦記念 公法学の諸問題』第二巻に発表された宮沢俊義博士の「国民代表の概念」と対比され、前者は「国民代表」の肯定論と後者はその否定論とみる見解⁽¹⁾もあるが、後者において否定されたのは、法律学は「法の解釈の技術」と「法の科学」とを厳格に区別しなければならぬといわれる「法の科学」における「イデオロギー的性格をもつ」「国民代表」の「概念」であり、「法の科学」における「概念はその本質上現実と一致しなくてはならぬ」とされているのに、「現実との一致を欠く」「イデオロギー的性格をもつ」「国民代表」の「概念」を「法の科学」における概念とすること自体が問題であるともみられるが、いずれにしても対象とされたのは「国民代表」の「概念」そのものではなく、それは否定されていない。⁽²⁾もちろん、1967年9月の『海外事情 矢部貞治博士追悼号』（拓殖大学海外事情研究所発行）における「矢部貞治博士著作目録」（単行本のみ）をみても分かるように、矢部先生の業績は数多く範囲も広い。また、私が学生当時、総長講話であったかと思うが、社会主義独裁国

(1) 辻清明、「代表と参加」、『法政論集』北九州大学法学会、昭和53年11月。

(2) 脚詳しくは次の論稿をみる。野口忠彦、「〔国民〕代表」についてのわが国における古典的研究——矢部・宮沢論文の批判的検討——、『行動科学研究』、第27号、東海大学基礎社会科学研究所、1988年6月。

家はその国名に「デモクラシー」とか「デモクラティック」という語彙を用いた国家が族生しているさなか、ハンス・ケルゼンを引いてであったか、ケルゼン流にいえばといわれたか定かではないが、「本当はデモクラシーやデモクラティックではないものが、自らをそう称するのは、デモクラシーの価値を認めているからに他ならない。」と喝破されたことは、いまだに覚えている。

私は、このような矢部先生が総長であった拓殖大学において、政治学を学び始めることができたこと、および、矢部先生が政治学研究の出発点で研究対象となされ、その後も重要視された「デモクラシー」や「国民代表」を自分の研究対象とすることができ、「現代デモクラシー論」や「代表政治論」を担当することができたこと、さらに、拓殖大学で定年を向かえることができたことは本当によかったと思う。このようなことができたことは、ここで名前を挙げきれないほど実に多くの方々にお世話になり指導を受けたからである。ここに、お世話になり指導を受けた方々に、心より筆舌に尽くし難い感謝を捧げます。併せて拓殖大学の更なる発展を祈念します。

《略歴と業績》

〔生 年〕

1943 年 6 月 10 日（埼玉県川口市に生まれる）

〔学 歴〕

1967 年 3 月 拓殖大学政経学部政治学科卒業

1967 年 4 月 拓殖大学大学院経済学研究科修士課程入学

1969 年 3 月 拓殖大学大学院経済学研究科修士課程終了（経済学修士）

1969 年 4 月～1971 年 3 月 拓殖大学大学院特別研究生

1971 年 4 月 東海大学大学院政治学研究科修士課程入学

1974 年 3 月 東海大学大学院政治学研究科修士課程終了（政治学修士）

1974 年 4 月～1975 年 3 月 東海大学研究生

1975 年 4 月 東海大学大学院政治学研究科博士課程入学

1978 年 3 月 東海大学大学院政治学研究科博士課程満期退学

〔職 歴〕

1978 年 4 月～1993 年 3 月 東海大学政治経済学部非常勤講師

1991 年 4 月 拓殖大学政経学部専任講師

1996 年 4 月 拓殖大学政経学部教授

（1997 年 4 月～1999 年 3 月 拓殖大学政経学部政治学科長）

〔論 文〕

「イギリスにおける国民代表観念の成立」、『政治科学研究』Ⅰ, 政治科学研究会, 昭和 54 年（1979 年）4 月。

「イギリスにおける国民代表制の成立過程」、『政治科学研究』Ⅱ, 政治科学研究会, 昭和 55 年（1980 年）7 月。

「欧大陸における国民代表観念および国民代表制の成立」、『政治科学研究』Ⅲ, 昭和 56 年（1981 年）3 月。

「イギリスにおける国民代表の政治社会的基礎の崩壊」、『行動科学研究』, 吉村正先生追悼号, VOL. 18, 東海大学基礎社会科学研究所, 昭和 60 年（1985 年）3 月。

「アメリカにおける多元的でセクショナルな動態－均衡的代表の成立」、『行動科学研究』, VOL. 23, 東海大学基礎社会科学研究所, 1986 年（昭和 61 年）3 月。

「「(国民) 代表」についてのわが国における古典的研究——矢部・宮沢論文の批判的検討——」, 『行動科学研究』, VOL. 27, 東海大学基礎社会科学研究所, 1988 年（昭和 63 年）6 月。

「モンテスキューの『法の精神』における‘principal’の意味について——「代表」研究の立場から——」、『行動科学研究』, VOL. 30, 東海大学基礎社会科学研究所, 1990 年（平成 2 年）3 月。

「政党の機能についての比較分析枠組のデザイン」, 『拓殖大学論集』, 加藤頼三郎教授・服部治則教授退職記念論文集, 第 193・194 合併号, 拓殖大学研究所, 平成 3 年（1991 年）12 月。

「リンカーンのゲティスバーグ演説にける「人民の, 人民による, 人民のための政治」という言葉をデモクラシーの「定義」, 「概念」, あるいは「本質」などとする事について」, 『語学研究』, 第 71 号, 拓殖大学語学研究所, 平成 5 年（1993 年）1 月。

「「一般選挙」の特性について」, 『拓殖大学論集』, 第 207 号, 拓殖大学研究所, 平成 6 年（1994 年）4 月。

「イギリスにおける「庶民」および「国民」とは何であったのか——「代表」研究の立場から——」, 『拓殖大学論集』, 第 215 号, 拓殖大学研究所, 平成 7 年（1995 年）11 月。

「「国民代表」と「投票価値」——昭和 58 年最高裁判決についての批判的検討——」, 青木, 岩崎, 野口編『比較政治学の視座』, 新評論, 1998 年（平成 10 年）5 月。

「「民主主義」は適訳か——「デモクラシー」訳語考序説—— 1 ——」, 『拓殖大学論集』, 第 276 号, 拓殖大学政治経済研究所, 2009 年（平成 21 年）12 月。

「「民主主義」は適訳か——「デモクラシー」訳語考序説—— 2 ——」, 『拓殖大学論集』, 第 278 号, 拓殖大学政治経済研究所, 2010 年（平成 22 年）3 月。

「「民主主義」は適訳か——「デモクラシー」訳語考序説—— 3 ——」, 『拓殖大学論集』, 第 279 号, 拓殖大学政治経済研究所, 2010 年（平成 22 年）12 月。

「「民主主義」は適訳か——「デモクラシー」訳語考序説—— 4 ——（完）」, 『拓殖大学論集』, 第 281 号, 拓殖大学政治経済研究所, 2011 年（平成 23 年）3 月。

「訳語「民主主義」使用の一般化」, 『拓殖大学論集』, 第 291 号, 拓殖大学政治経済研究所, 2013 年（平成 25 年）12 月。

「「代表なければ課税なし no taxation without representation」の 3 つの意味—— 1 ——」, 『拓殖大学論集』, 第 293 号, 拓殖大学政治経済研究所, 2014 年（平成 26 年）3 月。

「政党構造についての比較分析枠組のデザイン——政党の機能と構造についての比較分析枠組のデザインのために——」, 『拓殖大学論集』, 第 293 号, 拓殖大学政治経済研究所, 2014 年（平成 26 年）3 月。

〔共 著〕

青木, 岩崎, 野口編, 『比較政治学の視座』, 新評論, 1988 年（平成 10 年）5 月。

拓殖大学 研究所紀要 投稿規則

(目的)

第1条 拓殖大学（以下、「本学」という。）に附置する，経営経理研究所，政治経済研究所，言語文化研究所，理工学総合研究所及び人文科学研究所（以下、「研究所」という。）が発行する紀要は，研究成果の多様な学術情報の発表の場を提供し，研究活動の促進に供することを目的とする。

(種類)

第2条 研究所は，次の紀要を発行する。

- (1) 経営経理研究所 紀要『拓殖大学 経営経理研究』
- (2) 政治経済研究所 紀要『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』
- (3) 言語文化研究所 紀要『拓殖大学 語学研究』
- (4) 理工学総合研究所 紀要『拓殖大学理工学研究報告』
- (5) 人文科学研究所 紀要『拓殖大学論集 人文・自然・人間科学研究』

(投稿資格)

第3条 研究所が発行する紀要の投稿者（共著の場合，投稿者のうち少なくとも1名）は，原則として研究所の研究員でなければならない。

2 研究所の編集委員会（以下「編集委員会」という）が認める場合には，研究員以外も，投稿することができる。

(著作権)

第4条 研究所が発行する紀要に掲載された著作物の著作権は，研究所に帰属する。

2 研究所が必要と認める場合には，投稿者の許可なく，著作物の転載や引用を許可する。ただし，事後に投稿者に報告するものとする。

3 研究所の紀要に掲載した著作物は，電子化しコンピュータネットワークを通じて，本学のホームページ等に公開するものとし，投稿者はこれを許諾しなければならない。

(執筆要領および投稿原稿)

第5条 投稿する原稿は，研究所の執筆要領に指示に従って作成する。

2 投稿する原稿は，図・表を含め，原則として返却しない。

3 学会等の発行物に公表した原稿あるいは他の学会誌等に投稿中の原稿は，研究所の紀要に投稿することはできない（二重投稿の禁止）。

(原稿区分他)

第6条 投稿区分は，別表1，2のとおり，定める。

2 投稿する原稿の区分は，投稿者が選定する。ただし，研究所の紀要への掲載にあたって

は、査読結果に基づいて、研究所の編集委員会の議を以て、投稿者に掲載の可否等を通知する。

- 3 研究所の紀要への投稿が決定した場合には、投稿者は 600 字以内で要旨を作成し、投稿した原稿のキーワードを 3～5 個選定する。ただし、要旨には、図・表や文献の使用あるいは引用は、認めない。
- 4 研究所研究助成を受けた研究成果発表（原稿）の投稿区分は、原則として論文とする。
- 5 研究所研究助成を受けて、既に学会等で発表した研究成果（原稿）は、抄録として掲載することができる。

（投稿料他）

第 7 条 投稿者には、一切の原稿料を支払わない。

- 2 投稿者には、掲載の抜き刷りを 50 部まで無料で贈呈する。50 部を超えて希望する場合は、超過分について有料とする。

（正誤の訂正）

第 8 条 印刷上の誤りについては、投稿者の申し出があった場合、これを掲載する。ただし、印刷の誤り以外の訂正や追加は、原則として取り扱わない。

- 2 投稿者の申し出があり、研究所の編集委員会がそれを適当と認めた場合には、この限りでない。

（その他）

第 9 条 本投稿規則に規定されていない事柄については、研究所の編集委員会の議を以て決定する。

（改廃）

第 10 条 この規則の改廃は、研究所運営委員会の議を経て研究所運営委員会委員長が決定する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 原稿区分（理工学総合研究所以外）

(1) 論文	研究の課題，方法，結果，含意（考察），技術，表現について明確であり，独創性および学術的価値のある研究成果をまとめたもの。
(2) 研究ノート	研究の中間報告で，将来，論文になりうるもの（論文の形式に準じる）。 新しい方法の提示，新しい知見の速報などを含む
(3) 抄録	研究所研究助成要領第10項（2）に該当するもの。
(4) その他	上記区分のいずれにも当てはまらない原稿（判例研究，解説論文，調査報告，資料，記録，研究動向，書評等）については，編集委員会において取り扱いを判断する。
	また，編集委員会が必要と認めた場合には，新たな種類の原稿を掲載することができる。

別表2 原稿区別（理工学総合研究所）

(1) 展望・解説，(2) 設計・製図，(3) 論文，(4) 研究速報，(5) 抄録（発表作品の概要を含む），(6) 留学報告，(7) 公開講座，(8) 学位論文

『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』 執筆要領

1. 発行回数

紀要『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』（以下、「紀要」という）は、原則として年2回発行する。

原稿提出期日および発行は、次のとおりとする（厳守）。

(1) 原稿の提出締切 5月末日－9月発行

(2) 原稿の提出締切 10月末日－3月発行

上記の発行に伴い、電子化し、コンピュータネットワークを通じて、本学の政治経済研究所（以下、「研究所」という）のホームページ等に公開するため、投稿者は、その旨を許諾する。

2. 執筆予定表

投稿希望者は、研究所が定めた日までに、紀要の執筆予定表に必要事項を記入・捺印し、学務部研究支援課（以下、「研究支援課」という。）に提出する。

3. 使用言語

使用言語は、日本語又は英語とする。ただし、これら以外の言語での執筆を希望する場合は、事前に政治経済研究所編集委員会（以下、「編集委員会」という）に書面にて申し出て、許可を受けたのち、外国語に通じた人の入念な校閲を受ける。

4. 様式

投稿する原稿は、完成原稿とし、原則としてワープロ原稿（A4用紙を使用し、横書き、1行43字×34行でプリント）2部を、編集委員会に提出する。

(1) 数字は、アラビア数字を用いる。

(2) ローマ字（及び欧文）の場合は、ダブルスペースで43行。1行の語数は日本語43文字分。

(3) 原稿の分量は、本文と注及び図・表を含め、原則として、A4縦版・横書で次のとおりとする。

なお、日本語以外の言語による原稿の場合もこれに準ずる。

① 論文 40,000字（1行43字×34行で27頁）以内

② 上記以外のもの 20,000字（1行43字×34行で14頁）以内

上記分量を超えた投稿する原稿は、編集委員会で分割掲載等の制限をおこなうこともある。

投稿者は、紀要の複数の号にわたり、同一タイトルで投稿を希望することはできない。

ただし、事前にその旨を、編集委員会に申し出て、許可を得た場合に限り、同一タイトルの原稿を何回かに分けて投稿することができる。

その場合は、最初の稿で、記載原稿の全体像と回数を明示しなければならない。

- (4) 上記以外の様式にて投稿する場合には、執筆予定表を提出する前に編集委員会と相談する。

5. 原稿

- (1) 原稿区分は、「拓殖大学 研究所紀要投稿規則」に記載されているとおりですが、紀要における「その他」の区分・定義については、別に定める。
- (2) 原稿の受理日は、研究支援課に到着した日とする。
- (3) 投稿は、完成原稿の写しを投稿者が保有し、原本を編集委員会宛とする。
- (4) 投稿する原稿とあわせて、紀要の投稿原稿表紙に必要事項を記入・捺印して研究支援課に提出する。

6. 図・表・数式の表示

- (1) 図・表の使用は、必要最小限にし、それぞれに通し番号と図・表名を付けて、本文中に挿入位置と原稿用紙上に枠で大きさを指定する。図・表も分量に含める。
- (2) 図および表は、コンピューター等を使って、きれいに作成する。
- (3) 数式は、専用ソフトを用いて正確に表現する。

7. 注・参考文献

- (1) 注は、本文中に（右肩に片パーレンで）通し番号とする。
- (2) 英文表記の場合は、例えば、The Chicago Manual of Style 等を参考にする。

8. 原稿の審査・変更・再提出

- (1) 投稿の採否は、編集委員会の指名した査読者の査読結果に基づいて、編集委員会が紀要への掲載を決定する。その際に編集委員会は、原稿区分の変更を投稿者に求める場合もある。
- (2) 編集委員会は、査読に基づき、若干の訂正、あるいは書き直しを要請することができる。また、上記判定を受けた投稿者は、その趣旨に基づいて、原稿を速やかに修正し、再度、編集委員会に提出する。ただし、査読結果の内容に疑問・異論等がある投稿者は、編集委員会にその旨を申し出ることができる。
- (3) 投稿者は、投稿を許可された原稿（査読済）を、編集委員会の許可なしに変更してはならない。
- (4) 査読の結果、大幅な修正がある場合には、投稿者の修正原稿を編集委員会が再査読し、その結果に基づいて、編集委員会が紀要への掲載の可否等を決定する。
- (5) 編集委員会が、紀要に掲載しない事を決定した場合は、政治経済研究所長（以下「所長」という）より、その旨を投稿者に通達する。

9. 投稿原稿の電子媒体の提出

投稿者は、編集委員会の査読を経て、修正・加筆などが済み次第、A4 版用紙（縦版、横書き）にプリントした完成原稿 1 部と電子媒体を提出する。電子媒体の提出時には、使用 OS とソフ

トウェア名を明記する。

なお、手元には、必ずオリジナルの投稿原稿（データ）を保管しておく。

10. 校 正

投稿した原稿の校正については、投稿者が初校および再校を行い、所長が三校を行う。

この際、投稿者がおこなう校正は、最小限の字句に限り、版組後の書き換え、追補は認めない。また、投稿者は、編集委員会の指示に従い、迅速に校正を行う。

投稿者が、期日までに校正が行われない場合には、紀要への掲載はできない。

12. 改 廃

この要領の改廃は、編集委員会の議を経て、所長が決定する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付記：「その他」の区分・定義について

- ①判 例 研 究：裁判事案の判決（要旨）の紹介とその解説及び批評等。
- ②解 説 論 文：他の専門分野の人々にも分かるように、研究内容を解説したもの。
- ③講 演：研究所が主催する講演会の記録を掲載するもの。
- ④シンポジウム：研究所が主催するシンポジウムの記録を掲載するもの。
紙上のシンポジウムを含む
- ⑤書 評：専門領域の学術図書についての書評
- ⑥随 想：自由な形式で教育や研究の課程で得た着想を述べたもの。
- ⑦通 信：個人、特定の団体に向けて書かれた通信文。
教育・研究に関する主題に限る。
- ⑧報 告：学界展望など。
研究所からの通知を含む。
- ⑨資 料：上の範疇以外で教育・研究上有用であると考えられるもの。

執筆者紹介（目次掲載順）

野口 忠彦（のぐち・ただひこ）	政 経 学 部 教 授	政治理論，比較政党論
守山 正（もりやま・ただし）	政 経 学 部 教 授	刑事法，犯罪学
立花 亨（たちばな・とおる）	政 経 学 部 教 授	微視政治学，比較宗教社会学
浅野 正彦（あさの・まさひこ）	政 経 学 部 教 授	比較政治学，政治学方法論
Dennis Patterson（デニス・パターソン）	テキサス工科大学教授	比較政治学，政治学方法論
山本 尚史（やまもと・たかし）	政 経 学 部 教 授	経済開発論，日本経済論
宮永 輝（みやなが・てる）	政 経 学 部 准 教 授	理論経済学，マクロ経済学
茂木 創（もてぎ・はじめ）	政 経 学 部 准 教 授	国際経済学，国際貿易論
原田 徹（はらだ・とおる）	政経学部講師(非常勤)	行政学，EU／ヨーロッパ政治

本誌のタイトル『拓殖大学論集』は、昭和30年（1955年）の第9号を「創立55周年記念」とするに際して、本学第10代総長・政治学博士・矢部貞治によって揮筆されたものです。

編集委員

高橋智彦 井上治 奥田進一 椎名規子 清水洋二 浜口裕子 山本尚史

拓殖大学論集 政治・経済・法律研究 第16巻第2号 ISSN 1344-6630

（拓殖大学論 293）ISSN 0288-6650

2014年3月25日 印刷

2014年3月31日 発行

編集 拓殖大学政治経済研究所編集委員会

発行者 拓殖大学政治経済研究所長 高橋 智彦

発行所 拓殖大学政治経済研究所

〒112-8585 東京都文京区小日向3丁目4番14号

Tel. 03-3947-7595 Fax. 03-3947-2397（研究支援課）

印刷所 株式会社 教文堂

THE REVIEW OF TAKUSHOKU UNIVERSITY: POLITICS, ECONOMICS and LAW

Vol. 16 No. 2

March 2014

Articles

- | | | |
|-------------------------------------|---|------------|
| Tadahiko Noguchi | A Design of Structural Framework for Comparative Analysis of Political Parties
—Toward a Design of Functional and Structural Framework for Comparative Analysis of Political Parties — | (1) |
| Tadahiko Noguchi | Three Aspects of “no taxation without representation” | -1- (37) |
| Tadashi Moriyama | Evaluating the Community Courts Developed in England and Wales | (55) |
| Toru Tachibana | The Anatomy of the Quran:
Monotheism in Terms of Human Behavior | (79) |
| Masahiko Asano,
Dennis Patterson | The Relationship Between Ministerial Status and Candidate Success in Japanese District Elections, 1967-2009 | (115) |
| Takashi Yamamoto | Comparative Analysis on Economic Development Approaches that Enhance Regional Sustainability | (131) |
| Teru Miyanaga | An analysis of Environmental Kuznets Curve with endogenous growth model including exhaustible resources | (151) |
| Hajime Motegi | Enhancement of the Economic relations between China and the Middle East oil producing countries | (169) |
| Toru Harada | Policy Types and their Actual Operations in the EU as International Public Administration:
: Concentration of Power through Policy Types
Combinations | (185) |

An Address, Profiles and Works of Retired Professor

Tadahiko Noguchi(211)

Submission of Manuscript(215)

Instructions for Contributors(218)

Edited and Published by
INSTITUTE FOR RESEARCH IN POLITICS & ECONOMICS
TAKUSHOKU UNIVERSITY
Kohinata, Bunkyo-ku, Tokyo 112-8585, JAPAN